

茨 木 市 防 災 会 議 次 第

と き：令和5年2月10日（金）

午後2時～

ところ：茨木市役所南館8階中会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議案審議

茨木市地域防災計画の修正について

4 講 演

テーマ：連携して解決すべき茨木市の防災課題とは

講 師：関西大学社会安全学部教授 奥村 与志弘 氏

5 閉 会

<配付資料>

① 茨木市防災会議次第	
② 茨木市防災会議委員一覧表	
③ 茨木市防災会議配席表	資料 1
④ 茨木市防災会議条例	資料 2
⑤ 茨木市防災会議運営規程	資料 3
⑥ パブリックコメントにおける意見等募集の結果について	資料 4
⑦ パブリックコメント後の修正箇所	資料 5
⑧ 茨木市地域防災計画資料編修正箇所一覧	資料 6
⑨ 茨木市地域防災計画令和 4 年度修正（案）	資料 7
⑩ 茨木市地域防災計画令和 4 年度修正（案）の概要	参考資料

茨木市防災会議委員一覧表

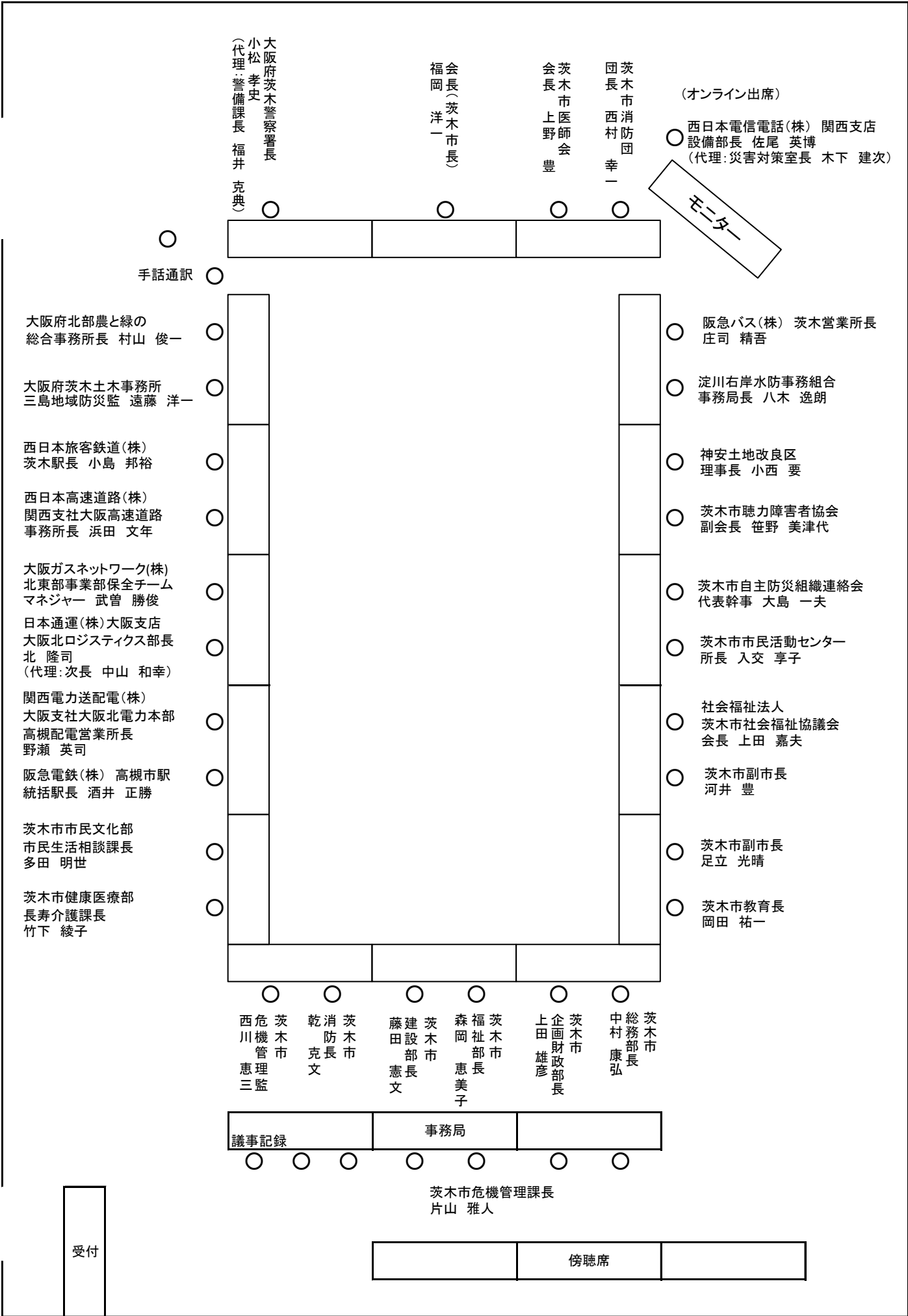
令和5年1月4日

	選任区分（茨木市防災会議条例第3条第5項）	所 属	氏 名	任期満了日
1	第1号	市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者	近畿農政局大阪府拠点総括農政推進官 笹 倉 健 一	R5. 9. 21
2	第2号	大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	大阪府茨木土木事務所長 井 上 泰 正	R5. 9. 21
3			大阪府茨木土木事務所三島地域防災監 遠 藤 洋 一	R5. 9. 21
4			大阪府北部農と緑の総合事務所長 村 山 俊 一	R5. 9. 21
5			大阪府茨木保健所次長 角 谷 典 計	R5. 9. 21
6	第3号	大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者	大阪府茨木警察署長 小 松 孝 史	R5. 9. 21
7	第7号	市の区域において業務を行なう指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者	日本郵便（株）茨木郵便局長 堀 本 幸 妥	R5. 9. 21
8			西日本旅客鉄道（株）茨木駅長 小 島 邦 裕	R5. 9. 21
9			西日本電信電話株式会社 関西支店 設備部長 佐 尾 英 博	R5. 9. 21
10			西日本高速道路（株）関西支社大阪高速道路事務所長 浜 田 文 年	R5. 9. 21
11			大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部保全チームマネジャー 武 曾 勝 俊	R5. 9. 21
12			日本通運（株）大阪支店 大阪北ロジスティクス部長 北 隆 司	R5. 9. 21
13			関西電力送配電（株）大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所所長 野 瀬 英 司	R5. 9. 21
14			阪急電鉄（株）高槻市駅統括駅長 酒 井 正 勝	R5. 9. 21
15			阪急バス（株）茨木営業所長 庄 司 精 吾	R5. 9. 21
16			淀川右岸水防事務組合事務局長 八 木 逸 朗	R5. 9. 21
17			神安土地改良区理事長 小 西 要	R5. 9. 21
18	第8号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者	自主防災組織連絡会代表幹事 大 島 一 夫	R5. 9. 21
19			茨木市聴力障害者協会副会長 笹 野 美 津 代	R5. 9. 21
20			茨木市市民活動センター所長 入 交 享 子	R5. 9. 21
21			社会福祉法人茨木市社会福祉協議会会長 上 田 嘉 夫	R5. 9. 21
22	第9号	その他市長が特に必要と認め任命する者	茨木市医師会会長 上 野 豊	R5. 9. 21
23	第4号	市長がその部門の職員のうちから指命する者	茨木市副市長 河 井 豊	現職にある間
24			茨木市副市長 足 立 光 晴	現職にある間
25			茨木市危機管理監 西 川 恵 三	現職にある間
26			茨木市総務部長 中 村 康 弘	現職にある間
27			茨木市企画財政部長 上 田 雄 彦	現職にある間
28			茨木市市民文化部市民生活相談課長 多 田 明 世	現職にある間
29			茨木市健康医療部長寿介護課長 竹 下 綾 子	現職にある間
30			茨木市福祉部長 森 岡 恵 美 子	現職にある間
31			茨木市建設部長 藤 田 憲 文	現職にある間
32	第5号	教育長	茨木市教育長 岡 田 祐 一	現職にある間
33	第6号	消防長及び消防団長	茨木市消防長 乾 克 文	現職にある間
34			茨木市消防団長 西 村 幸 一	現職にある間

茨木市防災会議配席表 (敬称省略)

資料 1

と き：令和5年2月10日(金) 午後2時～
ところ：南館8階中会議室



茨木市防災会議条例

昭和38年8月3日
茨木市条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、茨木市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 茨木市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて茨木市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充て、その定数は35人以内とする。

- (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関(法第2条第4号の指定地方行政機関をいう。)の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部門の職員のうちから指命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 市の区域において業務を行なう指定公共機関(法第2条第5号の指定公共機関をいう。)または指定地方公共機関(法第2条第6号の指定地方公共機関をいう。)の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が特に必要と認め任命する者

6 委員(前項第4号から第6号までに掲げる委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任させるものとする。

(議事)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則(昭和49年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の茨木市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により最初に任命された委員の任期については、同条第6号の規定にかかわらず、市長が別に定める。

茨木市防災会議運営規程

(目的)

第1 この規程は、茨木市防災会議条例（昭和38年茨木市条例第26号）第5条の規定に基づき、茨木市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(代理出席)

第3 茨木市防災会議条例第3条第5項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる委員（第8号にあっては、自主防災組織を構成する者に限る。）が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員の属する機関の職員が代理者として会議に出席し、審議に加わることができる。

(会長の職務代理)

第4 会長に事故があるときは、委員である防災事務担当の茨木市副市長がその職務を代理する。

(会議の特例)

第5 会長は、会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を各委員に回付することにより、会議に代えることができる。

2 前項に規定する議事の決定については、第2第3項の規定を準用する。

(専決等)

第6 会長は、会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、会議の処理すべき事項について専決処分することができる。

2 前項の規定によるもののほか、会長は、軽微な事項について専決処分することができる。

3 一部の機関のみに関係ある事項については、会長は、当該機関に属する委員と協議して処分することができる。

4 会長は、第1項の規定により専決処分したときは、次の会議において報告し承認を

求めなければならない。

- 5 会長は、第2項及び第3項の規定により専決処分したときは、書面にて委員に報告しなければならない。

(庶務)

- 第7 会議の庶務は、茨木市総務部危機管理課において処理する。

(補則)

- 第8 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和4年8月9日から施行する。

パブリックコメントにおける意見等募集の結果について

案 件	茨木市地域防災計画（令和 4 年度修正）について
結果の公表場所	ホームページ、危機管理課担当窓口（市役所本館 3 階）、 情報ルーム（市役所南館 1 階）
意見募集期間	令和 4 年 12 月 21 日から令和 5 年 1 月 18 日まで
意見提出件数	1 人 1 件 (うち賛否のみ 0 件、対象外 0 件)
意見募集時 公表資料	・茨木市地域防災計画 令和 4 年度修正（案） ・茨木市地域防災計画 令和 4 年度修正（案）新旧対照表 ・茨木市地域防災計画 令和 4 年度修正（案）の概要
結果公表日	令和 5 年 2 月 日
担当課	総務部 危機管理課 防災政策係 電 話：072-620-1617 F A X：072-624-9249 E メール：kikikanri@city.ibaraki.lg.jp

提出された意見等及び市の考え方（案）

No.	意見の概要	市の考え方
1	ローズWAMにて、浅野幸子先生の防災講座を数回受講したことがあり、非常に印象に残り、以後、食品のローリング保存や水の備蓄、様々な備えを維持しています。新旧比較資料を読んで、国や大阪府の知見、北部地震で得た教訓（ガス対策等）が、たくさん盛り込まれていることを感じ、プラン改正への真摯な取り組みを評価します。女性の立場から、人口の半分である女性の日頃からのエンパワーを願います。疎遠になりがちな地縁団体だけでなく、志縁団体にも防災研修をすすめ、多角度な広がりを目指したいです。文中、性暴力・DVに関する記述が数か所加えられたことを評価します。人権・男女共生課との連携に期待します。女性の主体性を引き出すワークショップ、そして地域の長にあたる方(多くは男性)に女性登用を促す取り組みを広げていただきたいと思います。	防災分野への女性の参画は重要であると認識しており、本市の取り組みへのご期待に応えるべく男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備や人材の育成等に引き続き取り組んでまいります。

パブリックコメント後の修正箇所

No.	該当箇所							修正意見	パブリックコメント時の修正案	パブリックコメント後の修正案												
	令和元年度 本文該当 ページ	令和４年度 本文該当 ページ	令和4年度 新旧対照表 該当ページ	部	章	節	見出し 番号	修正理由・修正内容														
1	3-25	3-31	26	3	4	2	1(1) (ウ)	令和５年２月１日より 長周期地震動階級４が 特別警報に位置付けら れたことによる修正	注２ 以下の現象についても特別警報に位置付ける。 <table><tr><td>現 象 の 種 類</td><td>発 表 基 準</td></tr><tr><td>地震（地震動）</td><td>震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置付け る）</td></tr></table>	現 象 の 種 類	発 表 基 準	地震（地震動）	震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置付け る）	注２ 以下の現象についても特別警報に位置付ける。 <table><tr><td>現 象 の 種 類</td><td>発 表 基 準</td></tr><tr><td>地震（地震動）</td><td>震度６弱以上~~又は長周期地震動階級４~~の大きさの地震 動が予想される場合。~~※~~ （緊急地震速報（震度６弱以上~~又は長周期地震動階級４~~ の揺れを予想）を特別警報に位置付ける）</td></tr></table> ※長周期地震動階級とは、気象庁長周期地震動階級表（令和２年気象庁告示第6号）で定めるものをいう。	現 象 の 種 類	発 表 基 準	地震（地震動）	震度６弱以上 ~~又は長周期地震動階級４~~ の大きさの地震 動が予想される場合。 ~~※~~ （緊急地震速報（震度６弱以上 ~~又は長周期地震動階級４~~ の揺れを予想）を特別警報に位置付ける）				
現 象 の 種 類	発 表 基 準																					
地震（地震動）	震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置付け る）																					
現 象 の 種 類	発 表 基 準																					
地震（地震動）	震度６弱以上 ~~又は長周期地震動階級４~~ の大きさの地震 動が予想される場合。 ~~※~~ （緊急地震速報（震度６弱以上 ~~又は長周期地震動階級４~~ の揺れを予想）を特別警報に位置付ける）																					
2	4-25	4-30	26	4	4	2	3(1)	令和５年２月１日より 長周期地震動階級４が 特別警報に位置付けら れたことによる修正	なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、 地震動特別警報に位置づけられる。	なお、震度６弱以上 ~~又は長周期地震動階級４~~ の揺れを予想した緊急 地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。												
3	4-23	4-27	22 23	4	4	2	1(1)	令和５年２月１日より 長周期地震動に関する 観測情報の発表の迅速 化と、従来よりも高解 像度化・高精度化した 推計震度分布図の提供 が開始されたたことに よる修正	<table><tr><td>推計震度 分布図</td><td>・震度５弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を 図情報として発表。</td></tr><tr><td>長周期 地震動に 関する 観測情報</td><td>・震度３以上</td><td>高層ビル内での被害の発生可能性等につ いて、地震の発生場所（震源）やその規模 （マグニチュード）、地域ごと及び地点ご との長周期地震動階級等を発表（地震発生 から約 20～30 分後に気象庁ホームペー ジに掲載）。</td></tr></table>	推計震度 分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を 図情報として発表。	長周期 地震動に 関する 観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等につ いて、地震の発生場所（震源）やその規模 （マグニチュード）、地域ごと及び地点ご との長周期地震動階級等を発表（地震発生 から約 20～30 分後に気象庁ホームペー ジに掲載）。	<table><tr><td>推計震度 分布図</td><td>・震度５弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、~~±~~ ~~km250m~~ 四方ごとに推計した震度（震度４以 上）を図情報として発表。</td></tr><tr><td>長周期 地震動に 関する 観測情報</td><td>・~~震度３~~長周期地震動階級 <u>1</u>以上</td><td>高層ビル内での被害の発生可能性等につ いて、地震の発生場所（震源）やその規模 （マグニチュード）、地域ごと及び地点ご との長周期地震動階級等を発表（地震発生 から約~~20～30 分後に気象庁ホームペー ジ~~ <u>上に掲載10分程度</u>）。</td></tr></table>	推計震度 分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 ~~±~~ ~~km250m~~ 四方ごとに推計した震度（震度４以 上）を図情報として発表。	長周期 地震動に 関する 観測情報	・ ~~震度３~~ 長周期地震動階級 <u>1</u> 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等につ いて、地震の発生場所（震源）やその規模 （マグニチュード）、地域ごと及び地点ご との長周期地震動階級等を発表（地震発生 から約 ~~20～30 分後に気象庁ホームペー ジ~~ <u>上に掲載10分程度</u> ）。
推計震度 分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を 図情報として発表。																				
長周期 地震動に 関する 観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等につ いて、地震の発生場所（震源）やその規模 （マグニチュード）、地域ごと及び地点ご との長周期地震動階級等を発表（地震発生 から約 20～30 分後に気象庁ホームペー ジに掲載）。																				
推計震度 分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 ~~±~~ ~~km250m~~ 四方ごとに推計した震度（震度４以 上）を図情報として発表。																				
長周期 地震動に 関する 観測情報	・ ~~震度３~~ 長周期地震動階級 <u>1</u> 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等につ いて、地震の発生場所（震源）やその規模 （マグニチュード）、地域ごと及び地点ご との長周期地震動階級等を発表（地震発生 から約 ~~20～30 分後に気象庁ホームペー ジ~~ <u>上に掲載10分程度</u> ）。																				
4	2-52	2-59	52	2	2	8	1	令和５年1月に改正し た「茨木市災害時避難 行動要支援者名簿作 成、管理及び運用要 綱」に合わせた文言整 理	(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次に掲げる者のうち、 <u>避難支援等関係者に対し、支援に必要な個人情報を提供することに同意した者のとおりとする</u> 。ただし、施設入所者や長期入院中の者を除く。 ア 身体障害者手帳１・２級を所持する身体障害者 イ 精神障害者保健福祉手帳１ ~~→2~~ 級を所持する者 ~~で単身世帯の者~~ ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者 エ 要介護認定3、 <u>4又は</u> ~~～~~ 5を受けている者 オ 同居者のみでは避難が困難な者のうち、市長が支援の必要を認めた者 (2) 避難支援等関係者の範囲 避難支援等に携わる関係者として、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供できる者の範囲は次のとおりとする。	(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次に掲げる者のうち、 ~~避難支援等関係者に対し、支援に必要な個人情報を提供することに同意した者のとおりとする~~ 。ただし、施設入所者や長期入院中の者を除く。 <u>また、当該名簿に掲載する者のうち、支援に必要な個人情報を避難支援等関係者に提供することに同意した者について、事前提供用避難行動要支援者名簿に掲載する。</u> ア 身体障害者手帳１・２級を所持する身体障害者 イ 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者 ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者 エ 要介護認定3、４又は5を受けている者 オ 同居者のみでは避難が困難な者のうち、市長が支援の必要を認めた者 (2) 避難支援等関係者の範囲 避難支援等に携わる関係者として、あらかじめ <u>事前提供用</u> 避難行動要支援者名簿を提供できる者の範囲は次のとおりとする。												

※ 青字は第１回茨木市防災会議後に修正した箇所。赤字はパブリックコメント後の修正箇所

茨木市地域防災計画資料編 修正箇所一覧

令和元年度 資料番号	令和4年度 資料番号	資料名等	修正箇所
第1号	第1号	急傾斜地崩壊危険箇所および急傾斜地崩壊危険区域一覧表	大阪府地域防災計画の関係資料に合わせて急傾斜地崩壊危険箇所を削除し、急傾斜地崩壊危険区域一覧表に修正
第2号	第2号	土砂災害防止法の指定区域一覧表	・土砂災害防止法の指定区域を地図化 ・最新の情報に修正
第3号	削除	土石流危険渓流一覧表	大阪府地域防災計画の関係資料に合わせて削除
第4号	削除	地すべり危険箇所および地すべり防止区域一覧表	大阪府地域防災計画の関係資料に合わせて削除
第5号	第3号	山地災害危険地区一覧表	・山地災害危険地区を地図化 ・最新の情報に更新
第6号	第4号	避難情報発令基準	・水位の名称変更及び数値修正 ・避難情報の名称変更 ・＜メッシュ位置図＞、＜茨木市域該当メッシュ番号＞、「警戒レベル相当情報」、「避難情報」の修正
第7号	第5号	気象庁震度階級関連解説書	資料名称を「気象庁震度階級関連解説表・長周期地震動階級関連解説表」に修正し、長周期地震動関連解説表を追加
第8号	第6号	茨木市地震被害想定調査結果	修正なし
第9号	第7号	大阪府地震被害想定調査結果	修正なし
第10号	第8号	災害時援助協定等締結一覧	市（消防機関含む）が締結している災害時援助協定の情報に更新
第11号	第9号	災害時医療救護班の救護所別編成一覧表	修正なし
第12号	第10号	市内の二次救急告示病院一覧表	・「日翔会病院」を「東和会いばらき病院」、「博愛茨木病院」を「茨木みどりヶ丘病院」、「清風会茨木病院」を「茨木病院」に修正 ・市内の二次救急告示病院一覧表を地図化
第13号	第11号	緊急交通路・避難地・避難路・避難所等一覧表	
		【用語の説明】	大阪府地域防災計画との整合のため以下の内容を修正 ・「指定避難所」を「指定一般避難所」、「福祉避難所」を「指定福祉避難所」に修正 ・「指定福祉避難所」の用語説明を修正
		【府が選定する広域緊急交通路一覧】 【市が選定する地域緊急交通路一覧】	緊急交通路の路線情報を地図化
		【市災害医療センター】	市災害医療センターの名称、所在地の修正
		1. 市が指定する耐震診断義務化対象路線 2. 市が指定する耐震診断義務化対象路線 3. 府が指定する耐震診断義務化対象路線	・耐震診断義務化対象路線の路線名を修正 ・耐震診断義務化対象路線の地図化
		【一時避難地一覧】	中央公園の名称、所在地を修正
		【広域避難地に通じる避難路一覧】	広域避難地に通じる避難路の地図化
		【土砂災害の警戒避難に係る避難路】 【避難路として適さない区間】	・最新の情報に更新 ・警戒避難に係る避難路及び避難路として適さない区間の地図化
		【災害協定に基づく福祉避難施設一覧】	最新の情報に修正
第14号	第12号	浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内における災害時要配慮者利用施設一覧表	・最新の情報に修正 ・サービス種別を追加
第15号	第13号	応急仮設住宅建設候補地一覧表	・西河原南グラウンドの面積修正 ・応急仮設住宅建設候補地の地図化
第16号	第14号	重要物資の備蓄	哺乳瓶、マスクの項目を修正

令和元年度 資料番号	令和4年度 資料番号	資料名等	修正箇所
第17号	第15号	応援要請先一覧表	・「西日本電信電話(株) 大阪支店」を「西日本電信電話(株) 関西支店」に修正 ・西日本電信電話(株)、大阪モノレール(株)の電話番号を修正 ・「大阪ガス(株) ネットワークカンパニー北東部導管保全チーム」を「大阪ガスネットワーク(株) 北東部事業部」に修正 ・「日本通運(株)大阪北支店」を「日本通運(株) 大阪支店大阪北ロジスティクス部」に修正 ・「関西電力(株) 大阪北電力本部高槻配電営業所」を「関西電力送配電(株) 大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所」に修正 ・「大阪高速鉄道(株)」を「大阪モノレール(株)」に修正
第18号	第16号	茨木市防災会議条例	修正なし
—	第17号	茨木市防災会議運営規程	追加
第19号	第18号	茨木市災害対策本部条例	修正なし
第20号	第19号	茨木市防災会議委員一覧表	最新の情報に修正
第21号	第20号	茨木市防災行政無線局一覧	「玉櫛公民館」を「玉櫛コミュニティセンター」に修正
第22号	第21号	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	最新の情報に修正
第23号	第22号	茨木市の災害履歴	修正なし

茨木市地域防災計画 令和4年度修正の概要

1 背景・目的

「茨木市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条（及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条）の規定に基づき茨木市防災会議が定める計画であり、国の「防災基本計画」及び大阪府の「地域防災計画」の内容に抵触しないものとされています。

茨木市防災会議では、茨木市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、大規模災害からの復興に向けた取組の推進を図ることを目的に、国・大阪府の計画との整合を図り、あわせて茨木市独自のマニュアル等を踏まえた修正を行いました。

2 修正のポイント

近年の防災をめぐる法令改正や社会情勢の変化等を踏まえ、以下のポイントに焦点を当てた修正を行いました。

- 防災基本計画との整合
- 大阪府地域防災計画との整合
- 茨木市独自の災害対策本部対策部別活動マニュアル、業務継続計画及び受援計画との整合

3 主な修正内容

(1) 防災基本計画との整合を図る主な修正 【令和元年度～4年度】

ア 令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

- ① ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知及び避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進 【2-9、2-17】
- ② 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施 【2-86】

イ 令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

- ① 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進 【2-67】
- ② 停電に備えた国・大阪府・茨木市・電力事業者の取組の推進 【2-68】
- ③ 病院等重要施設の非常用電源確保の推進 【2-86】

ウ 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- ① 避難情報の名称変更及びあり方の包括的な見直し 【2-53】
- ② 広域避難体制の整備 【2-54】
- ③ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び安否確認等への活用 【2-61】
- ④ 福祉避難所の指定の公示 【2-62】
- ⑤ 大阪府内の市町村間及び大阪府外への広域避難の協議 【3-62、4-43】

エ 災害時の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- ① 避難所の感染症対策、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施 【2-29】
- ② 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施 【2-55】
- ③ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供 【2-55】
- ④ 人的支援の受入れに際しての感染症対策 【3-14、4-13】

オ その他

- ① 盛土による災害の防止に向けた対応 【2-11】
- ② 無人航空機等の最新の情報収集手段を用いた情報収集伝達体制の強化 【2-34】
- ③ 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 【2-34、3-26、3-44、4-25、4-31】
- ④ 応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害認定調査・判定の早期実施 【2-58】
- ⑤ 自衛隊派遣部隊の自発的な「提案型」の支援の追加 【3-19～20、4-18～19】

(2) 大阪府地域防災計画との整合を図る主な修正 【令和元年度～4年度】

- ① 女性の視点を踏まえた防災対策の推進 【1-2】
- ② 災害ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進 【1-26】
- ③ 災害対応業務のデジタル化の推進 【2-30】
- ④ 「災害モード宣言」の運用 【2-35】
- ⑤ 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の受入れ 【2-60】
- ⑥ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保 【2-62】
- ⑦ 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進 【2-79】
- ⑧ 空き家等の二次災害防止対策 【4-40】
- ⑨ 災害応急対策における交通機能の確保 【3-85～86、4-65～66】
- ⑩ それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建 【6-11～12】

(3) 茨木市独自のマニュアル等との整合を図る主な修正 【令和2年度～3年度】

ア 災害対策本部対策部別活動マニュアル

- ① マニュアルとの整合を図るための茨木市の業務等の整理 【1-11～21】
- ② 災害対策本部事務局及びその所管事務に関する事項の追加 【3-5、4-4】

イ 業務継続計画

- ① 業務継続計画の特に重要な6要素及び業務継続に必要な資源の確保 【2-31】
- ② 災害対策本部の決定事項に「業務継続計画の発動」の追加 【3-6、4-5】

ウ 受援計画

- ① 受援体制の平時からの整備及び災害時の応援要請先の明確化 【2-31～32】
- ② 人的支援については『応援・受援班』を、物的支援については『物資班』を中心とした受援体制の構築 【3-14、4-13】
- ③ 人的支援や物的支援の要請方法等を具体化 【3-14～18、4-13～17】

茨木市地域防災計画

茨木市防災会議

第 1 部 総則

第 1 章 計画の方針.....	1-	1
第 1 節 目的.....	1-	1
第 2 節 計画の概要.....	1-	2
第 3 節 防災ビジョン.....	1-	3
第 2 章 茨木市の概況.....	1-	5
第 1 節 自然的条件.....	1-	5
第 2 節 社会的条件.....	1-	8
第 3 章 災害の想定.....	1-	10
第 1 節 被害の想定.....	1-	10
第 4 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1-	11
第 5 章 市民、事業者の基本的責務.....	1-	25

第 2 部 災害予防対策

第 1 章 災害に強いまちづくり.....	2-	1
第 1 節 都市の防災機能の強化.....	2-	1
第 2 節 建築物等の安全化.....	2-	5
第 3 節 土砂災害等予防対策の推進.....	2-	8
第 4 節 水害予防対策の推進.....	2-	13
第 5 節 危険物等災害予防対策の推進.....	2-	19
第 6 節 放射線災害予防対策の推進.....	2-	20
第 2 章 災害応急・復旧対策のための事前対策.....	2-	21
第 1 節 総合的防災体制の整備.....	2-	21
第 2 節 情報収集伝達体制の整備.....	2-	33
第 3 節 火災予防対策の推進.....	2-	37
第 4 節 消火・救急・救助体制の整備.....	2-	39
第 5 節 災害時医療体制の整備.....	2-	41
第 6 節 緊急輸送体制の整備.....	2-	49
第 7 節 避難受入れ体制の整備.....	2-	51
第 8 節 避難行動要支援者への対策.....	2-	59
第 9 節 緊急物資確保体制の整備.....	2-	64
第 10 節 ライフラインの予防対策.....	2-	69
第 1 1 節 交通確保体制の整備.....	2-	75
第 1 2 節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	2-	76
第 1 3 節 帰宅困難者支援体制の整備.....	2-	77

第3章 地域防災力の向上.....	2-	79
第1節 防災意識の高揚.....	2-	79
第2節 自主防災体制の整備.....	2-	84
第3節 ボランティアの活動環境の整備.....	2-	89
第4節 関係団体との連携.....	2-	90

第3部 風水害応急対策

第1章 災害応急活動体制.....	3-	1
第1節 災害活動体制.....	3-	1
第2節 動員配備体制.....	3-	8
第3節 業務継続に必要な資源の確保.....	3-	11
第2章 災害救助法の適用.....	3-	12
第1節 実施責任者.....	3-	12
第2節 適用手続.....	3-	13
第3章 広域応援の要請・受入れ.....	3-	14
第1節 受援体制の構築.....	3-	14
第2節 人的支援の受入れ.....	3-	14
第3節 物的支援の受入れ.....	3-	18
第4節 自衛隊の災害派遣要請.....	3-	19
第5節 被災自治体への職員派遣.....	3-	23
第6節 応急対策職員派遣制度に基づく支援.....	3-	24
第7節 災害緊急事態.....	3-	25
第4章 情報の収集伝達.....	3-	26
第1節 通信連絡体制.....	3-	26
第2節 災害情報の収集伝達.....	3-	28
第3節 被害情報等.....	3-	44
第4節 災害広報.....	3-	47
第5章 各種災害の応急対策.....	3-	49
第1節 水防対策.....	3-	49
第2節 土砂災害の応急対策.....	3-	54
第3節 二次災害の防止.....	3-	56
第6章 避難対策.....	3-	58
第1節 避難.....	3-	58
第2節 福祉活動.....	3-	69
第3節 広域一時滞在.....	3-	70
第4節 災害時の警備.....	3-	71

第 7 章	救助救急及び医療救護対策	3- 72
第 1 節	救助・救急対策	3- 72
第 2 節	医療救護活動	3- 74
第 8 章	交通輸送対策	3- 80
第 1 節	交通規制・緊急輸送活動	3- 80
第 2 節	交通の維持復旧	3- 85
第 9 章	緊急物資の供給	3- 87
第 1 節	物資等の運送要請	3- 87
第 2 節	給水活動	3- 89
第 3 節	食糧及び生活必需品の供給	3- 91
第 10 章	環境衛生対策	3- 96
第 1 節	廃棄物の処理	3- 96
第 2 節	防疫・保健衛生対策	3- 99
第 3 節	遺体対策	3-103
第 4 節	社会秩序の維持	3-104
第 11 章	ライフラインの応急対策	3-106
第 1 節	上水道の応急対策	3-106
第 2 節	下水道施設の応急対策	3-108
第 3 節	電力施設の応急対策	3-109
第 4 節	ガス施設の応急対策	3-110
第 5 節	通信施設の応急対策	3-111
第 6 節	ライフライン等の確保	3-112
第 12 章	文教対策	3-113
第 1 節	休校等応急措置	3-113
第 2 節	応急教育の実施	3-115
第 3 節	就学に関する措置	3-117
第 4 節	給食に関する措置	3-118
第 5 節	学校園等の保健管理	3-119
第 6 節	学校施設の緊急利用	3-120
第 7 節	文化財の応急対策	3-121
第 13 章	自発的支援の受入れ	3-122
第 1 節	ボランティアの受入れ	3-122
第 2 節	民間団体に対する応援要請	3-124
第 3 節	海外からの支援の受入れ	3-126
第 14 章	被災者の生活支援	3-127
第 1 節	オペレーション体制	3-127
第 2 節	市民等からの問い合わせ	3-128
第 3 節	住宅対策	3-129

第4部 地震災害応急対策

第1章 災害応急活動体制.....	4-	1
第1節 初動体制の確立.....	4-	1
第2節 災害活動体制.....	4-	3
第3節 動員配備体制.....	4-	8
第4節 業務継続に必要な資源の確保.....	4-	10
第2章 災害救助法の適用.....	4-	11
第1節 実施責任者.....	4-	11
第2節 適用手続.....	4-	12
第3章 広域応援の要請・受入れ.....	4-	13
第1節 受援体制の構築.....	4-	13
第2節 人的支援の受入れ.....	4-	13
第3節 物的支援の受入れ.....	4-	17
第4節 自衛隊の災害派遣要請.....	4-	18
第5節 被災自治体への職員派遣.....	4-	22
第6節 応急対策職員派遣制度に基づく支援.....	4-	23
第7節 災害緊急事態.....	4-	24
第4章 情報の収集伝達.....	4-	25
第1節 通信連絡体制.....	4-	25
第2節 災害情報の収集伝達.....	4-	27
第3節 被害情報等.....	4-	31
第4節 災害広報.....	4-	34
第5章 各種災害の応急対策.....	4-	36
第1節 火災の消防応急対策.....	4-	36
第2節 二次災害の防止.....	4-	39
第6章 避難対策.....	4-	41
第1節 避難.....	4-	41
第2節 福祉活動.....	4-	49
第3節 広域一時滞在.....	4-	50
第4節 災害時の警備.....	4-	51
第7章 救助救急及び医療救護対策.....	4-	52
第1節 救助・救急対策.....	4-	52
第2節 医療救護活動.....	4-	54
第8章 交通輸送対策.....	4-	60
第1節 交通規制・緊急輸送活動.....	4-	60
第2節 交通の維持復旧.....	4-	65

第9章	緊急物資の供給	4- 67
第1節	物資等の運送要請	4- 67
第2節	給水活動	4- 69
第3節	食糧及び生活必需品の供給	4- 71
第10章	環境衛生対策	4- 76
第1節	廃棄物の処理	4- 76
第2節	防疫・保健衛生対策	4- 79
第3節	遺体対策	4- 83
第4節	社会秩序の維持	4- 84
第11章	ライフラインの応急対策	4- 86
第1節	上水道の応急対策	4- 86
第2節	下水道施設の応急対策	4- 88
第3節	電力施設の応急対策	4- 89
第4節	ガス施設の応急対策	4- 90
第5節	通信施設の応急対策	4- 91
第6節	ライフライン等の確保	4- 92
第12章	文教対策	4- 93
第1節	休校等応急措置	4- 93
第2節	応急教育の実施	4- 95
第3節	就学に関する措置	4- 97
第4節	給食に関する措置	4- 98
第5節	学校園の保健管理	4- 99
第6節	学校施設の緊急利用	4-100
第7節	文化財の応急対策	4-101
第13章	自発的支援の受入れ	4-102
第1節	ボランティアの受入れ	4-102
第2節	民間団体に対する応援要請	4-104
第3節	海外からの支援の受入れ	4-106
第14章	被災者の生活支援	4-107
第1節	オペレーション体制	4-107
第2節	市民等からの問い合わせ	4-108
第3節	住宅対策	4-109
付編1	東海地震の警戒宣言に伴う対策	4-113
第1章	計画の目的等	4-113
第1節	目的	4-113
第2節	府域での予想震度	4-114
第3節	基本方針	4-115

第2章 応急対策活動.....	4-116
第1節 東海地震注意情報が発表された時の対応	4-116
第2節 警戒宣言が発せられた時の対応措置	4-117
第3節 市民・事業者等に対する広報	4-119
付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画	4-120
第1章 総則	4-120
第1節 推進計画の目的	4-120
第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	4-121
第2章 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置	4-122
第1節 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件	4-122
第2節 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達周知	4-124
第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の措置	4-125
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置	4-126
第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の措置	4-128
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	4-129
第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項	4-130
第1節 資機材、人員等の配備手配	4-130
第2節 他機関に対する応援要請	4-131
第3節 物資の備蓄・調達	4-132
第4節 帰宅困難者への対応	4-133
第5章 防災訓練計画	4-134
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	4-135

第5部 その他災害応急対策

第1章 原子力災害応急対策	5- 1
第1節 広域一時滞在の受入れ	5- 1
第2章 その他災害応急対策	5- 5
第1節 市街地火災等応急対策	5- 5
第2節 高層建築物災害応急対策	5- 8
第3節 危険物等災害応急対策	5- 9
第4節 大規模交通災害応急対策	5- 11
第5節 その他突発災害応急対策	5- 12

第 6 部 災害復旧・復興対策

第 1 章 復旧事業の推進.....	6-	1
第 2 章 生活の安定.....	6-	3
第 1 節 民生安定計画.....	6-	3
第 2 節 ライフライン等の復旧.....	6-	5
第 3 節 安定計画.....	6-	9
第 3 章 復興.....	6-	15

第 1 部 総 則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策特別措置法第5条（推進計画）の規定に基づき、茨木市防災会議が定める計画であり、茨木市域にかかる災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策に関し、茨木市及び関係各機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を示し防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、大規模災害からの復興に向けた取組の推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の概要

1 計画の内容

この計画は、次の事項を定めるものである。

(1) 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。

(2) 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にくい止めるための措置について基本的な計画を定める。

(3) 災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

(4) 災害復旧・復興対策

災害復旧及び復興対策の実施について基本的な方針を定める。

2 大阪府地域防災計画との関係

この計画は、大阪府地域防災計画及び大阪府水防計画との整合性と関連性を有するものである。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

4 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動を実施するための細部計画については、本市各部課、防災関係機関などにおいて定めるよう努める。

5 計画の周知徹底

この計画は、市の全職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図る。

また、この計画のうち、特に必要と認める事項は地域住民に周知徹底を図るとともに、この計画に基づく訓練を実施する。

第3節 防災ビジョン

1 防災に関する基本方針

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題で地方行政の原点であり、防災対策の現状を把握し、課題を明確化しながら、計画の適切な修正を図ることが防災対策の推進に有効と考える。このため、計画項目について可能な限り本市の防災ビジョンに照らし、目標と進捗を図る指数を設定した事業の実施と総括的な把握に努めなければならない。

本市における近年の都市化の進展に伴う市街地の拡大と過密化、高層化、石油類、LPガス、化学薬品などの危険物の増加、自動車の増加等による都市構造の変化は、複合的・広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因をつくっている。

また、台風や集中豪雨による河川の氾濫、溪流における土石流、急傾斜地の崩壊等は一度発生すればその被害は甚大であることから、その対策が急務になっている。

特に、災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

なお、大阪府では、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本理念とし、「命を守る」「命をつなぐ」「必要不可欠な行政機能の維持」「経済活動の機能維持」「迅速な復旧・復興」の5つの基本方針として対策を講じていくこととしており、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災体制の確立及び市民の防災意識の啓発を図り、ハード対策とソフト対策を組み合わせた“災害に強いまちづくり”を一層推進しなければならない。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(1) 行政の責務と市民の心がまえ

市と府、防災関係機関等は、緊密な連携のもとに人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市民は、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を講じなければならない。

(2) 防災施策の大綱

ア 地域防災計画と防災体制の充実

各種の災害に対応するため、地域防災計画をより充実させ、総合的な防災体制と防災施策の確立を図る。

イ 防災・救助体制の充実

(ア) 広域避難地や避難路等の確保を図るとともに、木造建築物等の不燃化・耐震化を

促進し、災害に強いまちづくりを進める。

- (イ) 河川やため池の改修、ダムの建設及び土石流の危険がある溪流や崩壊のおそれがある急傾斜地への対策などの総合的な治山・治水事業を進める。
- (ウ) 防災施設・設備の整備並びに水や食糧等の備蓄を進める。
- (エ) 防災行政無線をはじめとする通信機能の向上並びに情報収集や伝達体制の確立に努める。

ウ 防災意識の高揚と地域防災体制の確立

地域及び職場等を通じて市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成に努める。

また、関係機関と有機的な連携を図りながら、地域防災体制を確立するとともに総合的な防災施策と訓練を計画的に実施する。

第2章 茨木市の概況

第1節 自然的条件

1 地勢

本市域は、大阪府の北部地域に位置し、高槻市・摂津市・吹田市・箕面市・豊能町・亀岡市に隣接している。

市域は、南北17.05km、東西10.07kmと細長く、面積76.49k m²である。

図1.2.1 茨木市の位置



2 地形・地盤

本市は中地形（中規模の地形）の単元でみると

- ①茨木国際ゴルフ倶楽部付近より北側に広がる山地
- ②山手台、茨木国際ゴルフ倶楽部～茨木カンツリー倶楽部付近の丘陵地
- ③丘陵地と低地の間に広がる台地（段丘面）
- ④市街地の大部分が立地する低地

に分けられ、それぞれ特徴ある地形と地質を示している。

第2章 茨木市の概況

(1) 山地

山地は丹波層群とよばれるチャート・砂岩・粘板岩などからなる古生層（主に安威川沿いに多く分布する）と茨木複合花崗岩体とよばれている花崗岩類（佐保川沿いに多い）から構成されている。安威川流域の竜王山をはじめとする山々は、主に丹波層群の古生層類からなり、山はけわしく、山稜がとがった感じをうける。

一方、佐保川沿いの花崗岩類の山は300m前後で一定した高さのところが多く、こういうところは風化してマサ化していることが多い。

(2) 丘陵地

佐保川～安威川間に広がる山手台付近、茨木国際ゴルフ倶楽部、茨木カンツリー倶楽部などを中心とする千里丘陵地区などは、大阪層群からなる丘陵地で、山地近くでは200m以下、千里丘陵では70m以下の標高を示す。千里丘陵地区は上面がかなり平坦であるが、山地に隣接する地区の丘陵は、ほとんど平坦面を残していない。

(3) 台地（段丘）

丘陵地の周辺や花園二丁目～総持寺一丁目付近などには、低地部から5～8m高い台地（段丘）が分布しており、宅地若しくは水田として利用されている。台地として明確に残るのは、中位段丘と高位段丘であり、低位段丘は低地との区別がつきにくい。中位・高位とも段丘面上は平坦で、谷の刻みはほとんどない。段丘崖も急傾斜のところは少ない。

(4) 低地

市街地の大部分が立地するのは沖積層のなす沖積低地であり、南にごくゆるく傾斜した平坦地である。この沖積層は大部分は海底に堆積した土砂からなるが、陸地化したあとの川の作用で堆積した陸成堆積物が、ごく表層部に分布しており、このためよく観察すると自然堤防や旧河道といった平野部の微地形を認めることができる。

3 気候

本市は、日照が多く比較的温暖な瀬戸内気候区に属する。

平地部の年平均気温は、16℃前後であるが山地部では14℃前後とやや冷涼性を帯びている。最高気温の記録は39.1℃、最低気温は－5.5℃で、年間降水量は、平成22年以降で約1,500～1,900mm前後である。また、最大日雨量は平成30年7月5日の209mmで、山地部と平地部における過去の年最大雨量をみると平地部より山地部の方が1時間雨量で約10mm、日雨量で約40mm多く、同じ市域でも平地部と山地部とでは雨の降り方に大きな差がある。

風については、夏季は南又は南西の風、冬季は北東又は西寄りの風が卓越する。

表 1. 2. 1 茨木市の地盤と災害の特徴

中地形	茨木市における 地 区	構成地質	岩盤の性質	発生しやすい災害と そ の 特 徴	開発上の留意点
山地	・ 茨木国際ゴルフ倶楽部 ・ 室山二丁目 ・ 西安威二丁目などより北側の山地部	・ 丹波層群チャート、砂岩、頁岩粘板岩など ・ 茨木複合花崗岩体 ・ 石英閃緑岩 ・ 花崗閃緑岩 ・ 石英閃岩など	岩石地盤 マサ化部は土砂地盤	・ 泥岩・頁岩・砂岩・粘板岩 ・ チャートなどが混在して複雑な面構造をもつため、このような面が地下水の流路となり、切土などにより崩壊を起こしやすい。 ・ 花崗岩類はもともと硬岩であるが、風化マサ化部は土砂状をなす茨木市のものは、マサ化部が深いことが多く、豪雨時には表層崩壊が多発し、それに伴う土石流が発生しやすい。	・ 小断層や割目が多く、これらからの崩れが起きやすい。 ・ 流れ盤側にはすべりが起きやすい。 ・ 節理や破砕面からの崩壊が多い。 ・ 風化部と未風化部の境界付近から崩れやすい。 ・ 切土のり面がガリー浸食を受けやすい。
丘陵地	・ 茨木国際ゴルフ倶楽部 ・ 室山二丁目 ・ 清水二丁目 ・ 茨木カンツリー倶楽部 ・ 付近の千里丘陵地区	・ 大阪層群上部礫・砂が主体 ・ 淡水粘土をはさむ。 ・ 大阪層群下部海成粘土と砂礫の互層	土砂地盤	・ 下部では斜面災害が起きやすい。特に粘土層のMa2層中には水平方向の破砕帯があり、それを境に滑りやすい。 ・ 上部では斜面災害は少ないが、海成粘土層の所では埋設鉄管の腐食が著しい。	・ 粘土層のある部分を切土すると、滑りを起こしやすい。 ・ 海成粘土層部分では、埋設鉄管が腐食しやすいので、材質を十分吟味する必要がある。
台地 (段丘)	・ 安威二丁目～三丁目 ・ 耳原三丁目 ・ 西福井三丁目～四丁目 ・ 宿久庄五丁目～清水一丁目 ・ 西豊川町～豊川四丁目 ・ 花園二丁目～総持寺一丁目	・ 高位段丘 ・ 中位段丘	土砂地盤	・ 段丘のはしの崖（段丘崖）では、崖崩れが起きやすい。 ・ 地盤は良好である。	・ 深い切土（開削）をすると水が出て、周囲の井戸が涸れることがある。 ・ 台地上に浅い凹地があるところをそのまま市街地化すると豪雨時に内水災害を受けやすい。
低地	・ 安威一丁目 ・ 東福井二丁目 ・ 中総持寺町などより南側の平野部	・ 沖積層 ・ 氾濫平野、谷底平野、自然堤防等は砂礫よりなる。 ・ 旧河道や後背湿地は粘土やシルトからなる。	土砂地盤	・ 地下水位が浅くて砂質堆積物の所は、地震時に液状化しやすい。 ・ 粘土・シルト質地盤の所は軟弱地盤を形成しており、不等沈下を起こしやすい。 ・ 地震時の震動も大きい。	・ 旧河道や後背湿地などの低地部は湿潤で、居住性が悪いだけでなく、洪水時の被害も受けやすい。

※ 地盤区分は、大阪府（1988）の分け方による。

第2節 社会的条件

1 人口

本市の人口等は、次のとおりである。（令和2年10月国勢調査結果より）

夜間人口	： 287,730 人
老年人口（65才以上）	： 71,249 人
幼年人口（0～4才）	： 11,971 人
世帯数	： 125,089 世帯
人口密度	： 3,762 人／k m ²
外国人	： 3,622 人

表1.2.2 人口・世帯の推移

〔国勢調査人口（昭和23年は市制施行時推計人口）〕

	昭和23年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	7,669 ^{世帯}	88,103	94,907	99,557	105,782	112,282	116,683	125,089
男	16,932 ^人	127,529	129,064	129,122	131,135	133,621	135,705	138,658
女	17,307 ^人	126,549	129,169	131,526	136,826	141,201	144,328	149,072
総 数	34,239 ^人	254,078	258,233	260,648	267,961	274,822	280,033	287,730

2 土地利用の変遷

地震及び洪水、崩壊などの自然現象は、被災対象のない場所で発生しても重大な災害とはならないが、市街地をはじめとする高度な土地利用がなされている場所で発生すれば、大災害となる危険性をもっている。災害は土地利用と密接な関係をもっており、土地利用の変遷とともに災害形態や被害が変化する。

本市の土地利用変遷は次のようにまとめられる。

(1) 明治21年頃

市街地と集落は、南部の低地の微高地や山地の谷底平野付近に発達している。北部の山地と西部の丘陵は林地である。道路は旧街道がそのまま利用されているものと考えられ、鉄道（現在のJR線）が布設されている。低地の集落は微高地にあるため水害を受けにくく、低地の中でも地盤高の低く洪水が氾濫しやすい地域は水田・畑地として利用されている。

(2) 大正14年頃

市街地・集落が明治21年頃に比べるとやや拡大している以外は、あまり土地利用の変化はみられない。

(3) 昭和35年頃

市街地・集落はさらに発達し、低地でも地盤高が低い氾濫平野などにも分布している。以前は分流していた安威川と茨木川が田中町付近で氾濫対策として合流されている。茨木川は昭和24年5月に廃川となっている。また、道路が整備され、鉄道（現在の阪急京都線）が増えている。

(4) 昭和45年頃

昭和35年から昭和45年にかけて急速に市街地・宅地開発が進んでいる。低地の中でも浸水しやすい氾濫平野、丘陵地内の谷底平野(松沢池付近)や土砂災害が発生しやすい丘陵部にも市街地が分布している。山地部や丘陵部では、ゴルフ場などの開発がみられる。道路は、名神高速道路と大阪中央環状線が建設され、都市機能が高度化しつつある。保水機能を果たしていた山地、丘陵地や遊水機能を有していた水田が開発され、都市化が進んだことにより、内水氾濫の被害が生じやすくなった。

(5) 昭和60年頃

南部の低地は安威、福井、宿久庄地区と野々宮、沢良宜地区で水田・畑地として利用されている以外は、ほとんどが市街地となっている。春日丘の丘陵もゴルフ場や宅地として利用されている。また、田中町付近から南流していた茨木川の跡地は、緑地公園になっている。

(6) 平成以降

山地部の山手台では大規模な宅地開発がなされ、さらに本市から箕面市東部にかけて彩都(国際文化公園都市)の開発が進んでいる。また、これに加えて新名神高速道路の開通や安威川ダムの建設など、新たな開発も進行している。

以上のように、明治から昭和30年代前半ぐらいまでは比較的自然の特性を活かした土地利用がなされてきたが、昭和30年代後半以降、急激に都市化が進み、風水害・土砂災害・地震災害とも発生しやすい素因が、著しく増えたことが、これらの土地利用の変遷から明らかである。

第3章 災害の想定

第1節 被害の想定

1 想定災害

この計画の策定にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験等を勘案し、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。また、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 地震災害
- (2) 風水害

2 地震被害の想定

(1) 地震被害想定の方

本市では、兵庫県南部地震で出現した野島断層のような「活断層」に注目し、発生し得る大規模の『直下型地震』を想定するものとした。

本市域に特に関係のある活断層は、市域の中央を東西に通る有馬－高槻構造線活断層系が挙げられ、周辺部にはこのほか距離を隔てて西方に六甲断層、南東に生駒断層なども分布している。

過去の地震被害調査結果を踏まえると同時に学識経験者の見解等も求めて、これらの活断層のなかで本市域に大きな被害をもたらすと考えられる「有馬－高槻構造線活断層系」を想定地震として設定し、各種被害を想定した。

また、約100年～150年周期で発生すると言われている紀伊半島沖のマグニチュード9クラスの『海溝型地震』については、本市も少なからず被害を受けると推定されることから、大阪府地震被害想定調査で実施されている「南海トラフ地震」の本市に関わる結果を引用するものとした。

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に挙げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

1 茨木市（〇の所属長は班長）

(1) 指揮統制部（部長：危機管理監、副部長：企画財政部長）

ア 指揮調整班（〇危機管理課、秘書課）

[災害予防対策]

- ☐ 災害対策の総合調整に関する事
- ☐ 情報収集伝達体制の整備に関する事
- ☐ 避難受入れ体制の整備に関する事
- ☐ 自主防災体制の整備に関する事
- ☐ 食糧・生活必需品の確保に関する事
- ☐ 防災訓練及び防災意識の高揚に関する事
- ☐ 土砂災害・急傾斜地災害・地すべりの予防対策に関する事
- ☐ 警戒・避難体制等の整備に関する事
- ☐ 総合的防災体制の整備に関する事
- ☐ 防災知識の普及啓発に関する事
- ☐ 災害教訓の伝承に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 府への被害報告及び連絡調整に関する事
- ☐ 本部の開設及び閉鎖に関する事
- ☐ 防災会議並びに本部会議の開催に関する事
- ☐ 本部長の指示・命令の伝達に関する事
- ☐ 本部の庶務に関する事
- ☐ 災害救助法の適用に関する事
- ☐ 自衛隊に対する災害派遣要請依頼及び受入に関する事
- ☐ 被害情報の取りまとめ及び報告書の作成に関する事
- ☐ 自主防災組織との連絡調整に関する事
- ☐ 各対策部及び対策部内各対策班並びに関係機関との連絡調整に関する事
- ☐ 災害対策本部長の秘書に関する事
- ☐ 避難情報の発令に関する事
- ☐ 災害対策基本法に基づく警戒区域の設定に関する事
- ☐ 災害対応計画の調整に関する事
- ☐ 各市長会との連絡調整に関する事
- ☐ プロジェクトチームの設置に関する事

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

イ 財務・情報班（○法務コンプライアンス課、財政課）

[災害予防対策]

- ☐ 災害関連法令等の情報収集に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 災害関係の予算及び起債に関すること
- ☐ 支払い資金の調達に関すること
- ☐ 災害救助法に基づく経費の求償に関すること
- ☐ 公共施設の利用調整に関すること
- ☐ 災害情報並びに気象情報の収集及び伝達に関すること
- ☐ 電気・ガス・通信被害の情報収集及び報告に関すること
- ☐ 被災者台帳の作成・管理・外部提供に関すること
- ☐ 災害時の個人情報の取扱いに関すること

ウ 応援・受援班（○政策企画課、財産活用課、市民会館跡地活用推進課）

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 市有財産の保護管理及び被害状況の取りまとめに関すること
- ☐ 広域応援の要請・受入れに関すること
- ☐ 職員の応援人員の調整に関すること
- ☐ 他団体・自治体等からの応援人員の受入れに関すること
- ☐ 他団体・自治体等からの応援人員に対する経費の支払いに関すること
- ☐ 復興本部（被災者支援会議）の設置に関すること
- ☐ 災害時応援協定を活用した応援の総合調整に関すること

エ 物資班（契約検査課、○会計室、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局）

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 義援物資、緊急救援物資の受入、保管、配分に関すること
- ☐ 災害に伴う応急物資、食糧等の購入調達に関すること
- ☐ 寄附金の収納に関すること
- ☐ 被服・寝具その他生活必需品の給与に関すること

オ 広報班（○まち魅力発信課）

[災害予防対策]

- ☐ 防災広報に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 災害広報に関すること
- ☐ 報道機関との連絡調整及び報道発表に関すること
- ☐ 広報車の現地派遣及び災害写真の撮影に関すること
- ☐ 記録の編集・保存に関すること

カ 議会班（○市議会事務局総務課、議事課）

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 被害状況の把握及び議員との連絡調整に関すること

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

□本部と市議会との連絡調整に関すること

(2) 総務対策部（部長：総務部長）

ア 総務・人事班（○総務部総務課、人事課、D X推進チーム、情報システム課）

[災害予防対策]

- 電話交換・庁舎の警備・保護管理に関すること
- 災害時の職員用応急物資、食糧等の備蓄管理に関すること
- 庁内・庁外ネットワークに関すること
- 情報システム部門の業務継続計画（I C T－B C P）に関すること
- その他業務継続のための体制整備に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 公用車の調達及び管理運用に関すること
- 職員の輸送に関すること
- 職員の災害派遣に関すること
- 職員の動員に関すること
- 職員の参集状況の把握に関すること
- 職員の給与等に関すること
- 公務災害補償その他職員に対する給付及び援助に関すること
- 職員への給食に関すること
- 庁内・庁外ネットワークの復旧に関すること
- 職員用防災備蓄の確保に関すること
- マイナンバーの利活用に関すること
- 臨時電話・ネットワークの配線及び情報機器の調達に関すること
- 燃料確保に関すること
- 対策部内各対策班との連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- 重要システム及びインフラの復旧に関すること

イ 被害調査班（市民税課、○資産税課、収納課）

[災害予防対策]

- 罹災証明書の発行体制の整備に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 被災者・被災家屋等の調査報告に関すること
- 税の減免に関すること
- 被害調査班の編成に関すること
- 災害救助法適用申請に伴う基礎数値の調査に関すること
- 罹災証明書の発行に関すること
- 被災者台帳の入力（他の対策部、対策班に属するものは除く）に関すること
- 罹災証明書の発行の総合調整に関すること

(3) 市民対策部（部長：市民文化部長）

ア 避難所・市民相談班（○市民協働推進課、市民生活相談課、文化振興課、スポーツ推進課、市民課、人権・男女共生課、（各避難所要員））

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

[災害予防対策]

☐外国人に対する支援体制整備に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

☐避難者の誘導に関すること

☐避難所の運営に関すること

☐福祉避難所（市民文化部所管）の運営に関すること

☐自治会長等地域住民との連絡調整に関すること

☐市民災害相談窓口の開設に関すること

☐遺体の収容及び火葬に関すること

☐対策部内各課との連絡調整並びに本部との連絡に関すること

☐物価の安定監視に関すること

☐被災動物の保護及び受入れに関すること

☐避難所の運営の総合調整に関すること

☐文化・スポーツ施設等（市民文化部所管）の管理に関すること

(4) 民生対策部（部長：福祉部長、副部長：健康医療部長、こども育成部長）

ア 福祉・安否確認班（○地域福祉課、福祉総合相談課、生活福祉課、障害福祉課、福祉指導監査課、長寿介護課、保険年金課）

[災害予防対策]

☐福祉施設等のBCPに関すること

☐福祉施設等との協定に関すること

☐避難行動要支援者名簿に関すること

☐ボランティアの活動環境の整備に関すること

☐避難確保計画の作成指導に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

☐寄託品の受払い、義援金等の受付に関すること

☐要配慮者・避難行動要支援者に関すること

☐福祉施設の管理に関すること

☐福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること

☐福祉避難所（福祉部所管）の運営に関すること

☐災害協定に基づく福祉避難施設の運営に関すること

☐社会福祉団体との連絡調整に関すること

☐被災者の相談、援護対策に関すること

☐行方不明者の情報収集等に関すること

☐災害見舞金・災害障害見舞金・弔慰金・援護資金に関すること

☐ボランティアの受入・登録・配分に関すること

☐対策部内各対策班との連絡調整並びに本部との連絡に関すること

☐災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること

☐福祉活動に関すること

☐応急仮設住宅の入居者支援に関すること

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ☐被災者の安否情報の回答に関する事
- ☐被災者生活再建支援金の支給事務に関する事
- ☐要配慮者への支援情報提供に関する事
- ☐海外からの支援の受入れに関する事
- ☐徴収金等の減免に関する事

イ 医療衛生対策班（医療政策課、○健康づくり課）

[災害予防対策]

- ☐災害医療センター等の体制整備に関する事
- ☐医療救護所の体制整備に関する事
- ☐薬品及び衛生材料の調達に関する事
- ☐二次的健康被害予防のための体制整備に関する事
- ☐防疫に必要な薬剤及び資機材の調達に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐保健所並びに三師会、日本赤十字社等の医療関係機関との医療救護及び保健衛生に係る連絡調整に関する事
- ☐医療・保健に関する事
- ☐感染症の予防に関する事
- ☐災害時医療対策本部の運営に関する事
- ☐災害医療センターの運営又は連絡調整に関する事
- ☐医療救護所の運営に関する事
- ☐薬品及び衛生材料の調達に関する事
- ☐二次的健康被害予防に関する事
- ☐災害時における防疫計画及び実施に関する事
- ☐防疫に必要な薬剤及び資機材の調達に関する事

ウ こども対策班（○こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、学童保育課）

[災害予防対策]

- ☐避難確保計画の作成指導に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐保育所・幼稚園・学童保育室等の維持管理に関する事
- ☐臨時保育所の設置及び幼稚園の応急保育の実施に関する事
- ☐保育所・幼稚園・学童保育室等施設の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐福祉避難所（こども育成部所管）の運営に関する事
- ☐福祉避難所の協力応援に関する事
- ☐幼稚園・保育所等における避難対策に関する事

(5) 産業対策部（部長：産業環境部長）

ア 商工班（○商工労政課）

[災害予防対策]

- ☐中小企業BCPに関する事

第 4 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ☐ 帰宅困難者対策の普及・啓発活動に関する事
- ☐ 事業者に対する防災知識の普及に関する事
- ☐ 事業者による自主防災体制の整備に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 商工業関係の被害調査、復旧対策に関する事
- ☐ 復旧資金の融資斡旋事務に関する事
- ☐ 対策部内各対策班との連絡調整並びに本部との連絡に関する事
- ☐ 対策部内各対策班の応援に関する事
- ☐ 被災者の雇用機会の確保に関する事
- ☐ 流通機能の回復に関する事

イ 農林班（○農林課、農業委員会事務局）

[災害予防対策]

- ☐ 市街地緑化の推進に関する事
- ☐ 農地の保全・活用に関する事
- ☐ ため池施設の安全確保に関する事
- ☐ 山地災害の予防対策に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 農地、農業用施設、山腹、農作物、家畜等の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ ため池、水利の管理調整（ため池等の監視及びため池管理者、水利関係者との連絡）に関する事
- ☐ 土地改良区との連絡調整に関する事
- ☐ 農林災害対策及び復旧対策に関する事
- ☐ 災害用農林金融斡旋に関する事
- ☐ 農地の被害証明に関する事
- ☐ 農地に係る陳情に関する事
- ☐ 対策部内各対策班の応援に関する事
- ☐ 林道の被害調査及び応急対策に関する事

ウ 環境対策班（環境政策課（検査係を除く）、○資源循環課、環境事業課）

[災害予防対策]

- ☐ 事業所に対する有害化学物質の漏洩対策の指導と対策の確認に関する事
- ☐ 災害発生時の廃棄物処理体制の確保に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 清掃作業に必要な人員及び資機材の確保に関する事
- ☐ 災害時における、し尿・ごみ・がれき収集処理計画及び実施に関する事
- ☐ 簡易トイレ・仮設トイレに関する事
- ☐ 避難所等から排出されたごみ等の収集及び運搬に関する事
- ☐ 避難所等から排出されたし尿の収集及び運搬に関する事
- ☐ し尿・ごみ収集業者の協力要請及び指導監督に関する事
- ☐ 環境衛生施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ☐ 事業所に対する有害化学物質の漏洩の状況に関する連絡に関すること
- ☐ 損壊家屋の廃棄処分に関すること
- (6) 土木対策部（部長：建設部長、副部長：都市整備部長）
 - ア 建築対策班（都市政策課、○居住政策課、審査指導課、北部整備推進課、市街地新生課、用地課、建築課）
 - [災害予防対策]
 - ☐ 市有建築物の耐震化に関すること
 - ☐ 民間建築物の耐震化促進に関すること
 - ☐ 建築物の不燃化・耐震化に関すること
 - ☐ 建築物耐震対策の推進に関すること
 - ☐ 建築物の安全予防に関すること
 - ☐ 地盤災害の予防対策に関すること
 - ☐ 宅地防災対策に関すること
 - ☐ 応急仮設住宅対策に関すること
 - ☐ 応急危険度判定体制の整備に関すること
 - ☐ 地元組織との連携による耐震化意識の啓発に関すること
 - ☐ 関係団体との連携に関すること
 - [災害応急対策・復旧・復興対策]
 - ☐ 開発事業の監視及び応急措置の対策指導に関すること
 - ☐ 公共施設及び民間建築物の応急危険度判定に関すること
 - ☐ 宅地の危険度判定に関すること
 - ☐ 建物制限区域の指定及び復興地区区分の設定に関すること
 - ☐ 市営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること
 - ☐ 応急仮設住宅及びみなし仮設住宅の確保・提供に関すること
 - ☐ 関係業者に対する応急対策体制の指示に関すること
 - ☐ 被災住家の応急修理に関すること
 - ☐ 復興計画の作成に関すること
 - ☐ 被災住宅の改修・再建支援に関すること
 - ☐ 損壊家屋の解体・運搬に関すること
 - イ 道路対策班（○建設管理課、交通政策課、道路課）
 - [災害予防対策]
 - ☐ 道路の整備に関すること
 - ☐ 道路・道路施設の安全確保に関すること
 - ☐ 交通確保体制の整備に関すること
 - ☐ 緊急輸送体制の整備に関すること
 - [災害応急対策・復旧・復興対策]
 - ☐ 道路のパトロール並びに交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示に関すること
 - ☐ 人員・資機材の輸送計画及び車両の調整に関すること
 - ☐ 配置人員の掌握に関すること

第 4 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ☐ 道路、道路施設（橋梁、横断歩道橋等）の被害状況の取りまとめ及び本部への報告に関する事
- ☐ 対策部内各対策班及び関係機関との連絡調整並びに本部との連絡に関する事
- ☐ 応急資機材の調達に関する事
- ☐ 大阪府茨木土木事務所との連絡調整に関する事
- ☐ 障害物の除去に関する事
- ☐ 緊急時における市内建設関係業者への協力依頼に関する事
- ☐ 公共土木施設の応急復旧その他土木工事に関する事
- ☐ 交通規制に関する事
- ☐ 避難誘導の応援に関する事
- ☐ 緊急交通路の確保及び周知に関する事
- ☐ 交通の維持復旧に関する事

ウ 公園対策班（○公園緑地課）

[災害予防対策]

- ☐ 公園等の整備に関する事
- ☐ 緑道の整備に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 公園施設の被害状況調査及び応急対策に関する事
- ☐ 障害物の除去に関する事
- ☐ 一時避難地の巡回等に関する事

エ 下水道対策班（下水道総務課、○下水道施設課）

[災害予防対策]

- ☐ 河川・水路の安全確保に関する事
- ☐ 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事
- ☐ 水害予防対策の推進に関する事
- ☐ 下水道施設の予防対策に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関する事
- ☐ 浸水応急対策に関する事
- ☐ 各施設の機械器具の整備点検及び操作指示に関する事
- ☐ 水防対策活動に関する事
- ☐ 水路・井堰等の被害状況調査及び応急対策に関する事

(7) 文教対策部（部長：教育総務部長、副部長：学校教育部長）

ア 教育対策班（○教育政策課、学務課、施設課）

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 対策部内各対策班との連絡調整並びに本部との連絡調整に関する事
- ☐ 教育関係の災害対策及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関する事
- ☐ 教育関係機関との連絡調整に関する事
- ☐ 罹災児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関する事

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ☐ 児童・生徒の学校給食の対策に関する事
- ☐ 罹災者の炊きだしに関する事
- ☐ 学校の保健管理に関する事
- ☐ 教育施設の被害状況調査及び報告に関する事
- ☐ 教育施設関係の災害復旧に関する事
- ☐ 教育施設の災害に関する応急措置及び使用協力に関する事
- イ 物資輸送班（社会教育振興課、○歴史文化財課、中央図書館）
 - [災害予防対策]
 - ☐ 文化財の保護対策に関する事
 - [災害応急対策・復旧・復興対策]
 - ☐ 物資輸送拠点の運営に関する事
 - ☐ 避難所及び被災地区に対する物資・食糧等の運搬に関する事
 - ☐ 所管施設・文化財等の災害対策及び被害状況調査に関する事
 - ☐ その他対策部内各対策班の協力応援に関する事
- ウ 学校教育班（○学校教育推進課、教職員課、教育センター）
 - [災害予防対策]
 - ☐ 学校教育における防災教育に関する事
 - [災害応急対策・復旧・復興対策]
 - ☐ 教職員の動員及び応急配置に関する事
 - ☐ 児童・生徒の避難誘導に関する事
 - ☐ 避難所の開設・管理・運営の補助に関する事
 - ☐ 罹災児童・生徒の調査及び教育対策に関する事
 - ☐ 応急教育実施に関する事
 - ☐ 教職員に対する指導助言に関する事
 - ☐ 通学路の点検及び安全確保に関する事
 - ☐ 学校における避難対策に関する事
- (8) 給水対策部（部長：水道部長）
 - ア 水道総務班（○水道部総務課）
 - [災害予防対策]
 - ☐ 上水道施設の予防対策に関する事
 - ☐ 給水体制の整備に関する事
 - [災害応急対策・復旧・復興対策]
 - ☐ 対策部内各対策班及び関係機関との連絡調整並びに本部との連絡に関する事
 - ☐ 部内職員の動員に関する事
 - ☐ 水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事
 - ☐ 断水等の広報に関する事
 - ☐ 災害対策物資等の調達に関する事
 - ☐ 水道工事業者等への協力要請に関する事

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

イ 応急給水班（○営業課、工務課（給水係））

[災害応急対策・復旧・復興対策]

☐ 断水区域の調査及び応急給水の実施に関する事

ウ 施設復旧班（○浄水課）

[災害応急対策・復旧・復興対策]

☐ 水道施設の運転管理に関する事

☐ 水道施設の被害状況の調査及び応急措置に関する事

☐ 水道施設の復旧に関する事

☐ 水質管理に関する事

エ 管路復旧班（○工務課（工事係、計画管理係、維持係））

[災害応急対策・復旧・復興対策]

☐ 送配水管の被害状況の調査及び応急措置に関する事

☐ 送配水管の復旧に関する事

(9) 消防対策部※（部長：消防長）

※消防対策部は、消防計画の警備本部を読み替えるものとする

ア 消防本部班（消防本部総務課、○警備課、予防課）

[災害予防対策]

☐ 消火・救急・救助体制の整備に関する事

☐ 危険物等災害予防対策の推進に関する事

☐ 放射線災害予防対策の推進に関する事

☐ 火災予防対策の推進に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

☐ 対策部内対策班との連絡調整並びに本部との連絡に関する事

☐ 本部長、副本部長の指揮伝達に関する事

☐ 消防車両等の燃料確保に関する事

☐ 被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事

☐ 公務災害補償に関する事

☐ 職員の食糧及び資機材の調達に関する事

☐ その他の対策班に属さない事項に関する事

☐ 消防職団員の動員に関する事

☐ 通信統制に関する事

☐ 消防隊等の運用に関する事

☐ 火災の原因調査等の資料収集に関する事

☐ 人員及び主力機械の配置に関する事

☐ 医療機関との連絡調整に関する事

☐ 警備本部の設置及び運営に関する事

☐ 避難指示に関する事

☐ 消防応援要請及び受援体制に関する事

☐ 消防相互応援協定に関する事

- ☐ 災害情報、被害状況写真等の記録保存に関する事
- ☐ 危険物施設等の把握に関する事
- ☐ 危険物施設等の指導に関する事
- ☐ 消防広報に関する事
- ☐ 避難誘導に関する事

イ 消防署班（○警防課、救急救助課、各分署）

[災害予防対策]

- ☐ 消防団による防災教育に関する事
- ☐ 救助活動の支援に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- ☐ 消火活動に関する事
- ☐ 被災者の救出・救助・避難誘導に関する事
- ☐ 警戒区域の巡回及び危険箇所の状況把握に関する事
- ☐ 救急業務に関する事
- ☐ 消防団の指揮に関する事

2 大阪府

(1) 大阪府茨木土木事務所

- ☐ 災害予防対策、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関する事
- ☐ 府の所管する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関する事
- ☐ 水防活動及び気象予警報の伝達に関する事

(2) 大阪府北部農と緑の総合事務所

- ☐ 用水路、ため池の防災対策の指導に関する事

(3) 大阪府茨木保健所

- ☐ 災害時における保健衛生活動に関する事
- ☐ 医師会等医療機関との連絡調整に関する事

3 大阪府警察（茨木警察署）

(1) 茨木警察署

- ☐ 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
- ☐ 被災者の救出救助及び避難指示に関する事
- ☐ 交通規制・管制に関する事
- ☐ 広域応援等の要請・受入れに関する事
- ☐ 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事
- ☐ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事
- ☐ 災害資機材の整備に関する事

4 指定地方行政機関

(1) 近畿農政局（大阪府拠点）

- ☐ 応急用食糧品及び米穀の供給に関する事

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 近畿地方整備局大阪国道工事事務所

- ☐ 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理に関すること
- ☐ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- ☐ 公共土木施設（直轄）の応急対策に関すること
- ☐ 被災公共土木施設（直轄）の復旧に関すること

(3) 大阪管区气象台

- ☐ 観測施設等の整備に関すること
- ☐ 防災知識の普及・啓発に関すること
- ☐ 災害に係る気象・地象・水害等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること
- ☐ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること
- ☐ 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

(4) 近畿総合通信局

- ☐ 非常通信体制の整備に関すること
- ☐ 非常通信協議会の育成指導、実施訓練等に関すること
- ☐ 災害時における電気通信の確保に関すること
- ☐ 非常通信の統制、管理に関すること
- ☐ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- ☐ 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること

5 陸上自衛隊第三師団

(1) 第36普通科連隊

- ☐ 地域防災計画にかかる訓練の参加協力に関すること
- ☐ 府、市及びその他の関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（茨木駅）

- ☐ 鉄道施設の防災管理に関すること
- ☐ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ☐ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- ☐ 災害時における鉄道車両による避難者等の緊急輸送に関すること
- ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(2) 西日本電信電話株式会社（関西支店）

- ☐ 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- ☐ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- ☐ 気象警報の伝達に関すること
- ☐ 災害時における重要通信確保に関すること

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ☐ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- ☐ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- ☐ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事
- (3) 日本赤十字社（大阪府支部）
 - ☐ 災害医療体制の整備に関する事
 - ☐ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
 - ☐ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
 - ☐ 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
 - ☐ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
 - ☐ 救助物資の備蓄に関する事
- (4) 西日本高速道路株式会社（関西支社大阪高速道路事務所）
 - ☐ 管理施設の整備と防災管理に関する事
 - ☐ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
 - ☐ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
 - ☐ 被災道路の復旧事業の推進に関する事
- (5) 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）
 - ☐ ガス供給施設の整備と防災管理に関する事
 - ☐ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
 - ☐ 災害時におけるガスの供給確保に関する事
 - ☐ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
- (6) 日本通運株式会社（大阪支店）
 - ☐ 緊急輸送体制の整備に関する事
 - ☐ 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
 - ☐ 復旧資材等に輸送協力に関する事
- (7) 関西電力送配電株式会社（大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所）
 - ☐ 電力施設の整備と防災管理に関する事
 - ☐ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
 - ☐ 災害時における電力の供給確保に関する事
 - ☐ 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
- (8) 各鉄道・乗合旅客自動車運送事業者（阪急電鉄、大阪モノレール、阪急バス、近鉄バス、京阪バス）
 - ☐ 鉄道施設の防災管理に関する事
 - ☐ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
 - ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
 - ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
 - ☐ 災害時における運行通信施設の利用に関する事
 - ☐ 被災運行施設の復旧事業の推進に関する事
- (9) 淀川右岸水防事務組合
 - ☐ 組合管轄区域の水防に関する事

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ☐水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関すること
- ☐水防団員の教育及び訓練に関すること
- (10) 神安土地改良区その他各土地改良区
 - ☐ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること
 - ☐農地及び農業用施設の被害調査に関すること
 - ☐湛水防除活動に関すること
 - ☐農業用施設の復旧事業の推進に関すること
- (11) 日本郵便株式会社（茨木郵便局）
 - ☐災害時における郵便業務の確保に関すること
 - ☐被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること
 - ☐茨木市との災害協定に基づく、被害情報の提供に関すること

7 その他の公共的団体

- (1) 茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会
 - ☐災害時における医療救護の活動に関すること
 - ☐負傷者に対する医療活動に関すること
- (2) 社会福祉法人茨木市社会福祉協議会
 - ☐災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
 - ☐災害時におけるボランティア活動に関すること
 - ☐災害時における生活救護、福祉相談に関すること

第5章 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

1 市民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、市民は自助、共助の理念のもと、その自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ア 防災訓練や防災講習等への参加
- イ 地域の地形、危険場所等の確認
- ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 災害への備え

- ア 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- イ 避難場所、避難経路の確認
- ウ 家族との安否確認方法の確認
- エ 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- オ 災害時に必要な情報の入手方法の確認

(3) 地域防災活動への協力等

- ア 地域の防災活動等への積極的な参加
- イ 初期消火、救出救護活動への協力
- ウ 避難行動要支援者への支援
- エ 地域住民による避難所の自主的運営
- オ 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど企業防災の推進に努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供

第 5 章 市民、事業者の基本的責務

を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ア 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- イ 地域の地形、危険場所等の確認

(2) 災害への備え

- ア 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- イ 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- ウ 避難場所、避難経路の確認
- エ 従業者及び利用者の安全確保
- オ 従業員の安否確認方法の確認
- カ 最低 3 日分の生活必需品等の備蓄

(3) 出勤及び帰宅困難者への対応

- ア 発災時のむやみな移動開始の抑制
- イ 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- ウ 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- エ 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

(4) 地域防災活動への協力等

- ア 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- イ 初期消火、救出救護活動への協力
- ウ 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第2部 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市は、府はじめ防災関係機関等と連携して、防災空間の整備や市街地の面的整備、道路・橋梁施設等の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、市民の主体的な防災活動や安全活動に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努める。

1 防災空間の整備

市は、府及び近畿地方整備局と連携を図りながら避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効果的整備に努める。また、市は農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公共施設の有効活用を図り防災空間を確保する。

(1) 公園等の整備

災害時の避難地、延焼遮断空間としての機能を有する公園等については、「茨木市緑の基本計画（平成28年3月改定）」に基づく体系的な整備、拡大を推進する。

なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。

ア 広域避難地となる公園・緑地

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園等（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

イ 一時避難地となる公園

近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園を整備する。

ウ その他防災に資する身近な公園

緊急避難の場所となる公園・広場等を整備する。

(2) 道路・緑道の整備

ア 広域避難地等に通じる避難路となる幅員15m以上の道路を整備する。

第1章 災害に強いまちづくり

イ 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去に努める。

(3) 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や街路樹など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

(4) 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、生産緑地制度等により適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

2 建築物の不燃化・耐震化

(1) 防火地域等の指定

本市では、災害に強く、安全・安心なまちづくりを進めるため「大阪府防災都市づくり広域計画」等に基づき、市街化区域において防火地域、準防火地域等の区域を指定し建築物の不燃化を促進している。

(2) 地域単位での耐震化

木造住宅に対する耐震化を促進するため、地域や府と連携を図り、地域単位での取り組みを進める。（大阪府まちまるごと耐震化支援事業）

3 土木構造物の耐震化

道路施設、河川、鉄軌道施設等土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について耐震化を推進する。

(1) 道路の安全確保

落石等の道路災害の発生を未然に防止するため道路パトロールを行い、危険箇所には落石防止柵の整備や法面保護等の必要な対策を講じる。

(2) 道路施設の安全確保

橋梁、横断歩道橋等の点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

(3) 河川・水路の安全確保

河川・水路による水害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物の点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

(4) ため池施設の安全確保

ため池の決壊等による災害を防止するため、堤体等の点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じるよう、ため池管理者に対して啓発指導を行うとともに、必要に応じて耐震診断を実施する。また、想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施するとともに、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

(5) 鉄軌道施設の安全確保

鉄軌道にかかる橋梁、高架部、盛土部等について耐震性の向上に努める。

4 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

(1) し尿処理

ア 市は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

イ 市は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

ウ 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。

エ 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び災害用トイレの必要数を把握する。

オ 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

カ 市及び府は、災害発生に備え、災害用トイレの必要数の確保に努める。

キ 府は、広域的な処理体制を確保するよう、相互協力体制整備を促進する。

(2) ごみ処理

ア 市は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

イ 市は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

ウ 市は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。

エ 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を選定しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

オ 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

カ 府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

(3) 災害廃棄物等処理

ア 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、茨木市災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

イ 府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、

災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、大阪府災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

ウ 府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

エ 市又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

オ 市又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク

(D.Waste-Net)や災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

カ 市又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第2節 建築物等の安全化

1 住宅・建築物耐震対策等の促進

市は、府及び建築関係団体と連携して、「茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。

市は国の基本方針や「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、「茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画」の見直しを図り、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

(1) 住宅の耐震化

建て替えや耐震改修等の推進により、目標年次である令和7年度の住宅の耐震化率95%の目標達成を目指し、より一層の周知・啓発と支援に努める。

(2) 特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化

耐震改修促進法第14条に規定されている特定既存耐震不適格建築物については、所有者に対する耐震改修説明会等による意識の啓発に努め、耐震化の促進を図る。

(3) 要安全確認計画記載建築物（耐震診断義務化対象路線沿道建築物）の耐震化

耐震改修促進法第7条に規定されている要安全確認計画記載建築物について、令和7年度を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消することを目標とし、より一層の普及・啓発と支援に努める。

(4) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

耐震改修促進法附則第3条に規定されている要緊急安全確認大規模建築物について、令和7年度を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消することを目標とし、より一層の普及・啓発と支援に努める。

(5) 公共建築物の耐震化

市有建築物については、耐震化の目標は達成しているが、耐震性を有しない建築物についても、引き続き対策を検討する。

(6) 危険なブロック塀の耐震化等

市内のブロック塀の所有者は、地震による倒壊の危険性について点検を行い、耐震化措置や危険性が高い場合は除却を行う。市は、ブロック塀の点検方法や必要な措置について周知を行う。

2 建築物の安全予防

(1) 建築物災害の予防対策

ア 病院、マーケット等における不特定多数の人が利用する建築物については、必要な助言及び指導を行う。

イ 市は、府及び建築物の所有者等と連携して、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

ウ ブロック塀の倒壊予防措置及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物の予防措置

第1章 災害に強いまちづくり

を図るよう指導する。

エ 工事中の建築物については、落下物の防止、工事現場の危険防止等の安全確保を図るよう指導する。

オ 府は、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

(2) 空家等の対策

市は、平常時より管理不全の通報等があった空家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

(3) ブロック塀等の安全対策

市は、道路及び公園におけるブロック塀の安全対策を重点的に実施するにあたり、優先度、危険度に応じた計画的な安全対策を推進する。

(4) 非構造部材の安全対策

ア 窓ガラスや外壁タイル

窓ガラスなどについては、窓に飛散防止フィルムを貼る等の対策普及を図るとともに、外壁の改修工事による落下防止対策について普及啓発を行う。

イ 屋外広告物の安全性

強度が不足している屋外広告物は、地震時に落下して通行人等に被害を及ぼす恐れがあることから、屋外広告物についての掲出許可申請の際や講習会等の機会をとらえ、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意喚起を行う。

ウ 天井等の脱落防止対策

市は、日頃から人が立ち入る大規模空間の吊り天井（特定天井等）においては、地震時のリスクや天井等の脱落防止対策を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

(5) 建築設備の安全対策

ア エレベーターの閉じ込め防止対策

市は、定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスクや閉じ込め防止対策等をエレベーターの所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

イ エレベーター・エスカレーターの脱落防止対策

市は、エレベーターやエスカレーターの所有者等に対して、地震時のエスカレーター等の脱落リスクや対策を周知し、安全性の確保を推進する。

ウ 建築設備の転倒防止対策

市は、建物所有者等に対して、建築物における電気温水器、ガス、石油も含めたすべての給湯設備の転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策について周知し、安全性の確保を推進する。

(6) 長周期地震動の対応

市は、国土交通省により示された超高層建築物における長周期地震動対策等を超高層建築物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

3 文化財

市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、消防用設備の設置促進等の整備を図るとともに、初期消火訓練の実施や防災関係機関と連携した予防体制を確立する。

第3節 土砂災害等予防対策の推進

1 地盤災害の予防対策

(1) 地盤災害の種類

- ア 強震動
- イ 地盤の液状化
- ウ 不等沈下

(2) 強震動災害の防止

地震時のゆれを防止することは不可能であるが、地盤の震動特性を把握した上で、その震動特性を考慮した構造物を造れば強震動災害は軽減する。強震動災害防止のためには、次のようなものがある。

- ア 施設の耐震性の強化に努める。
- イ 建築物やライフライン施設など重要な施設・構造物は、それらの施設の耐震基準を十分満たすように設計・施工するよう努める。

(3) 地盤の液状化による災害の防止

地盤の液状化による災害の防止には、次のようなものがある。

- ア 液状化しやすい地域に建築物を建てる際には、液状化対策を十分考慮するとともに、既存の建築物についても、住民や所有者に液状化による建築物被害が生じる可能性があることを啓発する。
- イ 地下埋設物は、液状化の影響を最も受けやすいので、設計・施工時に液状化対策を十分に考慮する。また、既設のものについては、強度の低いものから順次、補修・取替えを実施するとともに地下埋設物が被災した時の供給方法について想定しておく。

(4) 不等沈下による災害防止

不等沈下は、造成地や軟弱地盤で起こりやすい。本市では軟弱地盤の地域は南部を中心に存在し、造成地は、埋立部での不等沈下や切土部と盛土部の境界付近での不等沈下及び構造物被害が生じやすい。このような地域では、地盤の改良や十分な強度をもつ構造物とすることが必要である。

2 土砂災害の予防対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等について基礎調査を行い、市長の意見をききながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第7、9条）し、その範囲を示した図面を公表する。

市は、府の指定をうけて、関連する情報の市民への周知を図る。

(2) 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

(3) 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

府は、土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるように努める。

(4) 建築物の移転等の勧告

府は、土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

(5) 警戒避難体制等

市では、警戒区域等の種別と範囲、警戒区域ごとの指定避難所、指定避難場所及び避難ルート、土砂災害に関する情報の収集・伝達方法、平時からの備え等について定めた上で、ハザードマップ（地域別ハザードマップ（土砂災害）など）を作成している。市は、今後もハザードマップを活用した市民周知に努めるとともに、府における警戒区域等の指定の追加や、道路や施設の更新等に応じ、継続的にハザードマップの見直を行う。

また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地についてこの計画に定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。（土砂災害防止法第8条）

土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

(6) 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(7) 斜面判定制度の活用

市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

(8) 防災訓練等の実施

市は、土砂災害に関する避難訓練の実施に努める。避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾

斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く市民の参加が得られるよう努める。

3 急傾斜地災害の予防対策

(1) 区域の指定

府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。

府は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。

(2) 周知等

市及び府は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。

また、市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

4 地すべりの予防対策

(1) 多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、国土交通大臣は、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。なお、本市では「地すべり防止区域」はない。

(2) 市及び府は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。

(3) 市、府、近畿地方整備局及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

5 土石流の予防対策

(1) 土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。

(2) 府は、砂防指定地において一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(3) 市及び府は、「土石流危険溪流及び危険区域」の把握・周知に努める。

(4) 市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

6 土砂災害警戒情報の作成・発表

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市が防災活動や市民への避難情報の発令等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市等に通知及び一般へ周知するとともに、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

7 山地災害の予防対策

- (1) 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。
- (2) 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。
- (3) 府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。
- (4) 府は、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。
- (5) 市及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し市民に配布するなど、周知に努める。
- (6) 府は、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

8 宅地造成及び盛土対策

- (1) 市は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。
- (2) 市は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- (3) 市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- (4) 市は、市民へ大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップ（平成27年7月公表）を活用し、市民の防災意識を高めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地の調査を行い、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進する。市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。
- (5) 市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市の地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものと

する。

9 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

大規模地震等の発生するおそれがある地域において、緊急交通路を閉塞するなど、地震時に社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するために、必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進する。

10 警戒・避難体制等の整備

土砂災害防止法に基づき、市域に警戒区域の指定があったときは、その警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達を実施する。

予報又は警報の発表があった場合は、危険箇所の警戒巡視を強化し、地域住民や要配慮者利用施設等へ防災情報を伝達し、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するため必要な警戒避難体制の整備に努める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等の危険が予想される場合、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるための必要な事項について市民に周知させるよう情報連絡体制の確立に努める。情報の伝達に関しては、防災行政無線（同報系）、緊急速報メールなど多様な手段を用いて伝達できる体制を構築し、あわせて市民等に伝達手段をあらかじめ周知する。

11 砂防ボランティア（斜面判定士等）の活用

土砂災害から市民を守るため、府とNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力して、砂防ボランティア（斜面判定士等）の活用を図り、土砂災害等予防対策のための安全パトロールによる現地評価、市民に対して土砂災害の防止に関する啓発活動に努める。

12 ハザードマップの活用

土砂災害から人命を守るため、ハザードマップにより、土砂災害警戒区域や危険箇所を周知することで、地域住民の防災意識の高揚を図る。

第4節 水害予防対策の推進

市は、河川流域全体のあらゆる関係者と協働し、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等による災害を未然に防止するため、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

1 河川・水路の改修

(1) 水害の防止

近年の著しい都市化の進展に伴う降雨時の一時的な流量増加に対処するとともに、災害を未然に防止するために水路等の改修事業を推進する。また、雨期前には水路の重点箇所の点検、幹線水路の浚渫、清掃を実施する。

(2) 雨量計・水位計の整備点検

観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

(3) 倉庫・資機材の整備点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを実施する。

(4) 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。

2 下水道整備計画

下水道整備の目的の1つには、浸水被害の軽減が含まれており、雨水管整備や既存水路の拡幅等雨水の速やかな排除のみでなく貯留・浸透等の観点を含め、その他の関連計画と整合を図りつつ計画的かつ総合的に下水道整備を推進する。

3 浸水予防施設

市域内の集中豪雨等による浸水を防止するために設けた貯留施設の維持管理及び新規貯留施設の整備を推進する。

4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強に努めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

(1) ため池防災対策

ア 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨や、想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対しても、水防上、重要なため池については、堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的な改修や耐震整備を進める。

イ 危険箇所早期発見や適正な維持管理を促す。

(2) ため池の減災対策

ア 耐震性の調査・診断

水防上、重要なため池については、想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。

イ 防災意識の向上と体制整備

ハザードマップを活用し、情報伝達・連絡体制の整備を進める。

(3) 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化に努める。

5 安威川ダムの建設

安威川ダムは、安威川治水計画の一環として府が建設を進めている、洪水調節と流水の正常な機能の維持、下流河川の環境改善を目的とする治水ダムである。

昭和51年度から実施計画調査が続けられ、昭和63年度から建設段階に入り、令和4年春に完成し、令和5年から運用が開始される予定である。なお、安威川ダムの諸元は、次のとおりである。

安威川ダムの諸元

位 置	形 式	堤 高	堤頂長	総貯水量
生保・大門寺・安威地先	中央コア型 ロックフィルダム	76.5m	337.5m	18,000千m ³

6 水害減災対策の推進

洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

(1) 洪水予報、水防警報等

ア 洪水予報

(ア) 近畿地方整備局は、2以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(イ) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ウ) 府は、上記(ア)により通知を受けた場合は、直ちに市長等に通知する。

- (エ) 府及び近畿地方整備局は、市長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

対象河川：淀川、安威川

イ 特別警戒水位の設定及び水位到達情報の発表

- (ア) 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を市長等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

- (イ) 府は、市長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

対象河川：茨木川

ウ 水防警報の発表

- (ア) 近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。

- (イ) 府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに水防管理者に通知する。

- (ウ) 府は、上記(ア)により通知を受けた場合は、直ちに市長に通知する。

- (エ) 市長は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、関係職員を出動又は、出動準備させる。

エ 水位情報の公表

国、府及び市は、管理河川、下水道のうち、水位観測所を設置した河川、下水道においては、その水位の状況の公表を行う。

オ 浸水想定区域の指定・公表

- (ア) 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

- (イ) 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

- (ウ) 府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定 of 情報を提供するよう努めるものとする。

カ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- (ア) 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項についてこの計画に定めるものとし、市民に周知させるため、これらの事項

を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

a 洪水予報等の伝達方法

b 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

c 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

d 前項で名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(イ) 上記(ア)によりこの計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

a 浸水想定区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

b 浸水想定区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施し、その結果を市長に報告する。

(ウ) 市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(2) 洪水リスクの開示

ア 洪水リスクの開示

(ア) 府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

(イ) 市長は、洪水浸水想定区域等の指定がない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを

公表する。

イ 洪水リスク及び避難に関する情報の周知

(ア) 市及び府は、公表された洪水リスクをわかりやすく市民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

(イ) 市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 防災訓練の実施

市及び府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

また、この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

(4) 水防と河川管理等の連携

ア 市及び府は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「淀川流域治水協議会」、「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「三島地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

イ 市長は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

(5) 水防団の強化

市及び府は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るよう努める。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るよう努める。

(6) ため池の治水活用

府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、市やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

1 危険物災害の予防対策

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び関係機関は、法令の定めるところにより、保安体制の強化、危険物を貯留・保管する建築物の耐震化、保安教育及び消防訓練の実施並びに防火思想の普及啓発を図る。

(1) 市

ア 保安教育の実施

危険物取扱事業所における保安管理の徹底を図るため、危険物取扱者等関係者に対して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害時に備えた訓練の実施などによって、事業所全体の自主保安体制の確立や防災意識の高揚を図る。

イ 立入検査及び指導の強化

(ア) 危険物施設に立入検査を行い、位置、構造設備や運搬、積載方法及び貯蔵取扱方法等安全管理について指導する。

(イ) 危険物施設の管理者や保安監督者等に対し、保安について指導する。

ウ 学校・研究施設等の防火指導

学校・研究所には、少量の危険物、毒劇物などが保管されている場合があり、地震動によって転倒、落下で薬品混触による発火防止を指導する。

(2) 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 高圧ガス、毒劇物、管理化学物質、火薬類等の災害予防対策

高圧ガス、毒劇物、管理化学物質、火薬類等による災害の発生及び拡大を防止するため、市は関係行政機関との連携のもとに、保安意識の高揚や自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。また、消防は一定数量以上を貯蔵・取扱いする施設に届出をさせて、災害発生防止の徹底を図り、災害発生時の消防活動に障害とならないよう指導する。

3 危険物を取り扱う建築物の耐震化

地震による危険物の漏洩等、二次災害の発生を防止するために、危険物を取り扱う建築物の耐震改修の実施に向け、建築物所有者に対する周知・啓発及び指導を行う。

第6節 放射線災害予防対策の推進

放射線災害を未然に防止するため、保有施設の管理者等は、防災対策を推進するとともに、放射性物質の輸送に対しての安全確保に努める。

1 保有施設の防災対策

市内保有施設における放射線災害を未然に防止するため、関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、連携して施設の耐震・不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策を講じる。

2 放射性物質輸送安全対策

放射性物質の輸送について安全を確保するため、関係機関は対応策の研修や資機材整備等の充実強化を図る。

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

第1節 総合的防災体制の整備

1 中枢組織体制の整備

総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。

市は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 茨木市防災対策班長会議

市の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

〔組織〕

・ 防災対策班長課 (28課)

指揮調整班 (危機管理課)、財務・情報班 (法務コンプライアンス課)、応援・受援班 (政策企画課)、物資班 (会計室)、広報班 (まち魅力発信課)、議会班 (市議会事務局総務課)、総務・人事班 (総務部総務課)、被害調査班 (資産税課)、避難所・市民相談班 (市民協働推進課)、福祉・安否確認班 (地域福祉課)、医療衛生対策班 (健康づくり課)、こども対策班 (こども政策課)、商工班 (商工労政課)、農林班 (農林課)、環境対策班 (資源循環課)、建築対策班 (居住政策課)、道路対策班 (建設管理課)、公園対策班 (公園緑地課)、下水道対策班 (下水道施設課)、教育対策班 (教育政策課)、物資輸送班 (歴史文化財課)、学校教育班 (学校教育推進課)、水道総務班 (水道部総務課)、応急給水班 (営業課)、施設復旧班 (浄水課)、管路復旧班 (工務課)、消防本部班 (警備課)、消防署班 (警防課)

・ 事務局 総務部危機管理課

(2) 茨木市災害警戒本部

災害の発生のおそれがあるが、時間・規模等の推測が困難なとき、市域で震度4を観測したとき、小規模の災害が発生したときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

・ 警戒本部長 危機管理監

・ 警戒副本部長 危機管理課長

・ 本部員

総務部長、企画財政部長、市民文化部長、福祉部長、健康医療部長、こども育成部長、産業環境部長、都市整備部長、建設部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、市議会事務局長、水道部長、消防長

- ・事務局 指揮統制部

(3) 茨木市災害対策本部

中・大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、市域で震度5弱以上を観測したとき、災害救助法の適用を要する災害が発生したときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

- ・災害対策本部長 市長
- ・災害対策副本部長 危機管理監、副市長
- ・本部員

教育長、水道事業管理者、総務部長、企画財政部長、市民文化部長、福祉部長、健康医療部長、こども育成部長、産業環境部長、都市整備部長、建設部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、市議会事務局長、水道部長、消防長

- ・事務局 指揮統制部

2 職員動員配備体制の整備

災害時に備えた動員配備については、以下のとおりとする。災害事象に対する非常配備体制については、「第3部 風水害応急対策 第1章 第2節」及び「第4部 地震災害応急対策 第1章 第3節」の災害活動体制とする。なお、「第5部 その他災害応急対策」における非常活動体制は、災害の規模に応じた体制とする。

また市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

1 風水害時配備体制の概要

本部体制	配備名称	配備時期	対象職員
—	風水害準備 配備体制	・気象注意報(大雨、洪水、強風のみ)が発表されたとき ※時間外の参集は不要	配備対象の対策班(※5)の班長又は対策部長に指名された職員
—	風水害事前 配備体制	・気象警報が発表されたとき ・台風が近畿地方に接近し、茨木市に気象警報の発表が見込まれるとき(※1) ・その他、危機管理課長が必要と認めたとき	配備対象の対策班(※5)の班長又は対策部長に指名された職員
災害警戒 本部	風水害 警戒体制	・河川の水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき(※2) ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害に関する危険度分布で「警戒(赤)」が出現したとき(※3) ・台風が「強い」勢力を保ったまま近畿地方に上陸すると見込まれるとき(※4) ・その他災害警戒本部長(危機管理監)が必要と認めたとき	・災害警戒本部員(各部長)+部長級職員 ・配備対象の対策班(※5)の班長又は対策部長に指名された職員
災害対策 本部	第1次 風水害対策 本部体制	・河川の水位が氾濫危険水位に到達したとき ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害警戒情報が発表されたとき ・台風が「非常に強い」以上の勢力を保ったまま近畿地方に上陸すると見込まれるとき(※4) ・気象特別警報が発表されたとき ・その他災害対策本部長(市長)が必要と認めたとき	・災害対策本部員(特別職+各部長)+部長級職員 ・全対策班長及び対策班の中から対策部長に指名された職員
	第2次 風水害対策 本部体制	・河川氾濫が発生したとき ・大規模な土砂災害が発生したとき ・その他災害対策本部長(市長)が必要と認めたとき	全職員

※1：台風接近に伴う事前配備の場合、最接近の日時等を考慮し、危機管理課長が参集(又は待機)する対策班や時間外での登庁の有無を判断するものとする。

※2：短時間強雨(ゲリラ豪雨)による急激な水位上昇であり、今後、引き続きの降雨の見込みが低い等の場合には、事前配備体制とする。

※3：土砂災害に関する危険度分布とは、気象庁が提供する「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」及び大阪府が提供する「土砂災害危険度情報」のことをいう。

※4：台風の勢力(強さ)は、気象庁の予報により最大風速が33m/s以上44m/s未満の場合を「強い」、44m/s以上54m/s未満の場合を「非常に強い」、54m/s以上を「猛烈な」という。

※5：配備対象の対策班は「第3部 風水害応急対策 第1章 第2節」参照

2 地震時配備体制の概要

本部体制	配備名称	配備時期	対象職員
—	南海トラフ準備配備体制	・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき（※1） ※時間外の参集は不要	配備対象の対策班（※2）の班長又は対策部長に指名された職員
—	南海トラフ臨時配備体制	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき（※1）	配備対象の対策班（※2）の班長又は対策部長に指名された職員
災害警戒本部	地震警戒体制	・茨木市域で震度4を観測したとき	・災害警戒本部員（各部長）＋部長級職員 ・配備対象の対策班（※2）の班長又は対策部長に指名された職員
災害対策本部	第1次地震対策本部体制	・茨木市域で震度5弱を観測したとき	・災害対策本部員（特別職＋各部長）＋部長級職員 ・全対策班長及び地震対応初動に必要な人員として対策部長に指名された職員 ・全消防職員
	第2次地震対策本部体制	・茨木市域で震度5強以上を観測したとき	全職員

※1：南海トラフ地震臨時情報が発表され、かつ茨木市域で震度4以上を観測した場合は、震度に応じた配備体制とする。

※2：配備対象の対策班は「第4部 地震災害応急対策 第1章 第3節」及び、「第4部 地震災害応急対策 付編2」参照

(1) 中・長期における職員動員配備体制

大規模災害等で中・長期間非常配備体制を維持する場合に備え、各部長は予め優先通常業務の継続・再開に必要な人員数を把握するとともに、災害対応業務の実施に必要な人員数を想定しておく。指定避難所の運営や罹災証明書の発行等で必要な人員が不足することが想定される業務においては、各部の所属を越えた人員の応援体制を構築する。

(2) 勤務時間外における職員参集体制の確立

ア 伝達方法

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部長は、常に所属職員の住所・電話番号等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制の整備を図るとともに職員に周知徹底する。

イ 参集場所の周知

迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。

ウ 初動活動期の参集可能職員の把握

各部長は公共交通機関が途絶した場合の所属職員の交通手段を調査し、職員が参集に要する時間の把握に努める。

3 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

市は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共生センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

4 災害応急対策及び復旧・復興対策活動実施体制の充実

市は、「第1部 総則 第4章」に掲げる市が処理すべき事務又は業務の大綱のうち、災害応急対策・復旧・復興対策に関する災害対応業務を具体化、補完する「茨木市災害対策本部対策部別活動マニュアル」を充実させ、大規模災害発生時における迅速、円滑な対応につなげる。

また、職員は、本計画や対策部別活動マニュアル等に習熟し、平時から災害に対する意識を高め、災害発生時における各自の業務について十分精通しておく。

5 関係機関との連携体制の整備

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

地震による災害は、広域的かつ大規模な被害をもたらすおそれがあるため、関係機関の防災活動が相互に有機的な連携を保ち効率的に機能できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、その組織体制の整備を図る。

- ・ 防災活動を密接な連携のもとに行う必要のある防災関係機関相互間においては、震災発生時、直ちに効果的に対処できるよう相互協力に関する計画をあらかじめ定めておくよう努める。
- ・ 高層建築物・学校園・社会教育施設・病院等多数の人が利用する建築物については、防災責任者を定め、関係機関等と連携を保ちつつ、自主防災体制の整備を図る。

6 広域応援体制の整備

災害時に相互援助を実施することを目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防応援に関する覚書等を、近隣市町をはじめ事業者や関係団体と締結を図り、今後とも府と協議のうえ広域的な相互応援体制の推進に努める。

また、府及び関西広域連合と連携し、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

7 防災拠点機能の確保・充実

市、府及び防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（市庁舎においては72時間以上）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

市及び府は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

(1) 防災拠点の定義

市における防災拠点とは、災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・自衛隊等の応援部隊の活動拠点」「災害医療センター」等をいう。

(2) 司令塔機能の整備

市は、災害対策本部室、意思決定支援機能や情報受発信機能等を備えた司令塔機能施設を整備するよう努める。司令塔機能施設には、防災行政無線や専用電話回線、非常用発電機に接続された電力線、ネットワーク、その他指揮・指令、情報分析、資源管理に必要な資機材を備えるとともに、関係者、関係機関との連絡調整、報道機関への対応等大規模災害時において円滑に災害応急活動が実施できる空間を整備する。

また、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

(3) 司令塔機能の代替施設

市は、災害対策本部及び災害警戒本部を茨木市役所内に設置するが、災害による被災

等で市役所の使用が困難な場合は、茨木市文化・子育て複合施設おにクル（以下「おにクル」という。）で代替するため、防災資機材等を備えた司令塔機能をおにクルにも整備するよう努める。

なお、おにクルの諸元は次のとおりである。

茨木市文化・子育て複合施設おにクルの諸元

所在地	構造	開館予定時期	災害対策本部等の代替場所
茨木市駅前三丁目 9番45号	地上7階建て鉄筋 コンクリート造（一 部鉄骨造）	令和5年秋	7階会議室1・2

(4) 広域防災拠点（物資集積・輸送拠点）の管理・運営

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努め、市は府と連携し、広域防災拠点との緊急輸送体制を整備する。

〔機能〕

- ア 府の備蓄拠点、物資集積・輸送拠点
- イ 航空機を活用した物資輸送拠点（災害時用臨時ヘリポートとして利用）
- ウ 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点

(5) 後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備

府は、自衛隊、消防、警察等、広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

8 防災拠点等の整備

市は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう、府の広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した次の防災拠点等の整備に努める。

- (1) 災害用生活物資備蓄拠点→11か所（小・中学校10及び彩都西公園）
- (2) 災害用医薬品備蓄拠点→11か所（小・中学校10及び保健医療センター）
- (3) 災害用物資輸送拠点→2か所（南市民体育館、中央公園（地下）駐車場）
 - ※ おにクル開館後は、おにクル1階多目的ホールに災害用物資輸送拠点を設置
- (4) 災害用給水拠点→22か所（耐震性貯水槽、水道施設）
- (5) 緊急消防援助隊の受入れ及び活動拠点→1か所（西河原公園）
- (6) 自衛隊の受入れ及び活動拠点→1か所（大阪経済大学茨木校地）
- (7) ライフライン復旧車両の受入れ及び活動拠点→1か所（東雲運動広場）
- (8) 他の自治体からの広域応援の受入拠点→1か所（上中条青少年センター）
- (9) 災害廃棄物仮置場→茨木市災害廃棄物処理計画において規定
- (10) 応急仮設住宅建設候補地→29か所（都市公園等）
- (11) 遺体安置場所→1か所（斎場）

- (12) 医療救護班、医療衛生対策班の応援部隊受入れ及び応援部隊の活動拠点
→ 1 か所（保健医療センター）

9 防災資機材等の整備・備蓄

災害応急対策に必要な燃料、発電機、建設機械等の資機材は、災害に備えてその機能を有効適切に発揮できるよう点検するとともに、必要に応じて計画的に備蓄することに加え、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

(1) 防災資機材整備点検の分担

- ア 水防用備蓄資機材……………建設部下水道施設課
- イ 防疫用薬品……………健康医療部健康づくり課
- ウ 医薬品及び器材……………健康医療部医療政策課
- エ 応急給水用備蓄資機材……………水道部
- オ 消防用備蓄資機材……………消防本部
- カ 被災者用備蓄資機材等……………総務部危機管理課
- キ 防災公園及び公園内防災設備……………建設部公園緑地課
- ク 土木用資機材……………建設部建設管理課地域の工事センター
- ケ 職員用備蓄資機材等……………総務部人事課
- コ 災害対策本部設置施設の非常用電源及び通信設備……………総務部総務課
- サ 住家被害認定調査用資機材……………総務部資産税課

(2) 防災資機材整備点検の実施

整備点検の実施については、雨期前並びに台風期前及び火災多発期前に行うものとし不足資機材については、その都度整備補充する。

ア 整備項目

- (ア) 水防・消防等の資機材
- (イ) 特殊車両
- (ウ) 建設用資機材
- (エ) 医薬品・衛生資材等
- (オ) その他災害用装備資機材

イ 保有（備蓄）資機材の点検

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) 種類・規格と数量の確認
- (エ) 薬剤等の有効期限の確認
- (オ) その他

10 防災訓練の実施

市、府をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの市民の参加を得た各種災害に関す

る訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

さらに、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

1.1 職員の人材育成

市をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

(1) 職員に対する防災教育

市をはじめ防災関係機関は、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対し防災教育を実施する。

ア 教育の方法

(ア) 講習会、研修会等の実施及び参加

(イ) 見学、現地調査等の実施

(ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

イ 教育の内容

(ア) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

(イ) 非常参集の方法

(ウ) 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性

(エ) 過去の主な被害事例

(オ) 防災知識と技術

(カ) 防災関係法令の適用

(キ) 図上訓練の実施

(ク) その他必要な事項

(2) 専門教育機能の強化

消防職員等の知識・技能の向上を図るため、複雑化する災害の態様に対応できる高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

1.2 調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとする。また、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

市は府と連携して、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム(内閣府)」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

(1) 防災関係機関との地域防災計画に係わる情報交換

国・都道府県・市区町村・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関における地域防災計画に係わる情報については、連絡を密にし、防災計画や防災計画に係わる調査研究の情報を交換する。

(2) 防災に関する学術刊行物、一般刊行物の収集整理

防災に関する学術刊行物については、随時収集整理に努める。

また、防災に関する一般刊行物についても随時、収集整理に努める。

(3) 市の防災上問題となる事項の専門的調査研究

市の防災上問題となる事項については、特に専門的調査研究を実施するように努める。該当事項としては、次のような事項があげられるが地域の変貌や調査技術の進展に合わせて、総合的防災調査を実施していく。

また、情報通信分野の技術進歩はめざましいものがあり、その技術の防災行政への活用を推進していく。

ア 地震

イ 地すべり、急傾斜地、土石流

ウ 洪水

エ 台風

オ 情報通信

(4) 災害記録の保存

防災対策の実施や防災アセスメントの見直しを行う際の貴重な資料となる災害記録の保存に努める。

1.3 自治体被災による行政機能の低下等への対策

大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることも視野に入れて、必要な体制整備に努める。

(1) 業務継続体制の整備

地震災害の発生により、職員、庁舎等の施設、設備、ライフライン等の業務資源に制約があり、本市の行政機能の低下が余儀なくされる状況にあっても、迅速に災害対応業務を開始するとともに、通常業務を継続又は早期再開させ、最低限の行政サービスを維持して市民生活への影響を最小限にとどめることが必要である。

ア 業務継続の基本方針

市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、市業務継続計画を適切に運用する。

(ア) 市民の生命・身体・財産等の保護にかかる業務を最優先

災害発生時は、被害を最小限にとどめるため、通常の業務は一時的に中断し、市民の生命・身体・財産等の保護にかかる非常時優先業務を最優先に行う。

(イ) 市民の生活への影響を考慮した業務の選択

非常時優先業務以外の業務は、積極的に休止する。

優先度の高い通常業務は、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開する。

(ロ) 業務継続に必要な資源の確保・活用

被災により資源の制約に伴い行政機能が低下する状況下においても、全庁的な体制のもと、限られた人員や資機材等の資源を確保し、最大限に活用する。

イ 重要6要素等に係る対応

市は、内閣府『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き』に定める重要6要素（首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理）について、業務継続計画において、その現状、課題及び今後の目標を定め、必要な対策を講じる。

ウ 業務継続体制の確立・推進

市は、職員個人の災害対応能力及び組織的な対応力の向上を図るため、定期的に訓練・研修を実施する等し、業務継続マネジメントを実施する。

(2) 受援体制の整備

市及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、受援計画を策定し、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度の活用をはじめ、様々な応援要請と応援・受援の方式について、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ア 受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめることで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

イ 計画に定める内容

市受援計画には以下の内容を定め、訓練・研修等を実施することで、継続的な改善を行い、実効性強化に努める。

- (ア) 受援体制
- (イ) 人的支援の受け入れ
- (ウ) 物的支援の受け入れ
- (エ) 受援力の向上

14 事業者、ボランティア等との連携

市及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）や速やかな応急復旧が必要な業務については、あらかじめ、民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等の活用、建設業団体の担い手の確保・育成に取り組みながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。なお、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、市は市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動環境の整備、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市は府及び防災関係機関と連携して、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市は府及び防災関係機関と連携して、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、府、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等の対策を図る。

市及び府は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

(1) 防災情報システムの充実

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、府は、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府と市町村との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、市町村とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

ア インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）

イ 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集

ウ 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集

エ Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達

オ 被災者台帳を管理する被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

(2) 無線通信施設の整備

市、府及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

ア 府

- (ア) 大阪府防災行政無線の整備充実
- (イ) 災害拠点病院への防災行政無線の整備充実
- (ウ) 下水道防災行政無線の整備充実

イ 市

- (ア) 市防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実
- (イ) 消防救急無線の整備充実
- (ウ) M C A無線、衛星電話、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した市民への情報伝達体制の整備
- (エ) 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保

2 情報収集伝達体制の強化

市は府及び防災関係機関と連携して、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。また市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

(1) 情報収集

職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、全職員がリアルタイムで共有できる茨木市防災情報システムの運用をはじめとして、無人航空機等を活用した情報収集など、最新技術の導入に努め、情報収集伝達体制の強化を進める。

(2) 情報伝達

様々な環境下にある市民や職員に対し、避難情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネットポータルサイトのウェブページやメール、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

3 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。

さらに、市は、府と連携の上、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(1) 広報体制の整備

- ア 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任
- イ 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- ウ 広報文案の事前準備
 - (ア) 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・海象・水位・放射線量等の状況
 - (イ) 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - (ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - (エ) 要配慮者への支援の呼びかけ
 - (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

エ 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

(2) 停電時の住民への情報提供

市は、府及び電気事業者と連携して、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(3) 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(4) 他の市町村に避難する市民への情報提供

市、府及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

4 災害モード宣言

学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけるために府が発表する「災害モード宣言」に基づき、市は、市民や事業者等に市内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、注意を呼びかける。

(1) 発信の目安

- ア 台風
 - (ア) 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合
 - (イ) 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合
- イ 地震
 - 府域に震度6弱以上を観測した場合
- ウ その他自然災害等
 - その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

(2) 発信の内容

- ア 台風

- (ア) 自分の身の安全確保
- (イ) 出勤・通学の抑制
- (ウ) 市町村長の発令する避難情報への注意

イ 地震

- (ア) 自分の身の安全確保
- (イ) 近所での助け合い
- (ウ) むやみな移動の抑制
- (エ) 出勤・通学の抑制

5 災害広聴体制の整備

市は、府及びライフライン事業者と連携して、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。

第3節 火災予防対策の推進

市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

1 一般建築物の火災予防

(1) 火災予防査察の強化

市は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

市は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取扱いの監督、収容人員の管理 など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

市は、住宅における住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促進する。

(5) 消防設備士の資質の向上

府は、消防設備士を対象に消防用設備等に関する技術講習を実施する。

(6) 市民、事業所に対する指導、啓発

市及び府は、市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(7) 定期報告制度の活用

市は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物等の火災予防

市、府をはじめ関係機関は、高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や統括防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高層建築物（高さが31mを超える建築物）

(2) 防災計画書の作成指導

市は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保

等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 統括防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、統括防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(6) その他災害に対する防火・安全対策

市、府をはじめ関係機関は、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

3 林野火災予防

市、府及び林野の所有者、管理者は林野周辺住民の安全確保や森林資源を保全するために、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 山地の要所に防火標識を設置し、気象状況によっては入山者に適切な防火指導や広報に努める。

(2) 林野火災対策用資機材の整備と備蓄を推進する。

第4節 消火・救急・救助体制の整備

市は、大規模火災などの発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備・関係機関等の連携を図り、消火・救急・救助体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実整備

(1) 消防施設の整備

消防車両などの消防施設等の強化や高機能消防総合情報システムを活用した情報収集体制、通信機能強化を図るなど総合的消防力の充実及び消防庁舎の耐震化に努める。

(2) 消防水利の充実確保

ア 消防水利の基準に基づき、消火栓及び耐震性貯水槽や防火水槽の増強整備に努める。

イ 各種プール、河川、ため池、農業水路などの活用計画を整備する。

(3) 活動体制の整備

市は、府、警察及び自衛隊等と相互に連携し、平時から意見交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、迅速かつ適確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救急救助体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の装備充実と活動環境づくり

消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、装備充実と消防団が活動しやすい環境づくりに努める。

ア 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防団屯所、消防車両・小型動力ポンプ・無線など防災資機材、安全確保に必要な装備の充実強化を図る。

ウ 消防訓練の実施

消防団員に関する高度な知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保観点から、消防団員に安全管理を徹底するため教育訓練を実施する。

エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域に密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう必要な対策に努める。

2 消防計画の策定

消防機関が消防活動を行う上での基本指針となる消防計画を地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱は次のとおりである。

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

(1) 消防計画の大綱

- ア 消防力等の整備に関する事
- イ 防災のための調査に関する事
- ウ 防災教育訓練に関する事
- エ 災害の予防、警戒及び防御に関する事
- オ 災害時の避難、救助及び救急に関する事
- カ その他災害対策に関する事

第5節 災害時医療体制の整備

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣について、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

市及び府は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害医療組織等の整備、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害時医療拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

1 災害医療組織等の整備

(1) 災害時医療対策本部

市災害対策本部の医療救護現地本部として保健医療センターに災害時医療対策本部を設置し、民生対策部及び府（大阪府茨木保健所）との連携のもと、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会と協力し、災害医療協力病院、医療救護所等の被災状況及び被災傷病者等の受入状況等を把握、分析、評価し、関係機関との間での情報共有、消防対策部への情報提供、災害時医療救護班等の派遣要請、医薬品・医療用資機材の補充をするなど災害時医療が適切に提供できるよう体制を整える。

(2) 災害拠点病院、災害医療協力病院等

府は重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送の対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設を整備する。

また、府は、市町村災害医療センター等と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

市は、二次救急告示病院を中心とした市内病院と協力し、平時の救急医療機能または診療機能に準じ、病院前医療救護所を開設して主に軽症患者への医療を提供または軽症患者への医療提供に加えて、医療救護所等から入院を要する中等症患者への医療を提供する病院を災害時医療救護拠点病院として整備する。

(3) 市災害医療センター

ア 市災害医療センターは、主に入院を要する中等症患者の受け入れ拠点であり、特に災害

が大規模な場合には、中等症患者の集約、また、受け入れ能力を超えた場合には、速やかに他の市町村災害医療センターへ患者転送を行う。

イ 市災害医療センターは、大阪府済生会茨木病院を指定する。

(4) 救護所

指定避難所に併設する指定医療救護所のほか、市、茨木市医師会、府（大阪府茨木保健所）及び災害医療協力病院等の医療機関との調整により、事前もしくは災害発生時に救護所を開設することを承諾した医療機関を、臨時指定医療救護所として位置付ける。

(5) 医療機関の災害対策マニュアルまたは業務継続計画

医療機関は、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ災害対策マニュアルまたは業務継続計画を作成、またこれに基づく災害時訓練を計画的に実施し、非常時の診療体制を確立する。

2 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の市民等が適切な医療を受けることができなくなった場合に、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて、被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し、市をはじめ府内の災害拠点病院、災害医療協力病院等の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析・評価のうえ、必要な災害時医療救護班等を組織し派遣もしくは応援部隊の派遣要請を行うなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

(1) 現地医療活動

被災傷病者等が最初に受ける応急手当または一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

ア 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

(ア) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

(イ) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）等において、通常診療再開を視野に入れつつ、主に軽症患者に対する医療活動や被災住民等の健康管理等を行う。

イ その他の活動場所及び医療活動の分類

(ア) 災害医療協力病院での医療活動

災害医療協力病院は、平時の救急医療機能に準じ、救急要請等により転搬送もしくは直接来院した中等症患者及び軽症患者への医療を提供する。ただし、医療機関が被災もしくは被災傷病者等多数により施設内での診療が不可能な場合は、災害拠点病院と連携し施設内の患者を被災地域外に転搬送するなど必要な措置を講じたのち、市災

害時医療対策本部、茨木市医師会等の医療関係機関とも連携し、現場付近に応急救護所を設置もしくは市の施設に臨時設置された医療救護所等での診療に切り替え、医療機関の職員に加えて府等から派遣される医療救護班とともに診療を行う。

(イ) 市災害医療センターでの医療活動

市災害医療センターは、市及び府（大阪府茨木保健所）との連携のもと、中等症患者の受入れもしくは集約を行う。

ウ 考え方

(ア) 医療機関を可能な限り「臨時指定医療救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。

(イ) 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない被災傷病者等の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災地域内外を問わず被災を免れた災害拠点病院、災害医療協力病院等の全ての医療機関で実施する。

ア 災害が甚大であるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

イ 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

ウ 特定の医療機関へ被災傷病者等が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り府内外を問わず多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

エ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、平時の医療機能に応じ、重症度、緊急度にあった適切な被災傷病者等の搬送・受入れを行う。

3 医療情報の収集・伝達体制の整備

市、府及び医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集・伝達体制を構築する。

(1) 連絡体制の整備

ア 市、府及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策、役割分担等を定める。

イ 市及び府は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報が収集できるよう、災害時医療情報連絡員を指名する。市の災害時医療情報連絡員は市職員とする。

ウ 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。その手段等については別に定めるものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報の整備

府は災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関などに対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）もしくは大阪府救急・災害医療情報システム等を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その拡充に努める。

また、市、府及び医療関係機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、衛星電話等による非

常用通信手段の確保に努める。

4 現地医療体制の整備

(1) 災害時医療対策本部

市は、災害時医療対策本部を円滑に運営するために必要となる設備、物品等を災害時医療対策本部設置場所に整備する。

(2) 市災害医療センター等

市は、市災害医療センター、災害時医療救護拠点として指定された病院を災害時に円滑に運営するために必要となる設備、物品等を市災害医療センター等に整備する。

(3) 救護所

ア 医療救護所の整備

市は、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う指定避難所併設の医療救護所を運営するために必要となる設備、物品、マニュアル等を医療救護所に整備する。

また、事前に施設内医療救護所を開設することを承諾した医療機関は、臨時指定医療救護所を運営するために必要となる設備、物品、マニュアル等を整備する。

イ 応急救護所及び医療救護所の開設

(ア) 応急救護所及び医療救護所の開設基準（地震災害は目安として震度6強）

- a 現地医療機関が被災し、その医療機能が低下したため、現地医療機関だけでは対応しきれないとき。
- b 被災傷病者等が多数で、現地医療機関だけでは対応できないとき。
- c 被災地付近に対応可能な医療機関が無く、被災地付近での対応が必要なとき。
- d 被災地の医師が必要と認めたとき。
- e その他、災害時医療対策本部が開設の必要があると認めたとき。

(イ) 救護所の開設

- a 医療救護所の開設場所は、(ア)の開設基準に基づく市災害時医療対策本部の判断を踏まえ、市災害対策本部が決定する。
- b 応急救護所は、必要に応じて、災害現場付近に設置し開設する。
- c 指定医療救護所は、表「指定医療救護所（災害用医薬品備蓄拠点）」のうちから必要に応じて開設する。その他、対応が可能な医療機関を臨時指定医療救護所として指定し開設する。
- d 救護所の基本的な設定場所、運営方法等は別に定めるものとする。

(4) 医療救護班の整備

市は、医療機関が被災し当該施設内での診療が不可能な場合は、市災害時医療対策本部、茨木市医師会等の医療関係機関と連携し、指定または臨時指定医療救護所等での診療に切り替え、医療機関の職員に加えて府等から派遣される医療救護班とともに診療を行う。

ア 医療救護班の種類の構成

市、府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目、職種別に医療救護班を構成する。

また、市は、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会等の医療関係機関と連

携・協力して、必要に応じて職種を混成するなど、適宜、班の再編を行い、適切な医療救護活動を行う。

(ア) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、応急救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動が開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(イ) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、医療救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は、必要に応じて専門外の診療にも対応する。

(ロ) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、指定避難所、医療救護所等で活動する。

(ハ) 薬剤師班

薬剤師で構成し、指定避難所、医療救護所等で診療科別医療班及び歯科医療班と連携し活動する。また、指定避難所、医療救護所等における医薬品の調剤、服薬指導及び供給並びに衛生管理を行う。

イ 医療救護班の編成基準

市は、災害時における被災傷病者等のトリアージ、応急治療、応急処置を行うため、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会等の医療関係機関の協力並びに府及び府外からの応援を得て、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療系事務員等からなる医療救護班を編成する。

医療救護班のうち診療科別医療班については、医師1人、看護師2人、医療系事務員1人の計4人を標準として編成し、原則として医師を班長とする。なお、災害の状況に応じて歯科医師、薬剤師等を編成に加えることがある。また、医療救護班の編成数、参集場所、派遣方法等については別に定めるものとする。

ウ 医療救護班の業務

- (ア) 医療機関への転搬送の要否及びトリアージ
 - (イ) 搬送困難な被災傷病者等及び軽症患者に対する医療
 - (ロ) 被災傷病者等に対する応急処置
 - (ハ) 助産救護
 - (ニ) 死亡の確認
 - (ホ) 被災住民等の健康管理
 - (ヘ) 災害時医療対策本部等との通信業務
 - (ロ) その他状況に応じて必要となる処置及び投薬
- (5) 医療救護班の受け入れ及び調整

市は、府等から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を災害時医療対策本部に整備し、府（大阪府茨木保健所）との連携のもと、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会等の医療関係機関

と協力し、派遣が必要な救護所への配置調整を行うなどの活動をする。

(6) 医療関係機関との協力体制の確立

市は、一時に多数の被災傷病者等が発生する災害時などに対応するため、災害拠点病院、災害医療協力病院、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会等の医療関係機関、府（大阪府茨木保健所）等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を確立する。

指定医療救護所〈災害用医薬品備蓄拠点〉

名称	所在地
養 精 中 学 校	駅前四丁目7番60号
沢 池 小 学 校	南春日丘三丁目11番6号
豊 川 中 学 校	藤の里一丁目16番8号
山 手 台 小 学 校	山手台四丁目9番4号
北 中 学 校	南安威三丁目10番3号
三 島 小 学 校	三島町3番13号
東 雲 中 学 校	学園南町21番7号
大 池 小 学 校	大池一丁目5番8号
葦 原 小 学 校	新和町13番50号
天 王 小 学 校	天王二丁目13番57号
保健医療センター 附属急病診療所	春日三丁目13番5号

5 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した災害拠点病院（基幹・地域）、特定診療災害医療センター（循環器・消化器・アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など特定の疾病に対応）、市町村災害医療センター、災害医療協力病院（総じて「災害医療機関」）を整備し、市は、これらの災害医療機関との連携体制を推進する。

6 医薬品等の確保体制の整備

市及び府は、薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市及び府、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、薬剤師会等と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

ア 医療機関等での備蓄

- (ア) 災害拠点病院
- (イ) 特定診療災害医療センター
- (ウ) 市災害医療センター
- (エ) 災害医療協力病院
- (オ) その他、医療関係機関等

イ 指定医療救護所（11か所）

ウ 卸業者による流通備蓄

エ 府薬剤師会医薬品備蓄センターによる流通備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する

7 患者搬送体制の確立

市及び府は、災害時における被災傷病者等、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ被災傷病者等が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な輸送体制を確立する。

(2) 医療救護班の搬送

市、府及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の輸送

ア 市

医薬品等の受入れは、茨木市薬剤師会の協力のもと、保健医療センターで一括して行い、各救護所等へ配送する。

イ 府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の府外からの受入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

8 個別疾患対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

併せて、府は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（DPAT）についても政令市や関係機関と連携の上、体制を整備する。

9 関係機関協力体制の確立

市及び府は、地域保健医療協議会等を活用し、災害時の医療救護方策や訓練の実施等、

地域の実情に応じた災害医療体制を構築する。

10 災害医療訓練の実施

災害医療協力病院は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

11 市民への啓発活動

トリアージについて、市民の理解を図るため周知啓発活動を行う。

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路や物流倉庫及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

1 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急交通路の選定

ア 広域緊急交通路（府選定）

(ア) 府県間を連絡する主要な道路

(イ) 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路

(ウ) 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

イ 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及びその他防災拠点施設などを連絡する道路

(2) 緊急交通路の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路の整備に努める。

(3) 震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 緊急通行車両の事前届け出

市は、災害対策基本法第50条に基づき、災害応急対策の迅速、円滑な実施の確保のため、緊急通行車両として使用する必要のある車両について、府公安委員会へ緊急通行車両の事前届け出を行う。

(6) 沿道建築物の耐震化

緊急交通路が地震発生により沿道建築物が倒壊し道路を閉塞することを防止するため、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、報告期限を定め対象となる建築物の所有者に対し通知を行っている。対象となる沿道建築物の所有者は、耐震診断を行いその結果を市に対し報告する義務が課せられ、市はその内容を公表し、指導・助言、勧告等を行い、耐震化を促進する。

(7) 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

市内の重要物流道路

- ・ 国道171号
- ・ 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）
- ・ 中央自動車道西宮線（名神高速道路）
- ・ 近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）

2 航空輸送体制の整備

市は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに災害応援を受入れるための災害時用臨時ヘリポートを選定する。

市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

また、災害時用臨時ヘリポートを選定したとき、又は変更（廃止）があったときは、府に報告する。

(1) 災害時用臨時ヘリポート

名称	所在地	発着機数	管理者(調整先)
西河原公園北運動広場	城の前町	小型1機	茨木市
安威川河川敷、左岸	橋の内二丁目	小型1機	茨木市
安威川河川敷、右岸	中村町	小型1機	茨木市
大阪経済大学茨木校地グラウンド	大字福井	中型1機	大阪経済大学 (調整先 茨木市)

(2) 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

ア 地盤は、堅固な平坦地のこと。（コンクリート、芝生が最適）

イ 地面斜度6度以内のこと。

ウ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

- ・ 大型ヘリコプター（100m四方）
- ・ 中型ヘリコプター（50m四方）
- ・ 小型ヘリコプター（30m四方）

エ 二方向以上から離着陸が可能であること。

オ 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。

カ 車両等の進入路があること。

キ 林野火災における空中消火基地の場合

- ・ 水利、水源に近いこと。
- ・ 複数の駐機が可能なこと。
- ・ 補給基地が設けられていること。
- ・ 気流が安定していること。

第7節 避難受入れ体制の整備

災害から市民を安全に避難させるため、避難地、避難路、指定避難所を指定し、市民に周知するなどの体制の整備に努める。

1 避難地、避難路の指定

(1) 火災時の避難地、避難路の指定

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から市民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所について、市は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

ア 一時避難地

火災発生時に市民が一時的に避難できる概ね面積1ha以上の場所を一時避難地として指定する。

イ 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱等から市民の安全を確保できる場所を広域避難地として指定する。

(ア) 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること
（「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

(イ) 延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

(ウ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(ア)又は(イ)に該当するものを除く）

ウ 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難地に通じる避難路を指定する。

(ア) 原則として、幅員が15m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）

(イ) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時におけ

る避難上必要な機能を有すると認められる道路

(2) その他の避難場所及び避難路の指定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

特に土砂災害の発生を想定する場合、避難場所の選定にあたっては、土砂災害に対する安全性が確保された場所とし、土砂災害警戒区域外を基本とする。また、避難経路についても、土砂災害の危険性があるなどにより、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向を示すなどして、避難経路の普及啓発に努める。

避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、府と市は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、指定緊急避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

指定した指定緊急避難場所、避難路については、茨木市水害・土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

また、近畿地方測量部は、発災時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保でき、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

イ 避難路

指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路

2 避難誘導体制の整備

市は、災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

(1) 案内標識等の設置

避難場所の案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。

(2) 避難誘導体制の整備

ア 避難行動要支援者については民生委員・児童委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、その所在等把握に努める。

イ 避難行動要支援者の避難が円滑に行えるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

(3) 避難行動に関する意識啓発

気象庁等の発表する気象情報や市の発令する避難情報に基づく警戒レベルに応じて、

適切な避難行動がとれるよう、市民の意識啓発を図る。

特に、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、府及び市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

【避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）】

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・土砂災害危険度情報（注意）
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・土砂災害危険度情報（警戒）
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・土砂災害危険度情報（危険）
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・（大雨特別警報（浸水害）） ・（大雨特別警報（土砂災害）） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）

注1 市長は、居住者等に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

3 広域避難体制の整備

市は府と連携して、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

4 指定避難所の充実

市は、家屋の損壊、滅失等により避難を必要とする市民を臨時に受け入れる指定避難所の指定、整備に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空き家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所の指定

指定避難所においては、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

ア 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

イ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。また、学校園・保育所等における避難対策として、生徒・児童・園児の避難措置について安全な避難方法を定めておく。

- (ア) 避難実施責任者
 - (イ) 避難の順位
 - (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
 - (エ) 避難誘導の要領、措置
 - (オ) 避難者の確認
 - (カ) 生徒・児童・園児の保護者への引渡し方法
- エ 指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、非常用電源、換気、照明、冷暖房等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努めるとともに、公衆無線LAN等の通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- オ 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
- カ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者と事前に避難所運営に関する役割分担等を協議する。指定避難所における避難場所は、暑さ、寒さ対策等が必要な場合を考慮して施設管理者が指定する。
- (2) 要配慮者に配慮した施設整備等
- 人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を保護するために、福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。
- ア 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- イ 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設

置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。

ウ 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食糧・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

エ 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）

(3) 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、「茨木市避難所運営マニュアル」を踏まえて、男女双方が参画した指定避難所の運営等を示した指定避難所ごとの管理運営マニュアル（地域版避難所運営マニュアル）をあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制

イ 指定避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

(4) 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(5) 避難誘導體制の整備

市は、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による風害と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、ハザードマップの作成にあたっては、市民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会などの地域組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した体制づくりを図る。

また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避

難行動及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアル等を作成し、市民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

ア 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

イ 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、府、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 応急仮設住宅対策

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、被災市町村と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

市は、災害により家屋が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

(1) 建設候補地の事前選定

候補地として、一時避難地に指定している都市計画公園等をあてるとともに、市内のその他の空き地等の利用状況の把握に努める。

(2) 要配慮者に配慮した住宅の確保

府と協力して、要配慮者の生活に配慮した応急仮設住宅の確保を図る。

6 賃貸型応急住宅の活用

市は、民間賃貸住宅の空室等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅等を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

7 応急危険度判定体制の整備

市及び府は、市民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

ア 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市町村、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応

急危険度判定士の養成、登録を行う。

イ 実施体制の整備

府は、応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

ウ 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

ア 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府は、市町村、建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

イ 実施体制の整備

府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

ウ 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

8 罹災証明書の発行体制の整備

市は、府及び土地家屋調査士会等の民間団体と連携し、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明書発行業務のシステムの導入や訓練、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付を担当する被害調査班と応急危険度判定を担当する建築対策班とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、市町村における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第8節 避難行動要支援者への対策

避難行動要支援者対策が迅速かつ適切に行えるよう、次のとおり体制の整備に努めるとともに、マニュアルの整備を進める。

1 高齢者・障害者等に対する支援体制整備

災害対策基本法及び国が改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者名簿等の作成に努める。

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局を中心に、全体計画を定める。また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。ただし、個別避難計画については、市は適切と認められる者へ委託することができる。なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事項については、次のとおりとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のとおりとする。ただし、施設入所者や長期入院中の者を除く。また、当該名簿に掲載する者のうち、支援に必要な個人情報を避難支援等関係者に提供することに同意した者について、事前提供用避難行動要支援者名簿に掲載する。

- ア 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- イ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 要介護認定3、4又は5を受けている者
- オ 同居者のみでは避難が困難な者のうち、市長が支援の必要を認めた者

(2) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等に携わる関係者として、あらかじめ事前提供用避難行動要支援者名簿を提供できる者の範囲は次のとおりとする。

- ア 市の消防機関
- イ 警察（茨木警察署）
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 市社会福祉協議会・地区福祉委員会
- オ 自主防災組織
- カ その他市長が適当と判断した関係機関、関係団体及び関係者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿に記載する情報は次のとおりとする。これら情報については、福祉部局が把握している情報を使用する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする理由

キ その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者に該当する者の情報については、福祉部局等の把握する情報を活用し定期的に更新する。

(5) 庁舎の被災等が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

支援等関係者は、配布された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、平常時から避難行動要支援者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

(7) 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者の身体及び生命の保護を目的として、災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援等関係者の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

(9) 高齢者・障害者等に対する支援体制

ア 支援体制の整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

イ 福祉避難所等における体制整備

市が指定する福祉避難所や、災害協定に基づく福祉避難施設において、要配慮高齢者・障害者等の介護等のケアなどの相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

ウ 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供事業者等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携

を図る。

(10) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等も参加した訓練を実施するよう努める。

(11) 個別避難計画の作成

ア 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、医療・介護・福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じ、優先度の高い避難行動要支援者については、令和7年度までを目標に個別避難計画の作成に取り組むものとする。なお、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 個別避難計画には、名簿に記載する情報のほか、避難行動要支援者等に関する次の情報を記載するものとする。

(ア) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ロ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 市の消防機関、茨木警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地区福祉委員会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意するところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

エ 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

カ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 社会福祉施設等の取組み

府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ被災時における施設利用者

支援の確保のため、施設の所在する都道府県や他の都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れのほか、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。また、介護保険施設、障害者支援施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

市は、府と協力し、民間施設の利用調整や職員派遣の受け入れ整備のほか、運営経費などの支援に努める。なお、施設利用における食事・オムツ等の実費については自己負担とするが、諸制度における軽減制度を活用することができる。また、指定避難所の管理・運営等に施設の職員等を動員する場合は、賃金職員として雇上げることができる。

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

また、避難措置について安全な避難方法を定めておく。

- (ア) 避難実施責任者
- (イ) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
- (エ) 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬送等）
- (オ) 避難所の設定及び受入れの方法
- (カ) 避難者の確認
- (キ) 保護者・後見人等への連絡方法

3 福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、一時的な受け入れを想定し、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、必要に応じて適切な医療体制のとれる医療機関、福祉施設へ対応を要請する。なお、指定にあたっては要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設とし、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

4 外国人に対する支援体制整備

(1) 関係機関との連携

市は、府や大阪府国際交流財団（OFIX）等の多様な機関と連携し、外国人に対する支援の検討・調整を行う。

なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(2) 情報発信等による支援

ア 市内在住の外国人に対する支援

(ア) 市及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

(イ) 市及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

(ウ) 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

イ 来阪外国人旅行者に対する支援

(ア) 市及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努める。

(イ) 市及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

(ウ) 市は、事業者、自主防災組織、自治会等と協働し、外国人旅行者の避難支援体制、指定避難所等での受入体制整備に努める。

(エ) 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(3) 指定避難所における支援

市は、指定避難所において円滑に多言語支援を行えるよう、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努めるほか、外国語翻訳アプリケーション等を活用した多言語による情報提供の充実に努める。

府は、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

5 その他の災害時要配慮者に対する配慮

市及び府は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第9節 緊急物資確保体制の整備

災害による家屋の損壊、滅失等により、水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制の整備に努める。

1 給水体制の整備

市は、府及び府内水道（用水供給）事業者と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

ア 配水池及び浄水場

災害時に、市上水道の基幹施設である配水池及び浄水場から給水タンク車等による応急給水体制の整備を図る。

イ 飲料水兼用の耐震性貯水槽

災害時の水道管破損等による断水に対応するため、一時避難地等に設置した緊急遮断弁付きの耐震性貯水槽からの応急給水体制の整備を図る。

〈給水拠点ネットワーク〉

地域区分	給 水 拠 点 計 画	
	水 道 施 設 (配水池、浄水場等)	飲料水兼用の耐震性貯水槽
中央地域	—	水尾公園 桑田公園
東部地域	—	東雲運動広場
西部地域	豊川配水池 西穂積配水池	春日丘公園（松沢池公園） 上穂積公園
南部地域	—	若園公園 島ふれあい公園
北部地域	泉原配水池・十日市浄水場・山手 台高区配水池・山手台低区配水 池・安威配水池・花園配水池・彩 都受水場・あさぎ配水場・やまぶ き高区配水池・やまぶき中区配水 池・やまぶき低区配水池・あかね 配水池	西河原公園
合 計 (22か所)	14か所	8か所

(2) 応急給水用資機材等の整備

給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

(3) 応援体制の整備

市は、災害時に市の水道施設の応急復旧工事への協力を要請するために関係協力団体等と協定を交わし、応急給水体制の整備を図る。

府は、迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。また、都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

2 井戸水による生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

3 食糧・生活必需品の確保

市は、府及び関係機関と協力して、食糧・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

(1) 備蓄体制の整備

重要物資及びその他必要な物資を災害用備蓄倉庫等に確保するなど、備蓄体制の整備を図る。

ア 重要物資の備蓄

府の地域防災計画に基づき、市と府で避難所生活者数を基準に重要物資の備蓄を推進する。

市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食糧など11品目を重要物資と位置づけ、市と府で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品 目	算 出 式
食糧	避難所避難者数×3食×1.2（注） （注）1.2は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
育児用調整粉乳または液体ミルク （乳アレルギーに対応したものを含む）	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） ※乳児の1日分以上とし、全体の3%をアレルギーに対応できる品目とする。

品 目	算 出 式
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市は、必要数分（100%）、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	（直下型地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
トイレットペーパー	（直下型地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
マスク	（直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋
イ その他の物資の確保

（ア）ブルーシート

（イ）簡易ベッド、間仕切り等

ウ 備蓄品の管理

災害時に、速やかに物資等を提供するため、小・中学校の余裕教室等を活用した分散備蓄を行い、備蓄品の定期的点検を行うとともに、期限のあるものは随時入れ替えを行うなど、備蓄品の適正管理に努める。

〈災害用生活物資備蓄拠点〉

番 号	災害用備蓄の場所	所 在 地
①	養 精 中 学 校	駅前四丁目7番60号
②	沢 池 小 学 校	南春日丘三丁目11番6号
③	豊 川 中 学 校	藤の里一丁目16番8号
④	山 手 台 小 学 校	山手台四丁目9番4号
⑤	北 中 学 校	南安威三丁目10番3号
⑥	三 島 小 学 校	三島町3番13号
⑦	東 雲 中 学 校	学園南町21番7号

番 号	災害用備蓄の場所	所 在 地
⑧	大 池 小 学 校	大池一丁目5番8号
⑨	葦 原 小 学 校	新和町13番50号
⑩	天 王 小 学 校	天王二丁目13番57号
⑪	彩 都 西 公 園	彩都やまぶき一丁目

(2) 民間備蓄の推進

災害発生時に、迅速かつ安定した物資を調達するため、民間事業者と協力要請の協定を交わし、食糧及び生活必需品の確保を図る。また、民間事業者や学校に対して、帰宅困難者に対する備蓄を普及啓発する。

燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

また、市及び府は、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。大規模な災害発生のおそれがある場合、市及び府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、市は、必要に応じて他の市町と共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

ア 市

- (ア) 可能な限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (エ) 供給体制の整備（民間事業者等との連携や、市町村間の共同備蓄や相互融通含む。）
- (オ) 生活物資備蓄拠点及び物資輸送拠点から各指定避難所への物資の配送及び支

給体制の整備

(カ) 救援物資の配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの整備・活用

イ 府

(ア) 広域防災拠点を中心に府民センタービル等と連携した備蓄

(イ) 備蓄物資の点検及び更新

(ウ) 定期的な流通在庫量、他府県等の備蓄状況の調査

(エ) 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保、備蓄倉庫等での管理・仕分け、物流施設の活用

(オ) 広域防災拠点等から市町村物資拠点への物資輸送体制の整備

(4) 停電への備え

府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

市は、非常用発電機や投光器等を備蓄する等、停電への備えに努める。

第10節 ライフラインの予防対策

ライフラインに関わる事業者は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要の人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 上水道施設の予防対策

上水道施設は市民生活の営みを支え、地域産業の振興や快適な都市機能を維持するための基幹的施設である。

このため、上水道施設は地震による被害を未然に防ぐため、今後も施設整備を進め、より災害に強い水道づくりを目指す。

(1) 施設の整備点検

- ア 送配水施設については平常時から巡回点検を行い、水道管路については漏水調査や配水池等で給水量及び水位点検（記録）を実施し、事故の早期発見に努める。
- イ 水道管路の耐震化にあたっては、重要給水施設への管路の優先度を高く設定することにより効率的に整備する。
- ウ 単一管路で給水されている区域については、管路のループ化に努める。
- エ 水道管路の整備においては、耐震管を使用する。
- オ 浄水場等の施設更新にあたっては、災害時に備え、予備電力や地震、浸水害対策等の実施に努める。

(2) 給水車等の整備点検

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能になったり、あるいは飲料水の汚染等により飲料に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平常時から月1回給水車及び給水タンクの点検整備に努める。

(3) 資材の備蓄

災害により被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄する。

(4) 応急復旧体制の強化

- ア 上水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報連絡体制を強化する。
- イ 多系統受水等によりバックアップ機能を強化する。
- ウ 関係協力団体との協力体制を整備する。
- エ 応急復旧活動マニュアル等を整備する。
- オ 管路図等の管理体制を整備する。

(5) 防災訓練の実施

情報連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急・復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

(6) 相互応援体制の確立

上水道においては、府及び他水道事業者等と相互に協力して行う大阪広域水道震災対策相互応援協定書等に基づき体制を確立する。

2 下水道施設の予防対策

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため不可欠な施設である。このため、下水道施設は、被害を最小限にとどめ、その機能と安全確保の体制を整備しておく必要がある。

(1) 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、地震時においては液状化が予想される地域などにおいて被害が予想される。このため、幹線管きょについては、大規模地震時においても機能の確保を図るとともに、枝線管きょについては、点検などにより危険箇所の早期発見と修理を行う。

(2) ポンプ場の整備

ア 地震によるポンプ場の損傷は、復旧の長期化が予想される。そのため、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を図る。また、耐震性能の確保、機能維持に努める。

イ 各構造物間の連絡配管、配電線路は、不等沈下、揺れによる損傷を防止するため、特に、構造物を貫通する地中配管、配電線路は、構造物直近部の耐震措置を考慮し、転倒壊などによる損傷を未然に防ぐよう維持管理に努める。

ウ 非常用発電機、ポンプ用ディーゼル機関は長期間の運転に備え整備し、燃料・冷却水の確保に万全を期す必要があり、平常から体制を整えるように努める。ポンプ場の機能確保のため、応急復旧に必要な予備品、資機材の整備と補充に努める。

(3) 貯留雨水等の有効利用

緊急時において、貯留雨水などを防火用水、雑用水として利用することを考慮し、その多目的な有効利用を進める。

(4) 事業所等の処理施設等の指導・監視

工場、事業所等の処理施設に対しても耐震設計及び排水機能の確保等の指導に努め、地震緊急措置・対策についての緊急連絡方法について周知徹底を図るよう指導する。

(5) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(6) 協力応援体制の整備

ア 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、市・府間の協力応援体制を整備する。

イ 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

3 電力施設の予防対策（関西電力送配電（株）高槻配電営業所）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努め、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 設備の強化

ア 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

イ 電力供給系統の多重化を図る。

ウ 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

エ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 応急復旧体制の強化

ア 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。

イ 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。

ウ 対策要員の動員体制を整備する。

エ 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

オ 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。

カ 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

(3) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。

イ 災害対策用設備（移動用変圧機等）を整備する。

ウ 災害対策車両（発電機車等）を整備する。

エ 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

オ 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

(4) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

ア 社員の安全を確保するために地震の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。

イ 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。

ウ 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

(5) 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

ア 復旧用資機材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。

イ 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

4 ガス施設の予防対策（大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努め、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

(1) 設備の強化

- ア ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- イ 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- ウ ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- エ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 応急復旧体制の強化

- ア 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- イ 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - (ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - (イ) 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- ウ 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- エ 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- オ 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- カ ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- キ 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- ク 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- ケ 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - (ア) 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - (イ) 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

(3) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- イ 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- ウ 消火・防火設備に整備充実に努める。
- エ 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- オ 適切な導管材料の備蓄に努める。

(4) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他の機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順

の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(5) 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

5 通信施設の予防対策（西日本電信電話（株）関西支店）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努め、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とするとともに、安全な設置場所を確保する。

ウ 電気通信設備について、非常用電源を整備する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

(5) 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、グループ会社、工事会社等を含めた応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(6) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害発生時において、通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

イ 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

ウ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

エ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

オ 非常事態に備え、飲料水、食糧、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

(7) 防災訓練の実施

災害復旧等に必要な判断力と技術力を育成するため、情報収集、連絡、復旧体制等について防災訓練を計画的に実施する。

(8) 協力応援体制の整備

ア 他の事業者との協調

電力、ガス、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。

具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

イ グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材輸送等について相互応援体制を整備する。

6 市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、意識の向上を図る。

(1) 市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止等について広報する。

(2) 関西電力送配電(株)並びに大阪ガスネットワーク(株)は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

(3) 西日本電信電話(株)は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

7 倒木等への対策

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第11節 交通確保体制の整備

道路、鉄軌道の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努める。

1 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

2 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第12節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づく、府地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業となる一時避難地の公園整備、防火水槽等の消防用施設整備、学校施設の耐震補強及び耐震性貯水槽の整備を、府と連携し事業の推進を図る。

1 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (13) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (14) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (15) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (19) (1)～(18)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第13節 帰宅困難者支援体制の整備

本市は、昼間時は市外から市内に流入する通勤・通学者等が多数存在する一方で、多数の市民が通勤・通学等のため市外に流出している。そのため、昼間時、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、市域内でも駅を中心に自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生するとともに、市域外で帰宅困難者となる市民も多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗、大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市町村と連携して市町村の一時滞在施設確保の支援に努める。

また、市は、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (6) これらを確認するための訓練の実施。

2 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は府や関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者へ帰宅経路の情報提供等の支援を行う。情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市は、防災関係機関と連携して、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえ、また、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

1 防災知識の普及啓発

市は、府及び防災関係機関と連携して、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針、災害の危険性のある箇所の分布等を内容とするパンフレットや防災マップの配布・更新、出前講座の開催、防災展の開催、防災訓練の実施等によって、防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努める。

また、自治会などを通じて、心肺蘇生法などの応急手当の方法や救急車の利用方法、災害情報の入手方法、避難行動での心得などを普及・啓発していく。

さらに、以上のような防災情報を、ホームページ、掲示板、電話帳（レッドページ）等への掲示、広報誌等での定期的な紹介等により、情報の継続的な提供と普及に努める。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(1) 普及啓発の内容

ア 災害の知識

- (ア) 大規模地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性

- (イ) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- (ウ) 地域の地形、危険場所
- (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (カ) 地域社会への貢献
- (キ) 応急対応、復旧・復興に関する知識

イ 災害への備え

- (ア) 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食糧及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- (ウ) 自動車等へのこまめな満タン給油等
- (エ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- (オ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- (カ) 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加
- (キ) 住宅・建築物等の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (ク) 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- (ケ) 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- (コ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- (サ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

ウ 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ウ) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- (エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- (オ) 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- (カ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- (キ) 避難行動要支援者への支援
- (ク) 初期消火、救出救護活動
- (ケ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (コ) 避難生活に関する知識
- (サ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- (シ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

- (ス) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- (セ) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ソ) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

エ 災害情報の伝達

- (ア) 避難情報の伝達経路
- (イ) 避難情報の内容
- (ウ) 災害情報の入手方法
- (エ) 災害情報の発信方法

(2) 普及啓発の方法

ア パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、また、普及啓発にあたっては、点字化や多言語対応、やさしい日本語表記、ルビふり等を行うとともにホームページ（インターネット）に掲載、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

イ 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、出前講座の開催、市民参加型防災訓練の実施等による普及啓発を実施する。

(3) 地震防災マップの活用

地域の「地盤の揺れやすさ」、「震災時の危険度」及び「避難場所」等を明示した「地震防災マップ」を公表、活用し、防災意識の高揚や地域防災力の向上など、地震に対する備えの必要性を普及啓発する。

(4) 耐震啓発パンフレットの活用

耐震改修促進PRパンフレット等を配布し、市民の耐震化への情報提供及び周知に努める。

2 学校園教育における防災教育

学校園教育において、防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。災害予防に関する教育を行う一方、あらゆる災害に対して冷静に対処できるよう、定期的に避難訓練を実施する。また、学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活

第3章 地域防災力の向上

動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- イ 災害についての知識
- ウ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- カ 防災情報の正しい知識
- キ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災マップの利用
- カ 防災関係機関との連携
- キ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- ク 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止等を目的として、毎年、学校安全計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

市は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情にあわせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

3 消防団等が参画した防災教育

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対

応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。

4 事業者に対する防災知識の普及

大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災知識が普及し、防災意識が高揚されるよう、事業所単位での防災マニュアル作成等の啓発を図る。

5 防災広報

(1) 印刷物による広報

時期に応じた防災知識普及のため、「広報いばらき」に関係記事を掲載するほか、パンフレット・チラシ・防災マップ等の作成、ポスターの掲示、回覧板等を利用して防災意識の高揚を図る。

(2) ホームページによる広報

時代に適応したメディアとして、ホームページの活用が活発化している中、地図情報を利用し、茨木市水害・土砂災害ハザードマップ、地震防災マップ、避難所一覧を掲載し防災意識の高揚を図る。

6 災害教訓の伝承

府、市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

市は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市防災会議は、この計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市町村の取組みを支援する。

なお、市防災会議は、この計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

2 自主防災組織の育成

概ね小学校を単位として、市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

(1) 自主防災組織

ア 組織

地震等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため住民が自発的に結成し、運営する組織。

イ 活動内容

(ア) 平常時の活動

- a 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- b 災害発生の未然防止（家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- c 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- d 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練など）
- e 復旧・復興に関する知識の習得

(イ) 災害時の活動

- a 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- b 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- c 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- d 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの市民への周知など）
- e 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- f 指定避難所の自主的運営

(2) 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 自主防災組織への支援
- オ 防災訓練、応急手当訓練の実施

(3) 各種組織の活用

赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

3 事業者による自主防災体制の整備

(1) 事業者の役割

ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

イ 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動

への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

- (ア) 防災体制の整備
- (イ) 従業員の安否確認体制の整備
- (ウ) 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- (エ) 防災訓練
- (オ) 事業所の耐震化・耐浪化
- (カ) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- (キ) 予想被害からの復旧計画の策定
- (ク) 各計画の点検・見直し
- (ケ) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (コ) 取引先とのサプライチェーンの確保

ウ その他

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市又は府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、事業者は地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

(2) 重要施設及び災害応急対策に係る機関の役割

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保され

るよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

(3) 市及び府の役割

市は府と連携して、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進し、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。なお、市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、市及び府は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

(4) 啓発の内容

ア 平常時の活動

(ア) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

(イ) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）

(ウ) 災害発生時の未然防止（防災体制の整備、社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）

(エ) 災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）

(オ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）

(カ) 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

イ 災害時の活動

(ア) 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）

(イ) 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

(ウ) 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）

(エ) 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）

(オ) 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

(5) 啓発の方法

市は、経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

ア 広報紙（誌）などを活用した啓発

イ 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）

ウ 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施

エ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

4 救助活動の支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、平常時から、人工呼吸や心臓マッサージなどを行える救命技術者の養成や救助・救急用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練を実施する。

5 地元組織との連携による耐震化意識の啓発

地域組織との連携等を活かすなど、地域単位での意識啓発に努め、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた取組を行う。

(1) 地域に密着した耐震化の啓発活動

自治会、自主防災組織等の地域に根ざした組織を通じて、耐震診断・耐震改修についての理解を深める取組を実施する。手法として、出前講座などにより、市民に直接訴える場づくりに努め、防災意識の向上を図る。

(2) 「まちまるごと耐震化支援事業」の地域単位での促進

地域や府と連携を図り、地域単位での啓発「まちまるごと耐震化支援事業」に取り組み、耐震化を促進する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市は、府、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関等とそれぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

1 活動環境の整備

(1) 受入れ窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、市社会福祉協議会と連絡調整を行う。

(2) 登録

市は、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう府のボランティア登録制度の活用を図る。

(3) 人材の育成

ボランティア関係機関は、相互に連携してボランティア活動の需給調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。市は、市社会福祉協議会等と連携して災害時のボランティア活動の重要性等を周知し、ボランティア活動を行おうとする者の技能取得を支援するなどボランティアの養成に努める。

(4) 活動支援体制の整備

市は、市社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する訓練を実施する。

(5) 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 関係団体との連携

住宅・建築物の耐震化を促進していくために、大阪建築物震災対策推進協議会及び建築関係団体との連携により、耐震診断講習会受講者名簿の提示等を行う。また、地域単位での耐震化促進の啓発「まちまるごと耐震化支援事業」による説明会の実施等を通じて、安心して耐震改修等を行うことができる情報提供及び相談体制の強化に努める。

1 耐震診断・耐震改修のセミナー

府と協力のもと、大阪建築物震災対策推進協議会（府、府内市町村及び関係団体で構成）等の関連団体と連携して、木造建築物、鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物に関する耐震診断講習会などの開催情報を提供する。

2 耐震化の啓発

府と連携し、各種催し会場等においてパンフレットなどによる情報提供に努めるとともに、民間事業者等との連携により耐震化の意識啓発に努め、市民の耐震化への関心を高める。

第3部 風水害応急対策

第1章 災害応急活動体制

第1節 災害活動体制

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

1 風水害準備配備体制

風水害事前配備体制をとる前で、災害が発生するおそれが今後高まると予想されるとき、災害発生に対する必要な準備を、各関係班長の協議により、予め実施するための体制であり、職員の動員配備は風水害準備配備の職員をもって配備する。

(1) 体制開始基準

- ア 気象注意報(大雨、洪水、強風のみ)が発表されたとき
(ただし、勤務時間外の参集は不要とする)

(2) 終了の基準

- ア 気象注意報が解除されたとき
- イ 風水害事前配備体制がとられたとき
- ウ 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(3) 組織構成

- ア 指揮統制部(指揮調整班、広報班、議会班)
- イ 市民対策部(避難所・市民相談班)
- ウ 産業対策部(農林班)
- エ 土木対策部(道路対策班、公園対策班、下水道対策班)
- オ 給水対策部(水道総務班)
- カ 消防対策部(消防本部班)

(4) 処理事項

- ア 気象状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- イ 避難所の開設準備に関すること
- ウ 班長会議の開催に関すること

2 風水害事前配備体制

災害警戒本部を設置する前で、災害が発生するおそれが予想されるとき及び災害応急対策実施前において、各関係班長の協議により決定実施する情報活動体制であり、職員の動員配備は風水害事前配備の職員をもって配備する。

(1) 体制開始基準

- ア 気象警報が発表されたとき
- イ 台風が近畿地方に接近し、茨木市に気象警報の発表が見込まれるとき
(台風接近に伴う事前配備の場合、最接近の日時等を考慮し、危機管理課長が参集又は待機する対策班や時間外での登庁の有無を判断するものとする。)

第1章 災害応急活動体制

ウ その他危機管理課長が必要と認めたとき

(2) 終了の基準

ア 気象警報が解除されたとき

イ 気象庁の予報により、茨木市に気象警報が発表される見込みが低くなったとき

ウ 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

エ その他危機管理課長が適当と認めたとき

(3) 組織構成

指揮統制部（指揮調整班、広報班、議会班）

市民対策部（避難所・市民相談班）

産業対策部（農林班）

土木対策部（道路対策班、公園対策班、下水道対策班）

給水対策部（水道総務班、管路復旧班）

消防対策部（消防本部班）

(4) 処理事項

ア 気象・雨量等災害の発生に係る情報の収集・伝達に関すること

イ 河川水位情報の収集・伝達に関すること

ウ 避難所の開設に関すること

エ 被害情報の収集・伝達に関すること

オ 防災パトロールの実施に関すること

カ 防災関係機関との連絡調整に関すること

キ 臨時班長会議の開催又は災害警戒本部の設置に関すること

ク その他緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

3 災害警戒本部体制

災害対策本部を設置する前又は災害の規模等により災害対策本部を設置しない場合の災害応急対策の体制であり、職員の動員配備は風水害警戒配備の職員とする。

(1) 設置基準

ア 避難情報発令の対象河川観測所のいずれかにおいて、河川の水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき

（ただし、短時間強雨（ゲリラ豪雨）による急激な水位上昇であり、今後、引き続きの降雨の見込みが低い等の場合には、風水害事前配備体制とする。）

イ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したとき

（土砂災害の危険度分布とは、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」及び大阪府が提供する「土砂災害危険度情報」のことをいう。）

ウ 台風が「強い」勢力を保ったまま近畿地方に上陸すると見込まれるとき

（台風の勢力（強さ）は、気象庁の予報により最大風速が33m/s以上44m/s未満の場合を「強い」、44m/s以上54m/s未満の場合を「非常に強い」、54m/s以上を「猛烈な」という。）

エ その他災害警戒本部長（危機管理監）が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

ア 河川の水位が氾濫注意水位を下回り、今後の降雨の見込みが低くなったとき

イ 土砂災害の危険度分布が「注意(黄)」になったとき又は大雨警報(土砂災害)が解除されたとき

（危険度分布が「注意(黄)」になり、大雨警報（土砂災害）が発表されている場合は、風水害事前配備体制へ移行し、気象警報が解除された場合は風水害準備配備体制とする。）

ウ 災害対策本部が設置されたとき

エ その他災害警戒本部長（危機管理監）が適当と認めたとき

(3) 組織構成

災害警戒本部

本部長 危機管理監

副本部長 危機管理課長

本部員

総務部長、企画財政部長、市民文化部長、福祉部長、健康医療部長、こども育成部長、産業環境部長、都市整備部長、建設部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、市議会事務局長、水道部長、消防長

本部機構

指揮統制部（指揮調整班、財務・情報班、広報班、議会班）

総務対策部（総務・人事班）

市民対策部（避難所・市民相談班）

民生対策部（福祉・安否確認班、こども対策班）

産業対策部（農林班、環境対策班）

土木対策部（建築対策班、道路対策班、公園対策班、下水道対策班）

文教対策部（学校教育班）

給水対策部（水道総務班、応急給水班、管路復旧班、施設復旧班）

消防対策部（消防本部班、消防署班）

事務局

指揮統制部が本部の事務局を担い、各対策部及び部内各対策班並びに関係機関との連絡調整等の業務を実施

(4) 設置場所

災害警戒本部は、茨木市役所内に設置する。なお、市役所庁舎が被災するなどして本部の設置が困難な場合は、代替施設であるおにクルに設置する。

(5) 処理事項

ア 避難所等に関すること

イ 被害情報の収集・伝達に関すること

ウ 職員の配備に関すること

エ 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること

第1章 災害応急活動体制

- オ 臨時部長会議の開催又は災害対策本部の設置に関すること
- カ その他緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

4 災害対策本部体制

気象台が発表する気象情報をたえず収受し、災害が発生するおそれのある場合は、次の設置基準に基づく動員配備により、事態に即応する万全の防災体制を整える。

(1) 設置基準

<第1次風水害対策本部体制>

- ア 避難情報発令の対象河川観測所のいずれかにおいて、河川の水位が氾濫危険水位に到達したとき
- イ 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ウ 台風が「非常に強い」以上の勢力を保ったまま近畿地方に上陸すると見込まれるとき
(台風の勢力(強さ)は、気象庁の予報により最大風速が33m/s以上44m/s未満の場合を「強い」、44m/s以上54m/s未満の場合を「非常に強い」、54m/s以上を「猛烈な」という。)
- エ 気象特別警報が発表されたとき
- オ その他災害対策本部長(市長)が必要と認めたとき

<第2次風水害対策本部体制>

- ア 河川氾濫が発生したとき
- イ 大規模な土砂災害が発生したとき
- ウ その他災害対策本部長(市長)が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

<第1次風水害対策本部体制>

- ア 河川の水位が氾濫危険水位を下回り、今後の降雨の見込みが低くなったとき
- イ 土砂災害警戒情報が解除されたとき
- ウ その他災害対策本部長(市長)が適当と認めたとき

<第2次風水害対策本部体制>

- ア 市内において被害発生のおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ その他災害対策本部長(市長)が適当と認めたとき

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したとき又は廃止したときは、直ちにその旨を職員及び必要な関係機関に通知するとともに、災害対策本部の標識を市役所玄関前に掲示する。

(4) 組織構成

災害対策本部

- 本部長 市長
- 副本部長 危機管理監、副市長
- 本部長 員

教育長、水道事業管理者、総務部長、企画財政部長、市民文化部長、福祉部長、健康医療部長、こども育成部長、産業環境部長、都市整備部長、建設部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、市議会事務局長、水道部長、消防長

本部機構

指揮統制部、総務対策部、市民対策部、民生対策部、産業対策部、土木対策部、文教対策部、給水対策部、消防対策部

事務局

指揮統制部が本部の事務局を担い、各対策部及び部内各対策班並びに関係機関との連絡調整のほか、本部長の補佐や応援・受援の調整、災害応急対策の予算や財源の確保等の業務を実施

(5) 設置場所

災害対策本部は、茨木市役所内に設置する。なお、市役所庁舎が被災するなどして本部の設置が困難な場合は、代替施設であるおにクルに設置する。

ただし、災害の規模その他の状況により応急対策を推進するため、本部長（市長）は必要があると認めるときは、他の場所に現地対策本部を設置する。この場合は、関係機関に電話等で周知徹底を図る。

(6) 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図るため、職員を連絡要員として派遣する。

(7) 災害対策本部会議

情報の分析、災害応急対策の検討、指示指令等を行うための災害対策本部会議を開催する。

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員並びに本部長が定めるその他職員で構成する。

本部長は、本部会議を開くいとまがないときは副本部長及び本部員と協議の上、その事務を処理する。

イ 本部会議の公開

本部会議は原則として報道機関や防災関係機関へ公開するものとするが、会議において次の事項を取り扱う場合は公開しないことができる。

(ア) 個人に関する情報

(イ) 法人等に関する情報

(ウ) 任意の提供に関する情報

(エ) 公共の安全等に関する情報

(オ) その他不確定な情報など公表することが適切でない情報

ウ 会議の開催時期

本部会議は原則1日2回開催するが、大規模災害の場合は、本部長は随時会議を開催して応急対策等を指示する。

第1章 災害応急活動体制

エ 本部会議で決定する事項

- (ア) 災害応急対策の目標・方針に関すること
- (イ) 被害情報の収集・伝達に関すること
- (ウ) 災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達に関すること
- (エ) 自衛隊への災害派遣要請、災害救助法の適用申請、激甚災害の指定要請等、国・府への応援要請に関すること
- (オ) 避難情報の発令に関すること
- (カ) 避難所の開設・閉鎖に関すること
- (キ) 被災者の救助・救済に関すること
- (ク) 職員の配備に関すること
- (ケ) 災害復旧・復興に関すること
- (コ) 災害ボランティアセンターの開設・運営・閉鎖に関すること
- (サ) 業務継続計画の発動に関すること
- (シ) 体制の廃止に関すること
- (ス) その他災害に関する重要な事項に関すること

オ 防災関係機関等の招聘

本部長（市長）は的確な災害応急対策の検討のため、必要に応じて防災関係機関等を災害対策本部会議に招聘し、意見等を聴取する。

カ 所掌事務

災害対策本部における業務分掌は「第1部 第4章 1 茨木市」にあるとおりとし、災害応急対策・復旧・復興対策の実施にあたっては、各対策部・対策班は被害の全体像に関する共通認識をもって、本部長が示す目標・方針に沿った対応を実施する。

5 職務の代理

市長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、危機管理監、防災事務担当副市長、他の副市長、教育長、総務部長の順とし、本部員は、茨木市業務継続計画に定める順に職務代理者を決定する。

6 プロジェクトチーム

災害固有の突発的な事象に対して横断的に応急対策、復旧・復興対策を実施するため、必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。

(1) 設置基準

本部長（市長）は、災害固有の突発的な業務に部課横断的に対応するため、必要があると認めるときは、その目的を明らかにしたプロジェクトチームを設置することができる。

(2) 組織構成

プロジェクトチームの構成員は、指揮統制部において検討し、本部長（市長）が任命する。

(3) 活動内容

プロジェクトチームの設置目的を達成するために必要な業務を行う。

7 現地災害対策本部

被災現場や被災地域に即した対策を迅速・的確に行うため必要に応じて設置する。

(1) 設置基準

本部長（市長）は、災害の規模その他状況により応急対策を推進するため、必要があると認めるときは、他の場所に現地災害対策本部を設置する。

(2) 組織構成

ア 現地災害対策本部の長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名する。

イ 現地災害対策本部の本部員は、本部長が本部員又は本部職員のうちから指名する。

ウ 現地災害対策本部の本部職員は、本部長が本部職員のうちから指名する。

(3) 活動内容

災害現場での指揮、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 現地災害対策本部の例

ア 災害時医療対策本部

市災害対策本部の医療救護現地本部として、民生対策部並びに府茨木保健所との連携のもと、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会と協力し、災害医療協力病院、救護所等の被災状況及び被災傷病者等の受入状況を把握・分析・評価するとともに、関係機関との間での情報共有、市消防本部への情報提供、災害時医療救護班等の派遣要請、医薬品・医療用資機材の補充をするなど災害時医療が適切に提供できるよう保健医療センターに災害時医療対策本部を設置する。

(ア) 設置基準

a 現地医療機関が被災し、その医療機能が低下又は被災傷病者等が多数発生しているとき

b その他災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

(イ) 組織構成

(2) 組織構成に準ずる。

(ウ) 設置場所

災害時医療対策本部は、保健医療センターに設置する。

第2節 動員配備体制

1 配備方法

(1) 勤務時間内における配備

ア 各部長は直ちに平常業務を中止し、あらかじめ定められた配備指令に基づく体制をとる。

イ 配備についての職員は、上司の指示にしたがって、直ちに警戒活動又は応急対策活動に従事しなければならない。

(2) 勤務時間外における配備

ア 各部長は、配備指令によりあらかじめ定めた職員を動員する。

イ 動員命令を受けた職員は、直ちに所属する部課等へ参集する。

ウ 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策活動班を編成する。

エ 各部長は、職員の健康管理に注意し、職員の休憩、交替を指示する。

ただし、緊急かつやむを得ない場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命じることができる。

(3) 初期活動後の職員動員配備体制

ア 災害時に職員動員配備体制を確立した後は、各部長は職員の健康管理に注意し、災害の状況に応じて必要な職員を配備する。

イ 災害の規模その他状況により応急対策を遅滞なく実施するため、必要に応じて各対策部・対策班の所属を越えた応援を実施する。

2 非常配備体制

市における防災活動を実施するため職員の配備体制は、次のとおりとする。

配備名称	配備対象職員
風水害準備配備体制	以下の配備対象の対策班の班長又は対策部長に指名された職員 指揮統制部（指揮調整班、広報班、議会班） 市民対策部（避難所・市民相談班） 産業対策部（農林班） 土木対策部（道路対策班、公園対策班、下水道対策班） 給水対策部（水道総務班） 消防対策部（消防本部班）
風水害事前配備体制	以下の配備対象の対策班の班長又は対策部長に指名された職員 指揮統制部（指揮調整班、広報班、議会班） 市民対策部（避難所・市民相談班） 産業対策部（農林班） 土木対策部（道路対策班、公園対策班、下水道対策班） 給水対策部（水道総務班、管路復旧班） 消防対策部（消防本部班）
風水害警戒体制	- 災害警戒本部員（各部長）＋部長級職員 - 以下の配備対象の対策班の班長又は対策部長に指名された職員 指揮統制部（指揮調整班、財務・情報班、広報班、議会班） 総務対策部（総務・人事班） 市民対策部（避難所・市民相談班） 民生対策部（福祉・安否確認班、こども対策班） 産業対策部（農林班、環境対策班） 土木対策部（建築対策班、道路対策班、公園対策班、下水道対策班） 文教対策部（学校教育班） 給水対策部（水道総務班、応急給水班、管路復旧班、施設復旧班） 消防対策部（消防本部班、消防署班）
第1次風水害対策本部体制	- 災害対策本部員（特別職＋各部長）＋部長級職員 - 全対策班長及び対策班の中から対策部長に指名された職員
第2次風水害対策本部体制	全職員

3 出動指令の決定

職員の災害出動は、非常配備体制の区分に従い市長が決定し、指令を出す。

4 動員方法

配備計画は原則として、各部長が部内を調整して、必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため配備職員に徹底しておく。

5 各課の動員計画

各課長は、配備指令により直ちに対応できるよう所属職員について、あらかじめ緊急配備指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に徹底しておく。

6 動員状況の報告等

各班長は、配備指令に基づく体制を構築するため、対策班内の参集人員について速やかに所属部の部長に報告する。各部長は、職員の動員状況について随時把握し、本部長に報告する。危機管理監は、非常参集の状況を速やかに府に報告する。

7 災害時の職員対応

職員はあらかじめ定められた配備体制を十分習熟しておく。

災害時は配備指令により定められた部署へ参集するとともに、参集する経路での周囲状況をメモ等で記録するなど、被害の情報収集に努める。

第3節 業務継続に必要な資源の確保

市は、災害対応業務を継続するために必要な資源を確保する。

1 資機材等の確保

災害対応業務の実施に必要な資機材等を確保し、各対策班へ配分する。必要に応じ、外部からの支援物資を活用する（第3章第3節「物的支援の受入れ」参照）。

2 車両等の確保

災害対応業務のための必要な車両及び燃料を、府や他の市町村、民間事業者と調整し、確保する。

3 ネットワーク環境の確保

庁内外のネットワーク環境を確認し、通信を確保する。

災害対応業務に必要な重要システムを正常に稼働させるため、庁内ネットワーク環境等を確認し、通信及びサーバ基盤の安定稼働を確保する。

4 その他業務継続に必要な資源の確保

上記のほか、職員の災害対応業務を円滑に実施するために必要な水、電気、食糧等の資源の確保や、健康管理、災害補償等を適切に実施する。

第2章 災害救助法の適用

市域において発生した災害が、災害救助法の定める基準以上に該当し、又は適用基準に該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、知事は災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

第1節 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、府知事が実施する。ただし、府知事による救助活動の実施を待ついとまもない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理については知事が行う救助を補助する。

また、救助を迅速かつ的確に実施するため、府知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項の事務内容及び事務を行うこととする期間について、市長が応急救助活動を実施する。

なお、災害救助法による救助の種類及び事務の担当は次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- 1 避難所の設置 避難所・市民相談班
- 2 応急仮設住宅の供与 建築対策班
- 3 炊き出しその他による食品の給与 物資班、教育対策班
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 物資班
- 5 飲料水の供給 給水対策部
- 6 医療及び助産 医療衛生対策班
- 7 被災者の救出 消防対策部
- 8 被災した住宅の応急修理 建築対策班
- 9 生業に必要な資金の給与又は貸与 商工班、農林班
- 10 学用品の給与 教育対策班
- 11 埋葬 避難所・市民相談班
- 12 死体の捜索及び処理 避難所・市民相談班、消防対策部
- 13 障害物の除去 道路対策班
- 14 救援用物資の輸送 物資輸送班
- 15 救助費の求償 財務・情報班
- 16 府との事務調整 指揮調整班

第2節 適用手続

市長は、市域における災害が次の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、被害者が現に救助を要する状態にある場合に、法の適用を要請しなければならない。

また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、これらを直ちに知事に報告し、その後の処理については知事の指示を受ける。

茨木市の災害救助法適用基準

根拠	適用基準
災害救助法施行令第1条 第1項 第1号	茨木市内で100世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第2号	大阪府内で2,500世帯以上住家が滅失した場合であって、茨木市内で50世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第3号（前段）	大阪府内で12,000世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第3号（後段）	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合で、多数の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当すること。 ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

第3章 広域応援の要請・受入れ

市長は、災害の状況等から市民の生命又は財産を保護するため、必要に応じて他の市町村及び関係機関に協力を求めるとともに、受入れ体制を整備するなど、災害対策を円滑に実施する。

なお、府が市に職員を派遣する場合、支援内容に応じた職員の選定に努める。

第1節 支援体制の構築

他の市町村等へ応援を要請した場合や、他の市町村からの応援申し出があった場合は、市長は円滑な応援活動が遂行できる受入れ体制等を整える。

人的支援については『応援・受援班』、物的支援については『物資班』が中心となり、各支援に関する全体把握や庁内・外部調整等を行う。

なお、各対策班に受援担当を設置し（給水対策部は水道総務班、消防対策部は消防本部班のみ）、応援・受援班や物資班との連絡調整を行う体制を構築することとし、各対策班の受援窓口等の詳細は茨木市受援計画に定める。

第2節 人的支援の受入れ

市は、人的支援については府や協定締結団体、自衛隊、ボランティアなど様々な機関や制度により応援を受ける。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

1 応援要請等の種類

他の市町村や関係機関等には次のとおり応援を要請する。

(1) 応援・受援班から要請する場合

各対策班において個別に協定締結等を行っていない業務に関する応援要請は、応援・受援班から行う。

(2) 各対策班から要請する場合

業務により個別に協定を締結している団体や、業務によりあらかじめ応援先が決定している自治体等への要請は、各対策班から行う。

(3) 外部から応援申出があった場合

外部からの応援申出があった場合は、応援・受援班が連絡を受け、受入れの調整を行う。

2 支援の形態

人的支援受入れの形態は、地域別支援、業務別支援、チーム派遣支援の3つの形態があり、それぞれに適した業務分担を行う。

3 分野別の受入れ概要

(1) 初動時の災害応急対策実施の支援

大規模な災害の発生直後、初動時の災害応急対策実施の支援として被災状況の把握や連絡調整を行う職員の派遣が府等より行われる。主な派遣は以下のとおりである。

なお、府からは市からの要請なく、発災直後に素早く派遣されるため、早期より応援の必要人数等の情報が共有できるよう、迅速な状況把握を行う。

また、支援の費用負担を理由に応援要請を躊躇することがないように、災害救助法の適用について早期より災害時先遣隊又はリエゾンを通じて府と調整を行う。

【初動時の災害応急対策実施の支援の種類・概要】

応援団体		主な支援内容	要請先	要請担当
大阪府	災害時先遣隊	被災状況の把握	要請不要 大規模な自然災害が発生し、被災市町村の行政機能の全部又は一部が麻痺した場合に派遣される	(受入れのみ) 応援・受援班
	現地情報連絡員（リエゾン）	情報収集（市町村災害情報、必要な物的・人的支援に関する情報等）		(受入れのみ) 応援・受援班
国土交通省	TEC-FORCEの災害対策現地情報連絡員（リエゾン）	被害情報や支援ニーズの把握、TEC-FORCE活動等の情報共有、国土交通省との連絡調整	近畿地方整備局へ要請	応援・受援班
総務省等	応急対策職員派遣制度による総括支援チーム	市町村長への助言、被害状況や応援職員のニーズ把握、関係機関との連絡調整	大阪府へ要請	応援・受援班

(2) 人命救助関係

大規模災害では多くの人的被害の発生が予測されており、自衛隊等による人命救助活動が必須となる。人命救助に関わる主な団体は以下のとおりである。

市民の人命に関わる重大なことであるため、必要と認めた場合は素早く自衛隊の災害派遣要請等を要求する。

【人命救助関係の支援の種類・概要】

応援団体		主な支援内容	要請先	要請担当
防衛省	災害派遣部隊	- 行方不明者の捜索及び負傷者の救助 - 人員や物資の輸送 - 給水	大阪府へ要請 大阪府へ連絡ができない場合は直接自衛隊へ被害状況を通知	指揮調整班
消防庁	緊急消防援助隊	- 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 - 高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動	大阪府へ要請 大阪府へ連絡ができない場合は直接消防庁へ要請	消防本部班

第3章 広域応援の要請・受入れ

警察庁	警察災害派遣隊	- 検視、死体見分及び身元確認の支援 - 緊急交通路の確保	要請不要 大阪府公安委員会が要請	—
大阪府	保健医療活動チーム※ (DMAT、JMAT、日赤救護班、DPAT、歯科医師チーム、薬剤師チーム等)	被災者の健康管理を行うため、保健医療活動チームによる巡回健康相談や避難所の衛生管理の実施	保健所保健医療調整本部 管轄保健所を通じて要請	医療衛生対策班

※保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）

(3) 個別業務

災害マネジメントや人命救助活動以外の個別災害対応業務に対する応援団体は、以下のとおりである。

なお、応援要請に当たっては、各対策班で必要人数や応援に対する経費を把握のうえ、要請担当を介して必要な調整を行う。

【個別業務の支援の種類・概要】

応援団体	主な支援内容	要請先	要請担当
大阪府 (大阪府を経由した府内市町村、関西広域連合、応急対策職員派遣制度による対口支援方式の職員派遣等を含む)	各種災害対応全般	大阪府へ要請 ※業務により窓口が異なる	応援・受援班 又は 各対策班
協定締結団体 (相互応援自治体)	各種災害対応全般	各協定締結先へ要請	応援・受援班
協定締結団体 (上記以外)	各種協定に基づく支援内容 ・給水活動 ・物資・資機材提供 ・物資輸送 ・施設使用 ・廃棄物処理 など	各協定締結先へ要請	応援・受援班 又は 各対策班
専門ボランティア	専門的な知識・技能を必要とする作業 ・医療支援、介護 ・通訳（外国語・手話） ・大型車による輸送 ・応急危険度判定 など	各団体へ要請	各対策班
一般ボランティア	専門的な知識・技能を持たなくても可能な作業 ・炊出し、避難所の運営補助 ・物資の仕分け・配布 ・がれきの片付け など	茨木市社会福祉協議会	福祉・安否確認班

(4) 受入れ場所

各団体等の受入れ拠点は以下のとおりとする。

- ア 災害時先遣隊・現地情報連絡員（リエゾン）
災害対策本部事務室
- イ 自衛隊災害派遣部隊・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊
広報支援活動拠点、地域防災拠点等
- ウ 保健医療活動チーム
指定医療救護所、二次救急告示病院
- エ 個別業務の応援部隊
地域防災拠点等

第3節 物的支援の受入れ

物的支援も人的支援と同様に府や協定締結機関等へ要請し、受入れを行う。

物資調達に関しては、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。

1 物的支援の種類

物資調達は「生活支援物資」と「業務用資源」に分けることができる。それぞれの受入れの流れ及び手順は茨木市受援計画に定める。

【物的支援の種類・定義及び担当】

種類	定義		外部要請担当
生活支援物資	食料や飲料水、生活必需品等で被災者に配布する物資		物資班
業務用資源	車両や衛星電話、燃料、資機材等で業務において使用する資源	全庁的に使用する資源	各調達班
		各業務で必要となる資源	各対策班

2 物資配送に関わる拠点

調達した物資は、災害用生活物資備蓄拠点や災害用物資輸送拠点等を活用して保管・仕分け・配送等を行う。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

1 府知事への要請の要求

- (1) 市長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、府知事に対し派遣要請の要求を文書で行う。その場合災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにして、電話又は口頭をもって要求を行い、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。また茨木警察署長にも通知する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

- (2) 通信の途絶等により、府知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、自衛隊に災害の状況を通知する。なお、自衛隊に災害状況の通知をした場合には、その旨を速やかに府知事に通知する。

- (3) 自主派遣の判断基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、府知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、府知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、茨木警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助にかかる救援活動を実施する場合

エ 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合

オ その他災害に際し、上記ア～エに準じ、特に緊急を要し、府知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

- (4) 防災関係機関への周知

市長は、自衛隊に災害派遣要請の要求を行った場合は、茨木警察署等の防災関係機関にも通報する。

2 災害派遣部隊の受入れ

府知事から自衛隊の派遣が決定された場合、次の点を留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

また、自衛隊による活動が円滑に進むよう、自衛隊による自発的な「提案型」の支援を受けるための支援ニーズを早期に集約、整理する。

第3章 広域応援の要請・受入れ

(1) 受入れ体制

- ア 派遣部隊の宿泊所又は野営地及び車両、機材等の保管場所の準備
- イ 派遣部隊及び府との連絡を行う市職員の指名及び連絡
- ウ 派遣部隊の到着と同時に迅速に作業ができるように作業内容、資機材等の確保
- エ ヘリコプターを使用する活動を要求した場合は、災害時臨時ヘリポート等の安全対策

(2) 派遣部隊到着の措置

市は、派遣部隊を目的地へ誘導するとともに、自衛隊現地指揮官と救助活動等作業計画について協議し、作業の推進を図る。

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

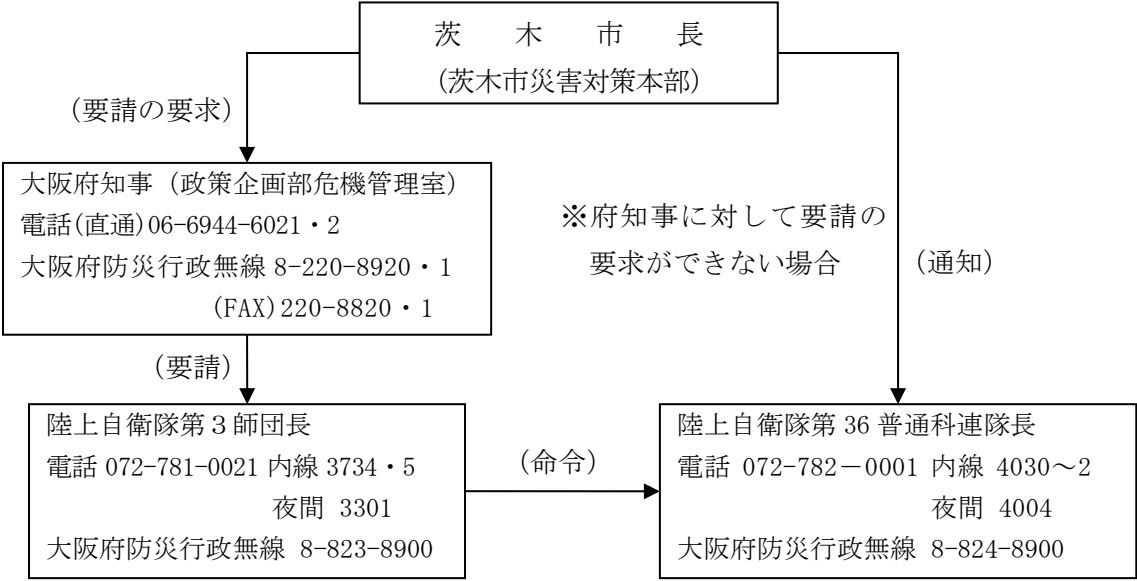
なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 被災者等の搜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊き出し及び給水活動
- コ その他

(3) 撤収要請

救援活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合は、市長は速やかに府知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

【派遣要請系統図】



第3章 広域応援の要請・受入れ

自衛隊災害派遣にかかる知事への要求様式

		文 書 番 号	
		年	月 日
大阪府知事	様		
_____		茨木市長	印

自衛隊の災害派遣要請について			
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。			
記			
1. 災害の状況及び派遣を要求する理由			
2. 派遣を希望する期間			
3. 派遣を希望する区域及び活動内容			
4. その他参考となるべき事項			

		文 書 番 号	
		年	月 日
大阪府知事	様		
_____		茨木市長	印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について			
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1. 撤収要請日時			
2. 派遣された部隊			
3. 派遣人員及び従事作業の内容			
4. その他参考となるべき事項			

第5節 被災自治体への職員派遣

他自治体が大規模に被災し、かつ本市の被災状況が軽微なときは、被災自治体からの要請状況等も踏まえつつ、次のとおり市職員による応援を実施する。

- (1) 近隣5府県（京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県）内の自治体が被災したときは、被害状況を把握した上、迅速に市職員による応援を実施する。
- (2) 近隣5府県以外の自治体が被災したときは、被害状況により市長が判断し、市職員による応援を実施する。

第6節 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、市及び府と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第7節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、府をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第4章 情報の収集伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第1節 通信連絡体制

1 災害通信

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。災害発生時の防災関係機関の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、災害時の通信として無線通信設備の使用、電気通信設備の優先利用を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

総務省及び内閣府は、非常本部等又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとし、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、非常本部等又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。

(1) 無線通信設備による通信確保

災害に関する情報の収集伝達等に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア 大阪府防災行政無線

府庁、府内の市町村、府の防災機関等に設置した無線通信設備

イ 茨木市防災行政無線

市庁舎内に設置した移動局の無線通信設備

ウ 防災相互通信用無線、警察無線、消防無線、救急医療無線等

行政機関、警察、消防、大阪府救急医療情報センター等に設置した無線通信設備

エ 衛星携帯電話

市（危機管理課、健康づくり課）が保有する可搬式衛星電話

(2) 電気通信設備の優先利用

応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、西日本電信電話株

式会社に非常電話を申込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 大阪府防災行政無線による府との連絡

〔設置場所〕

- 無線装置・電源装置……………無線機械室
- 電話転送装置(内線電話用)……………電話交換室
- 内線電話……………本庁、合同庁舎、福祉文化会館
- 無線電話装置(災害対策本部用電話等)……………総務部危機管理課事務室、防災会議室、無線機械室
- 無線電話機(内線電話機)……………各課
- 夜間専用電話……………守衛室

〔消防本部設置場所〕

- 無線装置・電源装置……………機械室
- 無線電話装置……………通信指令室
- 無線電話機……………通信指令室、作戦室

(4) 大阪府非常通信経路計画市町村系による連絡

大阪府防災行政無線により連絡ができない場合は、次の表に示すいずれかの系統により府と連絡を行う。

茨木市 総務部 危機管 理課	_____ 茨木警察署 _____ 府警本部 _____ 府 庁 (警備課) (通信指令室) (政策企画部危機管理室)
	_____ 市消防本部 _____ 大阪市消防局 _____ 府 庁 (警備課) (指令情報センター) (政策企画部危機管理室)
	衛星携帯電話__交換機 _____ 府 庁 ~~~~~ (政策企画部危機管理室)
	地域衛星通信ネットワーク _____ 府 庁 ~~~~~ (政策企画部危機管理室)
記号	_____ 無線区間 ~~~~~ 有線区間

(5) 市防災行政無線の整備

災害時には、指揮調整班が全局を統制し、移動無線局を利用した機動性のある応急対策を講ずる。

(6) 防災相互通信用無線の整備

防災関係機関は、災害時に相互に通信する際は、防災相互通信用無線を使用する。

(7) 消防無線

市消防本部は、消防救急活動を迅速に実施するために消防専用無線等を使用する。

(8) 災害時優先電話

防災関係機関は、災害時の電話の輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」を使用する。

第2節 災害情報の収集伝達

1 情報の収集・伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び市民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区気象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

(1) 気象予警報等

ア 大阪管区気象台の発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれのある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。また、特別警報を発表し最大限の警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(ア) 注意報

気象現象等により災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には 表面雨量指数基準：13 土壌雨量指数基準：93 に達すると予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下になると予想される場合。

種 類		発 表 基 準
気象注意報	雷注意報 (注6)	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ 注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
地面現象 注意報☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には 流域雨量指数基準：大正川流域=6.4、茨木川流域=12.4、安威川流域=15.6、佐保川流域=8.6 複合基準※：佐保川流域= (12, 6)、大正川流域= (6, 5.2) ※(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値に達すると予想される場合。 指定河川洪水予報による基準：淀川〔枚方〕 淀川水系神崎川・安威川〔三国、千歳橋〕

(イ) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され る場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場 合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レ ベル3に相当。 具体的には (浸水害) 表面雨量指数基準：25 (土砂災害) 土壌雨量指数基準：141 に達すると予想される場合。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場 合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予 想される場合。
地面現象 警報★	地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こ るおそれがあると予想される場合。
浸水警報 ★	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される 場合。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場 合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警 戒レベル3に相当。 具体的には 流域雨量指数基準：大正川流域=9.2、茨木川流域=15.4、安威川 流域=19.5、佐保川流域=10.1 に達すると予想される場合。 指定河川洪水予報による基準：淀川〔枚方〕、淀川水系神崎 川・安威川〔三国、千歳橋〕

注1：発表基準欄に記載された数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2：注意報・警報はその種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3：☆印は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。(気象庁予報警報規則第12条)

★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4：大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。

注5：大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「北大阪(市町村をまとめた地域の名称)」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6：雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(ウ) 特別警報

気象現象等により尋常でない災害が予想される場合、市民や関係機関の最大限の警戒を促すために発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
地震（地震動）	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合。※ （緊急地震速報（震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想）を特別警報に位置付ける）

※長周期地震動階級とは、気象庁長周期地震動階級表（令和2年気象庁告示第6号）で定めるものをいう。

(エ) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風及びその他の異常気象等についての情報を市民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

イ 洪水予報

(ア) 淀川洪水予報

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、「淀川洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

標題（種類）	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(イ) 神崎川・安威川洪水予報

府と大阪管区気象台は、「淀川水系神崎川・安威川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

標題（種類）	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

ウ 水位到達情報

府知事が指定する水位周知河川（茨木市域においては茨木川）について、避難判断水位（高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条に基づく洪水特別警戒水位で、避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合、府は、その旨を市長等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、市は避難判断水位等に到達した旨の情報を市民に周知するとともに、避難情報の発令を判断する。

エ 水防警報

水防警報とは、水防法第16条に基づき、国土交通大臣が指定した河川（茨木市域においては淀川）又は知事が指定する河川（茨木市域においては安威川、茨木川）に洪水、雨水出水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とされる旨の警告を発するもので、国土交通大臣（淀川：淀川河川事務所長）又は知事（安威川、茨木川：茨木土木事務所長）が発表する。

(ア) 淀川

洪水のおそれがあると認められるときは、国土交通大臣（淀川河川事務所長）は水防警報を発表し、直ちにその警報事項を大阪府水防本部長に通知する。

大阪府水防本部長は、水防警報の通知を受けたときは、直ちにその受けた通知に係る事項を関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

(イ) 知事の指定する河川（茨木市域においては安威川、茨木川）

洪水のおそれがあると認めるとき、現地指導班長（茨木土木事務所長）は、適宜水防警報を発表し、直ちに警報事項を関係水防管理者等に通知する。

市長は、上記ア及びイの通知を受けたときは、直ちに関係機関及び各部に通報する。

(2) 土砂災害警戒情報

ア 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関する

第4章 情報の収集伝達

危険度分布を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難情報の発令等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

イ 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難情報の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土 砂 キ キ ク ル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸 水 キ キ ク ル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪 水 キ キ ク ル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

(4) 各情報の収集方法

ア 雨量に関する情報の収集

市テレメータシステム及び気象端末並びに関係機関との連携によって、雨量情報

を収集する。また、府のテレメータ雨量情報も府防災情報システムにより収集する。

イ 河川水位に関する情報の収集

河川水位に関する情報の収集は、以下の機関から実施する。

- (ア) 淀川：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所
- (イ) 安威川：大阪府茨木土木事務所
- (ウ) 茨木川：大阪府茨木土木事務所
- (エ) 勝尾寺川：大阪府茨木土木事務所
- (オ) 佐保川：大阪府茨木土木事務所
- (カ) 大正川：大阪府茨木土木事務所
- (キ) 市管理河川：建設部下水道施設課

(5) その他の災害情報とその通報等の方法

ア ため池水位

ため池の管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあるときは、直ちに市長に通報しなければならない。

市長は上記の通報を受けたときは、直ちに茨木警察署及び大阪府北部農と緑の総合事務所に通報する。

イ 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は、市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

ウ 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けた時は、必要により火災警報を発令するとともに関係機関及び市民に周知する。

エ 市消防による24時間体制

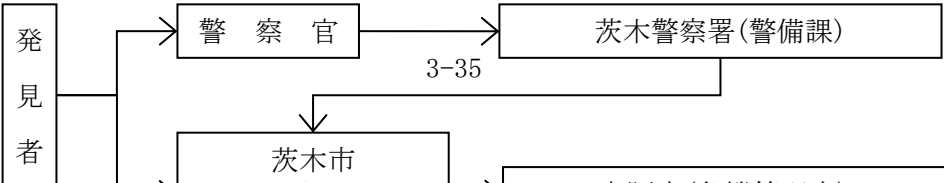
市消防により、災害直後における、府及び水防組合等の防災関連機関からの地震情報等を夜間・休日等問わず24時間体制で受ける。また、時間外における職員登庁までの間、情報収集伝達、災害対策本部事前準備、関係機関との連絡調整等を行う。

オ 異常現象の発見及び通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

市長は異常現象の通報を受けたときは、直ちに府、大阪管区気象台その他の関係機関に通報する。状況に応じて関係機関に要請するなど警戒区域等の設定を行う。

種 類	異常現象の内容
地 象	山くずれ、がけくずれ等
そ の 他	堤防等に水洩れがある場合



2 市民への周知

(1) 各機関の対応

ア 府及び大阪管区気象台の対応

府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。

特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。

府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。

近畿地方整備局、大阪管区気象台及び府は、河川の洪水、土砂災害の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象、土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。

大阪管区気象台は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。

イ 市の対応

市は、状況に応じて市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車などを利用し、又は自主防災組織などの住民組織と連携して、市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールやテレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び気象台と情報共有・連携を密にし、市民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

ウ 道路管理者の対応

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

エ 要配慮者利用施設への情報伝達

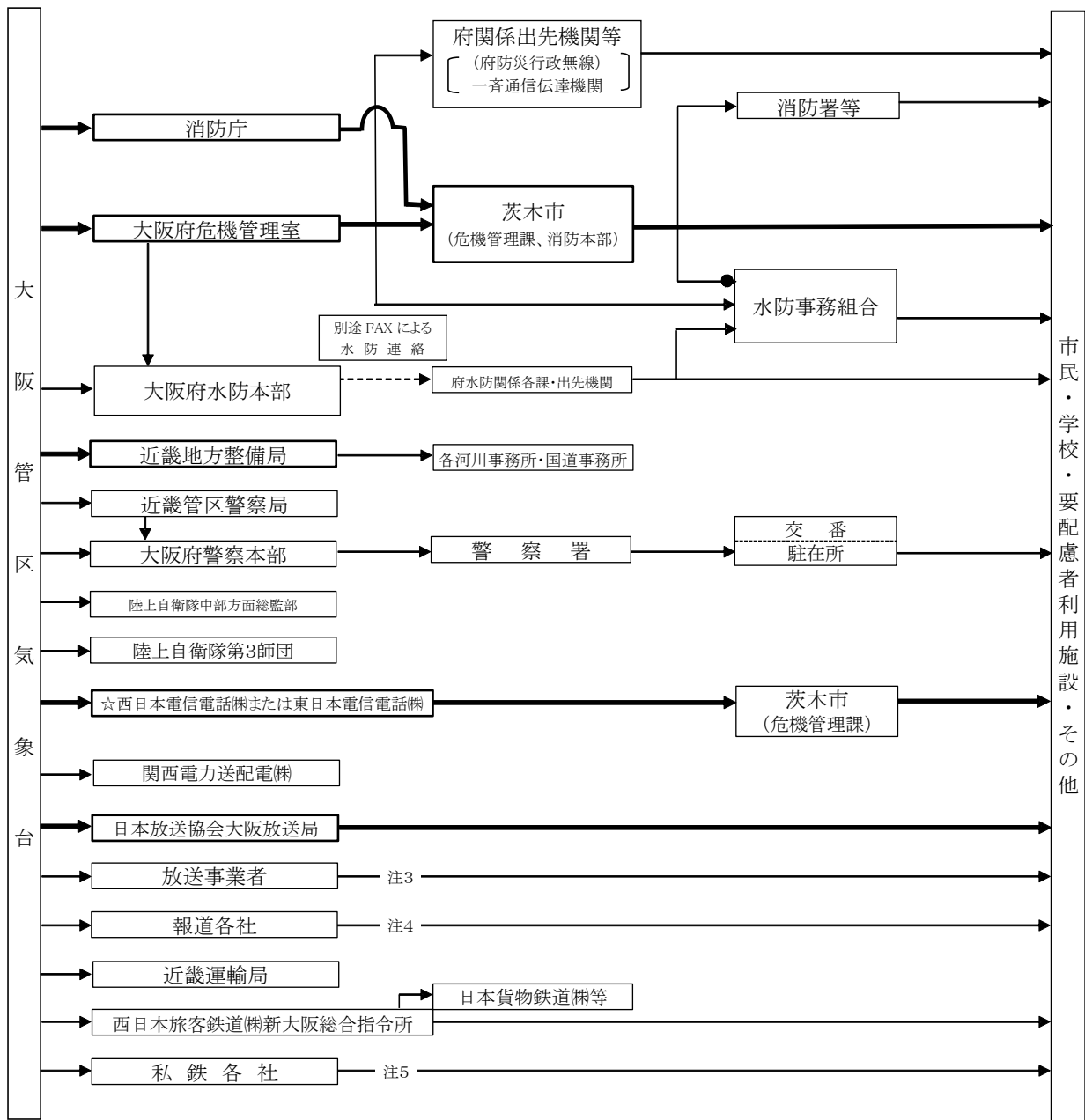
洪水氾濫浸水想定区域内にある避難行動要支援者が利用する施設に対して、電話連絡などによる洪水予報等の情報伝達を行う。

なお、洪水予報等の情報を伝達する施設については、茨木市水害・土砂災害ハザードマップ中の浸水想定区域内に所在する施設を対象とする。

3 情報の伝達経路

(1) 情報の伝達経路

ア 気象予警報等の伝達経路



注6

(注)1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2 ☆印は、特別警報、警報のみ

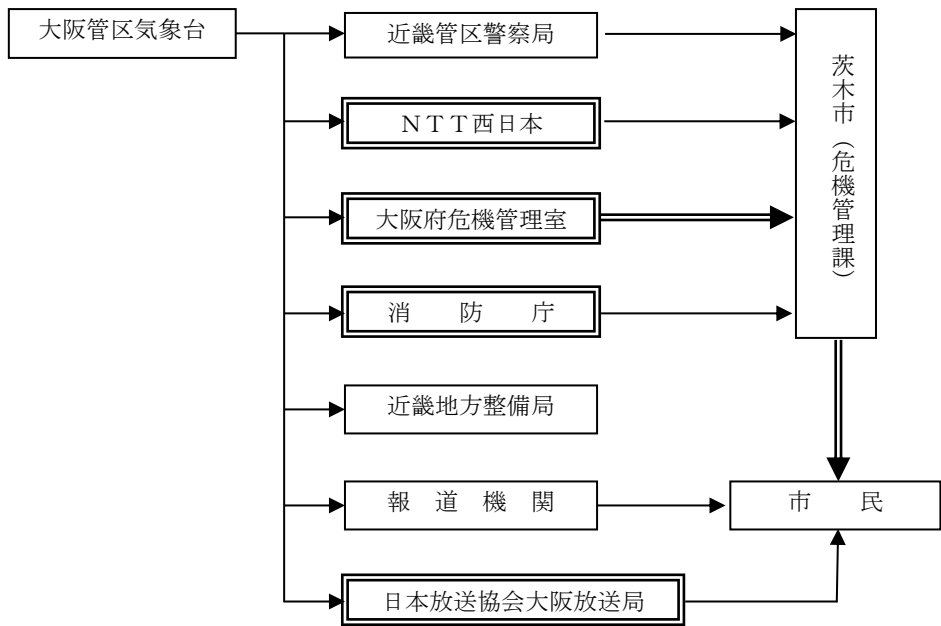
3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそでて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO.CO.LO) の11社である。

4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である

5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

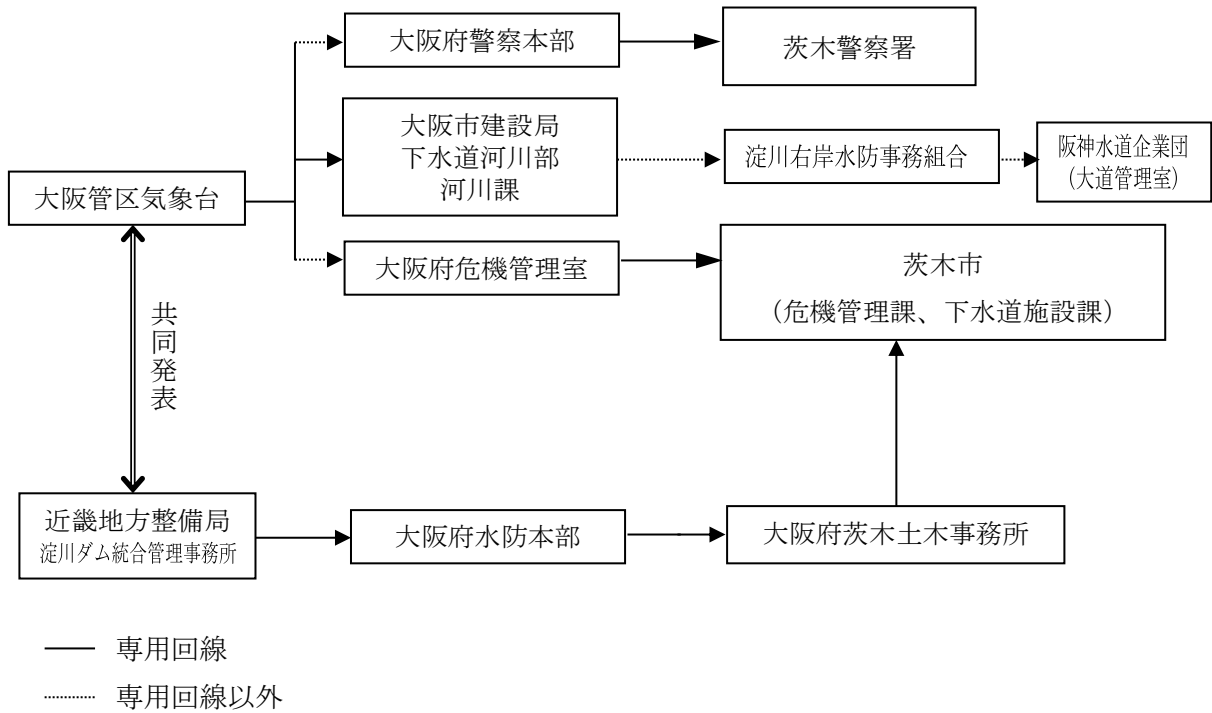
6 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

イ 特別警報の伝達経路

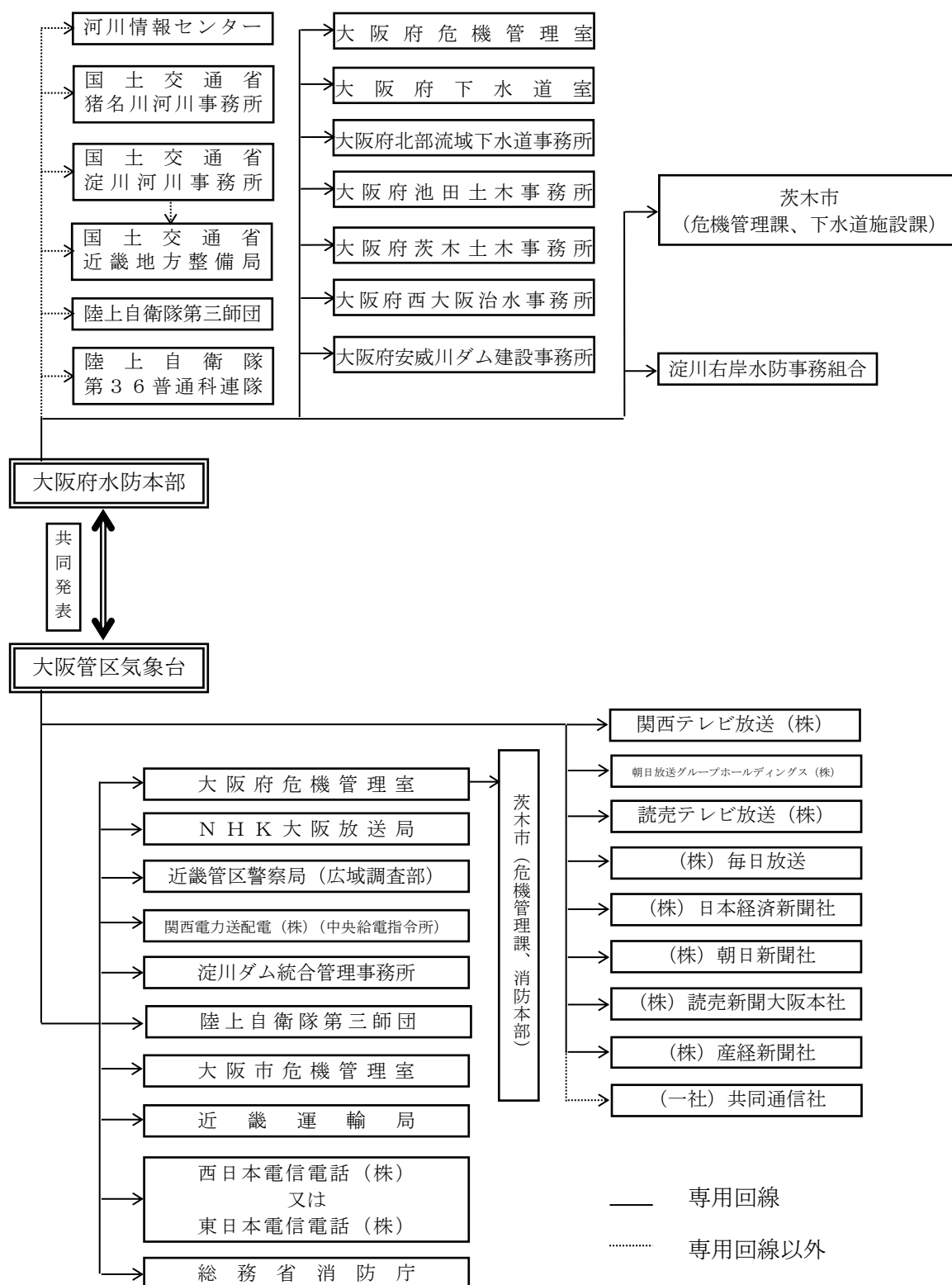


- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

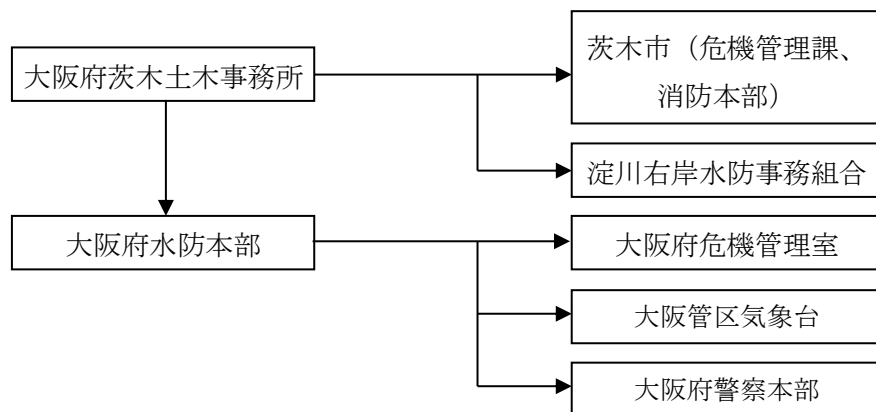
ウ 淀川洪水予報の伝達系統図



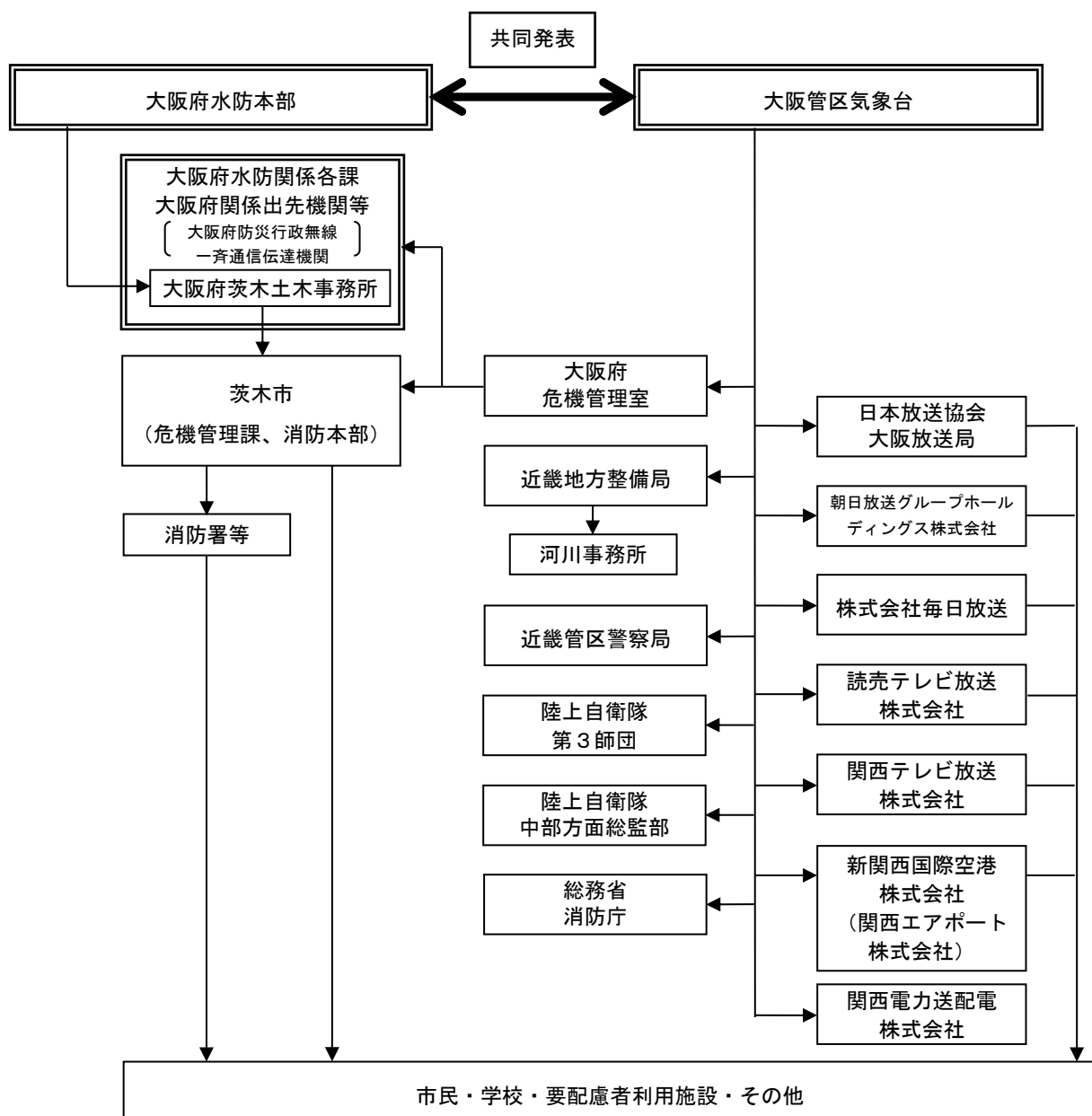
エ 神崎川・安威川洪水予報の通信連絡系統図



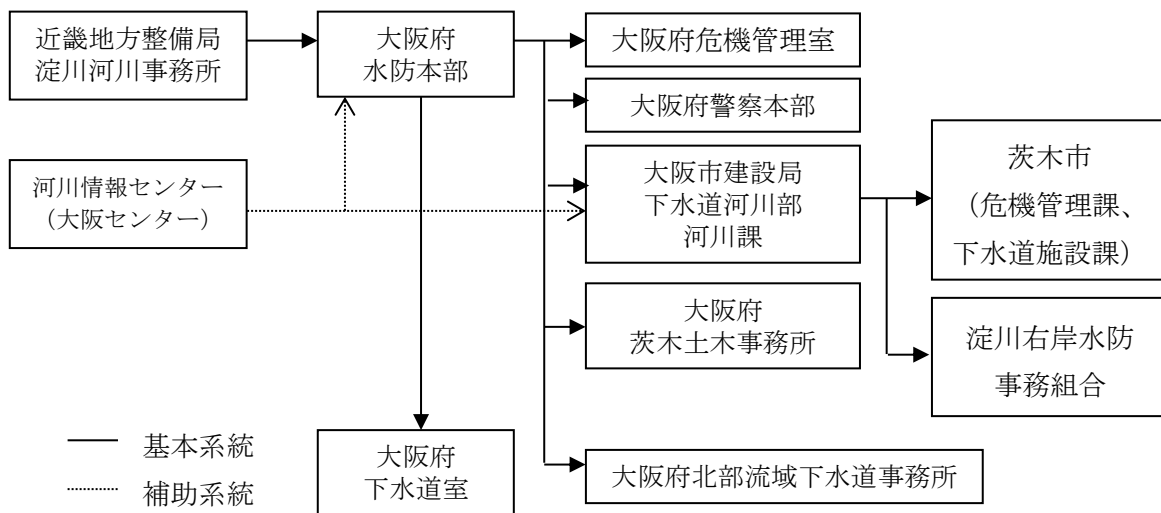
オ 水位周知河川（茨木川）における水位到達情報の伝達系統図



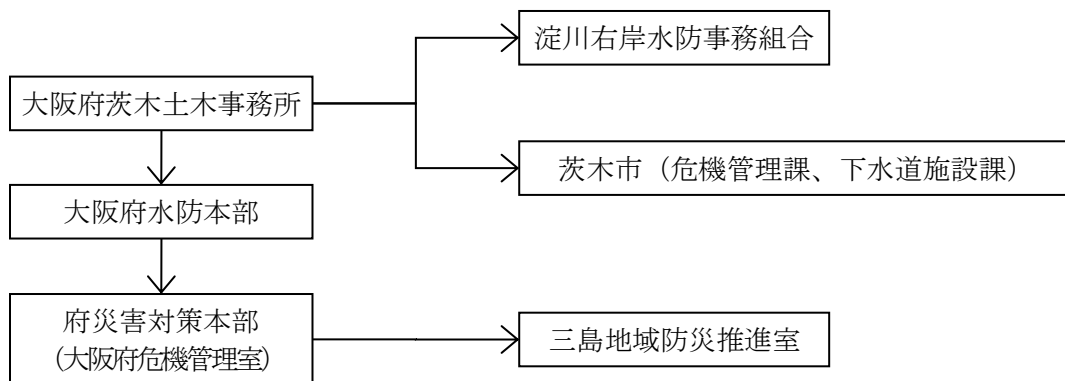
カ 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



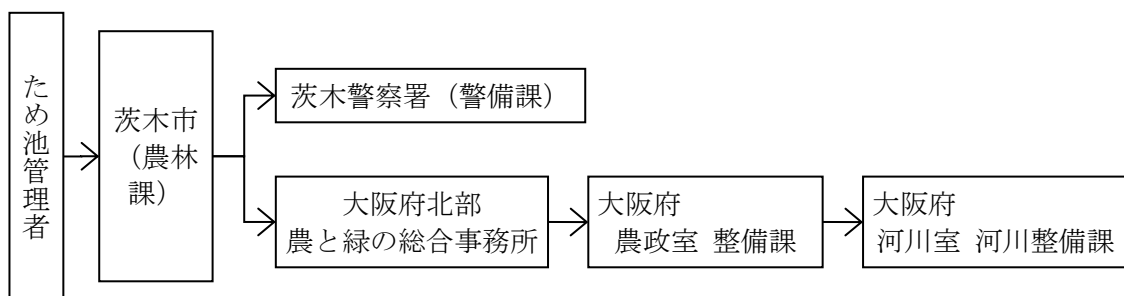
キ 国土交通大臣が発表する水防警報（淀川水防警報）の伝達経路図



ク 知事が発表する水防警報の伝達系統図



ケ ため池水位通報の伝達系統図



(2) 関係機関への情報の伝達

ア 実施機関

関係機関への情報の伝達は、財務・情報班及び関係班が行う。

イ 伝達方法

市は、府をはじめ関係団体と気象観測情報等の交換に努める。

関係機関が地域内の異常現象等、災害の発生状況や危険性を把握した場合は、応急対策実施機関に直ちに情報を伝達する。

第3節 被害情報等

1 府が実施する被害状況の収集・伝達

府は、市、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を府災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 市民の生命財産の安否の状況及び市民の避難の状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況
- (5) 上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無
- (10) その他

2 市が実施する被害状況の調査・報告・保存

災害対策本部の各班長及び防災関係機関は、被害状況の推移に応じて、調査結果を緊急を要するもの及び特に指示のあるものを除き正午現在を午後1時、午後5時現在を午後6時までにそれぞれ指揮調整班に報告する。指揮調整班は調査結果をとりまとめ、本部長に報告しなければならない。

また、大規模災害発生時で通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる方法を用いて報告するように努める。

災害情報や被害状況写真等の記録については集約し、保存するように努める。

(1) 概況調査（→災害概況即報）

災害により被害が発生したとき、又は通報を受けたときは、直ちにその概況調査を実施する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、災害概況即報として報告する。

調査者は、被害の有無、被害の程度などの概況について、全般的な状況を指揮調整

班へ迅速に報告する。

(2) 被害調査（→被害状況即報）

災害の全般的な状況が判明次第、被害調査を実施する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、被害の変動に従って、その都度できる限り被害状況を把握し、被害状況即報として報告する。

各班長は被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って町丁ごとに取りまとめ、調査結果を指揮調整班に報告する。

(3) 被害確定調査（→災害確定報告）

市は、応急対策が完了した後、被害確定調査を実施する。

本調査は、その後の災害復旧・復興の基礎となるものであり、また各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握したうえで、災害確定報告として報告する。

(4) 被害状況の写真

被害状況の写真は、被害状況の確認資料として、また記録保存のため重要なものであるから、被害状況が明瞭にわかるように撮影し、写真には撮影年月日・撮影時刻・撮影場所・被害者氏名等を記入しておく。

(5) 被災家屋等の調査と報告

調査にあたっては、調査班を編成して実施する。また調査班は被害状況を迅速かつ的確に報告しなければならない。

(6) 危険物施設等の調査と報告

危険物施設をはじめ、事業所に対する有害化学物質の漏洩の状況に関しても迅速かつ的確に報告しなければならない。

(7) 公共施設及び農地・農林業施設の調査と報告

それぞれの調査担当各班長は、被害状況を調査し、調査事項を被害状況報告様式にとりまとめて災害対策本部長に報告する。

また、公共施設については、被害状況を把握するとともに、サービスの再開に向けて、施設の使用再開見込み等の検討も行う。

表 被害調査の実施及び報告の系統

調 査 種 別	担 当 班	報 告 系 統
人的被害	消防本部班、 医療衛生対策班	総括集計 → 市災害対策本部 → 府災害対策本部 指揮調整班
住家・非住家の被害	被害調査班	
公共土木施設被害及び 都市災害被害	建築対策班、 道路対策班、 公園対策班、 下水道対策班、 管路復旧班	
農地・農林業施設及び 農作物被害	農林班	
商工業関係被害	商工班	
衛生関係被害	環境対策班	

福祉関係被害	福祉・安否確認班、 こども対策班	
文教関係被害	教育対策班、 学校教育班	
公営企業水道施設被害	水道総務班	
運輸被害	財務・情報班	
電気、ガス、通信被害	財務・情報班	
市有建物被害	応援・受援班	

3 市による府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

第4節 災害広報

市、府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて提供する。

1 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

(1) 広報内容

- ア 災害時における気象情報・被害の状況等
- イ 市の実施する対策の概要
- ウ 避難指示等の発令、避難先の指示
- エ 災害応急復旧の見通し
- オ 災害時における市民の心構え
- カ その他の必要事項

特に台風接近時は以下の内容を広報する。

- (ア) 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- (イ) 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- (ウ) 鉄道等の交通機関の運行情報等

(2) 広報の方法

- ア エリアメール・緊急速報メール
- イ インターネットやソーシャルメディアの活用
- ウ 防災行政無線（戸別受信機を含む。）による広報
- エ テレビ・ラジオ・新聞等による広報
- オ 印刷物による広報
 - ポスター・チラシ又は「広報いばらき」の臨時発行
- カ 広報物の指定避難所等公共施設への掲示・配布
- キ 点字・声の広報・ファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
- ク 拡声器付車両等による現場広報

(3) 災害時の広報体制

- ア 災害時の広報
 - (ア) 災害情報・被害状況等災害に関する広報は、各部が予め災害広報責任者に伝達のうえ各部で実施する。
 - (イ) 災害広報責任者は、各部が発信する情報を整理し、最新の情報が市民に提供されるようにする。
 - (ウ) 災害時の広報は、市民の不安感の払しょくに努めるようにする。

イ 広報事項の収集

- (ア) 広報担当は、災害対策本部の各部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集するとともに、各部においても広報担当への積極的な情報提供に努める。
- (イ) 広報担当は必要に応じて災害現地に出向き、写真・ビデオその他の取材活動を実施する。

2 報道機関への情報提供

- (1) 報道機関に対する情報発表は、すべて広報担当において実施する。
- (2) 情報等の発表に際しては、できるだけ日時・場所・目的等を前もって各報道機関に周知する。
- (3) 報道発表の有無に関わらず、報道機関に対する各部所管の詳細な情報提供は、広報担当または広報担当と調整のうえ各部において実施する。

3 広聴活動

災害時における広聴活動を強化し、市民からの要望事項は直ちに関係機関と連絡をとり、調査するとともに速やかに処理する。

4 市民災害相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律等の専門相談に対応するため、関係部及び関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に市民災害相談窓口を開設するとともに、被災者の復興支援につながる各種支援施策等をきめ細やかに情報提供を行う。

また、要配慮高齢者・障害者等からの相談に対応する窓口を開設する。

5 災害広報における個人情報の取扱い

市が公表する情報には個人が特定される情報は含まないことを原則とするが、死者や行方不明者等が発生し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要かつやむを得ないと認められる場合には、プライバシーの保護に留意しつつ、必要最小限の個人情報を公表するものとする。

第5章 各種災害の応急対策

第1節 水防対策

この計画は、水防法第3条に基づき河川の洪水等による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、市区域内の河川並びにため池等に対する水防上必要な事項について定める。

(水防組織の基本的な受け持ち区域)

水防管理団体名 河川名	淀川右岸水防事務組合	茨木市
安威川	(右岸)五十鈴町水利組合天役樋から神崎川合流点まで	(右岸)五十鈴町水利組合天役樋から上流
	(左岸)学園町、橋の内一丁目界から神崎川合流点まで	(左岸)学園町、橋の内一丁目界から上流
その他の河川		市内全流域

1 各団体の役割

- (1) 大阪府水防本部
 - ア 水防配備のための招集体制を確立する。
 - イ 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
 - ウ 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。
- (2) 水防管理団体等
 - ア 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
 - イ 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。
 - (ア) 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - (イ) 堤防からの越水状況
 - (ウ) 樋門の水漏れ
 - (エ) 橋梁等構造物の異常
 - (オ) ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等
 - ウ 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
 - エ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

2 災害に係わる情報の収集・整理

(1) 災害に係わる情報の種類

ア 気象予報、警報等

情報の種類を次に示す。なお、詳細は「第2章第2節 1 情報の収集・伝達」による。

(ア) 大阪管区気象台

- a 注意報
- b 警報
- c 気象情報

(イ) 洪水予報

- a 淀川
- b 神崎川・安威川

(ウ) 洪水特別警戒水位到達情報

- a 茨木川
- b 女瀬川

(エ) 水防警報

- a 国土交通大臣又は府知事が管轄する河川等について実施する。

イ 雨量

ウ 水位

エ 洪水等の発生状況及び被害状況

(2) 雨量情報の収集・整理

下水道対策班は、雨量情報を収集・整理する。

(3) 水位情報の収集・整理

下水道対策班は、関係機関と連絡をとり、水位情報を収集・整理する。特に河川等の水位が次のような水位に達するおそれがないか十分に注意する。

ア 水防団待機水位

イ はん濫注意水位

上記の水位の定めのない河川においては、堤高及び増水の割合から警戒を要すると判断される水位

(4) 洪水等の発生状況の収集・整理

下水道対策班及び道路対策班は、洪水又は土砂災害の発生状況の把握に努めるとともに、指揮調整班と連絡をとり情報の確保に努め、これを整理する。なお、情報収集・整理すべき事項は、次のとおりである。

ア 災害の発生場所

イ 災害の発生日時

ウ 災害の規模

エ 災害の発生原因

オ 災害の拡大可能性

カ 被害状況

- (ア) 堤防
- (イ) 道路
- (ウ) 橋梁
- (エ) 砂防・治山施設
- (オ) その他の防災施設（排水機場・水門等）
- (カ) 住家
- (キ) 防災施設の稼働状況（排水機場・水門等）

3 動員配備

動員配備については、「第1章第1節 災害活動体制」による。

4 河川、ため池等の巡視・点検

関係各課は、洪水の危険があるときは、市消防と連携して、河川・ため池の水位等を巡視し、また堤防に深掘れ、はらみ出し等の異常がないか点検する。

また、道路・橋梁及び砂防・治山施設については、関係各課は連携して斜面・河川・溪流等を巡視し、施設の異常及び被災危険性を点検する。

なお、上記の巡視・点検は、消防団の協力のもとに大阪府茨木土木事務所との連絡調整を図りながら実施する。

5 施設の異常又は異常現象発見時の措置

上記の巡視・点検中に施設の異常又は異常現象（災害を含む）を発見した者は、次の方法により、これを報告する。

(1) 異常現象の種類

ア 気象

- (ア) 突風・竜巻
- (イ) 強い降ひょう
- (ウ) 激しい雷
- (エ) 大雨
- (オ) 濃霧
- (カ) 強い寒波

イ 水象

- (ア) 河川又はため池の異常な水位上昇
- (イ) 異常な湧水
- (ウ) 洪水

(2) 報告又は通報の方法

ア 防災行政無線を携帯している者

無線機により、下水道対策班又は道路対策班に報告又は通報する。

イ 防災行政無線を携帯していない者

次のいずれかの方法のうち、迅速な方法をもって、報告又は通報する。

(ア) 直近の防災行政無線機の設置場所から、下水道対策班又は道路対策班に報告又は通報する。

(イ) 電話で下水道対策班又は道路対策班に報告又は通報する。

(ウ) 市防災情報システムで市本部へ報告又は通報する。

(3) 報告又は通報の内容

おおむね、次の内容について具体的に報告又は通報する。

ア 施設の異常又は異常現象の種類

イ 施設の異常又は異常現象の発見日時

ウ 施設の異常又は異常現象の発見場所

エ 施設の異常又は異常現象の状況（規模・程度・拡大・進展の危険性）

オ 報告又は通報後の連絡方法又は連絡先

(4) 情報を収受した場合の措置

情報を収受したときの下水道対策班又は道路対策班の措置は以下のとおりである。

ただし、市消防本部の措置については「第2章第2節 1 情報の収集・伝達」の定めに準ずる。

ア 情報の収受

上記の報告又は通報の内容についてもれなく収受する。

イ 報告者又は通報者に事後措置の指示

ウ 指揮調整班に報告又は通報の内容を遅滞なく報告する。

6 水防対策活動

(1) 洪水対策

下水道対策班は、消防対策部と連携して関係各対策班及び消防団の水防対策活動の効果的運用を図り、災害防止又は災害の軽減に努める。

(2) 二次災害の防止

水防対策活動にあたっては、災害の状況を把握し、流水・土砂・ほう落等による二次災害の防止に努める。

7 河川管理施設の運用

洪水対策としての水門の運用にあたっては、各々の運用規程に基づき効率的に実施する。

8 資機材の調達

水防対策活動に際し、水防倉庫備蓄資機材及びその他関係各課の所有する資機材で不足する場合は、適宜調達する。また、なおも不足する場合には大阪府茨木土木事務所からも調達を行う。

9 公用負担

(1) 公用負担の権限

水防活動上必要があるときは、水防法第28条第1項の規定に基づき、水防管理者（市長）又は消防機関の長（消防長）は、次の権限を行使することができる。

ただし、公用負担の権限を行使することによって、損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償する。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土、石、竹、木その他の資材の使用

ウ 車両その他の運搬具又は運搬機器の使用

エ 工作物その他障害物の処分

(2) 公用負担の権限を有することの証明

公用負担の権限を行使する場合は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を携行し、必要がある場合は提示する。

また、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し必要な場合にはこれを提示する。

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、公用命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡す。

10 応援要請

市長は、市職員、市消防団員だけでは必要な措置がとれないときは、近隣市町に対し、資機材・要員の応援を要請する。

第2節 土砂災害の応急対策

この計画は、土砂による災害からの防止を図るため警戒避難体制を整備し、必要な情報の収集伝達、災害に関する警報・注意報等の発表及び伝達並びに救助等必要な事項を定め、危険箇所地区住民（以下「関係住民」という。）の生命を保護することを目的とする。

1 警戒避難体制の確立

(1) 警戒体制の基準

大雨警報が発表されたとき、また降雨量から判断して警戒を要すると認めた場合、市は警戒体制をとり、警戒巡視を強化するとともに臨機に市民への周知・指示を行う。

この場合の雨量の目安としては、次の雨量を基準とする。

ア 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○風水害警戒体制

大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した時

【警戒活動】

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・関係住民に対し、高齢者等避難を発令する。

○第1次風水害対策本部体制

土砂災害警戒情報を発表時

○第2次風水害対策本部体制

大規模な土砂災害が発生した時

【警戒活動】

- ・市長は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示・緊急安全確保を発令する。

イ 山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

アを参考に警戒活動を開始する。

※土砂災害警戒情報

府と大阪管区气象台が共同で発表するもので、大雨による土砂災害のおそれがある時に市長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の目安の一つとなる情報であり、2時間後予測雨量で、土砂災害発生基準線を超過したときに発表される。

また、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報を捕捉する情報として、気象庁及び府は1km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害の危険度を色分けして表示したものを危険度分布として公開する。

(2) 土砂災害警戒区域等における防災対策

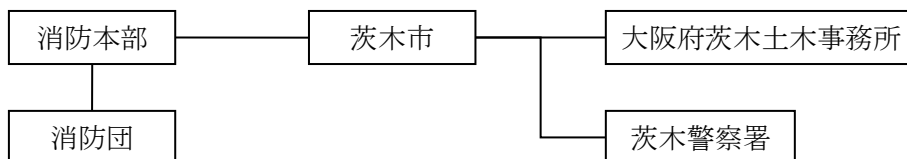
市及び府は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのあ

る区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(3) 情報の収集・伝達及びパトロール

市は、土砂災害警戒区域等の防災パトロールを茨木警察署等関係機関と連携して随時実施し、危険箇所区域の情報把握に努めるとともに、付近地の降雨量の測定及び気象予報等の情報を収集し、必要に応じ自治会長の協力を得て関係住民への伝達を行う。

なお、土砂災害発生基準に達した時は、パトロールをさらに強化するとともに、雨量報告経路については次のとおりとする。



(4) 雨量情報の活用

大雨による土砂災害発生の恐れがある際には、市は、雨量情報等をもとに土砂災害警戒区域等の警戒及び関係住民の避難誘導にあたる。

(5) 避難路の選定

市長は市内の道路・橋梁及び路上障害物等の状況を把握し、安全性の高い道路を使用する。

(6) 避難活動

ア 避難

市長は土砂災害が発生又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、その状況に応じて避難情報を発令する。この場合、茨木警察署等と連携し避難の周知徹底と避難路の安全確保に努める。

イ 関係住民への周知徹底

市長は避難情報を発令した場合、茨木警察署・市消防本部・地元消防団・自治会の責任者等の協力を得て、広報車あるいはサイレン等により危険区域の関係住民に避難させその徹底を図る。

ウ 指定避難所の開設

市長は指定避難所を開設した時は、直ちに次の事項を府に報告する。

(ア) 災害発生場所・危険地域名

(イ) 指定避難所開設の日時・場所

(ウ) 受入れ状況及び受入れ人員並びに開設期間

(7) 救助活動

市長は土砂災害による被害が発生した場合、直ちに市消防本部などによる救助隊を編成し、救助作業にあたる。なお、市独自の救出作業が困難な場合は、茨木警察署等へ応援を求める。

第3節 二次災害の防止

市、府をはじめ防災関係機関は、大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努めるものとする。

1 公共土木施設等

(1) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市、府及び施設管理者は、道路・橋梁等の被害状況を早期に把握するため、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を実施するとともに、市域の山間部等で指定されている急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所などについてはパトロール等を強化するとともに、必要に応じて府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会（斜面判定士等）の協力を得て二次災害の防除を図る。

(2) 避難及び立入り制限

市、府及び施設管理者は、著しい被害が生じるおそれのある場合は、速やかに茨木警察署、関係機関及び自治会長等の協力を得て関係住民に連絡する。

また、必要に応じ、最寄りの指定避難所への避難誘導を行うなど適切な避難対策を講じるとともに、被災施設・危険箇所への立入り制限を実施する。

2 公共建築物

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

建築対策班は、指定避難所の施設管理者と協働で施設の安全点検を速やかに実施する。

3 宅地

(1) 被災宅地の把握・対応

ア 市は、宅地の被害状況の把握を速やかに行い、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施するため、必要に応じ府に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

イ 被災宅地危険度判定士の協力を得て、危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

4 危険物施設等

(1) 施設の点検、応急措置

危険物施設等（危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等）の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を実施する。

(2) 避難及び立入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合

は、ただちに消防署、茨木警察署等の関係機関や市民に連絡する措置をとる。

通報を受けた市長は、茨木警察署長と連携を密にし、付近住民等に対する火気使用の制限、避難情報の発令等の必要な措置を講じるとともに、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入り制限を行い、二次災害の防止に努める。

また、飲料水汚染のおそれのある場合は、ただちに市水道部、消防署等に通報し、取水制限等が講じられるよう二次災害の防止に努める。

5 農業関係施設

市は、ため池や水路等を含む農業関係施設の被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

また、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施設管理者に対し、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等、応急措置の技術指導を行うとともに、府の協力のもと、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

第6章 避難対策

第1節 避難

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難情報の発令、避難誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等の避難情報を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市長は、府からの助言に基づき、遅滞なく避難情報を発令する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

(1) 緊急安全確保、避難指示の実施責任者

市長は、市民に緊急安全確保及び避難指示を行う場合、その他の実施責任者と連絡協議して行い、そのいとまがない緊急の場合には、それぞれの実施責任者において実施し、事後速やかに相互に連絡する。

なお、市長は避難の措置状況を直ちに府知事に報告する。

緊急安全確保及び避難指示の実施責任者については、次のとおりとする。

ア 市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに府知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ

連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

府知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、雨水出水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

オ 市長は、洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

カ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 市長は、避難行動要支援者の個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示や避難支援を実施する。

(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、要配慮者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報に関するガイドライン」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

(3) 避難情報の区分と基準

ア 避難情報の区分

避難情報の区分は次のとおりである。

第6章 避難対策

表 避難情報の区分

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発表）	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨注意報 洪水注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・土砂災害危険度情報（注意）
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 （市長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・土砂災害危険度情報（警戒）
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・土砂災害危険度情報（危険）
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 （市長が発令）	・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・大雨特別警報（浸水害） ・大雨特別警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）

注1 市長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

イ 避難情報の基準

避難指示等の避難情報は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

- (ア) 火災等の災害拡大により、市民の生命に危険が認められるとき
- (イ) がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき
- (ウ) 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき

- (エ) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、市民の生命に危険が認められるとき
- (オ) その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき

表 避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の発令基準（洪水・土砂災害の数値基準等）

区分	洪水時	土砂災害時
高齢者等避難	1. 安威川太田橋・千歳橋、茨木川幣久良橋、大正川生駒橋、女瀬川天堂橋、淀川枚方観測所のいずれかで避難判断水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき 2. 市長が必要と判断したとき	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が警戒レベルに達したとき
避難指示	1. 安威川太田橋・千歳橋、茨木川幣久良橋、大正川生駒橋、女瀬川天堂橋、淀川枚方観測所のいずれかで氾濫危険水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき 2. 異常な自然現象等による人的被害発生予想により市長が必要と判断したとき	・土砂災害警戒情報が発表されたとき
緊急安全確保	【災害発生状況】 破堤、氾濫が発生したとき	【災害発生状況】 土砂災害が発生したとき

(4) 洪水、土砂災害による避難準備の指示

- ア 市長は、河川及びため池で警戒水位に達し、洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。
- イ 市長は、土砂災害警戒区域において、「避難情報判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、広報車等により市民に避難の準備を広報する。

(5) 避難住民への周知

市長は、避難指示等を行う住民に対して、避難先、避難経路、避難理由、避難指示等の実施責任者等を明示し、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール、インターネット等により周知徹底を図る。

また、市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第6章 避難対策

ア 伝達・周知

(ア) 避難準備信号

サイレン ^{サイレン5秒} (休止15秒) ^{サイレン5秒} (休止15秒) ^{サイレン5秒} (休止15秒)

(イ) 避難信号

サイレン ^{サイレン1分} (休止5秒) ^{サイレン1分} (休止5秒) ^{サイレン1分} (休止5秒)

(ウ) 広報車による伝達

市・府警察・市消防等の広報車により避難地区を巡回して周知する。

(エ) 個別伝達

避難が夜間かつ停電時の場合は、完全に周知徹底することが困難であるので、自治会長、自主防災会長、消防団長に連絡し、関係住民に伝達する。

(6) 避難者の誘導等

ア 市

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

市民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の市民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行い、特に避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

エ 避難準備の注意事項

(ア) 避難時の戸締まりを行う

(イ) 火気・危険物等の始末を完全に行う

(ウ) 非常持ち出し品は、必要最小限度にとどめる

(エ) 家屋補強、家財道具を高い所に移動する

(オ) 服装は軽装とし、履き慣れた靴で避難する

(カ) 洪水のときは、ロープ等で結びあって流されないようにする

(7) 広域避難

ア 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受

け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

(8) 警戒区域の設定

災害時における市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

洪水の場合は、水害・土砂災害ハザードマップに示される浸水想定区域を基準にして警戒区域を設定する。

ア 設定者

(ア) 市長は、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(イ) 知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条)

(ロ) 警察官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(ハ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(ニ) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。(水防法第21条)

イ 規制の内容

市長等は、警戒区域を設定したとき退去の確認又は立入り禁止の措置を講じるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(9) 公用負担

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、市域内の私有の土地・建物・その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木・その他の物件を使用し若しくは収用する。

代行権者…警察官（災害対策基本法第64条第7項）

ア 前項の措置をとったときは、土地・建物の占有者等に対して、当該土地建物等の名称・種類等を通知する。

イ 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとる。

ウ 工作物等を除去したときは、これを保管するとともに、当該工作物等の名称・種

類を公示する。

(10) 住民等に対する従事命令等

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる。(災害対策基本法第65条第1項)

代行権者…警察官（災害対策基本法第65条第2項）

なお、従事命令を発したときは、当該応急措置の実施に応じた者の人員・氏名を把握する。

(11) 被災者の運送

府は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

2 指定避難所の開設・運営

市は、災害が発生したとき、指定避難所を開設し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に避難することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、施設の確保や避難者の移送等について府へ支援を要請する。

(1) 指定避難所の開設

ア 指定避難所

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

市長等が避難指示等を行った場合、市は、施設管理者や地域住民の協力を得て指定避難所を開設するとともに、市長は、直ちに職員を避難所要員として指定避難所に派遣し、避難者の把握と避難所運営の準備を行う。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、宿泊施設、民間施設の管理者等関係機関に要請するなど、必要な施設の確保を図る。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶によ

る孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域における指定避難所の開設の適否を検討し、必要に応じて避難所を指定する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

イ 開設の時期

- (ア) 災害発生により、被災者の避難を必要と認めるとき
- (イ) 災害発生のおそれがあり、避難情報が出されたとき
- (ウ) 緊急を要する自主的な避難要請があったとき
- (エ) その他必要と認めるとき

ウ 要配慮高齢者・障害者等のための福祉避難所等

市は指定避難所と同様に、施設管理者や地域住民の協力を得て、災害発生後、福祉避難所として使用する施設の安全状況を確認し、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者の受入れができる体制を構築する。

市及び府は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

(ア) 指定福祉避難所

特に配慮が必要な高齢者や障害者など特定の受入対象者を滞在させることを想定して市が予め指定した施設。

(イ) 福祉避難施設

「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」に基づいて、茨木市高齢者サービス事業所連絡会及び茨木市障害福祉サービス事業所連絡会が災害時に要配慮者の受入れを行う施設として登録した施設。なお、災害時の避難者の状況に応じて順次開設する。

(ウ) 福祉避難所等での要配慮者への支援

- (a) スロープ等設備の設置
- (b) 生活必需品等の物資や機材の提供
- (c) ケアサービスの提供
- (d) 避難所での情報提供
- (e) 生活相談員等の配置

エ 関係機関への報告

指定避難所を開設したときは、直ちに市本部を通じて避難所開設の状況（開設の日時、場所、施設名、受入れ状況等）を府知事及び茨木警察署長に対して報告する。

また、避難所要員は、避難者名簿、開設日誌、物品出納簿等を記録し、定められた時間ごとに市本部へ報告する。

第6章 避難対策

(2) 指定避難所の管理・運営

ア 避難受入れの対象者

災害により、現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者で避難を必要とする者。

(ア) 災害により現に被害を受けた者

- ・住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ・現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

(イ) 災害により現に被害を受けるおそれがある者

- ・避難情報が発せられた対象地域の市民等
- ・避難情報が発せられた対象地域の市民等ではないが、緊急に避難を要する者
- ・その他避難が必要と認められている場合

イ 指定避難所の管理・運営

(ア) 避難所要員が到着するまでは、施設管理者が管理する。

(イ) 指定避難所責任者は、当初は避難所要員があたり、その後避難所・市民相談班が総合調整を行い、各部に引き継ぐ。

(ウ) 避難所要員及び避難所・市民相談班は、市民、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て、指定避難所の管理・運営を行う。なお、避難生活が長期にわたることが予想される場合には、避難者による自主運営の推進を図るとともに、民間事業者等への外部委託を活用する。

(エ) 指定避難所の円滑な運営管理のために指定避難所に派遣した避難所要員は、指定避難所の自治組織の結成を促し、避難者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。

(オ) 指定避難所に指定されている学校は、生徒の安全確保及び学校の早期再開に努めるが、指定避難所開設当初においては、教員は可能な範囲で指定避難所の運営に協力するものとする。

(カ) 浸水想定区域内の洪水時避難所は、浸水による孤立化に備えて、携帯電話、無線機、食糧等を用意する。

【運営の留意事項】

- ・指定避難所ごとにそこに受入れされている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車、その他指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びにこれらの情報の府への報告
- ・混乱防止のための避難者心得の掲示
- ・応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- ・生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握
- ・食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保
- ・避難行動要支援者への配慮
- ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パー

ティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など指定避難所の衛生環境の把握と医師や看護師等による避難者の健康状態の把握に努め、必要な措置の実施

- ・多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- ・相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- ・高齢者、障害者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮
- ・避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- ・家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師や動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- ・正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること
- ・各避難所の運営者を含めた避難所の良好な生活環境の継続的な確保のための専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換の実施
- ・指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、指揮調整班は、医療衛生対策班や避難所・市民相談班と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

また、市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、指定避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

さらに、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ウ 指定避難所の集約及び閉鎖

- (ア) 災害復旧状況や避難者の状況を勘案し、避難者が帰宅できる状態となったと認めるときは、指定避難所の統合・集約又は避難所の閉鎖を決定し、指定避難所責任者に必要な指示を行う。

(イ) 指定避難所責任者は、市本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

(ウ) 市は、避難者のなかにその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な人がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。指定避難所の統合・集約を行う場合は、避難者の生活拠点、避難者数、被災者の態様や地域の福祉的な支援体制等を総合的に考慮したうえで、統合・集約する指定避難所を決定する。なお、統合・集約する指定避難所の決定にあたっては、良好な生活環境の確保に適した施設を優先し、施設の平常利用の妨げにならないよう配慮する。

(3) 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、また、指定避難所に避難する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討し、実施する。

第2節 福祉活動

1 避難行動要支援者の被災状況の把握

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、国が示す指針を踏まえ、自治会、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会等の協力を得て避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、被災状況の把握に努める。

また、被災により保護者を失う等の要配慮児童の早期発見、保護に努める。

個別避難計画が策定されている避難行動要支援者の安否確認では、個別避難計画等に基づき、避難支援等関係者と連携し、安否確認及び避難誘導の支援を行う。

(2) 医療・福祉・介護ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、支援活動や組織的な福祉サービスが提供できるよう民生委員・児童委員、保健所等の関係機関と連携して医療・福祉・介護ニーズの把握に努める。

2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣し、支援する。

(1) 情報の伝達及び在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者に対し、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、必要な情報を伝達できる体制を民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得て確保するとともに介護サービス、介護予防・生活支援サービス及び障害福祉サービスがニーズに応じて、継続的に提供できるよう事業所サービス、地域包括支援センター及び居宅介護支援を実施している事業者と連携する。

(2) 福祉避難所等での受入れ

被災した避難行動要支援者が、より安定した避難生活を送れるよう市が指定する福祉避難所や災害協定に基づく福祉避難施設等での早期受入れに努める。

(3) 避難行動要支援者の施設への緊急入所

居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人及び家族の意思を尊重したうえで、社会福祉施設等への緊急入所の対応を行う。

第3節 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4節 災害時の警備

1 警察の任務

茨木警察署は、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、関係機関と緊密な連携のもとに、各章に定める災害の予防・応急・復旧に伴う諸活動を実施して公共の安全と秩序の維持にあたる。

2 警備体制

茨木警察署は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、その災害規模に対応した所要の警備体制をとる。

(1) 警備本部の設置

茨木警察署に警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(2) 警備部隊の編成運用

茨木警察署は、勤務中の警察職員及び非常参集者をもって警備部隊を編成配置する。

なお、被害が甚大で茨木警察署の部隊で不足する場合には、府警察本部に応援部隊を要請する。

3 警備措置

(1) 事前の措置

- ア 危険箇所及び危険地域等の実態調査
- イ 予警報の伝達又は伝達協力
- ウ 自主防犯についての注意指導、警告広報
- エ その他関係機関が行う災害防ぎょ活動に対する援助協力

(2) 災害発生時（後）の措置

- ア 避難誘導
- イ 被災者の救助救出
- ウ 交通規制及び緊急交通路の確保
- エ 検視活動
- オ 被害調査及び被害情報の収集
- カ 権利及び利害の錯綜による紛争事案の警戒
- キ 流言飛語の防止などの広報活動
- ク 関係機関の行う救助活動に対する援助協力

第7章 救助救急及び医療救護対策

第1節 救助・救急対策

災害のため生命・身体が現に危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対しては、応急措置及び医療機関への搬送並びに救助を行う。なお、救急・救助活動の詳細については、消防計画に定める。

1 救助方法

(1) 行方不明者等の搜索

消防対策部及び福祉・安否確認班は、茨木警察署や自衛隊の協力を得て行方不明者等の搜索にあたるとともに、行方不明者等の情報収集を行う。

また、被災の状況により、事業者や消防団、また、自治会等に協力を依頼するなど、民間企業・団体や地域住民の応援を得て実施する。

(2) 救助体制

ア 災害対策本部設置中の救助活動については、消防、警察及び市民等の協力により救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入し迅速な救助作業にあたるものとする。

イ 市単独では救助作業が困難であり、かつ救助作業に必要な資機材等の調達を要するときは、府及び近隣市に応援を要請する。

ウ 上記イで対応できない規模の災害が発生したときは、府を通じ、緊急消防援助隊及び自衛隊に応援を要請する。

(3) 発見者の通報

救助の要する者を発見したときは、直ちに市長又は警察官(署)若しくは消防署員(署)に通報する。

(4) 救助方法

ア 災害対策本部は、市消防及び茨木警察署と緊密な連絡を取り、必要に応じ他の機関や民間の関係事業所等の協力により、救援車・救助工作車・重量物除去車や専門機器等の応援を求め救助作業にあたる。

イ 救助した負傷者は、直ちに救急車でその症状に適応した医療機関等へ搬送する。

ウ 復旧作業との関連及び特殊機器を要する作業については、自衛隊の派遣を要請し、その人員・器材等を活用する。

2 救急方法

(1) 救急搬送にあたっては、負傷者の状況、医療救護所・病院等にいたる道路の状況を把握し、迅速に搬送する。

また、災害現場で救急処置を施す必要のある者が多数の場合、医療関係機関で構成される医療救護班の出動等を要請する。

(2) 現有の救急車両や人員で実施が困難な場合、近隣市町の消防機関や民間の関係事業所等に応援を要請する。

- (3) 負傷者を搬送する必要があるときは、府等の関係機関にヘリコプターの応援を要請する。

第2節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、大阪府災害時医療救護マニュアル等に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、緊急医療及び助産の必要な被災者等のうち、災害のため医療機関等が混乱し、適切な医療及び助産を受けることができなくなった者に対して、茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会をはじめ、医療関係機関等により、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。以下同じ。）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

1 基本方針

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅延することとなるが、市は、災害医療協力病院等の医療関係機関と密接な連携のもと、可能な限り短期間における被災傷病者等の収容治療、重症患者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを実施する必要がある。

大規模な災害発生時には、平時の救急医療機能に準じ災害拠点病院、災害医療協力病院を中心として、事前もしくは災害発生時に開設することを承諾した医療機関を、可能な限り臨時指定医療救護所と位置づけ医療救護活動を行う。ただし、施設が被災もしくは被災傷病者等多数により当該施設内での診療が不可能な場合は、位置づけた臨時指定医療救護所以外の場所に医療救護所を設置もしくは指定避難所に併設する指定医療救護所において医療救護活動を行う。さらに、既存の疾患の進行や災害神経症について、可能な限り対応を行う。

2 災害医療情報の収集・提供

(1) 市

市は、茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会及び災害医療協力病院等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについての的確に把握する。

また、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び府防災行政無線等を用いて、災害に係る医療情報を速やかに府へ報告するとともに、可能な限り市民に対する医療関連情報の提供に努める。

(2) 府

府は、市からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）又は大阪府救急・災害医療情報システム及び府防災行政無線等を用いて、被災状況、医療機関の活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入情報を一元的に把握し、速やかに市などの関係機関及び府民に情報を提供する。また、必要に応じてライフライン事業者に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧にかかる対策等を要請する。

3 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

市、府及び医療関係機関は、被災傷病者等の応急処置及び応急治療を行うため、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、市あるいは府の定める参集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。

ア 市

市は、災害発生後、災害の状況に応じ速やかに医療救護所の開設を決定するとともに、医療救護班を編成・派遣し医療救護活動を実施する。また、必要に応じて、府（大阪府茨木保健所）を通して医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行い、活動場所（医療救護所等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図る。

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府（大阪府茨木保健所）を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

イ 府

府は、市から要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行い、活動場所（医療機関・救護所・航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図る。

また、災害派遣精神医療チーム（DPA T）に関しては、調整本部を設置し、必要に応じて、国及びDPA T事務局に対して他府県のDPA Tの応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し、調整を行う。

ウ 災害拠点病院等

次の医療関係機関は、府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を編成・派遣して医療救護活動を実施する。

（医療関係機関）

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学

(2) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

医療関係機関は、原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

第7章 救助救急及び医療救護対策

(3) 救護所の開設・運営

ア 市は、必要に応じて災害現場付近に応急救護所を設置し、開設・運営するとともに、指定避難所に併設する指定医療救護所のほか、必要に応じて適当な場所に医療救護所を設置し運営する（「4 現地医療活動」参照）。

イ 市は、事前もしくは災害発生時に医療機関の開設者から医療救護所を設置し開設することについて承諾が得られた場合は、医療機関を臨時指定医療救護所として指定する。

ウ 第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。

(4) 医療救護班の受入れ・調整

ア 市

市は、派遣要請をした医療救護班の受入れ窓口を設置し、府（大阪府茨木保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

イ 府

府は、府内医療関係機関並びに国及び他府県へ派遣要請した医療救護班を受入れ、市への派遣調整を行う。

4 現地医療活動

(1) 市内医療機関による応急医療活動

市内の被災を免れた災害医療協力病院（二次救急告示病院）、市内診療所等による応急医療活動を実施する。

(2) 応急救護所及び医療救護所の開設

ア 応急救護所及び医療救護所の開設基準

(ア) 現地医療機関が被災し、その医療機能が低下したため、現地医療機関だけでは対応しきれないとき。

(イ) 被災傷病者等が多数で、現地医療機関だけでは対応できないとき。

(ウ) 被災地付近に対応可能な医療機関が無く、被災地付近での対応が必要なとき。

(エ) 被災地の医師が必要と認めたとき。

(オ) その他、災害時医療対策本部が開設の必要があると認めたとき。

イ 救護所の開設

(ア) 医療救護所の開設場所は、アの開設基準に基づく市災害時医療対策本部の判断を踏まえ、市災害対策本部が決定する。

(イ) 応急救護所は、必要に応じて、災害現場付近に設置し開設する。

(ウ) 指定医療救護所は、表「指定医療救護所（災害用医薬品備蓄拠点）」のうちから必要に応じて開設する。その他、対応が可能な医療機関を臨時指定医療救護所として指定し開設する。

(エ) 救護所の運営等は、救護所運営マニュアル等に基づき行う。ただし、運営マニュアル等に無い事項については、現地に派遣されている医療救護班等及び市災害時医療対策本部が協議のうえ決定する。

(3) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

府等から派遣される医療救護班、災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、市災害医療センター及び応急救護所で応急処置やトリアージ（負傷者の選別）等の現地救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

茨木市医師会等並びに医療救護所に指定された医療機関に所属する医療従事者及びその職員により編成される診療科別医療班に加えて府等から派遣された診療科別医療班等が、医療救護所において通常診療再開を視野に入れつつ、主に軽症患者に対する医療活動や被災住民等の健康管理等を行う。なお、出勤に当たっては、原則として医療機関で所有する車両等を活用する。

(4) 被災地域外からの医療救護班の派遣要請

多数の死傷者が発生し、茨木市医師会所属の医療救護班と市内の災害医療協力病院（二次救急告示病院）のみでは迅速な応急医療活動が困難と判断された場合には、府（大阪府茨木保健所）を通して日本赤十字社大阪府支部等の医療関係機関に、医療救護班の派遣を要請する。

なお、医療救護班の受入れにあたっては、災害時医療対策本部が医療ボランティア等の活用も含め、府（大阪府茨木保健所）の支援・協力のもと、配置調整を行う。また、医療救護班が輸送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保する。

(5) 現地医療活動の継続

府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

5 後方医療活動

災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び災害医療協力病院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する後方医療を実施する。なお、これらの患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

市は、被災地域内の救護所や医療機関では対応できない患者が発生した場合や、病院等が被災したため継続して医療の確保が困難な場合は、被災地以外の医療機関への受入れを府に要請する。

第7章 救助救急及び医療救護対策

(1) 患者搬送手段の確保

患者を陸上搬送する場合は、災害時の緊急交通路を通行可能な救急車を原則として使用する。また、緊急を要する場合は、府に要請しヘリコプターによる緊急搬送を行うなど、救命医療を最優先とする搬送手段の確保を図る。

(2) 受入れ病院の選定

市は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(3) 災害医療機関の役割

ア 災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整及び府内のDMA Tの派遣調整を行う。

(イ) 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ・24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- ・災害派遣医療チーム（DMA T）及び医療救護班の受入れや派遣及びこれに係る調整
- ・地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援
- ・患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれにかかる地域医療機関との調整
- ・地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

イ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

(ア) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

(イ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整

(ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援

(エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

ウ 災害医療協力病院

平時の救急医療機能に準じ、救急要請等により転搬送もしくは直接来院した中等症患者及び軽症患者への医療を提供する。

エ 市災害医療センター

市災害医療センターは、主に入院を要する中等症患者の受入れ・集約拠点であり、災害時の医療情報の集約並びに応援部隊の活動拠点として、災害時の医療情報の把握・分析・評価及び医療救護班等の応援部隊の受入れを行う。

オ 医療救護所

医療救護所は、指定避難所等に併設される指定医療救護所のほか、状況に応じ医療機関（臨時指定医療救護所）を指定するものとし、災害発生直後から中長期間にわたって、通常診療再開を視野に入れつつ、主に軽症患者に対する医療活動や被災住民等の健康管理等を行う。

6 医薬品等の確保

(1) 市

ア 災害時の医薬品等の確保は、保健医療センター及び市内10か所の指定医療救護所の医薬品等備蓄により対応するとともに、市内の医療関係機関に対しても協力を要請する。

イ 茨木医薬品備蓄センターで医療用備蓄を行っている茨木市薬剤師会と連携して確保する。

ウ 府備蓄センターに必要医薬品等の支援を要請する。

エ 医療の救援物資については、保健医療センターに集積し、医療機関等に供給する。なお、医薬品等の物資の受入れ、輸送等の供給方法等については別に定める。

(2) 府

府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。

(3) 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の供給活動を実施する。

7 個別疾患等対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病等の患者に対して、府及び医療関係機関と協力して継続して医療が受けられるように努める。

8 市民への周知

市は、トリアージについて、市民の理解を図るため周知する。

第8章 交通輸送対策

第1節 交通規制・緊急輸送活動

市、府をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

茨木警察署及び道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、府、府警察及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

市、府、府警察及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 市、府、道路管理者

(ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

(イ) 通行規制

道路管理者は道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 道路啓開等

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移

動の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 府警察

(ア) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(イ) 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

(4) 近畿地方整備局の対応

被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。

(5) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(6) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

4 輸送手段の確保

市は、公用車及び応援車の活用及び、必要に応じて日本通運株式会社（大阪支店）、一般社団法人大阪府トラック協会などの運送事業者の協力により、輸送手段を確保し、応急輸送活動を行う。

府は、府警察、自衛隊、並びに日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合などの運送事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に指定避難所までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう努める。
- (3) 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、適切な輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合及び一般社団法人大阪バス協会など運送業者に連絡する。

6 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金収受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

8 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

- (1) 輸送基地の確保

ア 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。

イ 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。

ウ 市及び府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

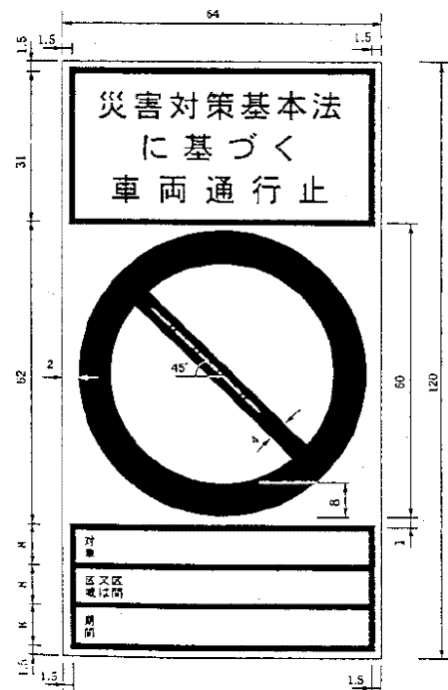
(2) 輸送手段の確保

市及び府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

緊急通行車両以外の車両通行止標示

備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線は青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白地とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



緊急通行車両標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2節 交通の維持復旧

鉄軌道、道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

1 交通の安全確保

(1) 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

(2) 各施設管理者における対応

ア 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社）

(ア) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防、警察、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。

(イ) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

(ア) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防、警察に通報し、出動の要請を行う。

(イ) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

2 交通の機能確保

(1) 障害物の除去

各施設管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各施設管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

(2) 各施設管理者における復旧

ア 鉄軌道施設

(ア) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

(イ) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

(ウ) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

イ 道路施設

(ア) 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

(イ) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

(ウ) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。

また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

- (エ) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第9章 緊急物資の供給

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は府に要請することができるとともに、府は、被災市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1節 物資等の運送要請

1 市及び府

市及び府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

市及び府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

2 運送事業者

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、市又は府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客

観的事項がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

第2節 給水活動

市は、府及び府内水道（用水供給）事業者等と協力して、災害により飲料水の確保が困難な被災住民に対して、速やかに給水活動を行う。

1 応急給水活動

(1) 応急給水拠点における応急給水活動

一時避難地等に整備する緊急貯水槽（飲料水兼用の耐震性貯水槽）や浄水場、配水池等の応急給水拠点において、給水活動を行う。

(2) 給水車等による応急給水活動

避難所等において、給水車等による運搬給水活動を行う。

(3) 医療機関等への応急給水活動

人工透析等に必要な医療機関及び福祉施設からの給水要請については、被害状況に応じて優先的に対応する。

2 給水用資機材の調達

給水用資機材については、関係協力団体等に協力要請を行い調達する。

(1) 給水タンク (2) ポリタンク (3) 給水車 (4) 運搬車両 (5) 給水袋

3 その他の措置

(1) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮設配管の布設による給水の実施

(2) 飲料水の水質検査及び消毒

4 給水量

発生後3日間は、被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

5 広報活動

市民への給水活動に関する情報（断水状況、給水方法等）について広報活動を行う。

6 応援体制

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府は必要に応じて大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

7 応援要請

災害時において、本市の給水能力を超える供給が必要と見込まれる場合は、関係機関等に応援要請を行う。

(1) 府内水道（用水供給）事業者 災害対策本部から大阪府水道災害調整本部を通じて要請する。

(2) 自衛隊	災害対策本部から府知事に要請の要求をする。
(3) 茨木市水道工事事業者	水道部から要請する。

8 応急復旧及び汚染防止

- (1) 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するための保全対策を実施する。
 - ア 緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
 - イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (2) 水道施設が被災し、又は水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとる。
 - ア 水道施設の損壊、漏水の障害を応急復旧する。
 - イ 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、ただちにその使用禁止及び制限等の措置をとる。
 - ウ 水道施設の損壊等により、水道水の供給が広範囲に不可能となったときは、ただちに事故報告書を府に提出する。

第3節 食糧及び生活必需品の供給

市は、府及び関係機関と協力して、被災地へ迅速かつ円滑に食糧及び生活必需品等を供給するための措置を講じる。

1 関係機関の役割

(1) 市

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

ア 指定避難所毎の必要量算定

イ 災害用備蓄物資の供給

ウ 協定締結している物資の調達

(2) 府

市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

ア 被災市町村毎の必要量、調達可能な物資量の情報収集

イ 災害用備蓄物資の供給

ウ 協定締結している物資の調達

エ 市町村間の応援措置について指示

オ 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整

カ 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請

キ 不足する場合は、関西広域連合に要請

ク 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点等、市町村の集積地まで輸送

(3) その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

ア 農林水産省

応急用食料品の供給に係る要請及び調整並びに米穀の供給

イ 近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡

- ウ 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- エ 経済産業省
被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整
- オ 近畿経済産業局
生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- カ 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

2 食糧の供給

(1) 対象者

- ア 指定避難所に避難した者
- イ 住家が全焼・全壊・半焼・半壊等の被害を受けて炊事のできない者
- ウ 災害によりやむを得ず一時的に滞在を余儀なくされる者
- エ 被災地において救助作業、その他の緊急災害対策の業務に従事する者（ただし、災害救助法に基づく救助の対象にならないことに留意する。）
- オ 炊事は可能であるが、原材料等を得られないため食物を得られていない者

(2) 食糧の調達・供給

被害状況から食糧の供給が必要と判断される場合は、必要な食糧を確保・供給するための措置を講じる。

- ア 必要とする指定避難所等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、調達供給計画を立てる。

なお、食糧の調達、救援が必要な場合は、流通業者や府に要請を行い、必要な食糧を確保する。

(ア) 備蓄食糧

市が、あらかじめ災害用に備蓄している食糧品等を、各指定避難所に設置している備蓄品保管庫からの提供に加え、市内11か所の災害用生活物資備蓄拠点から搬出し、各指定避難所等へ配布する。

(イ) 調達食糧

市内の流通業者等に手配のうえ必要品を調達し、業者等による指定避難所等へ直接搬送を原則とする。

(ウ) 救援食糧

市において食糧の調達が困難な場合は、府及び関係機関に要請する。

- a 府から必要数を受領し、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。なお、おにクル開館後は、おにクルに災害用物資輸送拠点を設置する。

『災害用物資輸送拠点の指定』

【第一次物資輸送拠点】

災害の状況により、救援物資等の集積所を1か所確保する必要がある場合

は、第一次物資輸送拠点として「茨木市立南市民体育館」を指定する。

【第二次物資輸送拠点】

災害の状況により、第一次物資輸送拠点が使用できない、又は使用する必要がない場合は、第二次物資輸送拠点として「中央公園地下駐車場」を指定する。

b その他の団体等から食糧の救援を受けた場合も同様の措置とする。

イ 食糧の供給は、原則として指定避難所で実施する。また、食糧の受入れ配布等は、避難所内自治組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。なお、食糧の供給は流通機能の回復までの期間とする。

ウ 食糧の調達は、アルファ化米等災害備蓄食に併せて、ロングライフパンや包装米飯、レトルト食品、缶詰などで量の確保に努めるとともに、乳幼児、高齢者や病弱者用の特殊な食品（乳児用ミルク、離乳食、アレルギー除去食、介護食、特別食等）の確保にも努める。また、避難所での生活が長期化する場合は、管理栄養士又は栄養士の助言を得て、メニューの多様化、適温食の提供、栄養量や栄養バランスの確保等、食事の質の確保に努める。

この際、災害救助法の適用を受けている場合は、積極的に特別基準の活用を図る。

(3) 食糧の搬送

市が実施する搬送については公用車及び応援車を用いる。また、状況に応じて搬送業者等に委託する。

(4) 食糧受払の管理

食糧の受払いについては、食糧の種類、数量、搬送場所等を確認のうえ、食糧受払い簿等を作成し、適切な管理を行う。

(5) 府への報告

他の市町村に要請した場合は、府に報告する。

3 炊き出し

(1) 炊き出しの実施

避難状況、ライフラインの復旧状況及び協力体制等を勘案し、決定する。

(2) 炊き出しの場所

指定避難所で給食（調理）室等を利用できる場合は、調理員の協力のもと、施設管理者の許可を得て利用する。利用不能の場合や給食（調理）室がない指定避難所については、応急的な調理設備等の確保に努める。

(3) 炊き出しの体制

ア 避難所内自治組織、地域の各種団体、自衛隊等の協力を求めて実施する。

イ 小学校等の給食（調理）室を利用する場合は、学校調理員や施設管理者の協力のもと、炊き出しを行う。なお、炊き出しの実施は、流通機能回復までの期間とする。

ウ 地元事業者等が営業再開するなど、災害の発生から一定期間が経過した後は、地元事業者を活用し、適温食の確保に配慮する。

(4) 食品衛生について

保健所の指導、助言により、食品の衛生管理を徹底するとともに、加熱調理を原則に食中毒の予防に努める。

4 生活必需品の供給

(1) 対象者

住家が全焼・全壊・半焼・半壊等の被害を受けて、生活上必要な被服、寝具、その他の日用品及び生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難な者。

(2) 供給物資

被服、寝具その他の日用品及び生活必需品を、状況に応じ現物給付する。

(3) 生活必需品の供給

被害状況から生活必需品の供給が必要と判断される場合は、物資班は各指定避難所と連携を密にして必要な物資を確保・供給するための措置を講じる。

ア 必要とする指定避難所等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、調達・供給計画を立てる。

イ 指定避難所での生活必需品の受入れ・配布等は、避難所内自治組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 救援物資の調達

救援物資の調達、救援が必要な場合は、流通業者や府及び日本赤十字社大阪府支部等に要請を行い、必要な生活必需品を確保する。

ア 調達物資

市内の流通業者等に手配のうえ必要品を調達し、指定避難所等へ直接搬送を原則とする。

イ 救援物資

市において生活必需品の調達が困難な場合は、府及び関係機関に要請する。

(ア) 府から必要物資を受領し、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。

(イ) 日本赤十字社大阪府支部が備蓄する災害用備蓄倉庫から必要物資を受領し、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。

(5) 府への報告

他の市町村に要請した場合は、府に報告する。

(6) 救援物資の集積・搬送

ア 救援物資の集積場所は、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点とし、被災の程度に応じ、本部長の指示する場所に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。

なお、おにクル開館後は、おにクルに災害用物資輸送拠点を設置する。

イ 市が実施する搬送については公用車及び応援車を用いる。また、状況に応じて運送業者等に委託する。

『災害用物資輸送拠点の指定』

【第一次物資輸送拠点】

災害の状況により、救援物資等の集積所を1か所確保する必要がある場合

は、第一次物資輸送拠点として「茨木市立南市民体育館」を指定する。

【第二次物資輸送拠点】

災害の状況により、第一次物資輸送拠点が使用できない、又は使用する必要がない場合は、第二次物資輸送拠点として「中央公園地下駐車場」を指定する。

ウ 生活必需品の供給は、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携により実施する。

(7) 物資受払の管理

物資の受払いについては、生活必需品の種類、数量、搬送場所等を確認のうえ、物資受払い簿等を作成し、適切な管理を行う。

第10章 環境衛生対策

第1節 廃棄物の処理

1 ごみ・し尿の処理

(1) 初期対応

- ア 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。
- イ ごみの処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) ごみの処理方法

ア ごみの収集順位

衛生上の点から、次のものから優先的に収集する。

- (ア) 腐敗性の高い生ごみや、応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (イ) 浸水したごみや指定避難所等のごみ

イ ごみの処理

- (ア) ごみの処分は、市環境衛生センターのごみ処理施設において行う。
- (イ) 市環境衛生センターのごみ処理能力を上回る大量のごみが発生した場合は、周辺の環境を留意し、公有地を臨時集積場として利用するとともに、他市に対し、ごみ処理についての応援を要請する。

(3) し尿の処理方法

ア し尿の収集順位

衛生的に悪条件の地域や指定避難所施設等のし尿を優先的に収集する。

イ し尿の処理

- (ア) し尿の処分は、市環境衛生センターのし尿前処理施設において行う。
- (イ) 市環境衛生センターのし尿処理能力を上回る大量のし尿が発生すると見込まれる場合は、他市に対し、し尿処理についての応援を要請する。

(4) 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の設置等

ア 仮設トイレ(簡易トイレ含む)設置の基準

指定避難所における仮設トイレ(簡易トイレ含む)設置台数：1台/指定避難所生活者数100人

イ 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の調達

仮設トイレ(簡易トイレ含む)の必要数が不足する場合は、早急に業者へ連絡をとるとともに、指揮調整班を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ・トイレトペーパー
- ・清掃用品

ウ 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の設置

仮設トイレ(簡易トイレ含む)は、指定避難所等公共施設に優先的に設置する。

エ 設置期間

上水道、下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間。

オ 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の管理

設置場所の管理者及び地域住民等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

2 ごみ・し尿の運搬

災害時には、市収集車(ごみ、し尿)及び委託の収集車両を動員し、総力をあげて収集・運搬体制をとる。

また、被災の状況から、さらに多数の収集・運搬車両が必要と見込まれる場合は、直ちに近隣市及び府へ応援の要請を行うなど、市民生活の良好な衛生環境を保持する。

3 災害廃棄物等処理

(1) 初期対応

関係各部及び関係機関は、災害廃棄物等処理に必要な情報を把握し、応急対策を実施する。

ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 住宅関連の災害廃棄物等処理

住家及びその周辺に発生した災害廃棄物等を、速やかに処理する。

(3) 公共施設上の災害廃棄物等処理

ア 主要道路上の災害廃棄物等処理

道路管理者は災害時に道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている災害廃棄物等を除去・処理する。

イ 河川関係の災害廃棄物等処理

河川管理者等は災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物等を除去・処理する。

ウ 鉄軌道上の災害廃棄物等処理

各鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物等を除去・処理する。

(4) 災害廃棄物等処理上の留意事項

災害廃棄物等の除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

ア 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

ウ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

エ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

オ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

カ 市は、必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボラ

ンティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(5) 除去した災害廃棄物等の処理

ア 多量の災害廃棄物等が発生した場合は、公有地等を臨時集積地として選定する。

イ 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。

ウ 可燃物で再使用不能のものは、焼却する。

エ 臨時集積地に、災害廃棄物等の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(6) 応援要請

関係各部及び関係機関は、市単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じ市本部を通じて府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

第2節 防疫・保健衛生対策

被災地区において、感染症の発生又は、発生するおそれがある時は、大阪府茨木保健所、茨木市医師会等の協力を得て、その地区及び周辺地域を消毒するなど防疫措置を実施する。また、二次的健康被害を予防するため、健康・栄養・生活環境の整備等に関する巡回相談などの保健衛生活動を実施する。

1 防疫活動

(1) 防疫活動の実施

府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

ア 指定避難所の防疫措置

指定避難所を開設したときは、必要に応じて、自治会・自主防災組織等の協力を得て次の防疫活動を実施する。

(イ) 消毒措置の実施

(1) ねずみ族、昆虫等の駆除

(2) 指定避難所の防疫指導

イ 各世帯における家屋等の防疫措置

被災家屋等に対し、必要に応じて、自治会・自主防災組織等を通じ各戸に消毒剤を配布する。また、床・壁・手洗設備等の消毒について衛生上の指導を行う。

ウ 健康診断の実施

災害発生後、府の感染症の発生状況及び動向に関する調査に伴い、健康診断の勧告を受けた時は、民生対策部及び関係機関により協力体制をとり、健康診断を実施する。

エ 臨時の予防接種

災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、予防接種の対象及び期間を定めて、臨時予防接種を実施する。

オ 衛生教育及び広報活動

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とするが、感染症予防上必要と認めた場合など被災地の状況に応じ、指導及び指示を行う。

また、感染症が発生した場合は、その発生状況及びその防疫活動等について速やかに広報活動を行う。

(2) 防疫に必要な薬品の調達及び確保

防疫に必要な薬品の調達及び確保を行うとともに、不足する場合は、府に薬品及び資機材の応援を要請する。

(3) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、指揮調整班は、医療衛生対策班と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また活動の実施にあたっては、府保健所災害対策マニュアルほか各種二次的健康被害予防のための各種マニュアル・活動指針等に基づき活動するとともに、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害者、医療依存度の高い療養者、高齢者等の要配慮者への十分な配慮を行うものとする。

(1) 巡回相談等の実施

ア 市は、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 市は、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 市は、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

エ 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善について、市に助言する。

(2) こころの健康相談等の実施

市は、災害による心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、災害時に発生する心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを被災地域に設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

【参考】別表：災害フェーズと主な対応

（フェーズの定義は「大阪府保健所災害マニュアル」に準ずる）

（対応概要は「全国保健師長会 大規模災害における保健師の活動マニュアル」を参照）

【フェーズ1・2】初動体制の確立（災害発生から3時間～24時間まで）

○DMA T等による救命救護活動との連携、被災者の安全確保・救急対応

○被災状況などの情報収集

○災害保健衛生活動の方針の決定と初動活動体制の確立

救命・救護	医療救護班構成員等として参画
避難所	避難所巡回、避難者全体の把握と健康状態確認、避難所運営担当者との連携
	衛生・健康管理に必要な物品確保
	衛生管理及び環境整備（土足禁止、トイレの衛生、温度・湿度等）

	エコノミークラス症候群の予防啓発、アレルギー対策等
自宅滞在者	医療や福祉・介護保険等各担当部署との連携

【フェーズ3】緊急対策期（概ね災害発生後72時間以内）

- 災害保健衛生活動の優先順位の決定
- 保健衛生活動チーム受入体制の準備
- 保健・医療・福祉的視点でのトリアージと関係機関との連携

救命・救護	要医療者への支援（慢性疾患患者の医療の確保と継続支援）
	感染症拡大防止
避難所	避難者の健康管理、健康相談、保健・医療・福祉的視点でのトリアージ
	巡回による医療確保（罹患者対応、主治医・救護所との連携等）
	感染症発生動向の把握及び予防、エコノミークラス症候群予防
	栄養対策（栄養指導、アレルギー対策等）、食中毒予防
自宅滞在者	医療や福祉・介護保険等各担当部署との連携
	健康状態把握の検討及び準備、衛生・健康管理に必要な物品確保
	感染症予防、エコノミークラス症候群予防

【フェーズ4】応急対策期（発災後1週間まで）

- 避難所を中心とした保健衛生活動計画の策定・評価・見直し
- 各種保健衛生活動チーム・ボランティア受入調整
- こころのケア対策の検討

救命・救護	救護所の継続・撤退に係る協議
避難所	フェーズ3の体制を保健衛生活動チーム等へ引き継ぐ
	衛生管理及び環境整備（防虫対策、消費期限切れ食品の回収・廃棄等）
	こころのケア対策の検討
自宅滞在者	健康状態の把握及び健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施
	感染症予防、こころのケア対策の検討

【フェーズ5・6】応急対応期（発災後1、2週間～1か月）

- 中長期的な活動計画の策定、実施、評価
- 避難所の統合・閉鎖に向けたアセスメント

救命・救護	通常の医療体制に移行
避難所	避難者の健康管理、巡回健康相談および要フォロー者への対応 感染症対策、栄養・食生活対策、こころのケア対策
自宅滞在者	要フォロー者の継続支援、こころのケア対策

【復旧・復興対策期】（概ね1～2か月以降）

- 避難生活の長期化による慢性疾患やこころのケアに対するニーズ対応

○保健衛生活動チーム派遣調整終了の時期及び終了後の体制検討

避難所～仮設住宅	健康調査等による健康状況の把握、巡回健康相談 健康教育、新しいコミュニティづくりへの支援、こころのケア対策
自宅滞在者	要フォロー者の継続支援、こころのケア対策

3 保健衛生活動における連携体制

市及び府は、災害発生後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、二次的健康被害予防のための災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

4 被災動物（飼い犬等）の保護及び受入れ活動

災害発生時においては、動物の飼い主は自らの責任で動物を守ることが必要である。また、指定避難所には、多くの人が家族の一員として捉える動物と一緒に避難してくるが、指定避難所での共同生活の秩序を乱さず、動物が周囲に迷惑を及ぼさないよう、飼い主には適正な飼養管理をすることが求められる。

市は、府動物救護本部等の要請に応じ、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）及び大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインに基づき、動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。

- ア 平常時からの適正飼養等の広報・啓発活動
- イ 地域防災訓練（動物救護シミュレーションの実施）の実施、協力
- ウ 指定避難所における飼養場所の指導
- エ 被災した動物の飼養場所への保護・収容
- オ 飼養場所での環境衛生の維持
- カ 飼養場所での動物の適正飼養
- キ 放浪動物の保護・収容への協力
- ク 府災害時等動物救護本部との連携

なお、受入れ等の体制の確保ができない場合、府等に協力を要請する。

第3節 遺体対策

1 遺体の処理

- (1) 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- (2) 身元不明の遺体については、茨木警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- (3) 遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
 - ア 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - イ 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
 - ウ 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - エ 火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

(4) 遺体安置所の設定

- ア 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。

臨時の遺体安置所	場 所	火葬炉
茨木市立斎場（火葬場）	茨木市大住町18番16号	9 炉

- イ 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、茨木警察署及び医師による検視・検案を行うので茨木警察署、その他の関係機関と連携を図る。
- ウ 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置に努める。
- エ 茨木警察署から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- オ 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局等と協議、調整を行う。
- カ 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発動発電機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、タンク車等の確保にも努める。
- キ 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。また、遺体対策の業務は民間の葬儀社等の外部委託も活用する。
- ク 市において遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第4節 社会秩序の維持

市、府をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

1 市民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警戒活動の強化

茨木警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3 暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

4 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

(1) 物価の監視

市は、府と連携し、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

(2) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(3) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(4) 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場

合は、府民は、これに応ずるよう努める。

(5) 金融機関における預貯金払戻等

ア 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

(ア) 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

(イ) 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

(ウ) 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

イ 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第11章 ライフラインの応急対策

第1節 上水道の応急対策

市は府と連携して、災害時における給水活動及び被害施設の応急復旧に対処するため、必要な資機材や人員等の確保とともに上水道施設の被害情報等の連絡体制を確立し、迅速かつ効率的に応急対策を実施する。

1 事前準備と応急給水

(1) 事前準備

ア 非常配備体制の確立

災害時に給水活動、復旧及び情報収集・伝達等に必要な要員を確保するため、あらかじめ職員の非常配備体制を確立する。

イ 関係機関との連携

迅速かつ確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は、府（大阪府水道災害調整本部）及び府内水道（用水供給）事業者等と相互に協力して応急給水体制を整備する。

また、市水道部は、水道工事業者等との間で、応援可能な人員、動員方法等をあらかじめ協議しておく。

(2) 応急給水

ア 備蓄している応急復旧用資機材を使用し、迅速に応急復旧作業を行う。

イ 給水は、まず、医療施設や指定避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

ウ 不足する場合は、関係機関、水道工事業者等に要請し、必要な資機材を調達する。

エ 関係機関等への応援要請

市職員の体制では早期の応急給水、応急対策が十分に行えないと判断される時は、府、水道工事業者等や水道施設工事業者、近隣市町等の関係機関へ応援の要請を行う。

2 被害状況の把握・報告・広報

(1) 被害状況等の調査及び情報収集

応急復旧を効率的に進めるため、被害調査を速やかに実施するとともに被害情報の収集を行う。

ア 水道施設の被害状況

イ 断水地域、戸数

ウ その他必要と思われる事項

(2) 被害報告

施設設備の被害状況を、速やかに水道事故報告書により市本部に報告する。

また、市本部は、被害状況等を府に報告する。

(3) 広報

緊急時には、円滑に復旧作業を進めるため、市民に必要な情報を的確に提供し、理解と協力を求める。

特に、今後の復旧見込みについては、的確な情報提供に努める。

3 施設の応急復旧

- (1) 取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場及び企業団水分岐から主要配水池に至る送水管の復旧及び基幹配水本管の復旧を最優先して行う。
その後、病院、指定避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、順次配水支管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。
- (2) 復旧後の施設の使用開始にあたっては、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。
- (3) 管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について、道路管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整をとる。
- (4) 復旧後の施設の使用開始にあたっては、下水道管理者へ事前に連絡を行う。

第2節 下水道施設の応急対策

市は、下水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。また、市で単独に対応することができない場合には、府に応援を要請する。

1 関係機関との連絡協力体制

(1) 緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制の確立

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、許可権者、占有者等で協力して実施できる事柄をあらかじめ調整しておき、災害発生時には、速やかに協力体制を確立し、緊急調査・点検及び緊急措置を行うよう努める。

(2) 被害情報の交換及び情報連絡手段の相互利用

上水道、電気、ガス、電話等関係機関との間で道路等占用施設の被害情報の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして、通行規制等の関連情報の入手に努める。

(3) 水道事業体との相互協力

水道事業体が行う応急対策と相互に協力して、迅速かつ効率的な応急対策を行うこととする。

2 緊急調査・点検と緊急措置

(1) 短時間による目視調査（マンホール、管渠）

ア マンホール周辺及び路面の異常の有無 —— 2次災害の可能性を判定

陥没、隆起、亀裂、噴砂、噴水、蓋破損

イ 被害程度の計測はメジャー等の簡単なもので行い、概要をカメラ、メモ等で記録する。

(2) 緊急調査票の作成（関係機関や住民情報の整理）

3 応急調査と応急措置

(1) 応急調査

ア 管路破断箇所を各種情報により特定する。

イ 降雨等を伴う場合、必要があれば雨水排水路の状況確認を行う。

(2) 応急措置

ア 破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプで応急排水する。

イ 管路の応急処理を行う。

4 復旧計画の策定

(1) 緊急、応急調査を補完しつつ、幹線経路被害箇所の特定（1次調査）

(2) 被害箇所の個別調査（2次調査）

(3) 排水設備の損傷受付

(4) 復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

第3節 電力施設の応急対策

関西電力送配電株式会社は、電力施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。

1 応急対策・復旧対策

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、消防、警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4節 ガス施設の応急対策

大阪ガスネットワーク株式会社は、ガス施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。

1 応急対策・復旧対策

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5節 通信施設の応急対策

各通信事業者は、通信施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。

1 応急対策・復旧対策

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 応急にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第6節 ライフライン等の確保

1 電源車等の配備

府は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、府は、近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

市は、府、近畿経済産業局及び電気事業者等による電源車等の配備調整に必要な情報を集め、府等へ提供する。

2 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、府、関係省庁及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施するものとする。

市は、府、関係省庁及びライフライン事業者等によるライフライン施設の復旧調整に必要な情報を集め、現地作業調整会議等へ提供する。

第12章 文教対策

文教施設の被災又は園児・児童・生徒の罹災により、通常の実施を行えない場合における、応急教育・教材・学用品の確保等の措置を次のとおり実施する。

第1節 休校等応急措置

1 臨時休業措置

(1) 登校前の措置

登校前、午前7時の時点で、「暴風警報」若しくは「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表されている場合又は校区内（幼稚園の場合はその所在地）に「避難指示」（幼稚園の場合は「高齢者等避難」）が発令されている場合は臨時休業とし、各園児・児童・生徒の家庭に登校等を見合わせる事を徹底させる。

また、午前9時までに気象警報等が解除されたときは、市教育委員会から特別の指示があった場合を除き、臨時休業措置を中止する。

このほか、市立学校園の臨時休業措置等で必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、また発生するおそれのある気象状況になり、授業を継続することにより、園児・児童・生徒の安全確保が困難であると思われる場合は、各学校園長は教育委員会と協議して、臨時休業等適切な措置をとる。

なお、下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせるとともに、状況に応じて教職員が付き添う。

2 学校園長の措置

(1) 事前措置

学校園長は、学校園の立地条件等を考慮し、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき、明確な計画をたてておく。

また、学校園長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれのある場合は、応急教育態勢に備えて、次の事項を遵守しなければならない。

ア 学校園行事・会議・出張等を中止すること

イ 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を確立すること

ウ 市教育委員会・茨木警察署・市消防並びに保護者への連絡網の確認を行うこと

エ 時間外においては、学校園長は、所属職員の非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと

(2) 災害時の措置

ア 学校園長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

イ 学校園長は、災害の規模、園児・児童・生徒・職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保して、万全の体制を確立する。

第12章 文教対策

ウ 学校園長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行う等、災害状況に合致するよう速やかに調整する。

エ 応急教育計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに園児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

オ 指定避難所へ避難する住民の安全誘導を図る。

(3) 災害復旧時の措置

ア 学校園長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い園児・児童・生徒に対しては、被災状況を調査し、市教育委員会に連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については、府及び市教育委員会から指導助言を受けるが、危険物の処理、通学路の点検整備については、状況を市教育委員会に報告し、市教育委員会は関係機関の援助等により処置する。

ウ 疎開した園児・児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。

エ 学校園長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と調整のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

第2節 応急教育の実施

1 災害応急教育対策

(1) 文教施設の応急復旧対策

ア 災害により被害を受けた学校園の施設整備については、学校園長からの報告により、教育委員会は、調査のうえ、速やかに応急復旧工事を実施し授業に支障をきたさないよう処置しなければならない。

イ 応急復旧資材については、関係部課において確保し、教育委員会と協議のうえ、市内建設業者又は市指定業者をもって応急復旧工事をする。

(2) 応急教育実施の予定場所

ア 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、付近の寺院・会館・公民館その他適当な公共施設等を利用する。

イ 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室・屋内運動場等を利用し必要により二部授業を行う。

ウ 応急修理で利用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。

なお、前記事項については、教育委員会、各学校園長その他関係機関が協議して定め、その決定事項は、教職員、園児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(3) 応急教育の方法

ア 学力低下の防止

災害による臨時休業、二部授業その他のために学力低下が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業が行えるよう措置し、極力学力低下の防止に努める。

イ 危険防止

被害状況に応じて危険場所が予想されるときは、危険防止について指導し、その徹底を図る。

ウ 長期にわたる授業不能の場合

授業不能が長期にわたる場合も考えられるので、学校園と園児・児童・生徒との連絡方法・組織について工夫しておく。

(4) 教職員確保の措置

災害により教職員に不足を生じたときは、次の方法による。

ア 不足教職員は、当該学校園内で調整し、できない場合は、本市の学校園内で調整する。

イ 市で調整できない場合は、府教育委員会に応援を求める。

2 災害応急保育計画

(1) 保育施設の応急復旧対策

災害により被害を受けた保育施設については、災害状況調査のうえ、速やかに応急復旧工事を実施し、できるだけ早く平常通り保育できるように努める。

(2) 応急保育の実施

ア 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止する。

イ 応急修理により使用可能な場合は、速やかに修理し、実施する。

(3) 応急保育の方法

ア 被災地区の保育入所児に対しては、医師会・保健所等の協力を得て、検便・健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適当な指導を行う。

イ 保育所が長期にわたって保育不能な場合又は被災地区における復旧作業のため幼児保育が特に必要とされるときは、実情に即し特設の保育所を設ける等便宜を図る。

(4) その他

気象警報等の発表によりあらかじめ災害が予想される場合は保護者に対して幼児の登所を中止するように日頃から連絡の徹底を図る。

第3節 就学に関する措置

1 教科書・学用品の調達、支給方法等

市は、災害救助法が適用された場合は、同法による救助の程度、方法により、災害のため住家に被害を受け、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部生徒含む）に対して、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、緊急援護費を制度の対象者に支給することで、教科書・学用品等の調達を支援する。

(1) 支給方法

教科書・学用品等を災害救助法に基づき支給する場合は、被災学校別・学年別使用教科書・給与の対象となる児童及び生徒の人数を迅速正確に把握し、府に報告するとともに、指示に基づき教科書供給業者等に連絡し、供給を受ける。

教科書・学用品等を緊急援護費に基づき支給する場合は、保護者が購入した費用の一部を、学校長を通じて支給する。

(2) 支給の対象者

災害により、住家の全壊・全焼・流出・半壊・半焼又は床上浸水により教科書・学用品等が使用不能となった児童生徒。

第4節 給食に関する措置

1 学校給食対策

学校長は、当該学校の給食施設・設備・物資等に被害があった場合は、教育委員会に報告し、協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合次の事項に留意する。

- (1) 被害があってもできる限り、継続実施するよう努めること。
- (2) 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるように努めること。
- (3) 被災地において感染症発生のおそれがあるので特に衛生については、最大の注意をすること。

第5節 学校園等の保健管理

災害後の学校園等の保健管理は、次のとおり実施する。

- 1 市及び教育委員会は、学校園長等と協議のうえ、保健室常備の医療器具、薬品の確保及び保健上必要な処置を速やかに完了するよう努める。
- 2 学校園長等は、園児・児童・生徒等に災害時における保健管理について十分周知するよう常に指導し、市及び教育委員会や学校・園・所医（医師会）等と協議し、大阪府茨木保健所・市健康医療部の保健活動に協力する。

第6節 学校施設の緊急利用

1 事前措置

学校長は、それぞれの地域で被災者の避難所に指定されている場合の学校施設の緊急利用について、本部長と協議し措置を講じる。

2 応急措置

学校長は、市長から避難情報が発令された場合、速やかに避難者の受入に必要な措置を講じる。

第7節 文化財の応急対策

市教育委員会は、指定文化財の所有者又は管理責任者から被災状況の調査結果を受け、府教育委員会に報告する。

また、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対して応急措置をとるよう指導・助言する。

第13章 自発的支援の受入れ

第1節 ボランティアの受入れ

1 市の活動

市は、府、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

市及び府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(1) 受入れ窓口の開設

市は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、市社会福祉協議会等に要請し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。

(2) 活動拠点の提供

市は、市内外からのボランティアが、被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、その活動拠点として活動内容に適した公共施設、公共用地等を提供する。

(3) 災害ボランティアセンターの活動支援

市は、ボランティアの活動のために必要な資機材、物資の確保に努め、災害ボランティアセンターの活動を支援する。

2 府の活動

(1) 情報の提供

災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「大阪災害支援活動連働会議」などを活用しながら連携し、大阪府社会福祉協議会を通じて、災害時における対応等を情報交換し、被災者ニーズ等の対応を市町村社会福祉協議会等へフィードバックするなど、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

(2) ボランティア保険への加入促進

大阪府社会福祉協議会を通じてボランティア保険の加入を促進する。

(3) 高齢者等災害時避難行動要支援者への支援

大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

(4) 在住外国人への支援

大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

3 日本赤十字社大阪府支部の活動

(1) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

(2) 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

4 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの活動内容

次のような活動内容についてボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 避難所内における給食・清掃等の運営補助
- ウ 要配慮高齢者・障害者等への介助
- エ 救助物資の仕分け・配布
- オ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、大阪府社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関に人材確保の要請を行う。

5 専門技能者の応援要請

市は、専門知識・技能を持った人材が不足する場合は、中間支援組織や専門家団体等へ専門技能者の応援要請を行う。

第2節 民間団体に対する応援要請

大規模な災害により、甚大な被害を受け、市職員及び他の市町村等からの応援職員だけでは、到底迅速な応急対策が実施できない場合、災害対策基本法第5条第2項による市民の隣保協同の精神に基づく自発的な組織としての自主防災組織・自治会・赤十字奉仕団・防犯協会等のボランティア活動により、円滑に応急対策を実施できるように努める。

1 応援要請団体

- (1) 自主防災組織
- (2) 自治会
- (3) 防犯協会
- (4) 日本赤十字社大阪府支部茨木市赤十字奉仕団
- (5) 災害予防協会

2 奉仕作業

- (1) 炊出しその他災害救助の実施
- (2) 清掃の実施
- (3) 災害救助及び復旧資材の輸送及び配分
- (4) 避難誘導及び避難者の世話
- (5) 要配慮高齢者・障害者等に対する介護
- (6) 被害に関する各種連絡

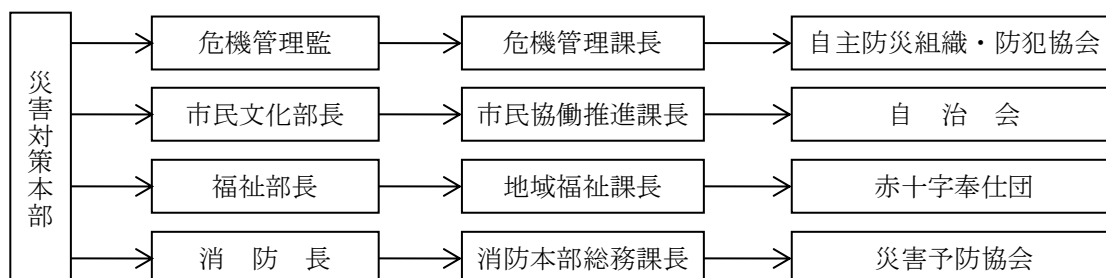
3 動員要請方法

災害応急対策実施のため、協力団体による応援を求めたいときは、その業務の種別により、その業務に適応した団体へ応援の要請をする。

また、防災の各関係機関において協力団体の応援を必要とするときは、市の災害対策本部を通じて協力団体の応援を要請する。

なお、協力団体の応援を要請する場合は、業務の内容・場所・人員及び期間等を記載した文書による。ただし、緊急を要する場合は、電話・口頭によって連絡する。

【要請の流れ】



4 義援物資提供の際の住民・企業等における配慮

被災地区に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

5 その他

各団体に応援を受けた市及び関係機関は、おおむね次の事項について記録し、保管しておく。

- (1) 応援した団体の名称及び人員
- (2) 応援した業務の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

第3節 海外からの支援の受入れ

1 府・国との連絡調整

海外からのボランティア等の支援の受入れについては、府、国と連絡調整のうえ、市災害対策本部でその対応を協議する。

2 支援の受入れ

(1) 次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第14章 被災者の生活支援

第1節 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市、府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

市は、長期間のオペレーション体制を確保するため、指揮統制部及び総務対策部を中心に業務継続に必要な人員の調整を行い、必要に応じて中長期間の人的応援を府や他の市町村、民間事業者等に要請する。

府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

第2節 市民等からの問い合わせ

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた市民災害相談窓口を設置する場合は、民間事業者等へ一部業務を委託して人員の確保を図り、問合せや相談内容等を分析して市民ニーズを見極め、被災者の生活支援につながる情報発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 住宅対策

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

1 住家の被害認定調査の実施

住家被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

(1) 現地調査の実施

- ア 第一次判定
市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。
 - イ 第二次判定
第一次判定において、浸水が床上まで達しているとされた住家及び再調査申請のあった住家について、外観目視調査及び内部立入調査により部位による判定を実施する。
- (2) 被害程度の認定基準
- 全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりである。

住家等被害の認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）

第14章 被災者の生活支援

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 （令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」）
半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）

（注1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（注2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（注3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 罹災証明書等の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

（1）被災者台帳の作成

本部長（市長）は、被災状況を調査のうえ、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に

整備・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

市は、被災者への援護の遺漏がないよう、作成した被災者台帳を厳重に管理する。また、市外へ避難、転居した被災者に対しても、必要な支援を継続する。

(2) 罹災証明書の発行

市は、住家に被害を受けた被災者に対して遅滞無く罹災証明書を発行する。

なお、罹災証明書を発行するために、予め発行方法、発行時期、申請方法等について市民へ周知する。

(3) 罹災届出証明書の発行

市は、非住家の被害や、罹災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、本人の申請に基づき罹災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する）を発行する。

3 応急仮設住宅の建設・管理

(1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法の適用により府知事が行い、市長はこれに協力する。

(2) 用地の選定

建設予定地は、交通の便、教育、水道、保健衛生等を考慮して一時避難地等の用地を優先して選定する。なお、私有地については、所有者と協議のうえ選定する。

(3) 入居基準

住家が全壊又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

(4) 府知事が設置する応急仮設住宅の管理について、市長はこれに協力する。

4 応急仮設住宅の運営管理

府及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための健康管理支援等を行う。また、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

第14章 被災者の生活支援

さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

5 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅・空き家等を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。

6 公共住宅等への一時入居

市及び府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

7 被災住家の応急修理

市は府から委任を受けて住宅が半壊、大規模半壊又はこれらに準ずる程度の被害を受け、当面の日常生活が営むことができない者の住宅居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

8 住宅に関する相談窓口の設置等

市及び府は住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

市及び府は、民間賃貸住宅等への被災者の円滑な入居を確保するため、空室等の状況把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

9 住居障害物の除去

市は府から委任を受けて、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に土石、竹木等が運びこまれているため生活に支障を来している場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

10 他府県への応急仮設住宅に関する要請

府は、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅の確保が十分でないと判断される場合には、近隣府県をはじめ他府県に対して、建設型応急住宅の用地及び賃貸型応急住宅の情報の提供を求める。

第 4 部 地震災害応急対策

第1章 災害応急活動体制

第1節 初動体制の確立

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

〈地震発生時の非常配備体制及び活動体制〉

震度階 (市域の震度)	本部体制	配備体制	職員の配備	消防職員の 配置
震度 4	災害警戒 本部 【自動設置】	地震警戒 体制	・災害警戒本部員（各部長）＋部長級職員 ・配備対象の対策班の班長又は対策部長に指名された職員 【自動参集】	指令室対応 〈24時間体制〉 全管理職 【自動参集】 【携帯メール配信】
震度 5 弱	災害対策 本部 【自動設置】	第1次 地震対策 本部体制	・災害対策本部員（特別職＋各部長）＋部長級職員 ・全対策班長及び地震対応初動に必要な人員として対策部長に指名された職員 【自動参集】	震災非常警備 本部の設置 全職員 【自動参集】
震度 5 強 以上		第2次 地震対策 本部体制	全職員 【自動参集】	

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制については、本部「付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画」で定める。

【自動参集】とは、勤務時間外において、指示によらない参集を要することを意味し、勤務時間外とは、月～金の17時15分から翌朝8時45分並びに週休日及び休日という。

市域の震度とは、気象庁発表「茨木市」の震度をいう。

なお、市長は災害の状況に応じた配備等を指示することがある。

1 勤務時間中における初動体制

勤務時間中に市域で震度4以上を観測したときは、市役所本館及び南館においては自衛消防隊の活動により必要に応じて来庁者を安全に避難させ、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

2 勤務時間外における初動体制（夜間・休日）

- (1) 市域で「震度4」を観測したとき（災害警戒本部の自動設置）

警戒配備職員、防災関係課長、危機管理課職員が自動参集し、災害警戒活動を実施する。

- (2) 市域で「震度5弱」を観測したとき（災害対策本部の自動設置）

地震直後の緊急動員体制として、第1次地震対策本部体制の配備対象職員が自動参集し、災害対策活動を実施する。

【避難所要員の編成】

あらかじめ指定された避難所に直行し、避難者受入れを行う。

- (3) 市域で「震度5強以上」を観測したとき（災害対策本部の自動設置）

全職員が自動参集し、災害対策活動を実施する。

3 参集報告・把握

参集した職員は、それぞれの所属長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い必要な業務を行う。

また、職員到着の報告を受けた所属長は参集状況を把握して、速やかに総務・人事班又は災害対策本部に報告する。

第2節 災害活動体制

1 災害警戒本部体制（市域で震度4を観測したとき、自動設置）

災害対策本部を設置する前又は災害の規模等により災害対策本部を設置しない場合の災害応急対策の体制であり、職員の動員配備は地震警戒体制の配備対象職員とする。

(1) 設置基準

- ア 市域で震度4を観測したとき
- イ 小規模の災害が発生したとき
- ウ その他、危機管理監が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 市域で震度5弱以上を観測したとき（災害対策本部体制へ移行）
- イ 被害発生のおそれなくなったとき
- ウ その他、危機管理監が適当と認めたとき

(3) 組織構成

災害警戒本部

- 本部長 危機管理監
- 副本部長 危機管理課長
- 本部員

総務部長、企画財政部長、市民文化部長、福祉部長、健康医療部長、こども育成部長、産業環境部長、都市整備部長、建設部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、市議会事務局長、水道部長、消防長

本部機構

- 指揮統制部（指揮調整班、財務・情報班、広報班、議会班）
- 総務対策部（総務・人事班）
- 市民対策部（避難所・市民相談班）
- 民生対策部（福祉・安否確認班、医療衛生対策班、こども対策班）
- 産業対策部（商工班、農林班、環境対策班）
- 土木対策部（建築対策班、道路対策班、公園対策班、下水道対策班）
- 文教対策部（学校教育班）
- 給水対策部（水道総務班、応急給水班、管路復旧班、施設復旧班）
- 消防対策部（消防本部班、消防署班）

事務局

指揮統制部が本部の事務局を担い、各対策部及び部内各対策班並びに関係機関との連絡調整等の業務を実施

(4) 設置場所

災害警戒本部は、茨木市役所内に設置する。なお、市役所庁舎が被災するなどして本部の設置が困難な場合は、代替施設であるおにクルに設置する。

(5) 処理事項

- ア 被害情報の収集・伝達に関すること
- イ 職員の配備に関すること

第1章 災害応急活動体制

- ウ 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- エ 臨時部長会議の開催又は災害対策本部の設置に関すること
- オ その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

2 災害対策本部体制（市域で震度5弱以上を観測したとき、自動設置）

- ・震度5弱を観測した場合、職員の動員配備は、第1次地震対策本部体制の配備対象職員とする。
- ・震度5強以上を観測した場合、職員の動員配備は、第2次地震対策本部体制の配備対象の全職員とする。

(1) 設置基準

- ア 市域で震度5弱以上を観測したとき
- イ 中・大規模な災害が発生したとき
- ウ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- エ その他、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 市内において災害発生のおそれが消滅したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ その他、災害対策本部長（市長）が適当と認めたとき

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の通知先

災害対策本部を設置したとき又は廃止したときは、直ちにその旨を職員及び必要な関係機関に通知するとともに、災害対策本部の標識を市役所玄関前に掲示する。

(4) 組織構成

災害対策本部

本部長 市長

副本部長 危機管理監、副市長

本部員

教育長、水道事業管理者、総務部長、企画財政部長、市民文化部長、福祉部長、健康医療部長、こども育成部長、産業環境部長、都市整備部長、建設部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、市議会事務局長、水道部長、消防長

本部機構

指揮統制部、総務対策部、市民対策部、民生対策部、産業対策部、土木対策部、文教対策部、給水対策部、消防対策部

事務局

指揮統制部が本部の事務局を担い、各対策部及び部内各対策班並びに関係機関との連絡調整のほか、本部長の補佐や応援・受援の調整、災害応急対策の予算や財源の確保等の業務を実施

(5) 設置場所

災害対策本部は、茨木市役所内に設置する。なお、市役所庁舎が被災するなどして本

部の設置が困難な場合は、代替施設であるおにクルに設置する。

ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部長（市長）は必要があると認めるときは、他の場所に現地対策本部を設置する。この場合は、関係機関に電話等で周知徹底を図る。

(6) 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図るため、職員を連絡要員として派遣する。

(7) 災害対策本部会議

情報の分析、災害応急対策の検討、指示指令等を行うための災害対策本部会議を開催する。

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員並びに本部長が定めるその他職員で構成する。

本部長は、本部会議を開くいとまがないときは副本部長及び本部員と協議の上、その事務を処理する。

イ 本部会議の公開

本部会議は原則として報道機関や防災関係機関へ公開するものとするが、会議において次の事項を取り扱う場合は公開しないことができる。

- (ア) 個人に関する情報
- (イ) 法人等に関する情報
- (ウ) 任意の提供に関する情報
- (エ) 公共の安全等に関する情報
- (オ) その他不確定な情報など公表することが適切でない情報

ウ 会議の開催時期

本部会議は、初回は災害発生後概ね1時間以内に開催するものとする。

エ 本部会議で決定する事項

- (ア) 災害応急対策の目標・方針に関すること
- (イ) 被害情報の収集・伝達に関すること
- (ウ) 災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達に関すること
- (エ) 自衛隊への災害派遣要請、災害救助法の適用申請、激甚災害の指定要請等、国・府への応援要請に関すること
- (オ) 避難情報の発令に関すること
- (カ) 避難所の開設・閉鎖に関すること
- (キ) 被災者の救助・救済に関すること
- (ク) 職員の配備に関すること
- (ケ) 災害復旧・復興に関すること
- (コ) 災害ボランティアセンターの設置・運営・閉鎖に関すること
- (サ) 業務継続計画の発動に関すること
- (シ) 体制の廃止に関すること

(ス) その他災害に関する重要な事項に関すること

オ 防災関係機関等の招聘

本部長（市長）は的確な災害応急対策の検討のため、必要に応じて防災関係機関等を災害対策本部会議に招聘し、意見等を聴取する。

カ 所掌事務

災害対策本部における業務分掌は第1部第4章1茨木市にあるとおりとし、災害応急対策・復旧・復興対策の実施にあたっては、各対策部・対策班は被害の全体像に関する共通認識をもって、本部長が示す目標・方針に沿った対応を実施する。

3 職務の代理

市長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、危機管理監、防災事務担当副市長、他の副市長、教育長、総務部長の順とし、本部員は、茨木市業務継続計画に定める順に職務代理者を決定する。

4 プロジェクトチーム

災害固有の突発的な事象に対して横断的に応急対策、復旧・復興対策を実施するため、必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。

(1) 設置基準

本部長（市長）は、災害固有の突発的な業務に部課横断的に対応するため、必要があると認めるときは、その目的を明らかにしたプロジェクトチームを設置することができる。

(2) 組織構成

プロジェクトチームの構成員は、指揮統制部において検討し、本部長（市長）が任命する。

(3) 活動内容

プロジェクトチームの設置目的を達成するために必要な業務を行う。

5 現地災害対策本部

被災現場や被災地域に即した対策を迅速・的確に行うため必要に応じて設置する。

(1) 設置基準

本部長（市長）は、災害の規模その他状況により応急対策を推進するため、必要があると認めるときは、他の場所に現地災害対策本部を設置する。

(2) 組織構成

ア 現地災害対策本部の長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名する。

イ 現地災害対策本部の本部員は、本部長が本部員又は本部職員のうちから指名する。

ウ 現地災害対策本部の本部職員は、本部長が本部職員のうちから指名する。

(3) 活動内容

災害現場での指揮、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 現地災害対策本部の例

ア 災害時医療対策本部

市災害対策本部の医療救護現地本部として、民生対策部並びに府茨木保健所との連携のもと、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会と協力し、災害医療協力病院、救護所等の被災状況及び被災傷病者等の受入状況を把握・分析・評価するとともに、関係機関との間での情報共有、市消防本部への情報提供、災害時医療救護班等の派遣要請、医薬品・医療用資機材の補充をするなど災害時医療が適切に提供できるよう保健医療センターに災害時医療対策本部を設置する。

(ア) 設置基準

- a 目安として、市域で震度6弱以上を観測したとき
- b 現地医療機関が被災し、その医療機能が低下又は被災傷病者等が多数発生しているとき
- c その他災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

(イ) 組織構成

(2) 組織構成に準ずる。

(ウ) 設置場所

災害時医療対策本部は、保健医療センターに設置する。

第3節 動員配備体制

1 配備方法

(1) 勤務時間内における配備

ア 各部長は直ちに平常業務を中止し、あらかじめ震度階区分で定められた配備指令に基づく体制をとる。

イ 配備についての職員は、上司の指示にしたがって、直ちに警戒活動又は応急対策活動に従事しなければならない。

(2) 勤務時間外における配備

ア 各部長は、配備指令によりあらかじめ定めた職員を動員する。

イ 動員命令を受けた職員は、直ちに所属する部課等へ参集する。

ウ 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策活動班を編成する。

エ 各部長は、職員の健康管理に注意し、職員の休憩、交替を指示する。

ただし、緊急かつやむを得ない場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命じることができる。

(3) 初期活動後の職員動員配備体制

ア 災害時に職員動員配備体制を確立した後は、各部長は職員の健康管理に注意し、災害の状況に応じて必要な職員を配備する。

イ 災害の規模その他状況により応急対策を遅滞なく実施するため、必要に応じて各対策部・対策班の所属を越えた応援を実施する。

2 非常配備体制

市における防災活動を実施するため職員の配備体制は、次のとおりとする。

配備名称	配備対象職員
地震警戒体制 (災害警戒本部設置) *市域で、震度4を観測	・災害警戒本部員(各部長)+部長級職員 ・以下の配備対象の対策班の班長又は対策部長に指名された職員 指揮統制部(指揮調整班、財務・情報班、広報班、議会班) 総務対策部(総務・人事班) 市民対策部(避難所・市民相談班) 民生対策部(福祉・安否確認班、医療衛生対策班、こども対策班) 産業対策部(商工班、農林班、環境対策班) 土木対策部(建築対策班、道路対策班、公園対策班、下水道対策班) 文教対策部(学校教育班) 給水対策部(水道総務班、応急給水班、管路復旧班、施設復旧班) 消防対策部(消防本部班、消防署班)
第1次地震対策本部体制 (災害対策本部設置) *市域で、震度5弱を観測	・災害対策本部員(特別職+各部長)+部長級職員 ・全対策班長及び対策班の班長又は対策部長に指名された職員 ・全消防職員

第2次地震対策本部体制 (災害対策本部設置) *市域で、震度5強以上を観測	全職員

なお、市長は災害の状況に応じた配備等を指示することがある。

3 出動指令の決定

職員の災害出動は、非常配備体制の区分に従い市長が決定し、指令を出す。ただし、市域で震度5強以上を観測したとき、又は観測したと推定されるとき、全職員は指令がないときでも出動する。

4 動員方法

(1) 配備計画

配備計画は原則として、各部長が部内を調整して、必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため配備職員に徹底しておく。

5 各課の動員計画

各課長は、配備指令により直ちに対応できるよう所属職員について、あらかじめ配備指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に徹底しておく。

6 職員の安否確認及び動員状況の報告

各課長は、配備指令に基づく体制を構築するため、地震発生後速やかに所属職員の安否及び参集に要する時間を把握し、班長を通じて動員可能な人員について直ちに所属部の部長並びに総務・人事班に報告する。各部長は、職員の動員状況について随時把握し、本部長に報告する。危機管理監は、非常参集の状況を速やかに府に報告する。

7 災害時の職員対応

職員はあらかじめ定められた配備体制を十分習熟しておくこと。

災害時は配備指令により定められた部署へ参集するとともに、参集する経路での被災状況をメモ等で記録するなど、被害の情報収集に努めること。

第4節 業務継続に必要な資源の確保

市は、災害対応業務を継続するために必要な資源を確保する。

1 資機材等の確保

災害対応業務の実施に必要な資機材等を確保し、各対策班へ配分する。必要に応じ、外部からの支援物資を活用する（第3章第3節「物的支援の受入れ」参照）。

2 車両等の確保

災害対応業務実施のために必要な車両及び燃料を、府や他の市町村、民間事業者と調整し、確保する。

3 ネットワーク環境の確保

庁内外のネットワーク環境を確認し、通信を確保する。

災害対応業務に必要な重要システムを正常に稼働させるため、庁内ネットワーク環境等を確認し、通信及びサーバ基盤の安定稼働を確保する。

4 その他業務継続に必要な資源の確保

上記のほか、職員の災害対応業務を迅速・円滑に実施するために必要な水や電気、食糧等の資源の確保や、健康管理、災害補償等を適切に実施する。

第2章 災害救助法の適用

市域において発生した災害が、災害救助法の定める基準以上に該当し、又は適用基準に該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、知事は災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

第1節 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、府知事が実施する。ただし、府知事による救助活動の実施を待ついとまもない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理については知事が行う救助を補助する。

また、救助を迅速かつ的確に実施するため、府知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項の事務内容及び事務を行うこととする期間について、市長が応急救助活動を実施する。

なお、災害救助法による救助の種類及び事務の担当は次のとおりである。

- 1 避難所の設置 避難所・市民相談班
- 2 応急仮設住宅の供与 建築対策班
- 3 炊き出しその他による食品の給与 物資班、教育対策班
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 物資班
- 5 飲料水の供給 給水対策部
- 6 医療及び助産 医療衛生対策班
- 7 被災者の救出 消防対策部
- 8 被災した住宅の応急修理 建築対策班
- 9 生業に必要な資金の給与又は貸与 商工班、農林班
- 10 学用品の給与 教育対策班
- 11 埋葬 避難所・市民相談班
- 12 死体の搜索及び処理 避難所・市民相談班、消防対策部
- 13 障害物の除去 道路対策班
- 14 救援用物資の輸送 物資輸送班
- 15 救助費の求償 財務・情報班
- 16 府との事務調整 指揮調整班

第2節 適用手続

市長は、市域における災害が次の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、被害者が現に救助を要する状態にある場合に、法の適用を要請しなければならない。

また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、これらを直ちに知事に報告し、その後の処理については知事の指示を受ける。

茨木市の災害救助法適用基準

根拠	適用基準
災害救助法施行令第1条 第1項 第1号	茨木市内で100世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第2号	大阪府内で2,500世帯以上住家が滅失した場合であって、茨木市内で50世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第3号（前段）	大阪府内で12,000世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第3号（後段）	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合で、多数の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当すること。 ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

第3章 広域応援の要請・受入れ

市長は、災害の状況等から市民の生命又は財産を保護するため、必要に応じて他の市町村及び関係機関に協力を求めるとともに、受入れ体制を整備するなど、災害対策を円滑に実施する。

なお、府が市に職員を派遣する場合、支援内容に応じた職員の選定に努める。

第1節 受援体制の構築

他の市町村等へ応援を要請した場合や、他の市町村等から応援申し出があった場合は、市長は円滑な応援活動が遂行できる受入れ体制等を整える。

人的支援については『応援・受援班』、物的支援については『物資班』が中心となり、各支援に関する全体把握や庁内・外部調整等を行う。

なお、各対策班に受援担当を設置し（給水対策部は水道総務班、消防対策部は消防本部班のみ）、応援・受援班や物資班との連絡調整を行う体制を構築することとし、各対策班の受援窓口等の詳細は茨木市受援計画に定める。

第2節 人的支援の受入れ

市は、人的支援については府や協定締結団体、自衛隊、ボランティアなど様々な機関や制度により応援を受ける。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

1 応援要請等の種類

他の市町村や関係機関等には次のとおり応援を要請する。

(1) 応援・受援班から要請する場合

各対策班において個別に協定締結等を行っていない業務に関する応援要請は、応援・受援班から行う。

主要要請先：府、協定締結団体（自治体・企業等）、ボランティア（一般・民間）等

(2) 各対策班から要請する場合

業務により個別に協定を締結している団体や、業務によりあらかじめ応援先が決定している自治体等への要請は、各対策班から行うこととする。

(3) 外部から応援申出があった場合

外部からの応援申出があった場合は、応援・受援班が連絡を受け、受入れの調整を行う。

2 支援の形態

人的支援受入れの形態は、地域別支援、業務別支援、チーム派遣支援の3つの形態があり、それぞれに適した業務分担を行う。

3 分野別の受入れ概要

(1) 初動時の災害応急対策実施の支援

大規模な災害の発生直後、初動時の災害応急対策実施の支援として被災状況の把握や連絡調整を行う職員の派遣が府等より行われる。主な派遣は以下のとおりである。

なお、府からは市からの要請なく、発災直後に素早く派遣されるため、早期より応援の必要人数等の情報が共有できるよう、迅速な状況把握を行う。

また、支援の費用負担を理由に応援要請を躊躇することがないように、災害救助法の適用について早期より災害時先遣隊又はリエゾンを通じて府と調整を行う。

【初動時の災害応急対策実施の支援の種類・概要】

応援団体		主な支援内容	要請先	要請担当
大阪府	緊急防災推進員 (地震の場合のみ)	市町村の被害状況及び対策状況の収集・伝達による府の応急対策の円滑な実施を期する	要請不要 勤務時間外において震度5弱以上を観測した場合に派遣される	(受入れのみ) 応援・ 受援班
	災害時先遣隊	被災状況の把握	要請不要 大規模な自然災害が発生し、被災市町村の行政機能の全部又は一部が麻痺した場合に派遣される	(受入れのみ) 応援・ 受援班
	現地情報連絡員 (リエゾン)	情報収集(市町村災害情報、必要な物的・人的支援に関する情報等)		(受入れのみ) 応援・ 受援班
国土交通省	TEC-FORCEの災害対策現地情報連絡員(リエゾン)	被害情報や支援ニーズの把握、TEC-FORCE活動等の情報共有、国土交通省との連絡調整	近畿地方整備局へ要請 災害規模が大きい場合は要請を待たず、派遣確認の連絡あり	応援・ 受援班
総務省等	応急対策職員派遣制度による総括支援チーム	市町村長への助言、被害状況や応援職員のニーズ把握、関係機関との連絡調整	大阪府へ要請	応援・ 受援班

(2) 人命救助関係

大規模災害では多くの人的被害の発生が予測されており、自衛隊等による人命救助活動が必須となる。人命救助に関わる主な団体は以下のとおりである。

市民の人命に関わる重大なことであるため、必要と認めた場合は素早く自衛隊の災害派遣要請等を要求する。

【人命救助関係の支援の種類・概要】

応援団体		主な支援内容	要請先	要請担当
防衛省	災害派遣部隊	- 行方不明者の捜索及び負傷者の救助 - 人員や物資の輸送 - 給水	大阪府へ要請 大阪府へ連絡ができない場合は直接自衛隊へ被害状況を通知	指揮調整班

消防庁	緊急消防援助隊	- 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 - 高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動	大阪府へ要請 大阪府へ連絡ができない場合は直接消防庁へ要請	消防本部班
警察庁	警察災害派遣隊	- 検視、死体見分及び身元確認の支援 - 緊急交通路の確保	要請不要 大阪府公安委員会が要請	—
大阪府	保健医療活動チーム※ (DMAT、JMAT、日赤救護班、DPAT、歯科医師チーム、薬剤師チーム等)	被災者の健康管理を行うため、保健医療活動チームによる巡回健康相談や避難所の衛生管理の実施	保健所保健医療調整本部 管轄保健所を通じて要請	医療衛生対策班

※保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）

(3) 個別業務

災害マネジメントや人命救助活動以外の個別災害対応業務に対する応援団体は、以下のとおりである。

なお、応援要請に当たっては、各対策班で必要人数や応援に対する経費を把握のうえ、要請担当を介して必要な調整を行う。

【個別業務の支援の種類・概要】

応援団体	主な支援内容	要請先	要請担当
大阪府 (大阪府を經由した府内市町村、関西広域連合、応急対策職員派遣制度による対口支援方式の職員派遣等を含む)	各種災害対応全般	大阪府へ要請 ※業務により窓口が異なる	応援・受援班 又は 各対策班
協定締結団体 (相互応援自治体)	各種災害対応全般	各協定締結先へ要請	応援・受援班
協定締結団体 (上記以外)	各種協定に基づく支援内容 ・給水活動 ・物資・資機材提供 ・物資輸送 ・施設使用 ・廃棄物処理 など	各協定締結先へ要請	応援・受援班 又は 各対策班
専門ボランティア	専門的な知識・技能を必要とする作業 ・医療支援、介護 ・通訳（外国語・手話） ・大型車による輸送 ・応急危険度判定 など	各団体へ要請	各対策班

一般ボランティア	専門的な知識・技能を持たなくても可能な作業 ・炊出し、避難所の運営補助 ・物資の仕分け・配布 ・がれきの片付け など	茨木市社会福祉協議会	福祉・安否確認班

(4) 受入れ場所

各団体等の受入れ拠点は以下のとおりとする。

- ア 災害時先遣隊・現地情報連絡員（リエゾン）
災害対策本部事務室
- イ 自衛隊災害派遣部隊・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊
広報支援活動拠点、地域防災拠点等
- ウ 保健医療活動チーム
指定医療救護所、二次救急告示病院
- エ 個別業務の応援部隊
地域防災拠点等

第3節 物的支援の受入れ

物的支援も人的支援と同様に府や協定締結機関等へ要請し、受入れを行う。

物資調達に関しては、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。

1 物的支援の種類

物資調達は「生活支援物資」と「業務用資源」に分けることができる。それぞれの受入れの流れ及び手順の詳細は茨木市受援計画に定める。

【物的支援の種類・定義及び担当】

種類	定義		外部要請担当
生活支援物資	食料や飲料水、生活必需品等で被災者に配布する物資		物資班
業務用資源	車両や衛星電話、燃料、資機材等で業務において使用する資源	全庁的に使用する資源	各調達班
		各業務で必要となる資源	各対策班

2 物資配送に関わる拠点

調達した物資は、災害用生活物資備蓄拠点や災害用物資輸送拠点等を活用して保管・仕分け・配送等を行う。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

1 府知事への要請の要求

- (1) 市長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、府知事に対し派遣要請の要求を文書で行う。その場合災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにして、電話又は口頭をもって要求を行い、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。また茨木警察署長にも通知する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

- (2) 通信の途絶等により、府知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、自衛隊に災害の状況を通知する。なお、自衛隊に災害状況の通知をした場合には、その旨を速やかに府知事に通知する。

- (3) 自主派遣の判断基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、府知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、府知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、茨木警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助にかかる救援活動を実施する場合

エ 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合

オ その他災害に際し、上記ア～エに準じ、特に緊急を要し、府知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

- (4) 防災関係機関への周知

市長は、自衛隊に災害派遣要請の要求を行った場合は、茨木警察署等の防災関係機関にも通報する。

2 災害派遣部隊の受入れ

府知事から自衛隊の派遣が決定された場合、次の点を留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

また、自衛隊による活動が円滑に進むよう、自衛隊による自発的な「提案型」の支援を受けるための支援ニーズを早期に集約、整理する。

(1) 受入れ体制

- ア 派遣部隊の宿泊所又は野営地及び車両、機材等の保管場所の準備
- イ 派遣部隊及び府との連絡を行う市職員の指名及び連絡
- ウ 派遣部隊の到着と同時に迅速に作業ができるように作業内容、資機材等の確保
- エ ヘリコプターを使用する活動を要求した場合は、災害時臨時ヘリポート等の安全対策

(2) 派遣部隊到着の措置

市は、派遣部隊を目的地へ誘導するとともに、自衛隊現地指揮官と救助活動等作業計画について協議し、作業の推進を図る。

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

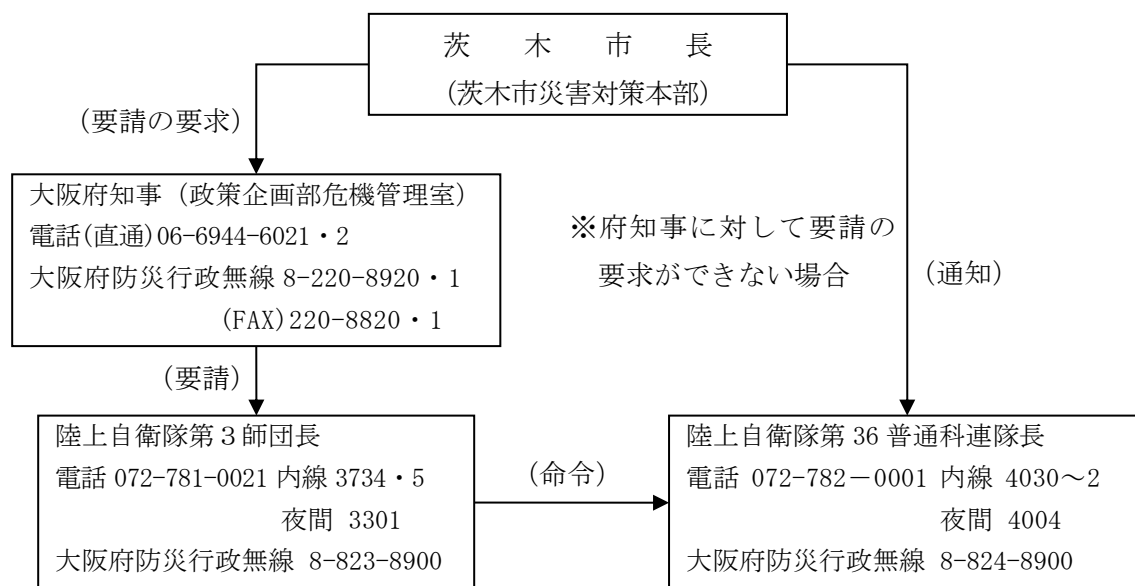
なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 被災者等の搜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊き出し及び給水活動
- コ その他

(3) 撤収要請

救援活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合は、市長は速やかに府知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

【派遣要請系統図】



自衛隊災害派遣にかかる知事への要求様式

大阪府知事 様 茨木市長 印 自衛隊の災害派遣要請について 災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。 記 1. 災害の状況及び派遣を要求する理由 2. 派遣を希望する期間 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 4. その他参考となるべき事項	文書番号 年 月 日

大阪府知事 様 茨木市長 印 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について 年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。 記 1. 撤収要請日時 2. 派遣された部隊 3. 派遣人員及び従事作業の内容 4. その他参考となるべき事項	文書番号 年 月 日

第5節 被災自治体への職員派遣

他自治体が大規模に被災し、かつ本市の被災状況が軽微なときは、被災自治体からの要請状況等も踏まえつつ、次のとおり市職員による応援を実施する。

- (1) 近隣5府県（京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県）内の自治体が被災したときは、被害状況を把握した上、迅速に市職員による応援を実施する。
- (2) 近隣5府県以外の自治体が被災したときは、被害状況により市長が判断し、市職員による応援を実施する。

第6節 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、市及び府と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第7節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、府をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第4章 情報の収集伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第1節 通信連絡体制

1 災害通信

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。災害発生時の防災関係機関の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、災害時の通信として無線通信設備の使用、電気通信設備の優先利用を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

総務省及び内閣府は、非常本部等又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとし、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、非常本部等又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。

(1) 無線通信設備による通信確保

災害に関する情報の収集伝達等に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア 大阪府防災行政無線

府庁、府内の市町村、府の防災機関等に設置した無線通信設備

イ 茨木市防災行政無線

市庁舎内に設置した移動局の無線通信設備

ウ 防災相互通信用無線、警察無線、消防無線、救急医療無線等

行政機関、警察、消防、大阪府救急医療情報センター等に設置した無線通信設備

エ 衛星携帯電話

市（危機管理課、健康づくり課）が保有する可搬式衛星電話

(2) 電気通信設備の優先利用

第4章 情報の収集伝達

応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、西日本電信電話株式会社に非常電話を申込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 大阪府防災行政無線による府との連絡

〔設置場所〕

- 無線装置・電源装置……………無線機械室
- 電話転送装置(内線電話用)……電話交換室
- 内線電話……………本庁、合同庁舎、福祉文化会館
- 無線電話装置(災害対策本部用電話等)……………総務部危機管理課事務室、防災会議室、無線機械室
- 無線電話機(内線電話機)……………各課
- 夜間専用電話……………守衛室

〔消防本部設置場所〕

- 無線装置・電源装置……………機械室
- 無線電話装置……………通信指令室
- 無線電話機……………通信指令室、作戦室

(4) 大阪府非常通信経路計画市町村系による連絡

大阪府防災行政無線により連絡ができない場合は、次の表に示すいずれかの系統により府と連絡を行う。

茨木市 総務部 危機管理課	_____ 茨木警察署 _____ 府警本部 _____ 府 庁 (警備課) (通信指令室) (政策企画部危機管理室)
	_____ 市消防本部 _____ 大阪市消防局 _____ 府 庁 (警備課) (指令情報センター) (政策企画部危機管理室)
	衛星携帯電話__交換機 _____ 府 庁 (政策企画部危機管理室)
	地域衛星通信ネットワーク _____ 府 庁 (政策企画部危機管理室)

記号 _____ 無線区間 ~~~~~ 有線区間

(5) 市防災行政無線の整備

災害時には、指揮調整班が全局を統制し、移動無線局を利用した機動性のある応急対策を講ずる。

(6) 防災相互通信用無線の整備

防災関係機関は、災害時に相互に通信する際は、防災相互通信用無線を使用する。

(7) 消防無線

市消防は、消防救急活動を迅速に実施するために消防専用無線等を使用する。

(8) 災害時優先電話

防災関係機関は、災害時の電話の輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」を使用する。

第2節 災害情報の収集伝達

1 情報の収集・伝達

(1) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から10分程度）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

(2) 地震に関する情報の収集

大阪管区気象台からの地震情報の収集に努める。

(3) 市消防本部による24時間体制

市消防本部により、災害直後における、府及び水防組合等の防災関連機関からの地震情報等を夜間・休日等問わず24時間体制で受ける。また、時間外における職員登庁までの間、情報収集伝達、災害対策本部事前準備、関係機関との連絡調整等を行う。

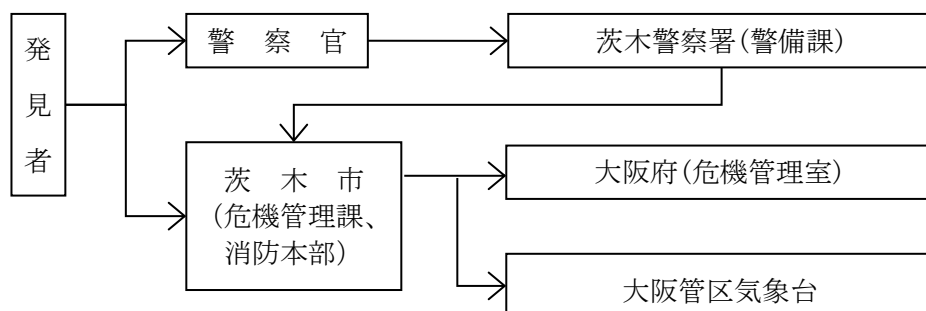
(4) 異常現象の発見及び通報

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

イ 市長は異常現象の通報を受けたときは、直ちに府、大阪管区气象台その他の関係機関に通報する。状況に応じて関係機関に要請するなど警戒区域等の設定を行う。

種 類	異常現象の内容
地 象	山くずれ、がけくずれ等
そ の 他	堤防等に水洩れがある場合

異常現象通報の伝達系統



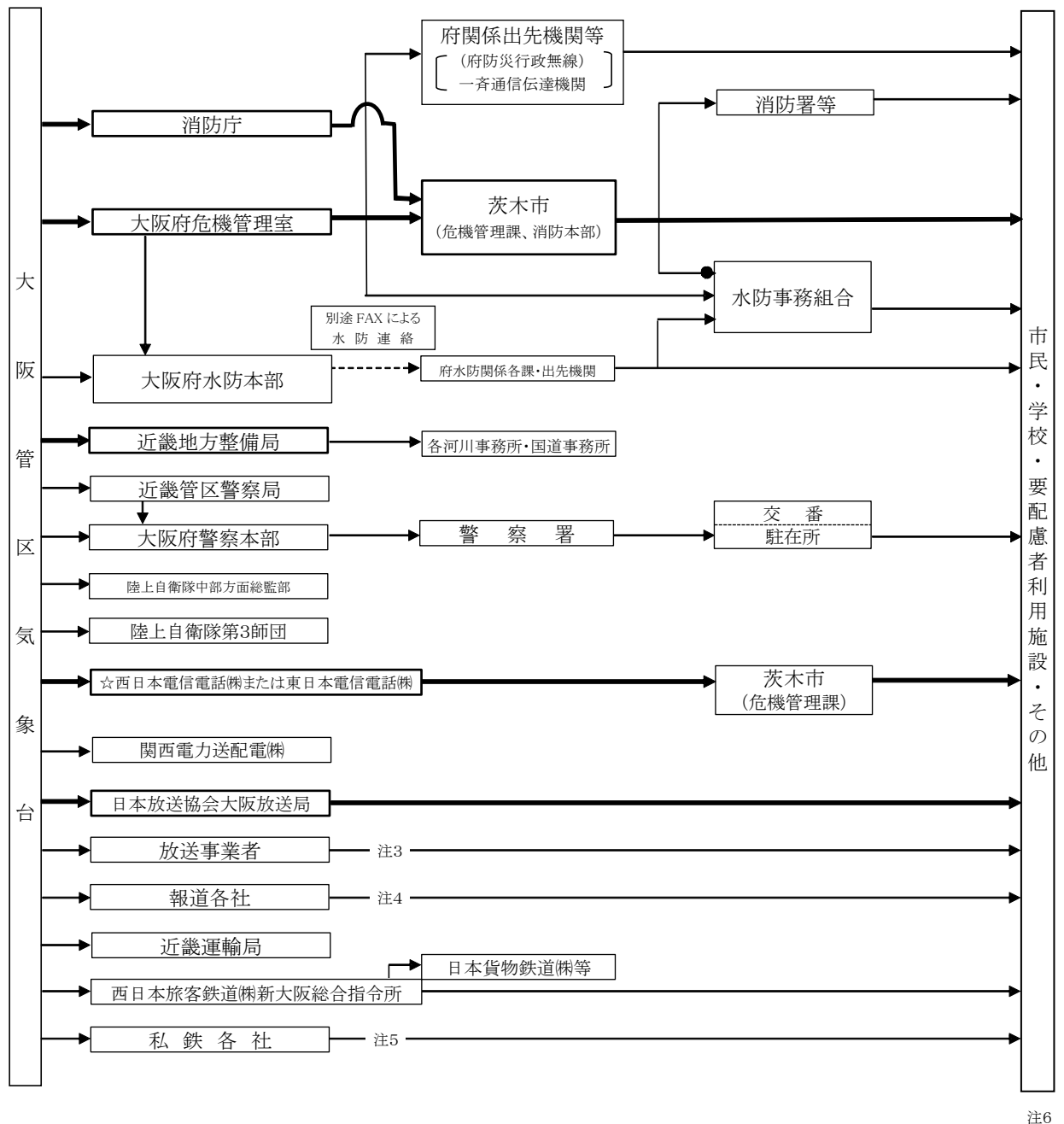
(5) 市民への周知

市は、災害の拡大及び二次災害のおそれのある情報等を入手した場合は、関係する市民等には現場で直接伝達し、状況に応じて広報車・防災行政無線等により周知する。

2 情報の伝達系統

(1) 地震情報等の伝達系統

ア 大阪管区気象台が発表する地震情報の伝達系統図



(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2 ☆印は、特別警報、警報のみ

3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウェスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちぞでて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802(FMCO.CO.LO)の11社である。

4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である

5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

6 緊急地震速報は、最大震度5弱以上と予測された場合に、震度5弱以上が予想される地域及び震度4以上が予想される地域名(茨木市は北大阪に含まれる)に配信される。

第4章 情報の収集伝達

イ 震災に関する情報の収集及び伝達系統図

防災関係機関と相互に連携を保ちつつ、災害の状況に応じた的確な応急対策を実施するため、震災に関する情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行う。

(ア) 震災に関する情報の内容

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の程度
- e 災害に対する応急措置
- f その他必要な事項

(2) 関係機関への情報の伝達

ア 実施機関

関係機関への情報の伝達は、財務・情報班及び関係班が行う。

イ 伝達方法

(ア) 応急対策実施機関相互の情報の伝達

関係機関が地域内の異常現象等、災害の発生状況や危険性を把握した場合は、応急対策実施機関に直ちに情報を伝達する。

3 緊急地震速報

(1) 発表等

緊急地震速報は、発表から強い揺れの到達まで極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生の旨を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報である。

気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域であり、本市は大阪府北部）に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上、マグニチュード3.5以上又は長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、発表から強い揺れの到達まで、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、市、府等の関係機関への情報提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、を通じて市民に伝達する。市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由により、防災無線を通じて市民に伝達する。

第3節 被害情報等

1 府が実施する被害状況の収集・伝達

府は、市、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を府災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 市民の生命財産の安否の状況及び市民の避難の状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況
- (5) 上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無
- (10) その他

2 市が実施する被害状況の調査・報告・保存

災害対策本部の各班長及び防災関係機関は、被害状況の推移に応じて、調査結果を緊急を要するもの及び特に指示のあるものを除き正午現在を午後1時、午後5時現在を午後6時までにそれぞれ指揮調整班に報告する。指揮調整班は調査結果をとりまとめ、本部長に報告しなければならない。

また、大規模災害発生時で通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる方法を用いて報告するように努める。

災害情報や被害状況写真等の記録については集約し、保存するように努める。

(1) 概況調査（→災害概況即報）

災害により被害が発生したとき、又は通報を受けたときは、直ちにその概況調査を実施する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、災害概況即報として報告する。

調査者は、被害の有無、被害の程度などの概況について、全般的な状況を指揮調整班へ迅速に報告する。

(2) 被害調査（→被害状況即報）

災害の全般的な状況が判明次第、被害調査を実施する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、被害の変動に従って、その都度できる限り被害状況を把握し、被害状況即報として報告する。

各班長は被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って各町丁毎に取りまとめ、調査結果を指揮調整班に報告する。

(3) 被害確定調査（→災害確定報告）

市は、応急対策が完了した後、被害確定調査を実施する。

本調査は、その後の災害復旧・復興の基礎となるものであり、また各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握したうえで、災害確定報告として報告する。

(4) 被害状況の写真

被害状況の写真は、被害状況の確認資料として、また記録保存のため重要なものであるから、被害状況が明瞭にわかるように撮影し写真には撮影年月日・撮影時刻・撮影場所・被害者氏名等を記入しておく。

(5) 被災家屋等の調査と報告

調査にあたっては、調査班を編成して実施する。また調査班は被害状況を迅速かつ的確に報告しなければならない。

(6) 危険物施設等の調査と報告

危険物施設をはじめ、事業所に対する有害化学物質の漏洩の状況に関しても迅速かつ的確に報告しなければならない。

(7) 公共施設、農地・農林業施設等の調査と報告

それぞれの調査担当各班長は、被害状況を調査し、調査事項を被害状況報告様式にとりまとめて災害対策本部長に報告する。

また、公共施設については、被害状況を把握するとともに、サービスの再開に向けて、施設の使用再開見込み等の検討も行う。

表 被害調査の実施及び報告の系統

調 査 種 別	担 当 班	報 告 系 統
人的被害	消防本部班、 医療衛生対策班	調整班 → 総括集計 → 指揮 → 市 災害 対策 本部 → 府 災害 対策 本部
住家・非住家の被害	被害調査班	
公共土木施設被害及び 都市災害被害	建築対策班、 道路対策班、 公園対策班、 下水道対策班、 管路復旧班	
農地・農林業施設及び 農作物被害	農林班	
商工業関係被害	商工班	

衛生関係被害	環境対策班	
福祉関係被害	福祉・安否確認班、 こども対策班	
文教関係被害	教育対策班、 学校教育班	
公営企業水道施設被害	水道総務班	
運輸被害	財務・情報班	
電気、ガス、通信被害	財務・情報班	
市有建物被害	応援・受援班	

3 市による府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）ただし、地震が発生し、市区域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

第4節 災害広報

市、府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて提供する。

1 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

(1) 広報内容

ア 地震発生直後の広報

- (ア) 地震情報(震度、震源、地震活動等)・気象の状況
- (イ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (ウ) 避難行動要支援者への支援の呼びかけなど
- (エ) 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起等

イ その後の広報

- (ア) 二次災害の危険性
- (イ) 被災状況とその後の見通し
- (ウ) 被災者のために講じている施策
- (エ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- (オ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
- (カ) 交通規制情報
- (キ) 義援物資等の取扱い

(2) 広報の方法

ア エリアメール・緊急速報メール

イ インターネットやソーシャルメディアの活用

ウ 防災行政無線(戸別受信機を含む。)による広報

エ テレビ・ラジオ・新聞等による広報

オ 印刷物による広報

ポスター・チラシ又は「広報いばらき」の臨時発行

カ 広報物の指定避難所等公共施設への掲示・配布

キ 点字・声の広報・ファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

ク 拡声器付車両等による現場広報

(3) 災害時の広報体制

ア 災害時の広報

- (ア) 災害情報・被害状況等災害に関する広報は、各部が予め災害広報責任者に伝達の上各部で実施する。

(イ) 災害広報責任者は、各部が発信する情報を整理し、最新の情報が市民に提供されるようにする。

(ロ) 災害時の広報は、市民の不安感の払しょくに努めるようにする。

イ 広報事項の収集

(ア) 広報担当は、災害対策本部の各部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集するとともに、各部においても広報担当への積極的な情報提供に努める。

(イ) 広報担当は必要に応じて災害現地に出向き、写真・ビデオその他の取材活動を実施する。

2 報道機関への情報提供

(1) 報道機関に対する情報発表は、すべて広報担当において実施する。

(2) 情報等の発表に際しては、できるだけ日時・場所・目的等を前もって各報道機関に周知する。

(3) 報道発表の有無に関わらず、報道機関に対する各部所管の詳細な情報提供は、広報担当または広報担当と調整のうえ各部において実施する。

3 広聴活動

災害時における広聴活動を強化し、市民からの要望事項は直ちに関係機関と連絡をとり、調査するとともに速やかに処理する。

4 市民災害相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律等の専門相談に対応するため、関係部及び関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に市民災害相談窓口を開設するとともに、被災者の復興支援につながる各種支援施策等をきめ細やかに情報提供を行う。

また、要配慮高齢者・障害者等からの相談に対応する窓口を開設する。

5 災害広報における個人情報の取扱い

市が公表する情報には個人が特定される情報は含まないことを原則とするが、死者や行方不明者等が発生し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要かつやむを得ないと認められる場合には、プライバシーの保護に留意しつつ、必要最小限の個人情報を公表するものとする。

第5章 各種災害の応急対策

第1節 火災の消防応急対策

地震による火災から市民の生命と財産を保護するため、消防署・消防団など全消防力の機能を高度に活用して、その災害を軽減することを目的とする。

大綱は次のとおりとし、活動の詳細は「消防計画（地震災害対策計画）」で定める。

1 震災配備体制の確立

消防対策部は、「消防計画（地震災害対策計画）」に基づき、全消防機能を活用した震災活動体制を速やかに確立する。

(1) 消防職団員の参集

消防職団員は、非常事態の発生を知り、又は、地震発生による被害の可能性が十分予測される情報を知ったときは、所定場所へ自動参集する。

(2) 消防部隊の編成

初動期において、多発火災や救助要請の殺到する災害となったときは、消防団等と連携し、速やかに部隊の編成を行う。

(3) 通信手段の確保

ア 119の受信体制

市消防本部の指令台で119通報の受信が不能となったときは、市消防本部指令室の迂回による加入回線で受信し、情報収集を行う。

イ 通信統制

消防長は、重要情報の交信を円滑にするため消防無線の通信統制を行う。

(4) 各種資機材の確保

大震災時の消防活動には、重量物障害によって道路通行不能や救助不能状態が多発し、特に災害活動初期の道路の通行障害は消火活動に大きな障害要因となる。そのため災害対策本部は、重量物の除去等のできる建設重機類の調達を迅速に行えるよう事前整備に努める。

2 消防活動方針の決定

消防長は、災害規模や被害状況などにより、大局的な判断に基づき、速やかに消防活動方針を決定する。

3 情報収集・伝達活動

消防対策部は、効果的な災害活動を展開するために、あらゆる手段を駆使して情報の収集に努める。

(1) 消防職団員等の参集途上の情報

参集途上の道路状況・災害発生や水利状況など消防の重要情報の収集に努めるとともに、参集後に情報整理して警備課に報告する。

(2) 災害現場からの情報収集

各出場隊は、災害活動を通じて市民等から災害情報を収集して警備課に報告する。

(3) 情報伝達

警備課は、収集した情報を整理分析して、効率的な部隊運用を図るとともに重要情報は災害対策本部に伝達する。

4 消防広報活動

消防対策部で把握した災害状況、消防活動状況に基づき、予防課は適切な広報を実施する。

(1) 出火防止広報

出火延焼危険の高い地域や指定避難所周辺道路等を優先して広報する。

(2) 警戒区域の広報

災害の発生、若しくは発生のおそれがあり、市民の生命保護のために火災警戒区域・消防警戒区域を設定したときは、区域からの退去、出入りの禁止、若しくは制限を広報する。

(3) 避難情報の広報

災害対策本部から発令される避難指示等の避難情報に基づいて、指揮統制部、市民対策部と連携して広報を実施する。

5 消火活動

大震災時の消火活動は、「消防計画（地震災害対策計画）」に基づいて、同時に火災・救助・救急事象が多発することから、初動時に出場隊を予め定められた地域に分散配置し、情報収集や消火活動など最大限の消防力発揮に努める。

(1) 水利の確保

消火栓使用不能の場合は、防火水槽・プール・河川・ため池・農業水路などを活用して水利の確保に努める。

(2) 臨機応変な部隊活用

消防署班の部隊運用は、「消防計画（地震災害対策計画）」に基づき、効率的に行うことを基本とするが、災害状況、気象状況、延焼防止条件などによって臨機応変に行う。

(3) 他隊への応援要請

延焼の防止や人命の安全確保のために応援部隊が必要な場合は、速やかに応援を要請する。

(4) 飛火の警戒

火災の状況、方向、風速等により飛火火災の発生危険があるときは、風下建物に事前注水を行ったり、市民に自己防衛行動を働きかける警戒広報を実施する。

6 特殊火災の消防対策

(1) 危険物・高圧ガス等の火災

ア 関係機関は、危険物・高圧ガス・火薬類・毒劇物・管理化学物質及び放射性物質

による災害が発生したとき、又は、災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、警察等関係機関とも十分連携し、市民の避難など応急対策を実施する。

イ 施設の管理者は関係機関に対して、直ちに通報・連絡するとともに、初期防除を実施する。

(2) 高層建築物火災

ア 高層建物の火災は、平面的な防ぎょ活動と異なり立体的な活動を要するので、梯子車等の選択出場を行う。

イ 人命危険が高いので、当初より人命救助を主眼とした消防活動を行う。

ウ 市消防本部に対象物の防火関係資料等を常に備えておき防ぎょ活動の参考にする。

7 応援部隊の誘導

他市に対して応援部隊を要請する場合は、次の諸点に留意して行う。

- (1) 応援部隊集結場所の明示
- (2) 所要の車両台数及び車種の明示
- (3) 誘導員の派遣
- (4) 最高指揮者の意図の徹底
- (5) 有効な水利への誘導
- (6) 防ぎょ部署の指定

第2節 二次災害の防止

市、府をはじめ防災関係機関は、地震活動による地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努めるものとする。

1 公共土木施設等

(1) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市、府及び施設管理者は、道路・橋梁等の被害状況を早期に把握するため、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を実施するとともに、市域の山間部等で指定されている急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所などについてはパトロール等を強化するとともに、必要に応じて府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会（斜面判定士等）の協力を得て、二次災害の防除を図る。

(2) 避難及び立入り制限

市、府及び施設管理者は、著しい被害が生じるおそれのある場合は、速やかに茨木警察署、関係機関及び自治会長等の協力を得て関係住民に連絡する。

また、必要に応じ、最寄りの指定避難所への避難指示等を行うなど適切な避難対策を講じるとともに、被災施設・危険箇所への立入り制限を実施する。

2 公共建築物

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

建築対策班は、指定避難所の施設管理者と協働で施設の安全点検を速やかに実施する。

3 民間建築物・宅地

(1) 被災建築物・宅地の把握・対応

ア 市は、民間建築物の被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域を定めて、被災建築物の応急危険度判定を実施するため、府に対して被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

イ 被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等により被災建築物の居住者等に、その応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

ウ 市は、宅地の被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施するため、必要に応じ府に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

エ 被災宅地危険度判定士の協力を得て、危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

オ 応急危険度判定の実施にあたっては、把握した市内の被災状況や避難者数等を考慮して対象地区や実施方法等を検討し、速やかに市民へ広報する。

カ 市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

4 危険物施設等

(1) 施設の点検、応急措置

危険物施設等（危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等）の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を実施する。

(2) 避難及び立入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、ただちに消防署、茨木警察署等の関係機関や市民に連絡する措置をとる。

通報を受けた市長は、茨木警察署長と連携を密にし、付近住民等に対する火気使用の制限、避難情報の発令等の必要な措置を講じるとともに、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入り制限を行い、二次災害の防止に努める。

また、飲料水汚染のおそれのある場合は、ただちに市水道部、消防署等に通報し、取水制限等が講じられるよう二次災害の防止に努める。

5 農業関係施設

市は、ため池や水路等を含む農業関係施設の被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

また、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施設管理者に対し、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等、応急措置の技術指導を行うとともに、府の協力のもと、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

第6章 避難対策

第1節 避難

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難情報の発令、避難誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者のとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

1 高齢者等避難、避難指示

市長は、市民の生命又は身体を地震による二次災害等から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等の避難情報を発令する。市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、避難行動が必要な地域を示して発令する。

また、市は、府からの助言に基づき、遅滞なく避難情報を発令する。

(1) 避難指示の実施責任者

市長は、市民に避難指示を行う場合、その他の実施責任者と連絡協議して行い、そのいとまがない緊急の場合には、それぞれの実施責任者において実施し、事後速やかに相互に連絡する。

なお、市長は避難の措置状況を直ちに府知事に報告する。

避難指示の実施責任者については、次のとおりとする。

ア 市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに府知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

第6章 避難対策

府知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

イ 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

ウ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

エ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

オ 市長は、避難行動要支援者の個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者への避難の指示や避難支援を実施する。

(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、要配慮者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、災害対策基本法に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

(3) 避難住民への周知

市長は、避難指示等を行う住民に対して、避難先、避難経路、避難理由、避難指示等の実施責任者等を明示し、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール、インターネット等により周知徹底を図る。

また、市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

ア 伝達・周知

(ア) 避難準備信号

サイレン——サイレン5秒——（休止15秒）——サイレン5秒——（休止15秒）——サイレン5秒——（休止15秒）

(イ) 避難信号

サイレン——サイレン1分——（休止5秒）——サイレン1分——（休止5秒）——サイレン1分——

(ウ) 広報車による伝達

市・茨木警察署・市消防本部等の広報車により避難地区を巡回して周知する。

(エ) 個別伝達

避難が夜間かつ停電時の場合は、完全に周知徹底することが困難であるので、地域の消防団や自治会等で班編成し、個別に伝達する。

高齢者等避難	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示を発令する必要が予想される場合
避難指示	当該地域又は土地、建物等に二次災害の発生するおそれがある場合

(4) 避難者の誘導等

ア 市

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

市民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の市民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行い、特に避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

エ 避難準備の注意事項

(ア) 避難後の戸締まりを行う

(イ) 火気・危険物等の始末を完全に行う

(ウ) 非常持ち出し品は、必要最小限度にとどめる

(エ) 服装は軽装とし、ヘルメット等で頭を保護する

(5) 広域避難

ア 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

(6) 警戒区域の設定

災害時における市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

ア 設定者

(ア) 市長は、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(イ) 知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実

第6章 避難対策

施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条)

(ウ) 警察官は、市長(権限の委任を受けた市の職員を含む)が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(エ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

イ 規制の内容

市長等は警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入り禁止の措置を講じるとともに、茨木警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(7) 公用負担

市長は、茨木市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市の区域内私有の土地・建物・その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木・その他の物件を使用し若しくは収用する。

代行権者…警察官(災害対策基本法第64条第7項)

ア 前項の措置をとったときは、土地・建物の占有者等に対して、当該土地建物等の名称・種類等を通知する。

イ 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとる。

ウ 工作物等を除去したときは、これを保管するとともに、当該工作物等の名称・種類を公示する。

(8) 住民等に対する従事命令等

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、茨木市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる。(災害対策基本法第65条第1項)

代行権者…警察官(災害対策基本法第65条第2項)

なお、従事命令を発したときは、当該応急措置の実施に応じた者の人員・氏名を把握する。

(9) 被災者の運送

府は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

2 指定避難所の開設・運営

市は、災害が発生したとき、指定避難所を開設し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に避難することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡

回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、施設の確保や避難者の移送等について府へ支援を要請する。

(1) 指定避難所の開設

ア 指定避難所

市長等が避難指示等を行った場合、市は、施設管理者や地域住民の協力を得て指定避難所を開設するとともに、市長は、直ちに職員を避難所要員として指定避難所に派遣し、避難者の把握と避難所運営の準備を行う。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

避難所の開設にあたっては目視等により避難所施設の安全点検を実施し、余震等による2次災害のおそれがないと確認してから、避難者の受入を行う。安全点検の結果、2次災害のおそれがあるなど危険な安全が確保できない場合は、避難所要員は指定避難所の開設を中止し、市本部へ報告する。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関に要請するなど、必要な施設の確保を図るとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を開設・維持することの適否を検討し、必要に応じて、避難所を指定する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

イ 開設の時期

- (ア) 市域で震度5弱以上を観測したとき
- (イ) 災害発生のおそれがあり、避難情報が出されたとき
- (ウ) 緊急を要する自主的な避難要請があったとき
- (エ) その他必要と認めるとき

ウ 要配慮高齢者・障害者等のための福祉避難所

市は指定避難所と同様に、施設管理者や地域住民の協力を得て、災害発生後、福祉避難所として使用する施設の安全状況を確認し、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者の受入れができる体制を構築する。

市及び府は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

(ア) 指定福祉避難所

特に配慮が必要な高齢者や障害者など特定の受入対象者を滞在させることを想

第6章 避難対策

定して市が予め指定した施設。

(イ) 福祉避難施設

「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」に基づいて、茨木市高齢者サービス事業所連絡会及び茨木市障害福祉サービス事業所連絡会が災害時に要配慮者の受入れを行う施設として登録した施設。なお、災害時の避難者の状況に応じて順次開設する。

(ウ) 福祉避難所等での要配慮者への支援

- (a) スロープ等設備の設置
- (b) 生活必需品等の物資や機材の提供
- (c) ケアサービスの提供
- (d) 避難所での情報提供
- (e) 生活相談員等の配置

エ 関係機関への報告

指定避難所を開設した時は、直ちに市本部を通じて避難所開設の状況（開設の日時、場所、施設名、受入れ状況等）を府知事及び茨木警察署長に対して報告する。

また、避難所要員は、避難者名簿、開設日誌、物品出納簿等を記録し、定められた時間ごとに市本部へ報告する。

(2) 指定避難所の管理・運営

ア 避難受入れの対象者

災害により、現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者で避難を必要とする者

(ア) 災害により現に被害を受けた者

- ・住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ・現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

(イ) 災害により現に被害を受けるおそれがある者

- ・避難情報が発せられた対象地域の市民等
- ・避難情報が発せられた対象地域の市民ではないが、緊急に避難を要する者
- ・その他避難が必要と認められている場合

イ 指定避難所の管理・運営

(ア) 避難所要員が到着するまでは、施設管理者が管理する。

(イ) 指定避難所責任者は、当初は避難所要員があたり、その後避難所・市民相談班が総合調整を行い、各部に引き継ぐ。

(ウ) 避難所要員及び避難所・市民相談班は、市民、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関等の協力を得て、指定避難所の管理・運営を行う。なお、避難生活が長期にわたることが予想される場合には、避難者による自主運営の推進を図るとともに、民間事業者等への外部委託を活用する。

(エ) 指定避難所の円滑な運営管理のために指定避難所に派遣した避難所要員は、指定避難所の自治組織の結成を促し、避難者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。

(オ) 指定避難所に指定されている学校は、生徒の安全確保及び学校の早期再開に努め

るが、指定避難所開設当初においては、教員は可能な範囲で指定避難所の運営に協力するものとする。

【運営の留意事項】

- ・指定避難所ごとにそこに受入れされている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車、その他指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びにこれらの情報の府への報告
- ・混乱防止のための避難者心得の掲示
- ・応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- ・生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握
- ・食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保
- ・避難行動要支援者への配慮
- ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など指定避難所の衛生環境の把握と医師や看護師等による避難者の健康状態の把握に努め、必要な措置の実施
- ・多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- ・相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- ・高齢者、障害者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮
- ・避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- ・家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師や動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- ・正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること
- ・各避難所の運営者を含めた避難所の良好な生活環境の継続的な確保のための専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換の実施
- ・指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、指揮調整班は、医療衛生対策班や避難所・市民相談班と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

また、市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、指定避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着

の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

さらに、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ウ 指定避難所の集約及び閉鎖

(ア) 災害復旧状況や避難者の状況を勘案し、避難者が帰宅できる状態となったと認めるときは、指定避難所の統合・集約又は指定避難所の閉鎖を決定し、指定避難所責任者に必要な指示を行う。

(イ) 指定避難所責任者は、市本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

(ウ) 指定避難所の統合・集約を行う場合は、避難者の生活拠点、避難者数、被災者の態様や地域の福祉的な支援体制等を総合的に考慮したうえで、統合・集約する指定避難所を決定する。なお、統合・集約する指定避難所の決定にあたっては、良好な生活環境の確保に適した施設を優先し、施設の平常利用の妨げにならないよう配慮する。

(3) 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、また、指定避難所に避難する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討し、実施する。

第2節 福祉活動

1 避難行動要支援者の被災状況の把握

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、国が示す指針を踏まえ、自治会、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会等の協力を得て避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、被災状況の把握に努める。

また、被災により保護者を失う等の要配慮児童の早期発見、保護に努める。

個別避難計画が策定されている災害時要配慮者の安否確認では、個別避難計画等に基づき、避難支援等関係者と連携し、安否確認及び避難誘導の支援を行う。

(2) 医療・福祉・介護ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、支援活動や組織的な福祉サービスが提供できるよう民生委員・児童委員、保健所等の関係機関と連携して医療・福祉・介護ニーズの把握に努める。

2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣し、支援する。

(1) 情報の伝達及び在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者に対し、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、必要な情報を伝達できる体制を民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得て確保するとともに介護サービス、介護予防・生活支援サービス及び障害福祉サービスがニーズに応じて、継続的に提供できるよう事業所サービス、地域包括支援センター及び居宅介護支援を実施している事業者と連携する。

(2) 福祉避難所等での受入れ

被災した避難行動要支援者が、より安定した避難生活を送れるよう市が指定する福祉避難所や災害協定に基づく福祉避難施設等での早期受入れに努める。

(3) 避難行動要支援者の施設への緊急入所

居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人及び家族の意思を尊重したうえで、社会福祉施設等への緊急入所の対応を行う。

第3節 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4節 災害時の警備

1 警察の任務

茨木警察署は、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、関係機関と緊密な連携のもとに、各章に定める災害の予防・応急・復旧に伴う諸活動を実施して公共の安全と秩序の維持にあたる。

2 警備体制

茨木警察署は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、その災害規模に対応した所要の警備体制をとる。

(1) 警備本部の設置

茨木警察署に警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(2) 警備部隊の編成運用

茨木警察署は、勤務中の警察職員及び非常参集者をもって警備部隊を編成配置する。

なお、被害が甚大で茨木警察署の部隊で不足する場合には、府警察本部に応援部隊を要請する。

3 警備措置

(1) 事前の措置

- ア 危険箇所及び危険地域等の実態調査
- イ 予警報の伝達又は伝達協力
- ウ 自主防犯についての注意指導、警告広報
- エ その他関係機関が行う災害防ぎょ活動に対する援助協力

(2) 災害発生時（後）の措置

- ア 避難誘導
- イ 被災者の救助救出
- ウ 交通規制及び緊急交通路の確保
- エ 検視活動
- オ 被害調査及び被害情報の収集
- カ 権利及び利害の錯綜による紛争事案の警戒
- キ 流言飛語の防止などの広報活動
- ク 関係機関の行う救助活動に対する援助協力

第7章 救助救急及び医療救護対策

第1節 救助・救急対策

災害のため生命・身体が現に危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対しては、応急措置及び医療機関への搬送並びに救助を行う。なお、救急・救助活動の詳細については、消防計画に定める。

1 救助方法

(1) 行方不明者等の搜索

消防対策部及び民生対策部福祉・安否確認班は、茨木警察署や自衛隊の協力を得て行方不明者等の搜索にあたるとともに、行方不明者等の情報収集を行う。

また、被災の状況により、事業者や消防団、また、自治会等に協力を依頼するなど、民間企業・団体や地域住民の応援を得て実施する。

(2) 救助体制

ア 災害対策本部設置中の救助活動については、消防、警察及び市民等の協力により救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入し迅速な救助作業にあたるものとする。

イ 市単独では救助作業が困難であり、かつ救助作業に必要な資機材等の調達を要するときは、府及び近隣市に応援を要請する。

ウ 上記イで対応できない規模の災害が発生したときは、府を通じ、緊急消防援助隊及び自衛隊に応援を要請する。

(3) 発見者の通報

救助の要する者を発見したときは、直ちに市長又は警察官(署)若しくは消防署員(署)に通報する。

(4) 救助方法

ア 災害対策本部は、市消防及び茨木警察署と緊密な連絡を取り、必要に応じ他の機関や民間の関係事業所等の協力により、救援車・救助工作車・重量物除去車や専門機器等の応援を求め救助作業にあたる。

イ 救助した負傷者は、直ちに救急車でその症状に適合した医療機関等へ搬送する。

ウ 復旧作業との関連及び特殊機器を要する作業については、自衛隊の派遣を要請し、その人員・資機材等を活用する。

2 救急方法

(1) 救急搬送にあたっては、負傷者の状況、医療救護所・病院等にいたる道路の状況を把握し、迅速に搬送する。

また、災害現場で救急処置を施す必要のある者が多数の場合、医療関係機関で構成される医療救護班の出動等を要請する。

(2) 現有の救急車両や人員で実施が困難な場合、近隣市町の消防機関や民間の関係事業所に応援を要請する。

- (3) 負傷者を搬送する必要があるときは、府等の関係機関にヘリコプターの応援を要請する。

第2節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、大阪府災害時医療救護マニュアル等に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、緊急医療及び助産の必要な被災者等のうち、災害のため医療機関等が混乱し、適切な医療及び助産を受けることができなくなった者に対して、茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会をはじめ、医療関係機関等により、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。以下同じ。）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

1 基本方針

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅延することとなるが、市は、災害医療協力病院等の医療関係機関と密接な連携のもと、可能な限り短期間における被災傷病者等の収容治療、重症患者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを実施する必要がある。

大規模な災害発生時には、平時の救急医療機能に準じ災害拠点病院、災害医療協力病院を中心として、事前もしくは災害発生時に開設することを承諾した医療機関を可能な限り臨時指定医療救護所と位置づけ医療救護活動を行う。ただし、施設が被災もしくは被災傷病者等多数により当該施設内での診療が不可能な場合は、位置づけた臨時指定医療救護所以外の場所に医療救護所を設置もしくは指定避難所に併設する指定医療救護所において医療救護活動を行う。さらに、既存の疾患の進行や災害神経症について、可能な限り対応を行う。

2 災害医療情報の収集・提供

(1) 市

市は、茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会及び災害医療協力病院等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについての的確に把握する。

また、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び府防災行政無線等を用いて、災害に係る医療情報を速やかに府へ報告するとともに、可能な限り市民に対する医療関連情報の提供に努める。

(2) 府

府は、市からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）又は大阪府救急・災害医療情報システム及び府防災行政無線等を用いて、被災状況、医療機関の活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入情報を一元的に把握し、速やかに市などの関係機関及び府民に情報を提供する。また、必要に応じてライフライン事業者に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧にかかる対策等を要請する。

3 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

市、府及び医療関係機関は、被災傷病者等の応急処置及び応急治療を行うため、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、市あるいは府の定める参集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。

ア 市

市は、災害発生後、災害の状況に応じ速やかに医療救護所の開設を決定するとともに、医療救護班を編成・派遣し医療救護活動を実施する。また、必要に応じて、府（大阪府茨木保健所）を通して医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行い、活動場所（医療救護所等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図る。

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府（大阪府茨木保健所）を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

イ 府

府は、市から要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行い、活動場所（医療機関・救護所・航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図る。

また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）に関しては、調整本部を設置し、必要に応じて、国及びDPAT事務局に対して他府県のDPATの応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し、調整を行う。

ウ 災害拠点病院等

次の医療関係機関は、府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。

（医療関係機関）

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学

(2) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

医療関係機関は、原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の開設・運営

ア 市は、必要に応じて災害現場付近に応急救護所を設置し開設・運営するとともに

に、指定避難所に併設する指定医療救護所のほか、必要に応じて適当な場所に医療救護所を開設し運営する（「4 現地医療活動」参照）。

イ 市は、事前もしくは災害発生時に医療機関の開設者から医療救護所を設置し開設することについて承諾が得られた場合は、医療機関を臨時指定医療救護所として指定する。

ウ 第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。

(4) 医療救護班の受入れ・調整

ア 市

市は、派遣要請をした医療救護班の受入れ窓口を災害時医療対策本部に設置し、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

イ 府

府は、府内医療関係機関並びに国及び他府県へ派遣要請した医療救護班を受入れ、市への派遣調整を行う。

4 現地医療活動

(1) 市内医療機関による応急医療活動

市内の被災を免れた災害医療協力病院（二次救急告示病院）、市内診療所等による応急医療活動を実施する。

(2) 応急救護所及び医療救護所の開設

ア 応急救護所及び医療救護所の開設基準（目安として震度6強）

(ア) 現地医療機関が被災し、その医療機能が低下したため、現地医療機関だけでは対応しきれないとき。

(イ) 被災傷病者等が多数で、現地医療機関だけでは対応できないとき。

(ウ) 被災地付近に対応可能な医療機関が無く、被災地付近での対応が必要なとき。

(エ) 被災地の医師が必要と認めたとき。

(オ) その他、災害時医療対策本部が開設の必要があると認めたとき。

イ 救護所の開設

(ア) 医療救護所の開設場所は、アの開設基準に基づく市災害時医療対策本部の判断を踏まえ、市災害対策本部が決定する。

(イ) 応急救護所は、必要に応じて、災害現場付近に設置し開設する。

(ウ) 指定医療救護所は、表「指定医療救護所（災害用医薬品備蓄拠点）」のうちから必要に応じて開設する。その他、対応が可能な医療機関を臨時指定医療救護所として指定し開設する。

(エ) 救護所の運営等は、救護所運営マニュアル等に基づき行う。ただし、運営マニュアル等に無い事項については、現地に派遣されている医療救護班等及び市災害時医療対策本部が協議のうえ決定する。

(3) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

府等から派遣される医療救護班、災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、市災害医療センター及び応急救護所で応急処置やトリアージ（負傷者の選別）等の現地救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

茨木市医師会等並びに医療救護所に指定された医療機関に所属する医療従事者及びその職員により編成される診療科別医療班に加えて府等から派遣された診療科別医療班等が、医療救護所において通常診療再開を視野に入れつつ、主に軽症患者に対する医療活動や被災住民等の健康管理等を行う。なお、出動に当たっては、原則として医療機関で所有する車両等を活用する。

(4) 被災地域外からの医療救護班の派遣要請

多数の死傷者が発生し、茨木市医師会所属の医療救護班と市内の災害医療協力病院（二次救急告示病院）のみでは迅速な応急医療活動が困難と判断された場合には、府（大阪府茨木保健所）を通して日本赤十字社大阪府支部等の医療関係機関に、医療救護班の派遣を要請する。

なお、医療救護班の受入れにあたっては、災害時医療対策本部が医療ボランティア等の活用も含め、府（大阪府茨木保健所）の支援・協力のもと、配置調整を行う。また、医療救護班が輸送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保する。

(5) 現地医療活動の継続

府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

5 後方医療活動

災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び災害医療協力病院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する後方医療を実施する。なお、これらの患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

被災地域内の救護所や医療機関では対応できない患者が発生した場合や、病院等が被災したため継続して医療の確保が困難な場合は、被災地以外の医療機関への受入れを府に要請する。

(1) 患者搬送手段の確保

患者を陸上搬送する場合は、災害時の緊急交通路を通行可能な救急車を原則として使用する。また、緊急を要する場合は、府に要請しヘリコプターによる緊急搬送を行うなど、救命医療を最優先とする搬送手段の確保を図る。

(2) 受入れ病院の選定

市は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(3) 災害医療機関の役割

ア 災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整及び府内のDMA Tの派遣調整を行う。

(イ) 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ・24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- ・災害派遣医療チーム（DMA T）及び医療救護班の受入れや派遣及びこれに係る調整
- ・地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援
- ・患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれにかかる地域医療機関との調整
- ・地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

イ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

(ア) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

(イ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整

(ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援

(エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

ウ 災害医療協力病院

平時の救急医療機能に準じ、救急要請等により転搬送もしくは直接来院した中等症患者及び軽症患者への医療を提供する。

エ 市災害医療センター

市災害医療センターは、主に入院を要する中等症患者の受入れ・集約拠点であり、災害時の医療情報の集約並びに応援部隊の活動拠点として、災害時の医療情報の把握・分析・評価及び医療救護班等の応援部隊の受入れを行う。

オ 医療救護所

医療救護所は、指定避難所等に併設される指定医療救護所のほか、状況に応じ医療機関（臨時指定医療救護所）を指定するものとし、災害発生直後から中長期間にわたって、通常診療再開を視野に入れつつ、主に軽症患者に対する医療活動や被災住民等の健康管理等を行う。

6 医薬品等の確保

(1) 市

ア 災害時の医薬品等の確保は、保健医療センター及び市内10か所の指定医療救護所の医薬品等備蓄により対応するとともに、市内の医療関係機関に対しても協力を要請する。

イ 茨木医薬品備蓄センターで医療用備蓄を行っている茨木市薬剤師会と連携して確保する。

ウ 府備蓄センターに必要医薬品等の支援を要請する。

エ 医療の救援物資については、保健医療センターに集積し、医療機関等に供給する。
なお、医薬品等の物資の受入れ、輸送等の供給方法等については別に定める。

(2) 府

府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。

(3) 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の供給活動を実施する。

7 個別疾患等対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病等の患者に対して、府及び医療関係機関と協力して継続して医療が受けられるように努める。

8 市民への周知

市は、トリアージについて、市民の理解を図るため周知する。

第8章 交通輸送対策

第1節 交通規制・緊急輸送活動

市、府、防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

府警察及び道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、府、府警察及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

市、府、府警察及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 市、府、道路管理者

(ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

(イ) 通行規制

道路管理者は、道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 道路啓開等

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動の

命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 府警察

(ア) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(イ) 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

(4) 近畿地方整備局の対応

被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。

(5) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(6) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象や期間等を表示した標識等を設置する。

2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

4 輸送手段の確保

市は、公用車及び応援車の活用及び、必要に応じて日本通運株式会社（大阪支店）、一般社団法人大阪府トラック協会などの運送事業者の協力により、輸送手段を確保し、応急輸送活動を行う。

府は、府警察、自衛隊、並びに日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合などの運送事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に指定避難所までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう努める。
- (3) 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、適切な輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合及び一般社団法人大阪バス協会など運送業者に連絡する。

6 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金収受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

8 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

- (1) 輸送基地の確保

ア 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。

イ 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。

ウ 市及び府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

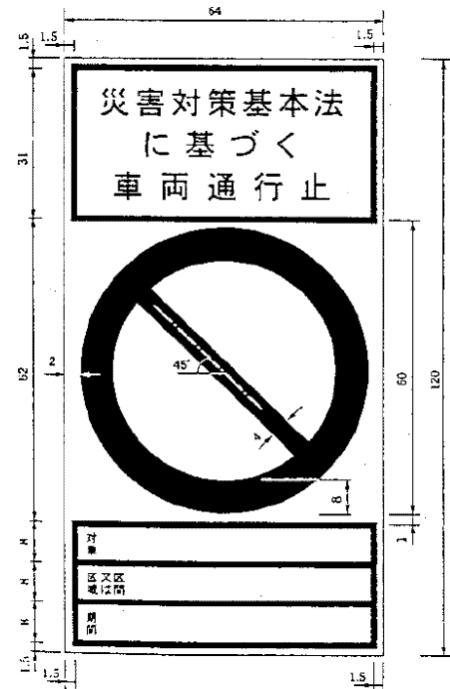
(2) 輸送手段の確保

市及び府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

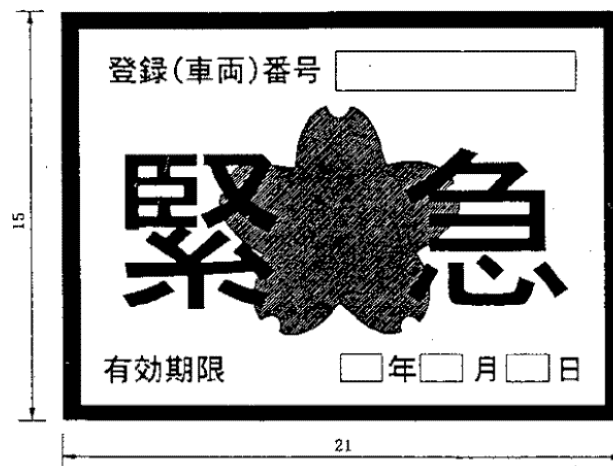
緊急通行車両以外の車両通行止標示

備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線は青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白地とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



緊急通行車両標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2節 交通の維持復旧

鉄軌道、道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

1 交通の安全確保

(1) 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

(2) 各施設管理者における対応

ア 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社）

(ア) 地震の場合は、予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

(イ) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防、警察、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。

(ウ) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

(ア) 地震の場合は、予め定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。

(イ) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防、警察に通報し、出動の要請を行う。

(ウ) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

2 交通の機能確保

(1) 障害物の除去

各施設管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各施設管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

(2) 各施設管理者における復旧

ア 鉄軌道施設

(ア) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

(イ) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

(ウ) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

イ 道路施設

(ア) 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路

は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

- (イ) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (ウ) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- (エ) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第9章 緊急物資の供給

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は府に要請することができるとともに、府は、被災市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1節 物資等の運送要請

1 市及び府

市及び府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

市及び府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

2 運送事業者

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、市又は府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送の要請等に対

応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

第2節 給水活動

市は、府及び府内水道（用水供給）事業体等と協力して、地震により飲料水の確保が困難な被災住民に対して、速やかに給水活動を行う。

1 応急給水活動

(1) 応急給水拠点における応急給水活動

一時避難地等に整備する緊急貯水槽（飲料水兼用の耐震性貯水槽）や浄水場、配水池等の応急給水拠点において、給水活動を行う。

(2) 給水車等による応急給水活動

避難所等において、給水車等による運搬給水活動を行う。

(3) 医療機関等への応急給水活動

人工透析等に必要な医療機関及び福祉施設からの給水要請については、被害状況に応じて優先的に対応する。

2 給水用資機材の調達

給水用資機材については、関係協力団体等に協力要請を行い調達する。

(1) 給水タンク (2) ポリタンク (3) 給水車 (4) 運搬車両 (5) 給水袋

3 その他の措置

(1) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮設配管の布設による給水の実施

(2) 飲料水の水質検査及び消毒

4 給水量

発生後3日間は、被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

5 広報活動

市民への給水活動に関する情報（断水状況、給水方法等）について広報活動を行う。

6 応援体制

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府は必要に応じて大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

7 応援要請

災害時において、本市の給水能力を超える供給が必要と見込まれる場合は、関係機関等に応援要請を行う。

(1) 府内水道（用水供給）事業体 災害対策本部から大阪府水道災害調整本部を通じて要請する。

(2) 自衛隊	災害対策本部から府知事に要請の要求をする。
(3) 茨木市水道工事事業者	水道部から要請する。

8 応急復旧及び汚染防止

- (1) 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するための保全対策を実施する。
 - ア 緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
 - イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (2) 水道施設が被災し、又は水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとる。
 - ア 水道施設の損壊、漏水の障害を応急復旧する。
 - イ 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用禁止及び制限等の措置をとる。
 - ウ 水道施設の損壊等により、水道水の供給が広範囲に不可能となったときは、直ちに事故報告書を府に提出する。

第3節 食糧及び生活必需品の供給

市は、府及び関係機関と協力して、被災地へ迅速かつ円滑に食糧及び生活必需品等を供給するための措置を講じる。

1 関係機関の役割

(1) 市

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- ア 指定避難所毎の必要量算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している物資の調達

(2) 府

市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- ア 被災市町村毎の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している物資の調達
- エ 市町村間の応援措置について指示
- オ 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整
- カ 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- キ 不足する場合は、関西広域連合に要請
- ク 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点等、市町村の集積地まで輸送

(3) その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

- ア 農林水産省
応急用食料品の供給に係る要請及び調整並びに米穀の供給
- イ 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡

- ウ 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- エ 経済産業省
被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整
- オ 近畿経済産業局
生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- カ 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

2 食糧の供給

(1) 対象者

- ア 指定避難所に避難した者
- イ 住家が全焼・全壊・半焼・半壊等の被害を受けて炊事のできない者
- ウ 災害によりやむを得ず一時的に滞在を余儀なくされる者
- エ 被災地において救助作業、その他の緊急災害対策の業務に従事する者（ただし、災害救助法に基づく救助の対象にならないことに留意する。）
- オ 炊事は可能であるが、原材料等を得られないため食物を得られていない者

(2) 食糧の調達・供給

地震による被害状況から食糧の供給が必要と判断される場合は、必要な食糧を確保・供給するための措置を講じる。

- ア 必要とする指定避難所等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、調達供給計画を立てる。

なお、食糧の調達、救援が必要な場合は、流通業者や府に要請を行い、必要な食糧を確保する。

(ア) 備蓄食糧

市が、あらかじめ災害用に備蓄している食糧品等を各指定避難所に設置している備蓄品保管庫からの提供に加え、市内11か所の災害用生活物資備蓄拠点から搬出し、各指定避難所等へ配布する。

(イ) 調達食糧

市内の流通業者等に手配のうえ必要品を調達し、業者等による指定避難所等へ直接搬送を原則とする。

(ウ) 救援食糧

市において食糧の調達が困難な場合は、府及び関係機関に要請する。

- a 府から必要数を受領し、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。なお、おにクル開館後は、おにクルに災害用物資輸送拠点を設置する。

『災害用物資輸送拠点の指定』

【第一次物資輸送拠点】

災害の状況により、救援物資等の集積所を1か所確保する必要がある場合

は、第一次物資輸送拠点として「茨木市立南市民体育館」を指定する。

【第二次物資輸送拠点】

災害の状況により、第一次物資輸送拠点が使用できない、又は使用する必要がない場合は、第二次物資輸送拠点として「中央公園地下駐車場」を指定する。

ｂ その他の団体等から食糧の救援を受けた場合も同様の措置とする。

イ 食糧の供給は、原則として指定避難所で実施する。また、食糧の受入れ・配布等は、避難所内自治組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。なお、食糧の供給は流通機能の回復までの期間とする。

ウ 食糧の調達は、アルファ化米等災害備蓄食に併せて、ロングライフパンや包装米飯、レトルト食品、缶詰などで量の確保に努めるとともに、乳幼児、高齢者や病弱者用の特殊な食品（乳児用ミルク、離乳食、アレルギー除去食、介護食、特別食等）の確保にも努める。また、避難所での生活が長期化する場合は、管理栄養士、または栄養士の助言を得て、メニューの多様化、適温食の提供、栄養量や栄養バランスの確保等、食事の質の確保に努める。

この際、災害救助法の適用を受けている場合は、積極的に特別基準の活用を図る。

(3) 食糧の搬送

市が実施する搬送については公用車及び応援車を用いる。また、状況に応じて運送業者等に委託する。

(4) 食糧受払の管理

食糧の受払いについては、食糧の種類、数量、搬送場所等を確認のうえ、食糧受払い簿等を作成し、適切な管理を行う。

(5) 府への報告

他の市町村に要請した場合は、府に報告する。

3 炊き出し

(1) 炊き出しの実施

避難状況、ライフラインの復旧状況及び協力体制等を勘案し決定する。

(2) 炊き出しの場所

指定避難所で給食（調理）室を利用できる場合は、調理員の協力のもと、施設管理者の許可を得て利用するものとする。また、利用不能の場合や給食（調理）室がない指定避難所については、応急的な調理設備等の確保に努める。

(3) 炊き出しの体制

ア 避難所内自治組織、地域の各種団体、自衛隊等の協力を求めて実施する。

イ 小学校等の給食（調理）室を利用する場合は、学校調理員や施設管理者の協力のもと、炊き出しを行う。なお、炊き出しの実施は、流通機能の回復までの期間とする。

ウ 地元事業者等が営業再開するなど、災害の発生から一定期間が経過した後は、市内事業者を活用し、適温食の確保に配慮する。

(4) 食品衛生について

保健所の指導・助言により、食品の衛生管理を徹底するとともに、加熱調理を原則に食中毒の予防に努める。

4 生活必需品の供給

(1) 対象者

住家が全焼・全壊・半焼・半壊等の被害を受けて、生活上必要な被服、寝具、その他の日用品及び生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給物資

被服、寝具その他の日用品及び生活必需品を、状況に応じ現物給付する。

(3) 生活必需品の供給

地震による被害状況から生活必需品の供給が必要と判断される場合は、物資班は各指定避難所と連携を密にして必要な物資を確保・供給するための措置を講じる。

ア 必要とする指定避難所等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、調達・供給計画を立てる。

イ 指定避難所での生活必需品の受入れ・配布等は、避難所内自治組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 救援物資の調達

救援物資の調達、救援が必要な場合は、流通業者や府及び日本赤十字社大阪府支部等に要請を行い、必要な生活必需品を確保する。

ア 調達物資

市内の流通業者等に手配のうえ必要品を調達し、指定避難所等へ直接搬送を原則とする。

イ 救援物資

市において生活必需品の調達が困難な場合は、府及び関係機関に要請する。

(ア) 府から必要物資を受領し、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。

(イ) 日本赤十字社大阪府支部が備蓄する災害用備蓄倉庫から必要物資を受領し、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。

(5) 府への報告

他の市町村に要請した場合は、府に報告する。

(6) 救援物資の集積・搬送

ア 救援物資の集積場所は、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点とし、被災の程度に応じ、本部長の指示する場所に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。なお、おにクル開館後は、おにクルに災害用物資輸送拠点を設置する。

イ 市が実施する搬送については公用車及び応援車を用いる。また、状況に応じて運送業者等に委託する。

『災害用物資輸送拠点の指定』

【第一次物資輸送拠点】

災害の状況により、救援物資等の集積所を1か所確保する必要がある場合は、第一次物資輸送拠点として「茨木市立南市民体育館」を指定する。

【第二次物資輸送拠点】

災害の状況により、第一次物資輸送拠点が使用できない、又は使用する必要がない場合は、第二次物資輸送拠点として「中央公園地下駐車場」を指定する。

ウ 生活必需品の供給は、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携により実施する。

(7) 物資受払の管理

物資の受払いについては、生活必需品の種類、数量、搬送場所等を確認のうえ、物資受払い簿等を作成し、適切な管理を行う。

第10章 環境衛生対策

第1節 廃棄物の処理

1 ごみ・し尿の処理

(1) 初期対応

- ア 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。
- イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) ごみの処理方法

ア ごみの収集順位

衛生上の点から、次のものから優先的に収集する。

- (ア) 腐敗性の高い生ごみや、応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (イ) 浸水したごみや指定避難所等のごみ

イ ごみの処理

- (ア) ごみの処分は、市環境衛生センターのごみ処理施設において行う。
- (イ) 市環境衛生センターのごみ処理能力を上回る大量のごみが発生した場合は、周辺の環境を留意し、公有地を臨時集積場として利用するとともに、他市に対し、ごみ処理についての応援を要請する。

(3) し尿の処理方法

ア し尿の収集順位

衛生的に悪条件の地域や指定避難所施設等のし尿を優先的に収集する。

イ し尿の処理

- (ア) し尿の処分は、市環境衛生センターのし尿前処理施設において行う。
- (イ) 市環境衛生センターのし尿処理能力を上回る大量のし尿が発生すると見込まれる場合は、他市に対し、し尿処理についての応援を要請する。

(4) 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の設置等

ア 仮設トイレ(簡易トイレ含む)設置の基準

指定避難所における仮設トイレ(簡易トイレ含む)設置台数：1台/指定避難所生活者数100人

イ 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の調達

仮設トイレ(簡易トイレ含む)の必要数が不足する場合は、早急に業者へ連絡をとるとともに、指揮調整班を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ・トイレトペーパー
- ・清掃用品

ウ 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の設置

仮設トイレ(簡易トイレ含む)は、指定避難所等公共施設に優先的に設置する。

エ 設置期間

上水道、下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間

オ 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の管理

設置場所の管理者及び地域住民等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

2 ごみ・し尿の運搬

災害時には、市収集車(ごみ、し尿)及び委託の収集車両を動員し、総力をあげて収集・運搬体制をとる。

また、被災の状況から、さらに多数の収集・運搬車両が必要と見込まれる場合は、直ちに近隣市及び府に応援の要請を行うなど、市民生活の良好な衛生環境を保持する。

3 災害廃棄物等処理

(1) 初期対応

関係各部及び関係機関は、災害廃棄物等処理に必要な情報を把握し、応急対策を実施する。

ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 住宅関連の災害廃棄物等処理

住家及びその周辺に発生した災害廃棄物等を、速やかに処理する。

(3) 公共施設上の災害廃棄物等処理

ア 主要道路上の災害廃棄物等処理

道路管理者は災害時に道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている災害廃棄物等を除去・処理する。

イ 河川関係の災害廃棄物等処理

河川管理者等は災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物等を除去・処理する。

ウ 鉄軌道上の災害廃棄物等処理

各鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物等を除去・処理する。

(4) 災害廃棄物等処理上の留意事項

災害廃棄物等の除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

ア 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

ウ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

エ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

オ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

カ 市は、必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボラ

ンティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(5) 除去した災害廃棄物等の処理

ア 多量の災害廃棄物等が発生した場合は、公有地等を臨時集積地として選定する。

イ 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。

ウ 可燃物で再使用不能のものは、焼却する。

エ 臨時集積地に、災害廃棄物等の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(6) 応援要請

関係各部及び関係機関は、市単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じ市本部を通じて府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

第2節 防疫・保健衛生対策

被災地区において、感染症の発生又は発生するおそれがある時は、大阪府茨木保健所、茨木市医師会等の協力を得て、その地区及び周辺地域を消毒するなど防疫措置を実施する。また、二次的健康被害を予防するため、健康・栄養・生活環境の整備等に関する巡回相談などの保健衛生活動を実施する。

1 防疫活動

(1) 防疫活動の実施

府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

ア 指定避難所の防疫措置

指定避難所を開設したときは、必要に応じて、自治会・自主防災組織等の協力を得て次の防疫活動を実施する。

(ア) 消毒措置の実施

(イ) ねずみ族、昆虫等の駆除

(ウ) 指定避難所の防疫指導

イ 各世帯における家屋等の防疫措置

被災家屋等に対し、必要に応じて、自治会・自主防災組織等を通じ各戸に消毒剤を配布する。また、床・壁・手洗設備等の消毒について衛生上の指導を行う。

ウ 健康診断の実施

災害発生後、府の感染症の発生状況及び動向に関する調査に伴い、健康診断の勧告を受けた時は、民生対策部及び関係機関により協力体制をとり、健康診断を実施する。

エ 臨時の予防接種

災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、予防接種の対象及び期間を定めて、臨時予防接種を実施する。

オ 衛生教育及び広報活動

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とするが、感染症予防上必要と認めた場合など被災地の状況に応じ、指導及び指示を行う。

また、感染症が発生した場合は、その発生状況及びその防疫活動等について速やかに広報活動を行う。

(2) 防疫に必要な薬品の調達及び確保

防疫に必要な薬品の調達及び確保を行うとともに、不足する場合は、府に薬品及び資機材の応援を要請する。

(3) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、指揮調整班は、医療衛生対策班と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、

被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、活動の実施にあたっては、府保健所災害対策マニュアルほか各種二次的健康被害予防のための各種マニュアル・活動指針等に基づき活動するとともに、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害者、医療依存度の高い療養者、高齢者等の要配慮者への十分な配慮を行うものとする。

(1) 巡回相談等の実施

ア 市は、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 市は、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

ウ 市は、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

エ 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善について、市に助言する。

(2) こころの健康相談等の実施

市は、災害による心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、災害時に発生する心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを被災地域に設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

【参考】別表：災害フェーズと主な対応

（フェーズの定義は「大阪府保健所災害マニュアル」に準ずる）

（対応概要は「全国保健師長会 大規模災害における保健師の活動マニュアル」を参照）

【フェーズ1・2】初動体制の確立（災害発生から3時間～24時間まで）

- DMA T等による救命救護活動との連携、被災者の安全確保・救急対応
- 被災状況などの情報収集
- 災害保健衛生活動の方針の決定と初動活動体制の確立

救命・救護	医療救護班構成員等として参画
避難所	避難所巡回、避難者全体の把握と健康状態確認、避難所運営担当者との連携
	衛生・健康管理に必要な物品確保
	衛生管理及び環境整備（土足禁止、トイレの衛生、温度・湿度等）
	エコノミークラス症候群の予防啓発、アレルギー対策等
自宅滞在者	医療や福祉・介護保険等各担当部署との連携

【フェーズ3】緊急対策期（概ね災害発生後72時間以内）

- 災害保健衛生活動の優先順位の決定
- 保健衛生活動チーム受入体制の準備
- 保健・医療・福祉的視点でのトリアージと関係機関との連携

救命・救護	要医療者への支援（慢性疾患患者の医療の確保と継続支援）
	感染症拡大防止
避難所	避難者の健康管理、健康相談、保健・医療・福祉的視点でのトリアージ
	巡回による医療確保（罹患者対応、主治医・救護所との連携等）
	感染症発生動向の把握及び予防、エコノミークラス症候群予防
	栄養対策（栄養指導、アレルギー対策等）、食中毒予防
自宅滞在者	医療や福祉・介護保険等各担当部署との連携
	健康状態把握の検討及び準備、衛生・健康管理に必要な物品確保
	感染症予防、エコノミークラス症候群予防

【フェーズ4】応急対策期（発災後1週間まで）

- 避難所を中心とした保健衛生活動計画の策定・評価・見直し
- 各種保健衛生活動チーム・ボランティア受入調整
- こころのケア対策の検討

救命・救護	救護所の継続・撤退に係る協議
避難所	フェーズ3の体制を保健衛生活動チーム等へ引き継ぐ
	衛生管理及び環境整備（防虫対策、消費期限切れ食品の回収・廃棄等）
	こころのケア対策の検討
自宅滞在者	健康状態の把握及び健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施
	感染症予防、こころのケア対策の検討

【フェーズ5・6】応急対応期（発災後1、2週間～1か月）

- 中長期的な活動計画の策定、実施、評価
- 避難所の統合・閉鎖に向けたアセスメント

救命・救護	通常の医療体制に移行
避難所	避難者の健康管理、巡回健康相談および要フォロー者への対応 感染症対策、栄養・食生活対策、こころのケア対策
自宅滞在者	要フォロー者の継続支援、こころのケア対策

【復旧・復興対策期】（概ね1～2か月以降）

- 避難生活の長期化による慢性疾患やこころのケアに対するニーズ対応
- 保健衛生活動チーム派遣調整終了の時期及び終了後の体制検討

避難所～仮設住宅	健康調査等による健康状況の把握、巡回健康相談
	健康教育、新しいコミュニティづくりへの支援、こころのケア対策
自宅滞在者	要フォロー者の継続支援、こころのケア対策

3 保健衛生活動における連携体制

市及び府は、災害発生後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、二次的健康被害予防のための災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

4 被災動物（飼い犬等）の保護及び受入れ活動

災害発生時においては、動物の飼い主は自らの責任で動物を守ることが必要である。また、指定避難所には、多くの人が家族の一員として捉える動物と一緒に避難してくるが、指定避難所での共同生活の秩序を乱さず、動物が周囲に迷惑を及ぼさないよう、飼い主には適正な飼養管理をすることが求められる。

市は、府動物救護本部等の要請に応じ、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）及び大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインに基づき、動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。

- ア 平常時からの適正飼養等の広報・啓発活動
- イ 地域防災訓練（動物救護シミュレーションの実施）の実施、協力
- ウ 指定避難所における飼養場所の指導
- エ 被災した動物の飼養場所への保護・収容
- オ 飼養場所での環境衛生の維持
- カ 飼養場所での動物の適正飼養
- キ 放浪動物の保護・収容への協力
- ク 府災害時等動物救護本部との連携

なお、受入れ等の体制の確保ができない場合、府等に協力を要請する。

第3節 遺体対策

1 遺体の処理

- (1) 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- (2) 身元不明の遺体については、茨木警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- (3) 遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
 - ア 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - イ 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
 - ウ 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - エ 火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

(4) 遺体安置所の設定

- ア 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。

臨時の遺体安置所	場 所	火葬炉
茨木市立斎場（火葬場）	茨木市大住町18番16号	9 炉

- イ 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、茨木警察署及び医師による検視・検案を行うので茨木警察署、その他の関係機関と連携を図る。
- ウ 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置に努める。
- エ 茨木警察署から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- オ 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局等と協議、調整を行う。
- カ 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発動発電機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、タンク車等の確保にも努める。
- キ 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。また、遺体対策の業務は民間の葬儀社等の外部委託も活用する。
- ク 市において遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第4節 社会秩序の維持

市、府をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

1 市民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警戒活動の強化

茨木警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3 暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

4 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

(1) 物価の監視

市は、府と連携し物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

(2) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(3) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(4) 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

(5) 金融機関における預貯金払戻等

ア 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

(ア) 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

(イ) 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

(ウ) 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

イ 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第11章 ライフラインの応急対策

第1節 上水道の応急対策

市は府と連携して、災害時における給水活動及び被害施設の応急復旧に対処するため、必要な資機材や人員等の確保とともに、上水道施設の被害情報等の連絡体制を確立し、迅速かつ効率的に応急対策を実施する。

1 事前準備と応急給水

(1) 事前準備

ア 非常配備体制の確立

災害時に給水活動、復旧及び情報収集・伝達等に必要な要員を確保するため、あらかじめ職員の非常配備体制を確立する。

イ 関係機関との連携

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は、府（大阪府水道災害調整本部）及び府内水道（用水供給）事業体等と相互に協力して応急給水体制を整備する。

また、市水道部は、水道工事業者等との間で、応援可能な人員、動員方法等をあらかじめ協議しておく。

(2) 応急給水

ア 備蓄している応急復旧用資機材を使用し、迅速に応急復旧作業を行う。

イ 給水は、医療施設や指定避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

ウ 不足する場合は、関係機関、水道工事業者等に要請し、必要な資機材を調達する。

エ 関係機関等への応援要請

市職員の体制では早期の応急給水、応急対策が十分に行えないと判断される時は、府、水道工事業者等や水道施設工事業者、近隣市町等の関係機関へ応援の要請を行う。

2 被害状況の把握・報告・広報

(1) 被害状況等の調査及び情報収集

応急復旧を効率的に進めるため、被害調査を速やかに実施するとともに被害情報の収集を行う。

ア 水道施設の被害状況

イ 断水地域、戸数

ウ その他必要と思われる事項

(2) 被害報告

施設設備の被害状況を、速やかに水道事故報告書により市本部に報告する。

また、市本部は、被害状況等を府に報告する。

(3) 広報

緊急時には、円滑に復旧作業を進めるため、市民に必要な情報を的確に提供し、理解と協力を求める。

特に、今後の復旧見込みについては、的確な情報提供に努める。

3 施設の応急復旧

- (1) 取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場及び企業団水分岐から主要配水池に至る送水管の復旧及び基幹配水本管の復旧を最優先して行う。

その後、病院、指定避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、順次配水支管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

- (2) 復旧後の施設の使用開始にあたっては、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。
- (3) 管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について、道路管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整をとる。
- (4) 復旧後の施設の使用開始にあたっては、下水道管理者へ事前に連絡を行う。

第2節 下水道施設の応急対策

市は、下水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。また、市で単独に対応することができない場合には、府に応援を要請する。

1 関係機関との連絡協力体制

(1) 緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制の確立

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、許可権者、占有者等で協力して実施できる事柄をあらかじめ調整しておき、災害発生時には、速やかに協力体制を確立し、緊急調査・点検及び緊急措置を行うよう努める。

(2) 被害情報の交換及び情報連絡手段の相互利用

上水道、電気、ガス、電話等関係機関との間で道路等占用施設の被害情報の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして、通行規制等の関連情報の入手に努める。

(3) 水道事業体との相互協力

水道事業体が行う応急対策と相互に協力して、迅速かつ効率的な応急対策を行うこととする。

2 緊急調査・点検と緊急措置

(1) 短時間による目視調査（マンホール、管渠）

ア マンホール周辺及び路面の異常の有無 —— 二次災害の可能性を判定

陥没、隆起、亀裂、噴砂、噴水、蓋破損

イ 被害程度の計測はメジャー等の簡単なもので行い、概要をカメラ、メモ等で記録する。

(2) 緊急調査票の作成（関係機関や住民情報の整理）

3 応急調査と応急措置

(1) 応急調査

ア 管路破断箇所を各種情報により特定する。

イ 降雨等を伴う場合、必要があれば雨水排水路の状況確認を行う。

(2) 応急措置

ア 破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプで応急排水する。

イ 管路の応急処理を行う。

4 復旧計画の策定

(1) 緊急、応急調査を補完しつつ、幹線経路被害箇所の特定（一次調査）

(2) 被害箇所の個別調査（二次調査）

(3) 排水設備の損傷受付

(4) 復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

第3節 電力施設の応急対策

関西電力送配電株式会社は、電力施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。

1 応急対策・復旧対策

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、消防、警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4節 ガス施設の応急対策

大阪ガスネットワーク株式会社は、ガス施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。

1 応急対策・復旧対策

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5節 通信施設の応急対策

各通信事業者は、通信施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。

1 応急対策・復旧対策

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 応急対策にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第6節 ライフライン等の確保

1 電源車等の配備

府は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、府は、近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

市は、府、近畿経済産業局及び電気事業者等による電源車等の配備調整に必要な情報を集め、府等へ提供する。

2 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、府、関係省庁及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施するものとする。

市は、府、関係省庁及びライフライン事業者等によるライフライン施設の復旧調整に必要な情報を集め、現地作業調整会議等へ提供する。

第12章 文教対策

文教施設の被災又は園児・児童・生徒の罹災により、通常の教育を行えない場合における、応急教育・教材・学用品の確保等の措置を次のとおり実施する。

第1節 休校等応急措置

1 臨時休業措置

(1) 登校前の措置

市域で震度5弱以上を観測したときは臨時休業とし、各園児・児童・生徒の家庭に登校等を見合わせる事を徹底する。

このほか、市立学校園の臨時休業措置等で必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

(2) 授業開始後の措置

市域で震度5弱以上を観測したときは、園児・児童・生徒を安全な場所に避難させ、保護・監督にあたる。園児・児童・生徒は学校園待機とし、保護者に引き渡すまで責任を持って保護・監督を継続する。

なお、児童・生徒の登下校中に発生した場合は、危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、揺れがおさまった後、登校時においては原則として登校させる。また、下校時においては帰宅させ、保護者の管理に任せることを基本とする。その際、教職員のほか、PTA地区委員等の協力を得て、通学路の安全を確認する。

2 学校園長の措置

(1) 事前措置

学校園長は、学校園の立地条件等を考慮し、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき、明確な計画をたてておく。

また、学校園長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれのある場合は、応急教育態勢に備えて、次の事項を遵守しなければならない。

ア 学校園行事・会議・出張等中止すること

イ 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を確立すること

ウ 市教育委員会・茨木警察署・市消防並びに保護者への連絡網の確認を行うこと

エ 時間外においては、学校園長は、所属職員の非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと

(2) 災害時の措置

ア 学校園長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

イ 学校園長は、災害の規模、園児・児童・生徒・職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保して、万全の体制を確立する。

ウ 学校園長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行う等災害状況に合致するよう速やかに調整する。

エ 応急教育計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに園児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

オ 指定避難所へ避難する住民の安全誘導を図る。

(3) 災害復旧時の措置

ア 学校園長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、園児・児童・生徒に対しては、被災状況を調査し、市教育委員会に連絡し、教科書及び教材の給与に協力する態勢に努める。

イ 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については、府及び市教育委員会から指導助言を受けるが、危険物の処理、通学路の点検整備については、状況を市教育委員会に報告し、市教育委員会は関係機関の援助等により処置する。

ウ 疎開した園児・児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。

エ 学校園長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と調整のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

第2節 応急教育の実施

1 災害応急教育対策

(1) 文教施設の応急復旧対策

ア 災害により被害を受けた学校園の施設整備については、学校園長からの報告により、教育委員会は、調査の上、速やかに応急復旧工事を実施し授業に支障をきたさないよう処置しなければならない。

イ 応急復旧資材については、関係部課において確保し、教育委員会と協議のうえ、市内建設業者又は市指定業者をもって応急復旧工事をする。

(2) 応急教育実施の予定場所

ア 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、付近の寺院・会館・公民館その他適当な公共施設等を利用する。

イ 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室・屋内運動場等を利用し必要により二部授業を行う。

ウ 応急修理で利用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。

なお、前記事項については、教育委員会、各学校園長その他関係機関が協議して定め、その決定事項は、教職員、園児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(3) 応急教育の方法

ア 学力低下の防止

災害による臨時休業、二部授業その他のために学力低下が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業が行えるよう措置し、極力学力低下の防止に努める。

イ 危険防止

被害状況に応じて危険場所が予想されるときは、危険防止について指導し、その徹底を図る。

ウ 長期にわたる授業不能の場合

授業不能が長期にわたる場合も考えられるので、学校園と園児・児童・生徒との連絡方法・組織について工夫しておく。

(4) 教職員確保の措置

災害により教職員に不足を生じたときは、次の方法による。

ア 不足教職員は、当該学校園内で調整し、できない場合は、本市の学校園内で調整する。

イ 本市で調整できない場合は、府教育委員会に応援を求める。

2 災害応急保育計画

(1) 保育施設の応急復旧対策

災害により被害を受けた保育施設については、災害状況調査のうえ、速やかに応急復旧工事を実施し、できるだけ早く平常通り保育できるように努める。

(2) 応急保育の実施

ア 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止する。

イ 応急修理により使用可能な場合は、速やかに修理し、実施する。

(3) 応急保育の方法

ア 被災地区の保育入所児に対しては、医師会・保健所等の協力を得て、検便・健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適当な指導を行う。

イ 保育所が長期にわたって保育不能な場合、又は被災地区における復旧作業のため幼児保育が特に必要とされるときは、実情に即し特設の保育所を設ける等便宜を図る。

(4) その他

気象警報等の発表により、あらかじめ災害が予想される場合は、保護者に対して幼児の登所を中止するように、日頃から連絡の徹底を図る。

第3節 就学に関する措置

1 教科書・学用品の調達、支給方法等

市は、災害救助法が適用された場合は、同法による救助の程度、方法により、災害のため住家に被害を受け、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部生徒含む）に対して、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、緊急援護費を制度の対象者に支給することで、教科書・学用品等の調達を支援する。

(1) 支給方法

教科書・学用品等を災害救助法に基づき支給する場合は、被災学校別・学年別使用教科書・給与の対象となる児童及び生徒の人数を迅速正確に把握し、府に報告するとともに、指示に基づき教科書供給業者等に連絡し、供給を受ける。

教科書・学用品等を緊急援護費に基づき支給する場合は、保護者が購入した費用の一部を、学校長を通じて支給する。

(2) 支給の対象者

災害により、住家の全壊・全焼・流出・半壊・半焼又は床上浸水により教科書・学用品等が使用不能となった児童生徒。

第4節 給食に関する措置

1 学校給食対策

学校長は、当該学校の給食施設・設備・物資等に被害があった場合は、教育委員会に報告し、協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合次の事項に留意する。

- (1) 被害があってもできる限り、継続実施するよう努めること。
- (2) 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるように努めること。
- (3) 被災地において感染症発生のおそれがあるので特に衛生については、最大の注意をすること。

第5節 学校園の保健管理

災害後の学校園等の保健管理は、次のとおり実施する。

- 1 市及び教育委員会は、学校園長等と協議のうえ、保健室常備の医療器具、薬品の確保及び保健上必要な処置を速やかに完了するよう努める。
- 2 学校園長等は、園児・児童・生徒等に災害時における保健管理について十分周知するよう常に指導し、市及び教育委員会や学校・園・所医（医師会）等と協議し、大阪府茨木保健所・市健康医療部の保健活動に協力する。

第6節 学校施設の緊急利用

1 事前措置

学校長は、それぞれの地域で被災者の避難所に指定されている場合の学校施設の緊急利用について、本部長と協議し措置を講じる。

2 応急措置

学校長は、茨木市で震度5弱以上の地震を観測した場合、速やかに避難者の受入れに必要な措置を講じる。

第7節 文化財の応急対策

市教育委員会は、指定文化財の所有者又は管理責任者から被災状況の調査結果を受け、府教育委員会に報告する。

また、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対して応急措置をとるよう指導・助言する。

第13章 自発的支援の受入れ

第1節 ボランティアの受入れ

1 市の活動

市は、府、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

市及び府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(1) 受入れ窓口の開設

市は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、市社会福祉協議会等に要請し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。

(2) 活動拠点の提供

市は、市内外からのボランティアが、被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、その活動拠点として活動内容に適した公共施設、公共用地等を提供する。

(3) 災害ボランティアセンターの活動支援

市は、ボランティアの活動のために必要な資機材、物資の確保に努め、災害ボランティアセンターの活動を支援する。

2 府の活動

(1) 情報の提供

災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、大阪府社会福祉協議会を通じて、災害時における対応等を情報交換し、被災者ニーズ等の対応を市町村社会福祉協議会等へフィードバックするなど、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

(2) ボランティア保険への加入促進

大阪府社会福祉協議会を通じてボランティア保険の加入を促進する。

(3) 高齢者等災害時避難行動要支援者への支援

大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

(4) 在住外国人への支援

大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

3 日本赤十字社大阪府支部の活動

(1) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

(2) 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

4 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの活動内容

次のような活動内容についてボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 避難所内における給食・清掃等の運営補助
- ウ 要配慮高齢者・障害者等への介助
- エ 救助物資の仕分け・配布
- オ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、大阪府社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関に人材確保の要請を行う。

5 専門技能者の応援要請

市は、専門知識・技能を持った人材が不足する場合は、中間支援組織や専門家団体等へ専門技能者の応援要請を行う。

第2節 民間団体に対する応援要請

大規模な災害により、甚大な被害を受け、市職員及び他の市町村等からの応援職員だけでは、到底迅速な応急対策が実施できない場合、災害対策基本法第5条第2項による市民の隣保協同の精神に基づく自発的な組織としての自主防災組織・自治会・赤十字奉仕団・防犯協会等のボランティア活動により、円滑に応急対策を実施できるように努める。

1 応援要請団体

- (1) 自主防災組織
- (2) 自治会
- (3) 防犯協会
- (4) 日本赤十字社大阪府支部茨木市赤十字奉仕団
- (5) 災害予防協会

2 奉仕作業

- (1) 炊出しその他災害救助の実施
- (2) 清掃の実施
- (3) 災害救助及び復旧資材の輸送及び配分
- (4) 避難誘導及び避難者の世話
- (5) 要配慮高齢者・障害者等に対する介護
- (6) 被害に関する各種連絡

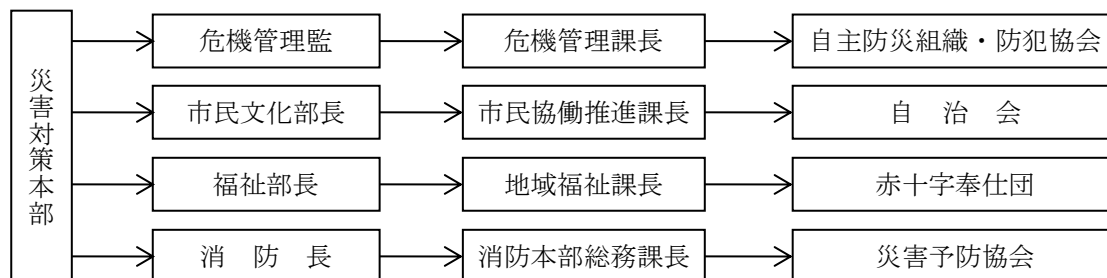
3 動員要請方法

災害応急対策実施のため、協力団体による応援を求めたいときは、その奉仕作業の種別により、その業務に適応した団体へ応援の要請をする。

また、防災の各関係機関において協力団体の応援を必要とするときは、市の災害対策本部を通じて協力団体の応援を要請する。

なお、協力団体の応援を要請する場合は、業務の内容・場所・人員及び期間等を記載した文書による。ただし、緊急を要する場合は、電話・口頭によって連絡する。

【要請の流れ】



4 義援物資提供の際の住民・企業等における配慮

被災地区に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

5 その他

各団体に応援を受けた市及び関係機関は、おおむね次の事項について記録し、保管しておく。

- (1) 応援した団体の名称及び人員
- (2) 応援した業務の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

第3節 海外からの支援の受入れ

1 府・国との連絡調整

海外からのボランティア等の支援の受入れについては、府、国と連絡調整のうえ、市災害対策本部でその対応を協議する。

2 支援の受入れ

(1) 次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第14章 被災者の生活支援

第1節 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市、府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

市は、長期間のオペレーション体制を確保するため、指揮統制部及び総務対策部を中心に業務継続に必要な人員の調整を行い、必要に応じて中長期間の人的応援を府や他の市町村、民間事業者等に要請する。

府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

第2節 市民等からの問い合わせ

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた市民災害相談窓口を設置する場合は、民間事業者等へ一部業務を委託して人員の確保を図り、問合せや相談内容等を分析して市民ニーズを見極め、被災者の生活支援につながる情報発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防、茨木警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 住宅対策

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

1 住家の被害認定調査の実施

住家被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

(1) 現地調査の実施

ア 第一次判定

市内全域を対象として、外観目視調査によって判定する。

イ 第二次判定

第一次判定を実施した住家のうち、再調査の申請があった住家について、外観目視調査に加え内部立入調査を行い判定する。

(2) 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりである。

住家等被害の認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28内閣府政策統括官通知）
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）

第14章 被災者の生活支援

被害種類		被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 （令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」）
	半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
	準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）

（注1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（注2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（注3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 罹災証明書等の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じ、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

（1）被災者台帳の作成

本部長（市長）は、被災状況を調査のうえ、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に整備・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、

テレビ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

市は、被災者への援護の遺漏がないよう、作成した被災者台帳を厳重に管理する。また、市外へ避難、転居した被災者に対しても、必要な支援を継続する。

(2) 罹災証明書の発行

市は、住家に被害を受けた被災者に対して遅滞無く罹災証明書を発行する。

なお、罹災証明書を発行するために、予め発行方法、発行時期、申請方法等について市民へ周知する。

(3) 罹災届出証明書の発行

市は、非住家の被害や、罹災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、本人の申請に基づき罹災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する）を発行する。

3 応急仮設住宅の建設・管理

(1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法の適用により府知事が行い、市長はこれに協力する。

(2) 用地の選定

建設予定地は、交通の便、教育、水道、保健衛生等を考慮して一時避難地等の用地を優先して選定する。なお、私有地については、所有者と協議のうえ選定する。

(3) 入居基準

住家が全壊又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

(4) 府知事が設置する応急仮設住宅の管理について、市長はこれに協力する。

4 応急仮設住宅の運営管理

府及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための健康管理支援等を行う。また、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

5 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅・空き家等を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。

6 公共住宅等への一時入居

市及び府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

7 被災住家の応急修理

市は府から委任を受けて住宅が半壊、大規模半壊又はこれらに準ずる程度の被害を受け当面の日常生活が営むことができない者の住宅居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

8 住宅に関する相談窓口の設置等

市及び府は住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

市及び府は、民間賃貸住宅等への被災者の円滑な入居を確保するため、空室等の状況把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

9 住居障害物の除去

市は府から委任を受けて、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に土石、竹木等が運びこまれているため生活に支障を来している場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

10 他府県への応急仮設住宅に関する要請

府は、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅の確保が十分でないと判断される場合には、近隣府県をはじめ他府県に対して、建設型応急住宅の用地及び賃貸型応急住宅の情報の提供を求める。

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対策

第1章 計画の目的等

第1節 目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域において、大規模な地震の発生が予想され、緊急に地震防災応急対策を実施する必要がある場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発することになっている。

この計画は、警戒宣言が発せられた場合における適切な対応措置等について定め、震災の予防と社会的混乱の防止を図ることを目的とする。

第2節 府域での予想震度

東海地震に係る地震防災対策強化地域で大規模な地震が発生した場合、府域で震度4、局部的に震度5弱程度が予想されていることから、被害が発生するおそれがある。

第3節 基本方針

警戒宣言が発せられたのを受けての対策は、警戒体制を整備すること及び市民に社会的混乱を来たさないことに重点を置く。

- 1 警戒宣言が発せられた時においても、日常生活及び市政・都市機能は平常どおりに確保する。
- 2 警戒宣言が発せられている間の対処について、関係機関、市民及び事業者迅速かつ的確に周知徹底を図る。
- 3 東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ社会的混乱の防止に努め、市民の生命・身体・財産等の安全を確保する。
- 4 原則として、警戒宣言が発せられた時点から地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定める。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言が発せられるまでの間についても、早期に体制を整備する。
- 5 発生震度に即した応急活動組織の構成及び活動内容は、「第4部 地震災害応急対策」に基づく。
- 6 東海地震が発生した場合に、激甚な被害が予想される東海地方等の被災地域に対して、応援活動を積極的に行う。
- 7 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

第2章 応急対策活動

第1節 東海地震注意情報が発表された時の対応

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言が発せられることに備えて、社会的混乱の防止と被害を最小限にするために、速やかに対処する。

- 1 東海地震注意情報が発表された段階では、平常時勤務体制で対応するが、職員は勤務時間外においても警戒宣言が発せられることに備え、速やかに対応できるよう準備しておく。
- 2 警戒宣言が発せられることに備えて、組織動員配備の準備を行う。
- 3 府からの伝達のほか、テレビ・ラジオ等報道機関による情報の入手にも努め、社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

第2節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

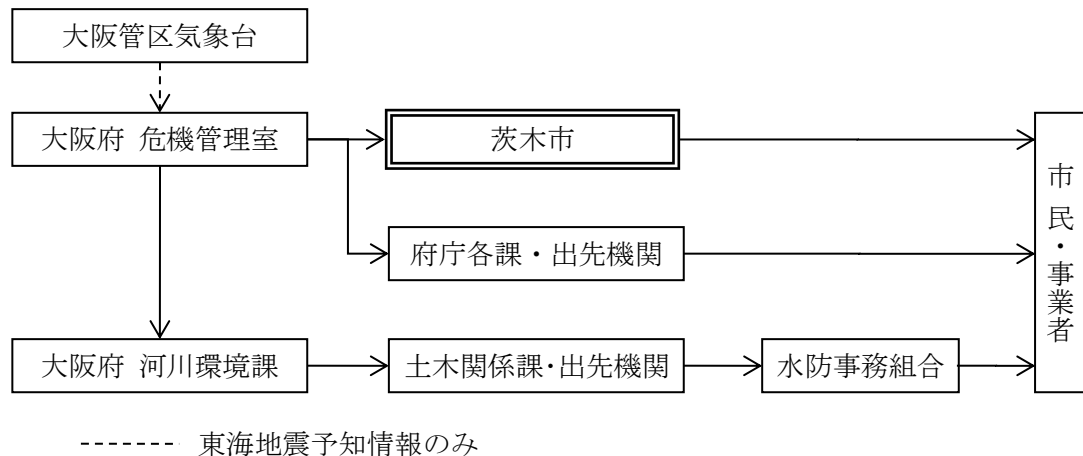
警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱の防止対策、及び東海地震が発生した場合の被害を少なくするため、講じるべき事前の対策を推進する。

1 東海地震予知情報等の伝達

東海地震の警戒宣言が発せられるか、東海地震予知情報等が発表された場合は、迅速に市民・事業者へ伝達する。この場合の伝達事項及び伝達系統は次のとおりである。

- (1) 警戒宣言
- (2) 東海地震予知情報
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

【伝達系統】



2 警戒体制

警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続する。

(1) 動員配備体制

警戒宣言が発せられた場合、必要に応じて動員配備体制をとる。

(2) 活動内容

ア 配備の確認

- (ア) 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
- (イ) 関係機関等との情報連絡を緊密にする。

イ 出動の準備

- (ア) 職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対策

(イ) 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

ウ 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

エ 各部の措置

各部は、地震発生時に備えて次の措置を講じる。

(ア) 出張事務等をできる限り抑制する。

(イ) 各所管施設の火気使用を制限及び危険物品等の整理を行うとともに、市の所有する車両の使用を抑制する。

(ウ) 備蓄食糧・医薬品、資機材の確保点検を行う。

(エ) 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検を行う。

(オ) 地震発生時に備え、職員の参集体制及び応急対策実施に対する体制を整備する。

(カ) 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う。

(キ) 避難行動要支援者等などの状況を把握する。

第3節 市民・事業者等に対する広報

警戒宣言が発せられた場合、市民、事業者、旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講じるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

また、特に外国人を含む観光客・旅行者等に対しては、事態の重要性を周知徹底させ、府や市の指示に従うよう協力を要請する。

1 広報の内容

東海地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- (1) 身の安全確保の方法
- (2) 出火防止措置
- (3) 初期消火措置
- (4) 避難時の注意
- (5) 家庭や事業所における危険の防止
 - ア 家具や事務用品等の転落防止対策
 - イ ブロック塀や屋根瓦等の補強
- (6) 社会的混乱防止の注意
 - ア 自動車使用の自粛
 - イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
 - ウ 不要な買いだめの自粛
 - エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- (7) 近隣居住者との災害発生時における対応の申し合わせの推進
 - ア 地域ぐるみでの応急救護の体制づくり
 - イ 地域内での避難行動要支援者等に対する対処
- (8) 非常用持出し品の用意

2 広報の方法

車両による巡回広報のほか、複数の手段によって実施する。

- (1) 市の所有する車両、消防自動車等による巡回広報を行う。
- (2) 自治会掲示板への広報資料の掲示等を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者等に配慮する。

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震特措法」という。）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

この計画は、南海トラフ地震特措法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域である本市において、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置

第1節 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、気象庁が知らせるもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりである。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとその条件

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

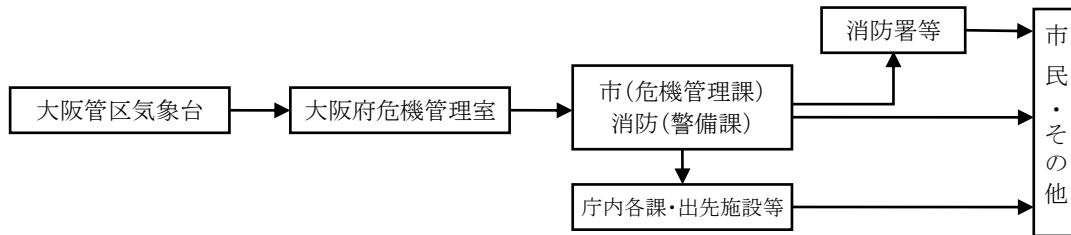
第2節 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達周知

市及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合、次に示す情報収集・連絡体制に基づき、情報の収集及伝達、市民への広報を実施する。

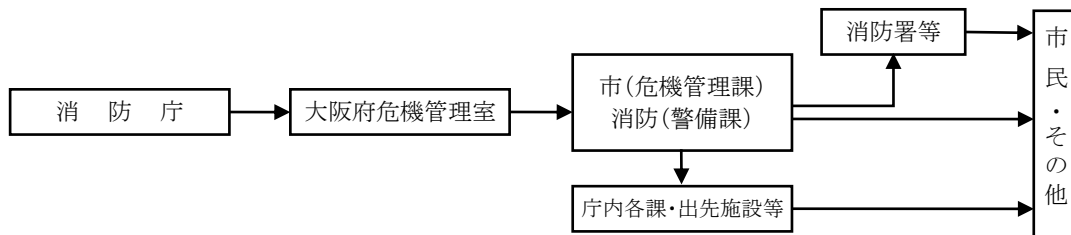
1 「南海トラフ地震に関連する情報」等の伝達

(1) 伝達情報及び系統

ア 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報

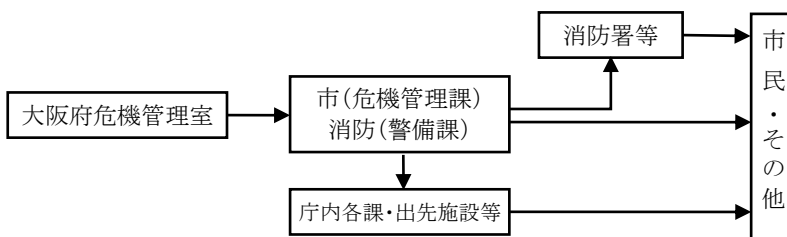


イ 関係省庁災害警戒会議の情報



※関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取組確認及び内閣府による国民への呼びかけを実施

ウ 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報



(2) 伝達事項

ア 南海トラフに関連する情報

第1節による気象庁が発表する情報

イ 関係省庁災害警戒会議の情報

関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報

ウ 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報

府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、市は、「南海トラフ準備配備体制」を取り、南海トラフ臨時情報に関する情報収集及び市民広報、避難体制の検討、巨大地震の発生への備えの再確認等を実施する。

1 南海トラフ準備配備体制

(1) 設置基準

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

(2) 廃止基準

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき
（南海トラフ臨時配備体制に移行）

ウ 市域で震度4以上を観測したとき（震度に応じた体制に移行）

エ その他、危機管理監が必要と認めたとき

(3) 配備対象班

指揮調整班、財務・情報班、広報班、議会班、避難所・市民相談班、水道総務班

(4) 配備対象職員

配備対象班の対策班の班長又は班長から指名された職員
（ただし、時間外の参集は不要とする。）

(5) 処理事項

ア 南海トラフ臨時情報等の収集・伝達に関すること

イ 避難に関すること

ウ 職員の配備に関すること

エ 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること

オ その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市は、「南海トラフ臨時配備体制」を取り、南海トラフ臨時情報に関する情報収集及び市民広報、避難体制の検討、防災関連施設・設備の整備や緊急点検等を実施する。

1 南海トラフ地震臨時配備体制

(1) 設置基準

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合

(2) 廃止基準

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき
- イ 市域で震度4以上を観測したとき（震度に応じた体制に移行）
- ウ その他、危機管理監が必要と認めたとき

(3) 配備対象班

指揮調整班、財務・情報班、広報班、議会班、避難所・市民相談班、水道総務班
（市の管理施設の所管課は(5)処理事項オの業務を実施する範囲）

(4) 配備対象職員

配備対象の対策班の中から対策部長に指名された職員

(5) 処理事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること
- イ 避難に関すること
- ウ 職員の配備に関すること
- エ 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- オ 市管理施設の管理、点検、整備、巡視に関すること
- カ その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

3 市の管理施設に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の、市が管理する道路、河川（水路）、庁舎、社会教育施設、福祉施設、学校園等の管理上の措置は次のとおりとする。

(1) 各施設における措置

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視
- ケ 橋梁、トンネル及び法面等に関する緊急点検及び道路管理上の措置
- コ 学校園における児童生徒等に対する保護の方法の確認
- サ 河川（水路）について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認
- シ 指定避難所、応急救護所となる施設における開設に必要な資機材の搬入、配備
- (2) 庁舎及び災害応急対策上の重要施設における措置
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

4 市民への広報

市は、市民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、できるだけ安全な防災行動をとる旨を呼びかけ及び、社会的混乱防止のための広報を行う。

- (1) 日頃からの地震への備えの再確認の例
 - ア 避難場所、避難経路の確認
 - イ 家族との安否確認手段の確認
 - ウ 家具の固定の確認
 - エ 非常持ち出し品の確認
- (2) できるだけ安全な防災行動の例
 - ア 高いところに物を置かない
 - イ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
 - ウ 直ぐに避難できる準備（非常持ち出し品等）
 - エ 危険なところにできるだけ近づかない
- (3) 社会的混乱防止のための広報の例
 - ア 不要、不急な自動車使用の自粛
 - イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
 - ウ 不要な買いだめの自粛
 - エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）と同様に、「南海トラフ臨時配備体制」を取り、南海トラフ臨時情報に関する情報収集及び市民広報、避難体制の検討、地震への備えの再確認等を実施する。

1 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

2 市の措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画は、災害予防対策第1章「災害に強いまちづくり」及び第2章「災害応急・復旧対策のための事前対策」に定めるところによる。

第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 資機材等の調達手配

- (1) 市は地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材、物資の確保を行う。
- (2) 市は、管轄区域内の居住者、公私の団体、滞在者等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

2 人員の配置

市は、府に対し、人員の配備状況を報告する。

また、必要に応じて、地震災害応急対策第3章「広域応援の要請・受入れ」に定めるところにより、府に対し、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣のあつせんを要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 具体的な措置内容は、各機関において別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関しては、地震災害応急対策第3章「広域応援の要請・受入れ」に定めるところによる。

第3節 物資の備蓄・調達

物資の備蓄・調達については、災害予防対策第2章第9節「緊急物資確保体制の整備」及び地震災害応急対策第9章「緊急物資の供給」に定めるところによる。

第4節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者対策については、災害予防対策第2章第13節「帰宅困難者支援体制の整備」に定めるところによる。

第5章 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災対策は、避難のための災害応急対策を含む。
- 4 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - (2) 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集・伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難情報、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容
- (9) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育、啓発を実施する。

防災教育、啓発は、地域の実態に応じて行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育、啓発方法として、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育、啓発を行う。

また、市民が旅行先や職場等で津波に遭遇する可能性もあることから、避難に関する適切な知識についても普及に努める。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動及び初期消火、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民自らが実施しうる最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品

の備蓄、家具の固定、出火防止等の日ごろからの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(11) 住宅・建築物等の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(12) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒に対して、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

(1) 過去の地震災害の実態

(2) 津波の発生条件、高潮・高波との違い

(3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方

(4) 防災マップ等を利用し、自分の家や学校、地域の様子を知ること

(5) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

防災上重要な施設の管理者は、市及び府が実施する研修に参加するよう努める。

5 相談窓口の設置

市及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第 5 部 その他災害応急対策

第1章 原子力災害応急対策

第1節 広域一時滞在の受入れ

1 基本方針

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

この際、市では、滋賀県高島市から避難者の受入れを想定している。

2 前提となる被害想定

(1) 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号	沸騰水型軽水炉 (BWR)
			2号	加圧水型軽水炉 (PWR)
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉 (FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	—	新型転換炉 (ATR)

(2) 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、(1)の原子力施設から概ね30km圏をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

3 避難対象地域

(1) 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するにあたり、関西広域連合では、カウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口（令和3年4月1日現在）〉

府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート設定
福井県 (5市町)	敦賀市	64,548 人	兵庫県・奈良県
	小浜市	28,814 人	
	高浜町	10,132 人	
	おおい町	8,143 人	
	若狭町	14,338 人	
	計	125,975 人	
滋賀県 (2市)	長浜市	24,436 人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	27,354 人	
	計	51,790 人	
京都府 (7市町)	福知山市	426 人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	79,743 人	
	綾部市	7,717 人	
	宮津市	17,185 人	
	南丹市	3,351 人	
	京丹波町	2,740 人	
	伊根町	1,370 人	
	計	112,532 人	
3府県(14市町)計		290,297人	

4 府の広域避難の受入れ

(1) 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

(2) 府の受入れ

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府は府内の各市町村の協力を得て、次のとおり受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《大阪府》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	避難元地域 (合併前旧町村)	マッチング割当 避難元地域(自治会区)		避難先	
				地域	市町村
長浜市	旧湖北町(一部) 旧西浅井町 旧木之本町	《旧湖北町(一部)》		大阪市	大阪市
		《旧西浅井町》			
		木之本, 廣瀬, 黒田, 田部, 千田, 西山, 田居, 北布施, 赤尾		泉北	堺市
		金居原, 杉野, 杉本, 音羽			泉大津市
		大見, 川合, 古橋, 石道, 木之本小山			和泉市
		大音			高石市
		飯浦, 山梨子			忠岡町
	旧高月町	高月		中河内	八尾市
		馬上			柏原市
		高野, 柏原, 渡岸寺, 落川, 森本, 宇根, 東阿閉, 熊野, 高月東高田, 西物部			東大阪市
		持寺, 洞戸, 保延寺, 雨森		南河内	富田林市
		井口, 高月尾山			河内長野市
		東柳野, 柳野中, 高月西野, 片山			松原市
		唐川, 横山, 東物部			羽曳野市
		磯野			藤井寺市
		西阿閉			大阪狭山市
		西柳野			太子町
		高月布施			河南町
		重則, 松尾			千早赤阪村
	旧余呉町	坂口, 下余呉, 中之郷		泉南	岸和田市
		下丹生, 上丹生, 摺墨, 菅並			貝塚市
		余呉東野			泉佐野市
		八戸, 川並			泉南市
		国安, 池原, 小谷			阪南市
		文室, 今市, 新堂			熊取町
		椿坂			田尻町
高島市	旧朽木村 旧安曇川町 旧新旭町	《旧朽木村》		大阪市	大阪市
		《旧安曇川町》			
		《旧新旭町》			
	旧マキノ町 旧今津町	マ: 海津1～3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会		豊能	豊中市
		マ: 山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区			池田市
		マ: 蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会			箕面市
		マ: マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会			豊能町
		マ: 在原区			能勢町
		マ: 大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目		三島	吹田市
		今: 松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 椋川区			高槻市
		今: 酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区			茨木市
		今: 伊井区, 北林区, 北仰東自治会			摂津市
		今: 大供区			島本町
		今: 栄区, 東区		北河内	守口市
		今: 弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井/口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中/町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津辻区, 天増川区			枚方市
		今: 南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カムタウン区, 東新町区			寝屋川市
		今: 天神区, 今津中野区, 宮西区			大東市
		今: 蘭生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区			門真市
		今: 岸脇区, 上弘部区			四條畷市
		今: 西区			交野市

※マ: 旧マキノ町の地域、今: 旧今津町の地域

(3) 市の受入れ

市は、被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、具体的な方法に関する協議を行う。市は協議結果を踏まえ、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2章 その他災害応急対策

第1節 市街地火災等応急対策

1 警戒活動

火災が発生するおそれのある場合は、警戒活動を実施するとともに、火災発生状況の早期把握に努める。

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 火災警報

市長は、消防法第22条第3項に基づき、知事から火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認める場合は、必要に応じて火災警報を発令する。

(3) 火災発生状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、監視カメラ等を通じて火災発生状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

(4) 市民への周知

防災行政無線、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、注意を促すため市民に警報を周知する。周知にあたっては、要配慮高齢者・障害者等に配慮する。

2 市街地火災

(1) 災害発生状況の把握

監視カメラ等を通じて火災状況の早期把握、関係機関への情報伝達に努める。

(2) 消火活動

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し消火活動を実施する。また、延焼動態から、避難者に火災危険のおそれがある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

3 林野火災

林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

(1) 火災通報等

ア 通報基準

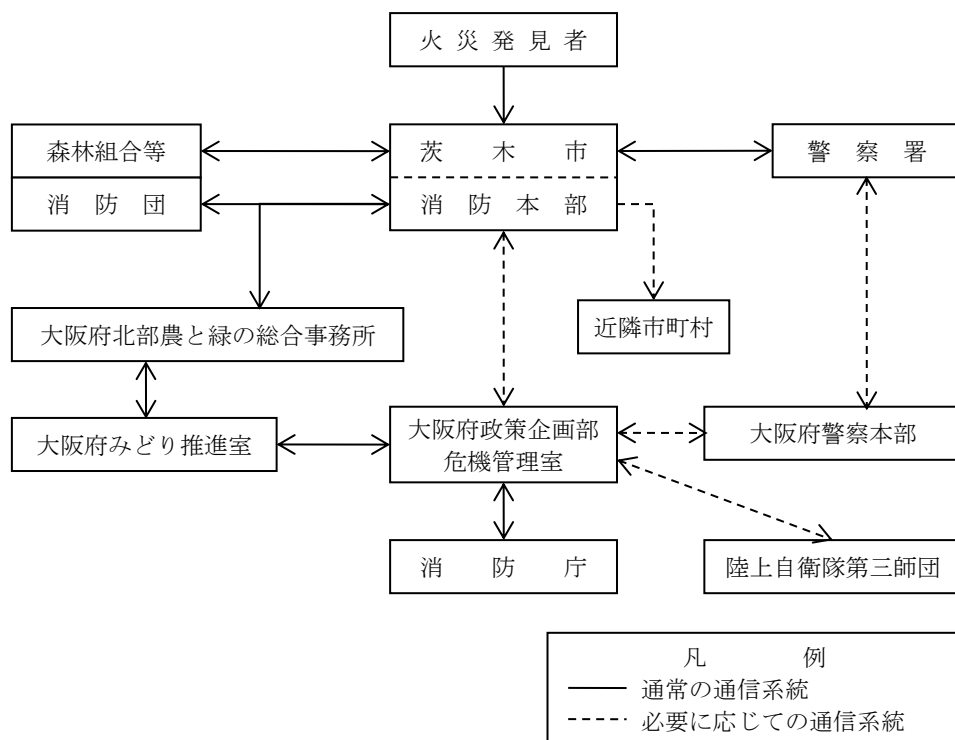
(ア) 火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後新たな情報を入手のつど報告する。

a 焼損面積10ha以上と推定される場合

b 空中消火を要請又は実施した場合

c 住家等へ延焼するおそれがある等、社会的に影響度が高い場合

イ 伝達経路



(2) 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

ア 現地指揮本部の設置

(ア) 林野火災発生 of 通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。

(イ) 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。

(ウ) 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。

イ 現地対策本部の設置

- (ア) 隣接市町等に応援要請を行った場合、現地対策本部を設置する。
- (イ) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (ウ) 警戒区域、交通規制区域の指定
- (エ) 空中消火の要請又は知事への依頼
- (オ) 消防庁に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請についての検討

ウ 林野火災対策本部の設置

- (ア) 知事に対する広域航空消防応援又は自衛隊派遣要請の依頼
- (イ) 受入れ準備

第2節 高層建築物災害応急対策

市は、高層建築物の災害に対処するため、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社（都市ガスの場合）又は一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガスネットワーク株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社に連絡する。

- (7) ガスの供給開始

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡の上、大阪ガスネットワーク株式会社が行う。

2 火災等

市消防は災害の状況に応じ、次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

第3節 危険物等災害応急対策

市は、施設管理者及び関係機関と連携し、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を少なくし、周辺住民に対する危害防止を図る。

1 危険物災害応急対策

危険物災害が発生した場合、施設の管理責任者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

- (1) 施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を実施する。
- (2) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて実施するよう指導する。
 - ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- (3) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 高圧ガス災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を実施する。

3 火薬類災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の必要な緊急措置を実施する。

4 毒物・劇物災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

5 管理化学物質災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を実施するよう指示する。

6 放射線災害応急対策

放射性同位元素に関わる施設及び陸上輸送される放射性物質の安全確保の観点から、放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を実施する。

放射性同位元素に関わる災害が発生した場合は、関係機関、放射性同位元素に関わる施設の設置者等は、相互に協力して適切な措置を実施する。

第4節 大規模交通災害応急対策

市は、関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を実施する。

1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- (1) 航空機墜落事故
- (2) 旅客列車の衝突転覆事故
- (3) 大規模な自動車事故

2 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

(1) 連絡体制

ア 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって市消防へ大規模交通災害の発生を連絡する。

イ 関係機関への連絡

市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、府警察（茨木警察署）及び関係機関に連絡する。

(2) 応急対策の実施

ア 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

イ 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

ウ 応急対策活動

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、市民の生命・身体の安全確保、災害の拡大防止に努める。

また、府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

エ 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

第5節 その他突発災害応急対策

本章においては、大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に実施することができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒など不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各部及び関係機関は災害の態様に応じ、「第3部 風水害 応急対策」、「第4部 地震災害 応急対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。

第 6 部 災害復旧・復興対策

第1章 復旧事業の推進

市、府をはじめ防災関係機関は、市民の意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求めた場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

また、市及び府は、被害状況の把握と対応策の検討にあわせ、応急・復旧事業に係る財政需要見込を算定する。この財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて機動的かつ柔軟な予算執行等を行うものとする。

1 被害の調査

市は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、府に報告する。

2 予算及び財源の確保

市は、復旧・復興事業の実施に必要な予算及び財源を確保する。

3 公共施設等の復旧

(1) 復旧事業計画の作成

市、府をはじめ防災関係機関は、公共施設のほか宅地や農地等の民間施設も含めて被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 復旧完了予定時期の明示

市、府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

4 激甚災害の指定

市は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準について調査し、その結果を府に報告する。府は、指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

5 激甚災害指定による財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する通常の国庫補助率の嵩上げ
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

6 特定大規模災害

市又は市長は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、市だけでは災害復旧事業に係る工事の実施が困難なときは、府に支援を要請する。

府は、市又は市長から要請を受け、かつ市の工事の実施体制等の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第2章 生活の安定

災害時において、重要施設等が被災を受けた場合、市民生活の安定・社会経済活動の早期回復・災害の再発防止等のため、迅速かつ適切な災害復旧事業を行うため次のとおり計画する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1節 民生安定計画

1 住宅の確保

(1) 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

ア 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空家活用

既存の空家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、災害公営住宅を供給する。

ウ 特定優良賃貸住宅等の空家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっ旋に努める。

(2) 災害住宅に対する融資制度の活用支援

災害が発生した場合、住宅金融支援機構が行う融資制度を罹災住宅の住民が積極的に活用できるよう、早急に罹災証明の発行等を行うよう努める。

(3) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

(4) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

2 雇用機会の確保

市は、国や府と共に職業紹介等の雇用施策及び雇用の維持に関する措置を実施して被災者の雇用を確保し、生活再建を支援する。

3 義援金品の受付・配分

罹災者あてに寄託された義援金品は、迅速確実に罹災者に配分する。

第2章 生活の安定

(1) 義援金品の受付

ア 罹災者あてに寄託された義援品は、福祉・安否確認班において受付する。

イ 義援金品のうち義援金については、福祉・安否確認班において収納する。

(2) 義援金の配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議の上決定する

イ 定められた方針、所定の手続きを経て罹災者に情報を提供し、配分する。

(3) 義援品の配分

ア 義援品の配分については、福祉・安否確認班及び関係機関協議のうえ配分計画を決定する。

イ 義援品の配分は、福祉・安否確認班が、茨木市赤十字奉仕団等の各種民間団体の協力を得て実施する。

(4) 義援品の保管

義援品の保管については、福祉・安否確認班と物資班が協議し配分が完了するまで一時保管場所として庁舎内の適当な場所を確保する。

第2節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1 上水道・工業用水道（市、府、府内水道（用水供給）事業者、日本水道協会）

（1）復旧計画

ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、各水道事業者等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

2 下水道（市、府）

（1）復旧計画

ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、市及び府のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3 電力（関西電力送配電株式会社）

（1）復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから

第2章 生活の安定

復旧を行う計画を立てる。

ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社＋大阪ガス株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

6 共同溝・電線共同溝（市、府、近畿地方整備局）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、市、府及び国のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

(1) 復旧計画

ア 被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。

イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。

ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシ又は新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道（鉄道事業者）

(1) 復旧計画

ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

9 道路（市、府、近畿地方整備局）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状

第2章 生活の安定

況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

エ 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、市、府及び国のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第3節 安定計画

災害により被害を受けた市民が、再起更生するように被災者に対する税の徴収猶予及び減免並びに資金の融資等について、法律又は条例等の定めるところにより被災者の生活確保を図る。

1 災害見舞金

災害により死亡又は治療3月以上の傷害を受けた者又は全壊・半壊、床上浸水若しくは全焼・半焼の罹災世帯に対し、茨木市災害見舞に関する条例により災害弔慰金又は災害見舞金を支給する。

2 市税等の徴収猶予、減免措置等

(1) 市税

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は茨木市市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ申告、納入若しくは納付期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

ア 申告、納入若しくは納付期限の延長

災害により、納税義務者又は特別徴収義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付できないと認められるときは、申請により納税義務者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められる時は、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、滞納金の減免等の適切な措置をとる。

エ 減免等

被災した納税義務者に対し必要と認められる場合は、固定資産税等の減免を行う。

(2) その他徴収金等

災害により家屋又は家財に多大の損害を受け、徴収金等の納付が困難となった者については、申請により徴収金等の減免等の措置をとることができる。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

第2章 生活の安定

ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合

イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

4 災害援護資金・生活資金等の貸付

市、府及び市社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、(1)の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

5 被災者生活再建支援金

(1) 被災者生活再建支援金の支給

府は、市町村からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速

やかな復興に資することを目的とする。

イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (オ) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記(ア)～(ウ)に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。
- (カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）。

ウ 支給対象世帯

自然災害により、

- (ア) 住宅が全壊した世帯
- (イ) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (ウ) 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- (オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

エ 支給金額

支給額は、以下の「①」「②」の合計額となる。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - ・上記ウ(ア)～(ウ)の世帯 100万円
 - ・上記ウ(エ)の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
 - ・住宅を建設又は購入した場合
 - 上記ウ(ア)～(エ)の世帯 200万円
 - 上記ウ(オ)の世帯 100万円
 - ・住宅を補修した場合
 - 上記ウ(ア)～(エ)の世帯 100万円
 - 上記ウ(オ)の世帯 50万円

- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）

上記ウ(ア)～(エ)の世帯 50 万円

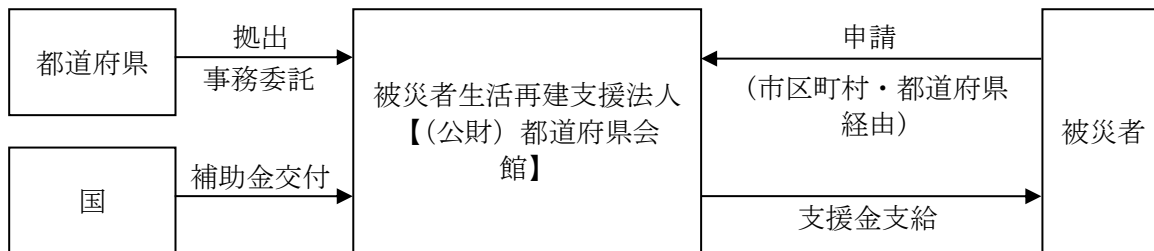
上記ウ(オ)の世帯 25 万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で 200 万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で 100 万円となる。（中規模半壊世帯は 1 / 2）

※ 世帯人数が 1 人の場合は、それぞれ 3 / 4 の額となる。

オ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



（所管：内閣府）（支援金の 1/2）

6 中小企業の復旧支援

市は、府及び関係機関と協力し、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(1) 市の措置

- ア 融資、経営、罹災届出証明等についての相談窓口の設置
- イ 罹災届出証明書の発行
- ウ セーフティネット保証 4 号にかかる認定書の発行
- エ 茨木市中小企業振興資金融資制度及び大阪府中小企業融資制度を利用した場合の信用保証料の補助
- オ 小売店舗改築（改装）助成事業に基づく改築（改装）工事などの経費の一部補助
- カ 茨木市中小企業振興資金融資制度及び茨木市中小企業設備投資応援資金融資制度に基づく融資のあっせん
- キ 災害に起因した融資を利用した場合の利子に対する補助

(2) 府の措置

- ア 中小企業の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- イ 中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。

ウ 国の信用補完制度の動向を踏まえ、中小企業の災害復旧を支援するための、融資制度を実施する。

エ 手続きの迅速化、既借入金の償還条件の緩和などの特別措置を信用保証協会等に要請し、協力を求める。

オ 市町村を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

(3) 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

ア 政府系金融機関の融資

(ア) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(イ) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

イ 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

7 農林漁業関係者の復旧支援

府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

(1) 府の措置

ア 農林漁業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。

イ 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。

ウ 被災した農林漁業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。

エ 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下、天災融資法という。）の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市町村には、利子補給金、損失補償金を交付する。

オ 市町村、農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

(2) 資金の融資

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

第2章 生活の安定

ア 天災融資資金（天災融資法）

融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

イ 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

ウ 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

8 流通機能の回復

(1) 商品の確保

市及び府は、生活必需品をはじめとする各種商品の在庫量を把握し、不足量については国・他府県・企業等と協議し、速やかに必需品を市場に流通させるよう努める。

鉄道及び道路管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

(2) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品の在庫量・適正価格・販売所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

(3) 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物質又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

第3章 復興

1 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市及び府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市及び府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

2 復興に向けた取組み

- (1) 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。
中・小規模の災害等により、被災者支援を円滑に実施するために必要な場合は、政策推進会議設置規則第7条の規定による調整会議として、被災者支援会議を設置する。
- (2) 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。
- (3) 復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

- (4) 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 市における人口の現状及び将来の見通し、復興地区の区分と計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項（必要に応じて建物制限区域等も指定）

エ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ 復興計画の期間

第3章 復興

キ その他復興事業の実施に関し必要な事項

(5) 復興対策本部及び被災者支援会議の主な処理事項

ア 復興計画の策定に関すること

イ 復興財源に関すること

ウ 広域応援の要請・受入れに関すること

エ 災害公営住宅の建設に関すること

オ 被災者の生活復興に関すること

カ その他被災者支援に関する連絡・調整に関すること

茨木市地域防災計画資料編

資料編目次

番 号	頁	資 料 名
資料 第 1 号	1	急傾斜地崩壊危険区域一覧表
資料 第 2 号	2	土砂災害防止法の指定区域一覧表
資料 第 3 号	12	山地災害危険地区一覧表
資料 第 4 号	16	避難情報発令基準
資料 第 5 号	17	気象庁震度階級関連解説表・長周期地震動階級関連解説表
資料 第 6 号	21	茨木市地震被害想定調査結果
資料 第 7 号	24	大阪府地震被害想定調査結果
資料 第 8 号	25	災害時援助協定等締結一覧
資料 第 9 号	30	災害時医療救護班の救護所別編成一覧表
資料 第 10 号	31	市内の二次救急告示病院一覧表
資料 第 11 号	33	緊急交通路・避難地・避難路・避難所等一覧表
資料 第 12 号	49	浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内における災害時要配慮者利用施設一覧表
資料 第 13 号	58	応急仮設住宅建設候補地一覧表
資料 第 14 号	60	重要物資の備蓄
資料 第 15 号	62	応援要請先一覧表
資料 第 16 号	63	茨木市防災会議条例
資料 第 17 号	65	茨木市防災会議運営規程
資料 第 18 号	66	茨木市災害対策本部条例
資料 第 19 号	67	茨木市防災会議委員一覧表
資料 第 20 号	68	茨木市防災行政無線局一覧
資料 第 21 号	70	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
資料 第 22 号	79	茨木市の災害履歴

資料第1号 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の 規定による指定区域	所 在 地
(平成29年12月1日現在)	
区 域 の 名 称	
安元(1)	安元
車作	車作乾
泉原(3)	泉原
南条	泉原南条
佐保(1)	佐保
佐保(3)	粟生岩阪
西町	宿川原
豊川	豊川二丁目
下音羽	下音羽
車作(2)	車作
穂積台	穂積台
大岩	大岩
安元(2)	安元

資料第2号 土砂災害防止法の指定区域一覧表(図2-1)

令和5年1月現在

資料	区域名	箇所番号	自然現象の種類	指定種別	
				土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	宿久庄(5)	K21100010	急傾斜地の崩壊	○	○
2	宿久庄(6)	K21100020	急傾斜地の崩壊	○	○
36	銭原(20)	K21100030	急傾斜地の崩壊	○	○
37	銭原(21)	K21100040	急傾斜地の崩壊	○	○
38	銭原(23)	K21100050	急傾斜地の崩壊	○	○
39	銭原(24)	K21100060	急傾斜地の崩壊	○	○
40	長谷(9)	K21100070	急傾斜地の崩壊	○	○
41	清阪(6)	K21100080	急傾斜地の崩壊	○	○
42	清阪(7)	K21100090	急傾斜地の崩壊	○	○
43	上音羽(11)	K21100120	急傾斜地の崩壊	○	○
44	上音羽(12)	K21100130	急傾斜地の崩壊	○	○
45	忍頂寺(13)	K21100140	急傾斜地の崩壊	○	○
46	下音羽(11)	K21100150	急傾斜地の崩壊	○	○
47	下音羽(12)	K21100160	急傾斜地の崩壊	○	○
48	下音羽(13)	K21100170	急傾斜地の崩壊	○	○
49	下音羽(17)	K21100210	急傾斜地の崩壊	○	○
50	千提寺(21)	K21100280	急傾斜地の崩壊	○	○
161	銭原(25)	K21100290	急傾斜地の崩壊	○	○
162	銭原(26)	K21100300	急傾斜地の崩壊	○	○
163	銭原(27)	K21100310	急傾斜地の崩壊	○	○
164	銭原(29)	K21100320	急傾斜地の崩壊	○	○
165	銭原(33)	K21100340	急傾斜地の崩壊	○	○
166	清阪(11)	K21100370	急傾斜地の崩壊	○	○
167	清阪(12)	K21100380	急傾斜地の崩壊	○	○
168	清阪(14)	K21100400	急傾斜地の崩壊	○	○
169	清阪(16)	K21100420	急傾斜地の崩壊	○	○
170	上音羽(13)	K21100430	急傾斜地の崩壊	○	○
171	上音羽(14)	K21100440	急傾斜地の崩壊	○	○
172	上音羽(15)	K21100450	急傾斜地の崩壊	○	○
173	上音羽(16)	K21100460	急傾斜地の崩壊	○	○
174	忍頂寺(15)	K21100490	急傾斜地の崩壊	○	○
175	忍頂寺(16)	K21100500	急傾斜地の崩壊	○	○
484	泉原(27)	K21101430	急傾斜地の崩壊	○	○
485	泉原(28)	K21101440	急傾斜地の崩壊	○	○
861	佐保(14)	K21101840	急傾斜地の崩壊	○	○
863	佐保(16)	K21101860	急傾斜地の崩壊	○	○
864	佐保(17)	K21101870	急傾斜地の崩壊	○	○
1113	安元(11)	K21101980	急傾斜地の崩壊	○	○
1131	大岩(11)	K21102190	急傾斜地の崩壊	○	○
1132	大岩(17)	K21102090	急傾斜地の崩壊	○	○
1133	福井(2)	K21102230	急傾斜地の崩壊	○	○
1134	福井(4)	K21102250	急傾斜地の崩壊	○	○
1293	宿久庄(11)-2	K21102281	急傾斜地の崩壊	○	○
1294	宿久庄(14)	K21102290	急傾斜地の崩壊	○	○
1754	下音羽川右1左一(1)	D21110231	土石流	○	-
1755	下音羽川右1左二(2)	D21110232	土石流	○	-
1756	下音羽川右1右一(3)	D21110233	土石流	○	-
1757	下音羽川右1右二(4)	D21110234	土石流	○	-
1758	下音羽川左4	D21110280	土石流	○	-
1759	下音羽川左3	D21110290	土石流	○	-
1760	下音羽川左5	D21120130	土石流	○	-
1761	銭原川右1	D21120160	土石流	○	-
1762	下音羽川左2	D21120170	土石流	○	○
1763	上音羽川左1	D21130220	土石流	○	-
1764	下音羽川左1右二	D21110300	土石流	○	-
1765	下音羽川左1右三	D21110310	土石流	○	○
1766	下音羽川左1右一	D21120180	土石流	○	○
1767	安威川右1右1(1)	D21110151	土石流	○	-
1768	安威川右1右1(2)	D21110152	土石流	○	○
1769	安威川右1右1(3)	D21110153	土石流	○	-
1770	安威川右1右1(4)	D21110154	土石流	○	-
1771	安威川右1右1(5)	D21110155	土石流	○	-
1772	安威川右1右1(6)	D21110156	土石流	○	○
1773	安威川右1左2	D21120100	土石流	○	-
1774	佐保川右1左三(1)(泉原川支溪)	D21110072	土石流	○	-
1775	佐保川右1左二(2)(西谷)	D21110081	土石流	○	-

資料第2号 土砂災害防止法の指定区域一覧表(図2-1)

令和5年1月現在

資料	区 域 名	箇 所 番 号	自 然 現 象 の 種 類	指 定 種 別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
1776	佐保川右3(東谷支溪)	D21110100	土石流	○	-
1777	佐保川右4(1)(東谷)	D21110111	土石流	○	-
1778	佐保川右4(2)(東谷)	D21110112	土石流	○	○
1779	勝尾寺川右1	D21120010	土石流	○	○
1780	佐保川右1右一	D21120040	土石流	○	-
1781	佐保川左2	D21120050	土石流	○	-
1782	佐保川左1(2)	D21120061	土石流	○	-
1783	佐保川左1(1)	D21120062	土石流	○	-
1784	佐保川右2	D21120210	土石流	○	-
1785	佐保川左3左一(2)	D21130171	土石流	○	-
1786	佐保川左3左一(1)	D21130172	土石流	○	-
1787	佐保川左3右一	D21130180	土石流	○	○
1788	安威川右1左(2)	D21110172	土石流	○	-
1789	安威川右1左(3)	D21110173	土石流	○	-
1793	泉原(30)	K21102390	急傾斜地の崩壊	○	○
1798	東福井(4)	K21102430	急傾斜地の崩壊	○	○
1799	室山(5)	K21102450	急傾斜地の崩壊	○	○
1804	西安威(2)	K21102520	急傾斜地の崩壊	○	○
1812	美穂ヶ丘(2)-1	K21102581	急傾斜地の崩壊	○	○
1813	美穂ヶ丘(2)-2	K21102582	急傾斜地の崩壊	○	○
1820	紫明園	K21102660	急傾斜地の崩壊	○	○
1929	銭原川左2	D21110260	土石流	○	○
1930	銭原川右第1支川支溪	D21120140	土石流	○	○
1931	銭原川左第1支溪	D21120150	土石流	○	○
1932	銭原川右第2支川第1支溪	D21130261	土石流	○	-
1933	銭原川右第1支川第2支溪	D21130270	土石流	○	-
1934	佐保川右第3支溪	D21130130	土石流	○	-
1935	佐保川右第2支溪	D21130140	土石流	○	-
1936	佐保川右12	D21130151	土石流	○	○
1937	佐保川右第1支川	D21130152	土石流	○	○
1938	佐保川左第1支溪	D21130153	土石流	○	-
1939	上音羽右第一支溪	D21110240	土石流	○	-
1940	上音羽川右2	D21120110	土石流	○	-
1941	上音羽川左2(1)	D21120221	土石流	○	○
1942	上音羽川右1	D21130240	土石流	○	○
1943	安威川右12左一	D21120190	土石流	○	-
1944	銭原川左1(1)	D21110271	土石流	○	-
1945	銭原川左1(2)	D21110272	土石流	○	-
1946	安威川右1右二(3)	D21110163	土石流	○	○
1947	安威川右1右二(1)	D21110161	土石流	○	-
1948	安威川右1右二(5)	D21110165	土石流	○	-
1949	安威川右1右二(6)	D21110166	土石流	○	-
1950	安威川右1右二(7)	D21110167	土石流	○	○
1951	安威川右11	D21110220	土石流	○	-
1952	安威川右10	D21110210	土石流	○	-
1953	安威川右9	D21110200	土石流	○	-
1954	安威川右8	D21110190	土石流	○	-
1955	安威川左2	D21120200	土石流	○	-
1956	安威川左1	D21110320	土石流	○	-
1957	佐保川左9	D21130120	土石流	○	-
1958	佐保川右11	D21110050	土石流	○	-
1959	佐保川右10(4)	D21110044	土石流	○	○
1960	佐保川右10(3)	D21110043	土石流	○	-
1961	佐保川右10(2)	D21110042	土石流	○	-
1962	佐保川右10(1)	D21110041	土石流	○	-
1963	佐保川左7	D21110120	土石流	○	○
1964	佐保川左6	D21120070	土石流	○	○
1965	川合裏川左5	D21130070	土石流	○	-
1966	川合裏川左4	D21130060	土石流	○	-
1967	川合裏川左3(1)	D21130051	土石流	○	-
1968	川合裏川左3(2)	D21130052	土石流	○	-
1969	川合裏川左2	D21130040	土石流	○	-
1970	川合裏川左1右一(1)	D21130031	土石流	○	-
1971	川合裏川左1右一(2)	D21130032	土石流	○	-
1972	川合裏川左1右二	D21130020	土石流	○	-
1973	佐保川右9	D21120030	土石流	○	-

資料第2号 土砂災害防止法の指定区域一覧表(図2-1)

令和5年1月現在

資料	区域名	箇所番号	自然現象の種類	指定種別	
				土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1974	川合裏川左1左一	D21130010	土石流	○	-
1975	佐保川右8	D21120020	土石流	○	-
1976	佐保川右6	D21130100	土石流	○	-
1977	佐保川右5(3)	D21110023	土石流	○	-
1978	佐保川左5	D21120080	土石流	○	-
2300	長谷(10)	K21100350	急傾斜地の崩壊	○	○
2308	上音羽(18)	K21101090	急傾斜地の崩壊	○	○
2312	下音羽(6)	K21100960	急傾斜地の崩壊	○	○
2313	下音羽(9)	K21100970	急傾斜地の崩壊	○	○
2316	忍頂寺(2)	K21101120	急傾斜地の崩壊	○	○
2321	忍頂寺(11)	K21101180	急傾斜地の崩壊	○	○
2341	泉原(25)	K21101420	急傾斜地の崩壊	○	○
2342	泉原(34)	K21101480	急傾斜地の崩壊	○	○
2344	泉原(38)	K21101520	急傾斜地の崩壊	○	○
2345	泉原(39)	K21101530	急傾斜地の崩壊	○	○
2347	泉原(41)	K21101550	急傾斜地の崩壊	○	○
2348	泉原(42)	K21101560	急傾斜地の崩壊	○	○
2352	泉原(45)	K21101590	急傾斜地の崩壊	○	○
2353	泉原(46)	K21101600	急傾斜地の崩壊	○	○
2364	千提寺(22)	K21100520	急傾斜地の崩壊	○	○
2365	千提寺(23)	K21100530	急傾斜地の崩壊	○	○
2367	千提寺(25)	K21100540	急傾斜地の崩壊	○	○
2369	車作(18)	K21100240	急傾斜地の崩壊	○	○
2372	大岩(15)	K21102220	急傾斜地の崩壊	○	○
2931	安威(4)-1	K21102681	急傾斜地の崩壊	○	○
2932	安威(4)-2	K21102682	急傾斜地の崩壊	○	○
2933	西安威	K21102710	急傾斜地の崩壊	○	○
2934	桑原(2)	K21102740	急傾斜地の崩壊	○	○
2935	桑原(4)	K21102760	急傾斜地の崩壊	○	○
2936	桑原(5)	K21102770	急傾斜地の崩壊	○	○
2937	桑原(7)	K21102780	急傾斜地の崩壊	○	○
2938	宿久庄(15)	K21102870	急傾斜地の崩壊	○	○
2939	宿久庄(16)	K21102880	急傾斜地の崩壊	○	○
2940	宿久庄(22)	K21102940	急傾斜地の崩壊	○	○
2941	泉原(6)	K21102890	急傾斜地の崩壊	○	○
2942	梅原-1	K21102901	急傾斜地の崩壊	○	○
2943	梅原-2	K21102902	急傾斜地の崩壊	○	○
2944	佐保(13)	K21102920	急傾斜地の崩壊	○	○
2945	馬場	K21102930	急傾斜地の崩壊	○	○
3376	上音羽(17)	K21101080	急傾斜地の崩壊	○	○
4481	銭原(1)-1	K21100581	急傾斜地の崩壊	○	○
4482	銭原(1)-2	K21100582	急傾斜地の崩壊	○	○
4483	銭原(2)	K21100590	急傾斜地の崩壊	○	○
4484	銭原(3)	K21100600	急傾斜地の崩壊	○	○
4485	銭原(4)-1	K21100611	急傾斜地の崩壊	○	○
4486	銭原(4)-2	K21100612	急傾斜地の崩壊	○	○
4487	銭原(5)	K21100620	急傾斜地の崩壊	○	○
4488	銭原(9)	K21100640	急傾斜地の崩壊	○	○
4489	銭原(10)	K21100650	急傾斜地の崩壊	○	○
4490	銭原(34)	K21100660	急傾斜地の崩壊	○	○
4491	銭原(15)	K21100670	急傾斜地の崩壊	○	○
4492	銭原(16)	K21100680	急傾斜地の崩壊	○	○
4493	銭原(17)	K21100690	急傾斜地の崩壊	○	○
4494	銭原(19)	K21100710	急傾斜地の崩壊	○	○
4495	銭原(22)	K21100720	急傾斜地の崩壊	○	○
4496	銭原(28)	K21100730	急傾斜地の崩壊	○	○
4498	銭原(31)	K21100740	急傾斜地の崩壊	○	○
4498	銭原(32)	K21100750	急傾斜地の崩壊	○	○
4499	銭原(7)	K21102400	急傾斜地の崩壊	○	○
4500	銭原(12)	K21102410	急傾斜地の崩壊	○	○
4501	銭原(18)-1	K21102421	急傾斜地の崩壊	○	○
4502	銭原(18)-2	K21102422	急傾斜地の崩壊	○	○
4503	長谷(1)	K21100770	急傾斜地の崩壊	○	○
4504	長谷(2)	K21100780	急傾斜地の崩壊	○	○
4505	長谷(3)-1	K21100791	急傾斜地の崩壊	○	○
4506	長谷(3)-2	K21100792	急傾斜地の崩壊	○	○

資料第2号 土砂災害防止法の指定区域一覧表(図2-1)

令和5年1月現在

資料	区域名	箇所番号	自然現象の種類	指定種別	
				土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
4507	長谷(4)	K21100800	急傾斜地の崩壊	○	○
4508	長谷(5)	K21100810	急傾斜地の崩壊	○	○
4509	長谷(6)	K21100820	急傾斜地の崩壊	○	○
4510	長谷(11)	K21100840	急傾斜地の崩壊	○	○
4511	上音羽(1)	K21100990	急傾斜地の崩壊	○	○
4512	上音羽(2)	K21101000	急傾斜地の崩壊	○	○
4513	上音羽(3)	K21101010	急傾斜地の崩壊	○	○
4514	上音羽(4)	K21101020	急傾斜地の崩壊	○	○
4515	上音羽(5)	K21101030	急傾斜地の崩壊	○	○
4516	上音羽(6)-1	K21101041	急傾斜地の崩壊	○	○
4517	上音羽(6)-2	K21101042	急傾斜地の崩壊	○	○
4518	上音羽(7)-1	K21101051	急傾斜地の崩壊	○	○
4519	上音羽(7)-2	K21101052	急傾斜地の崩壊	○	○
4520	上音羽(7)-3	K21101053	急傾斜地の崩壊	○	○
4521	上音羽(9)	K21101060	急傾斜地の崩壊	○	○
4522	上音羽(10)	K21101070	急傾斜地の崩壊	○	○
4523	上音羽(19)-1	K21101101	急傾斜地の崩壊	○	○
4524	上音羽(19)-2	K21101102	急傾斜地の崩壊	○	○
5166	泉原(1)	K21101240	急傾斜地の崩壊	○	○
5167	泉原(2)-1	K21101251	急傾斜地の崩壊	○	○
5168	泉原(2)-2	K21101252	急傾斜地の崩壊	○	○
5169	安威(2)	K21102470	急傾斜地の崩壊	○	○
5170	下音羽(1)	K21100910	急傾斜地の崩壊	○	○
5171	下音羽(2)	K21100920	急傾斜地の崩壊	○	○
5172	下音羽(3)	K21100930	急傾斜地の崩壊	○	○
5173	下音羽(4)	K21100940	急傾斜地の崩壊	○	○
5174	下音羽(5)	K21100950	急傾斜地の崩壊	○	○
5175	下音羽(10)	K21100980	急傾斜地の崩壊	○	○
6608	泉原(10)	K21101310	急傾斜地の崩壊	○	○
6609	泉原(17)	K21101360	急傾斜地の崩壊	○	○
6610	佐保(4)	K21101760	急傾斜地の崩壊	○	○
6611	佐保(5)	K21101770	急傾斜地の崩壊	○	○
6612	佐保(15)	K21101850	急傾斜地の崩壊	○	○
6613	宿久庄(2)	K21102260	急傾斜地の崩壊	○	○
6614	宿久庄(3)	K21102270	急傾斜地の崩壊	○	○
6615	宿久庄(20)	K21102310	急傾斜地の崩壊	○	○
6616	佐保(18)	K21102340	急傾斜地の崩壊	○	○
6617	豊川(3)	K21102540	急傾斜地の崩壊	○	○
6618	宿川原町-3	K21102573	急傾斜地の崩壊	○	○
6619	北春日丘(2)	K21102590	急傾斜地の崩壊	○	○
6620	南春日丘(1)	K21102610	急傾斜地の崩壊	○	○
6621	南春日丘(2)	K21102620	急傾斜地の崩壊	○	○
6622	南春日丘(3)	K21102630	急傾斜地の崩壊	○	○
6623	南春日丘(6)	K21102650	急傾斜地の崩壊	○	○
6624	泉原(9)	K21101300	急傾斜地の崩壊	○	○
6625	泉原(35)-1	K21101491	急傾斜地の崩壊	○	○
6626	泉原(35)-2	K21101492	急傾斜地の崩壊	○	○
6627	佐保(10)	K21101820	急傾斜地の崩壊	○	○
6628	宿久庄(19)	K21102300	急傾斜地の崩壊	○	○
6629	佐保(20)	K21102350	急傾斜地の崩壊	○	○
6630	安威(1)	K21102460	急傾斜地の崩壊	○	○
6631	西町	K21102560	急傾斜地の崩壊	○	-
6632	宿川原町-1	K21102571	急傾斜地の崩壊	○	○
6633	宿川原町-2	K21102572	急傾斜地の崩壊	○	○
6634	南春日丘(4)	K21102640	急傾斜地の崩壊	○	○
6635	泉原(11)	K21101320	急傾斜地の崩壊	○	○
6636	佐保(6)	K21101780	急傾斜地の崩壊	○	○
6637	佐保(7)	K21101790	急傾斜地の崩壊	○	○
6638	佐保(11)	K21101830	急傾斜地の崩壊	○	○
6639	豊川(2)	K21102530	急傾斜地の崩壊	○	○
6640	豊川(4)	K21102550	急傾斜地の崩壊	○	○
6641	穂積台	K21102670	急傾斜地の崩壊	○	-
6879	大岩(5)	K21102130	急傾斜地の崩壊	○	○
6880	安元(1)-1	K21101891	急傾斜地の崩壊	○	○
6881	安元(1)-2	K21101892	急傾斜地の崩壊	○	-
6882	長谷(7)-1	K21100831	急傾斜地の崩壊	○	○

資料第2号 土砂災害防止法の指定区域一覧表(図2-1)

令和5年1月現在

資料	区 域 名	箇 所 番 号	自 然 現 象 の 種 類	指 定 種 別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
6883	長谷(7)-2	K21100832	急傾斜地の崩壊	○	○
6884	清阪(1)-1	K21100851	急傾斜地の崩壊	○	○
6885	清阪(1)-3	K21100853	急傾斜地の崩壊	○	○
6886	清阪(2)	K21100860	急傾斜地の崩壊	○	○
6887	清阪(3)	K21100870	急傾斜地の崩壊	○	○
6888	清阪(8)	K21100900	急傾斜地の崩壊	○	○
6889	忍頂寺(1)	K21101110	急傾斜地の崩壊	○	○
6890	忍頂寺(3)	K21101130	急傾斜地の崩壊	○	○
6891	忍頂寺(4)	K21101140	急傾斜地の崩壊	○	○
6892	忍頂寺(5)	K21101150	急傾斜地の崩壊	○	○
6893	忍頂寺(8)	K21101160	急傾斜地の崩壊	○	○
6894	忍頂寺(9)	K21101170	急傾斜地の崩壊	○	○
6895	忍頂寺(12)	K21101190	急傾斜地の崩壊	○	○
6896	忍頂寺(14)	K21101200	急傾斜地の崩壊	○	○
6897	忍頂寺(17)	K21101210	急傾斜地の崩壊	○	○
6898	忍頂寺(18)	K21101220	急傾斜地の崩壊	○	○
6899	泉原(3)	K21101260	急傾斜地の崩壊	○	○
6900	泉原(5)	K21101280	急傾斜地の崩壊	○	○
6901	泉原(7)-1	K21101291	急傾斜地の崩壊	○	○
6902	泉原(7)-2	K21101292	急傾斜地の崩壊	○	○
6903	泉原(7)-3	K21101293	急傾斜地の崩壊	○	○
6904	泉原(7)-4	K21101294	急傾斜地の崩壊	○	○
6905	泉原(14)	K21101330	急傾斜地の崩壊	○	○
6906	泉原(15)	K21101340	急傾斜地の崩壊	○	○
6907	泉原(16)	K21101350	急傾斜地の崩壊	○	○
6908	泉原(18)-1	K21101371	急傾斜地の崩壊	○	○
6909	泉原(18)-2	K21101372	急傾斜地の崩壊	○	○
6910	泉原(19)	K21101380	急傾斜地の崩壊	○	○
6911	泉原(20)	K21101390	急傾斜地の崩壊	○	○
6912	泉原(21)	K21101400	急傾斜地の崩壊	○	○
6913	泉原(22)-1	K21101411	急傾斜地の崩壊	○	○
6914	泉原(22)-2	K21101412	急傾斜地の崩壊	○	○
6915	泉原(33)	K21101470	急傾斜地の崩壊	○	○
6916	泉原(36)	K21101500	急傾斜地の崩壊	○	○
6917	泉原(37)	K21101510	急傾斜地の崩壊	○	○
6918	泉原(40)	K21101540	急傾斜地の崩壊	○	○
6919	泉原(43)-1	K21101571	急傾斜地の崩壊	○	○
6920	泉原(43)-2	K21101572	急傾斜地の崩壊	○	○
6921	泉原(44)	K21101580	急傾斜地の崩壊	○	○
6922	泉原(47)-1	K21101611	急傾斜地の崩壊	○	○
6923	泉原(47)-2	K21101612	急傾斜地の崩壊	○	○
6924	千提寺(1)	K21101620	急傾斜地の崩壊	○	○
6925	千提寺(2)	K21101630	急傾斜地の崩壊	○	○
6926	千提寺(3)	K21101640	急傾斜地の崩壊	○	○
6927	千提寺(5)	K21101650	急傾斜地の崩壊	○	○
6928	千提寺(9)	K21101660	急傾斜地の崩壊	○	○
6929	千提寺(10)	K21101670	急傾斜地の崩壊	○	○
6930	千提寺(11)	K21101680	急傾斜地の崩壊	○	○
6931	千提寺(14)-1	K21101691	急傾斜地の崩壊	○	○
6932	千提寺(14)-2	K21101692	急傾斜地の崩壊	○	○
6933	千提寺(15)	K21101700	急傾斜地の崩壊	○	○
6934	千提寺(17)	K21101710	急傾斜地の崩壊	○	○
6935	千提寺(18)-1	K21101721	急傾斜地の崩壊	○	○
6936	千提寺(18)-2	K21101722	急傾斜地の崩壊	○	○
6937	千提寺(24)	K21101730	急傾斜地の崩壊	○	○
6938	佐保(1)-1	K21101741	急傾斜地の崩壊	○	○
6939	佐保(1)-2	K21101742	急傾斜地の崩壊	○	-
6940	佐保(1)-3	K21101743	急傾斜地の崩壊	○	○
6941	佐保(3)-1	K21101751	急傾斜地の崩壊	○	○
6942	佐保(3)-2	K21101752	急傾斜地の崩壊	○	-
6943	佐保(3)-3	K21101753	急傾斜地の崩壊	○	-
6944	佐保(3)-4	K21101754	急傾斜地の崩壊	○	○
6945	佐保(3)-5	K21101755	急傾斜地の崩壊	○	-
6946	佐保(8)	K21101800	急傾斜地の崩壊	○	○
6947	佐保(9)	K21101810	急傾斜地の崩壊	○	○
6948	泉原(49)-1	K21101881	急傾斜地の崩壊	○	○

資料第2号 土砂災害防止法の指定区域一覧表(図2-1)

令和5年1月現在

資料	区 域 名	箇 所 番 号	自 然 現 象 の 種 類	指 定 種 別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
6949	泉原(49)-2	K21101882	急傾斜地の崩壊	○	○
6950	泉原(49)-3	K21101883	急傾斜地の崩壊	○	○
6951	安元(2)	K21101900	急傾斜地の崩壊	○	○
6952	安元(3)	K21101910	急傾斜地の崩壊	○	○
6953	安元(4)	K21101920	急傾斜地の崩壊	○	○
6954	安元(5)	K21101930	急傾斜地の崩壊	○	○
6955	安元(6)	K21101940	急傾斜地の崩壊	○	○
6956	安元(7)	K21101950	急傾斜地の崩壊	○	○
6957	安元(8)-1	K21101961	急傾斜地の崩壊	○	○
6958	安元(8)-2	K21101962	急傾斜地の崩壊	○	○
6959	安元(9)	K21101970	急傾斜地の崩壊	○	○
6960	安元(12)	K21101990	急傾斜地の崩壊	○	○
6961	山手台(1)	K21102000	急傾斜地の崩壊	○	○
6962	山手台(2)	K21102010	急傾斜地の崩壊	○	○
6963	山手台(3)	K21102020	急傾斜地の崩壊	○	○
6964	車作(2)	K21102030	急傾斜地の崩壊	○	○
6965	車作(4)-1	K21102041	急傾斜地の崩壊	○	○
6966	車作(4)-2	K21102042	急傾斜地の崩壊	○	○
6967	車作(5)-1	K21102050	急傾斜地の崩壊	○	○
6968	車作(5)-2	K21102051	急傾斜地の崩壊	○	○
6969	車作(8)	K21102060	急傾斜地の崩壊	○	○
6970	車作(14)	K21102070	急傾斜地の崩壊	○	○
6971	車作(15)	K21102080	急傾斜地の崩壊	○	○
6972	赤才-1	K21102101	急傾斜地の崩壊	○	○
6973	赤才-2	K21102102	急傾斜地の崩壊	○	○
6974	大岩	K21102110	急傾斜地の崩壊	○	○
6975	大岩(3)-1	K21102121	急傾斜地の崩壊	○	○
6976	大岩(3)-2	K21102122	急傾斜地の崩壊	○	○
6977	大岩(6)	K21102140	急傾斜地の崩壊	○	○
6978	大岩(7)	K21102150	急傾斜地の崩壊	○	○
6979	大岩(8)	K21102160	急傾斜地の崩壊	○	○
6980	大岩(9)	K21102170	急傾斜地の崩壊	○	○
6981	大岩(10)	K21102180	急傾斜地の崩壊	○	○
6982	大岩(12)	K21102200	急傾斜地の崩壊	○	○
6983	大岩(13)-1	K21102210	急傾斜地の崩壊	○	○
6984	大岩(13)-2	K21102211	急傾斜地の崩壊	○	○
6985	大岩(13)-3	K21102212	急傾斜地の崩壊	○	○
6986	大岩(13)-4	K21102213	急傾斜地の崩壊	○	○
6987	福井(3)	K21102240	急傾斜地の崩壊	○	○
6988	安元(13)	K21102330	急傾斜地の崩壊	○	○
6989	車作(10)	K21102360	急傾斜地の崩壊	○	○
6990	車作(11)	K21102370	急傾斜地の崩壊	○	○
6991	安威(3)	K21102480	急傾斜地の崩壊	○	○
6992	安威(7)	K21102500	急傾斜地の崩壊	○	○
6993	北春日丘(3)	K21102600	急傾斜地の崩壊	○	○
6994	東福井(2)	K21102800	急傾斜地の崩壊	○	○
6995	泉原(12)	K21102950	急傾斜地の崩壊	○	○
6996	大岩(2)	K21102960	急傾斜地の崩壊	○	○
6997	桑原(6)	K21102970	急傾斜地の崩壊	○	○
6998	生保(3)	K21102980	急傾斜地の崩壊	○	○
6999	泉原(48)	K21102990	急傾斜地の崩壊	○	○
7000	車作(19)	K21103010	急傾斜地の崩壊	○	○
7001	車作(20)	K21103020	急傾斜地の崩壊	○	○
7002	車作(21)	K21103030	急傾斜地の崩壊	○	○
7003	車作(22)	K21103040	急傾斜地の崩壊	○	○
7004	車作(23)	K21103050	急傾斜地の崩壊	○	○
7005	車作(24)	K21103060	急傾斜地の崩壊	○	○
7006	上音羽川左1(的谷北)	D21120120	土石流	○	○
合計				388	315

大阪府地域防災計画より

図2-1 土砂災害防止法の指定区域

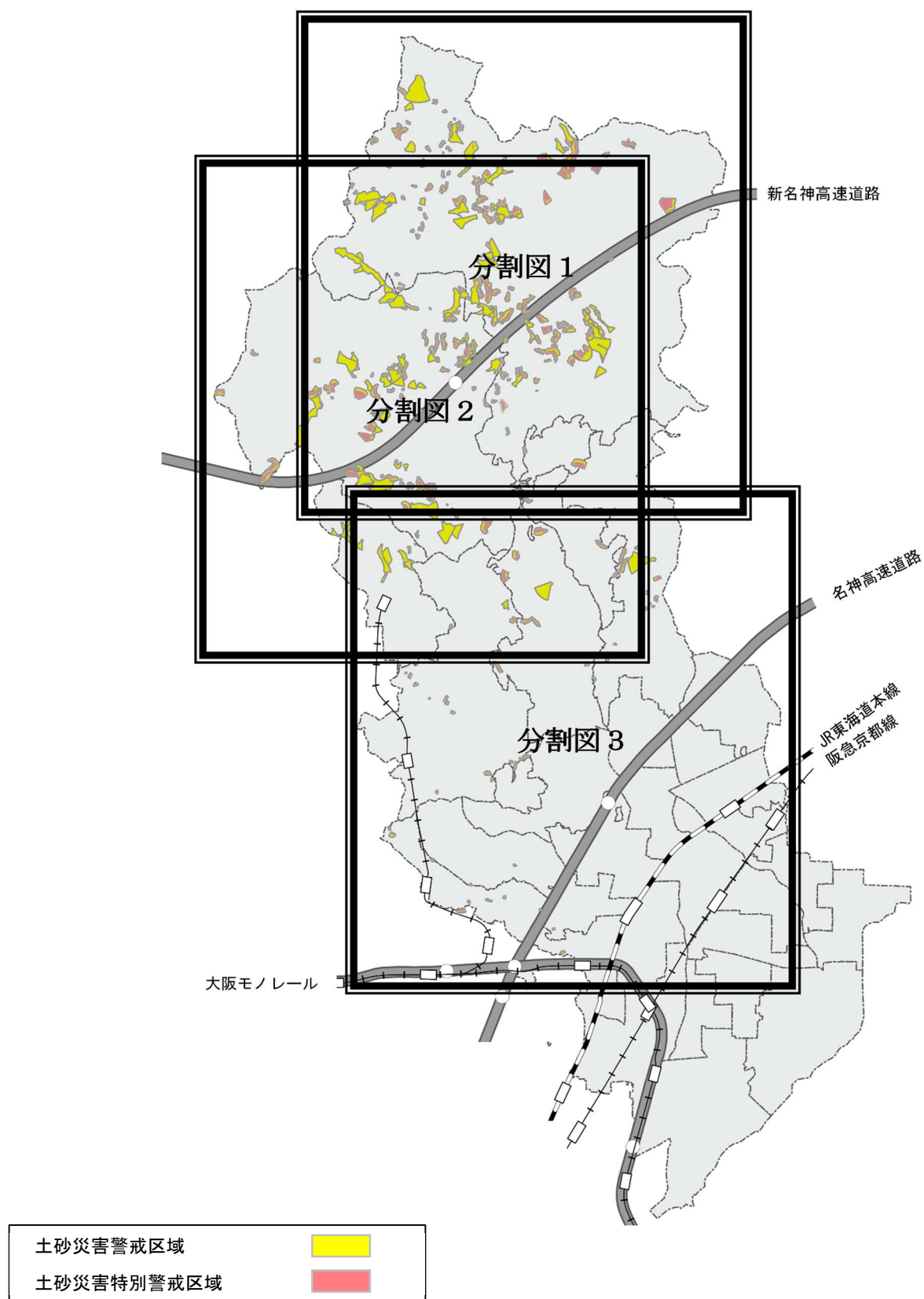


図2-1 分割図1

※図中の番号は、表中の箇所番号に対応

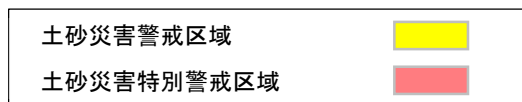
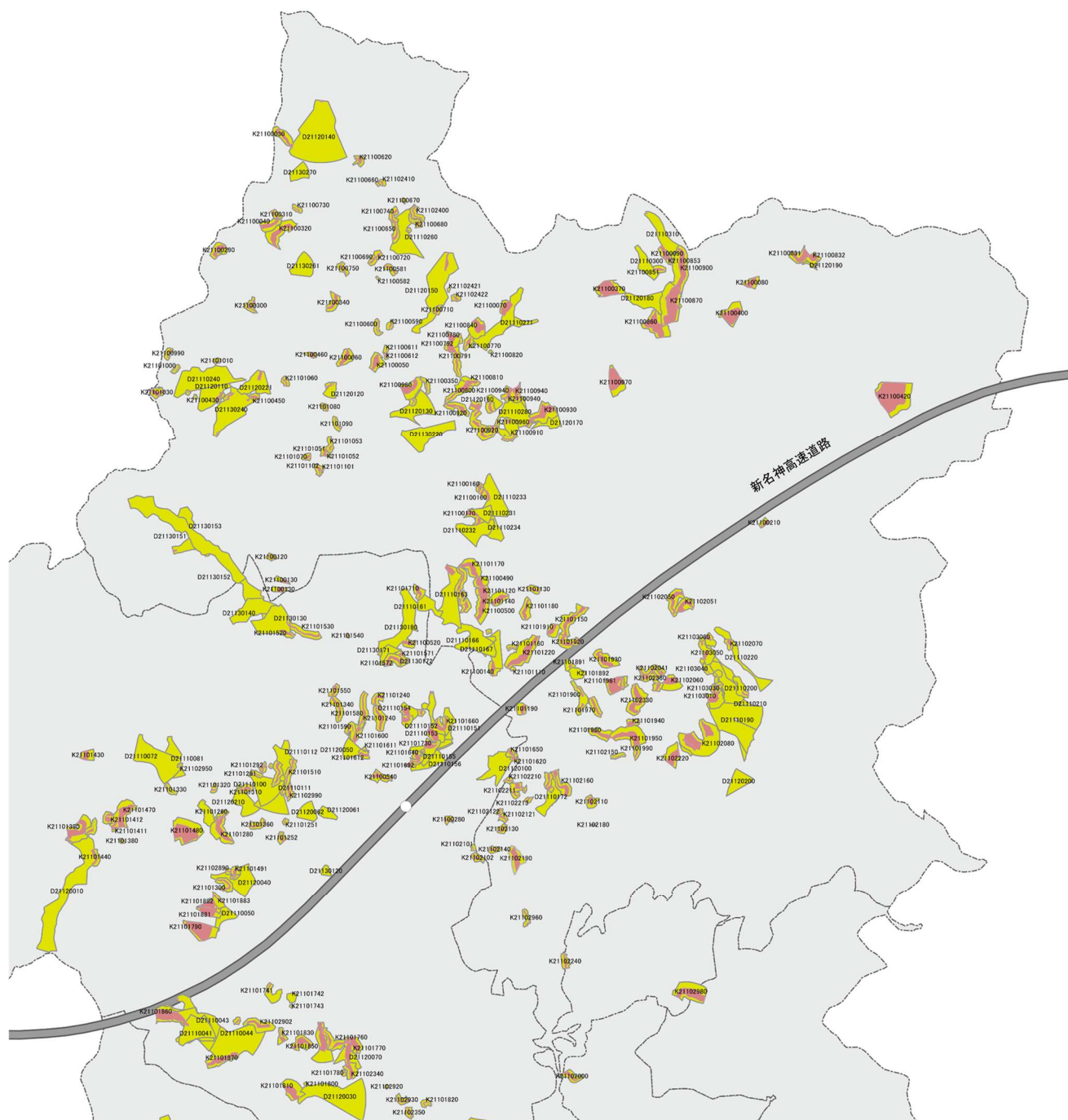


図2-1 分割図2

※図中の番号は、表中の箇所番号に対応

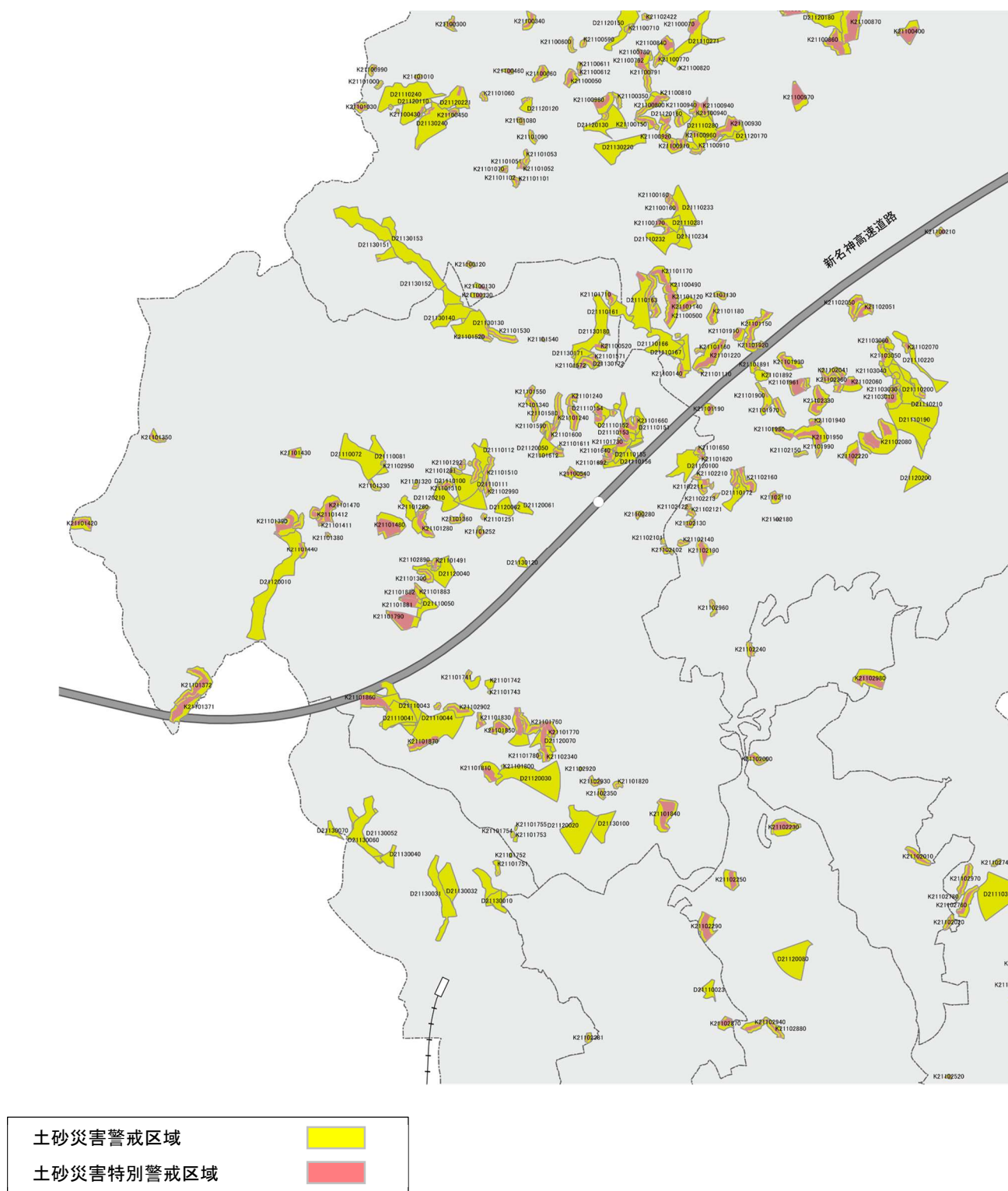
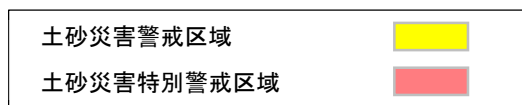
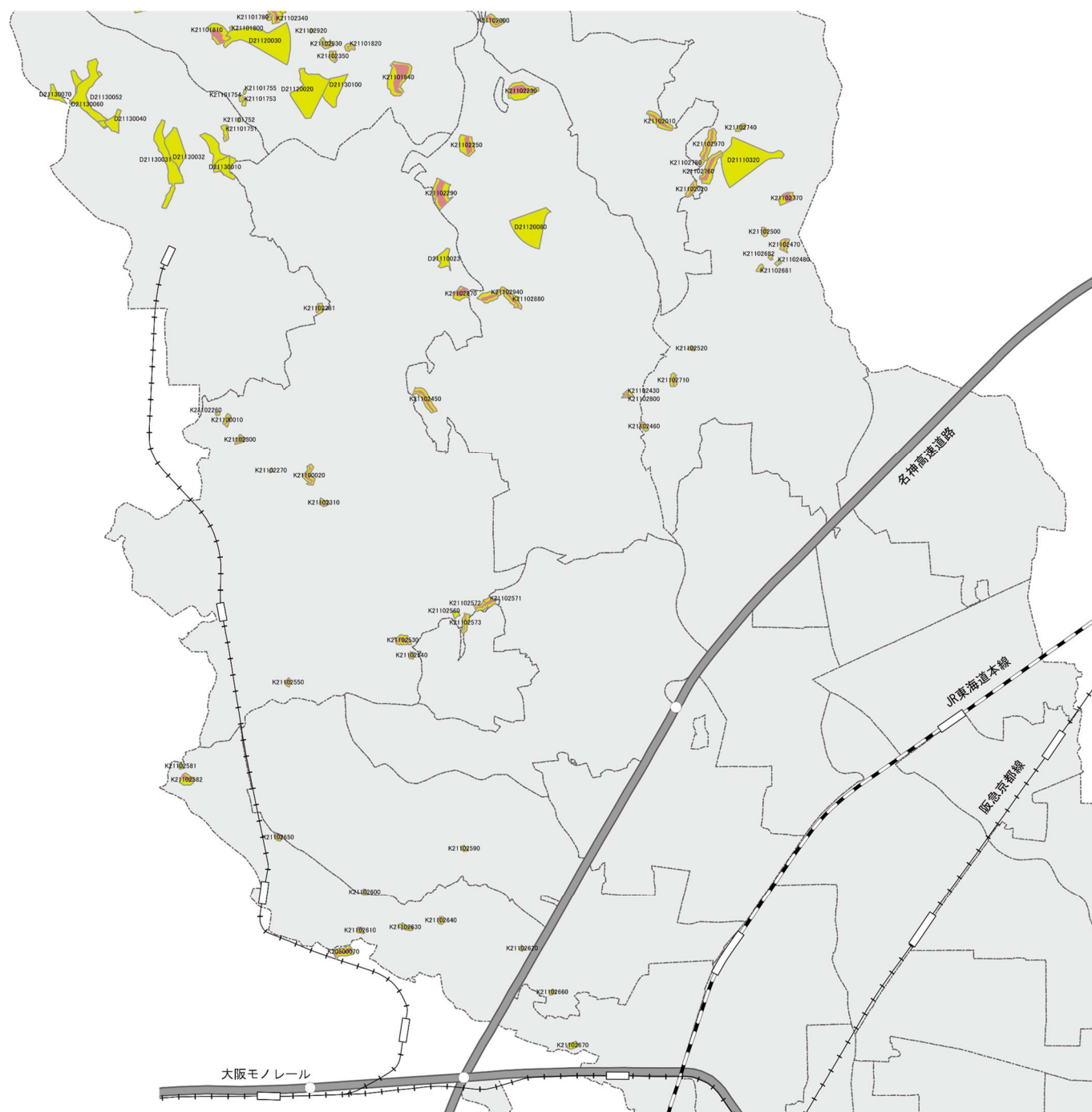


図2-1 分割図3

※図中の番号は、表中の箇所番号に対応



資料第3号 山地災害危険地区一覽表

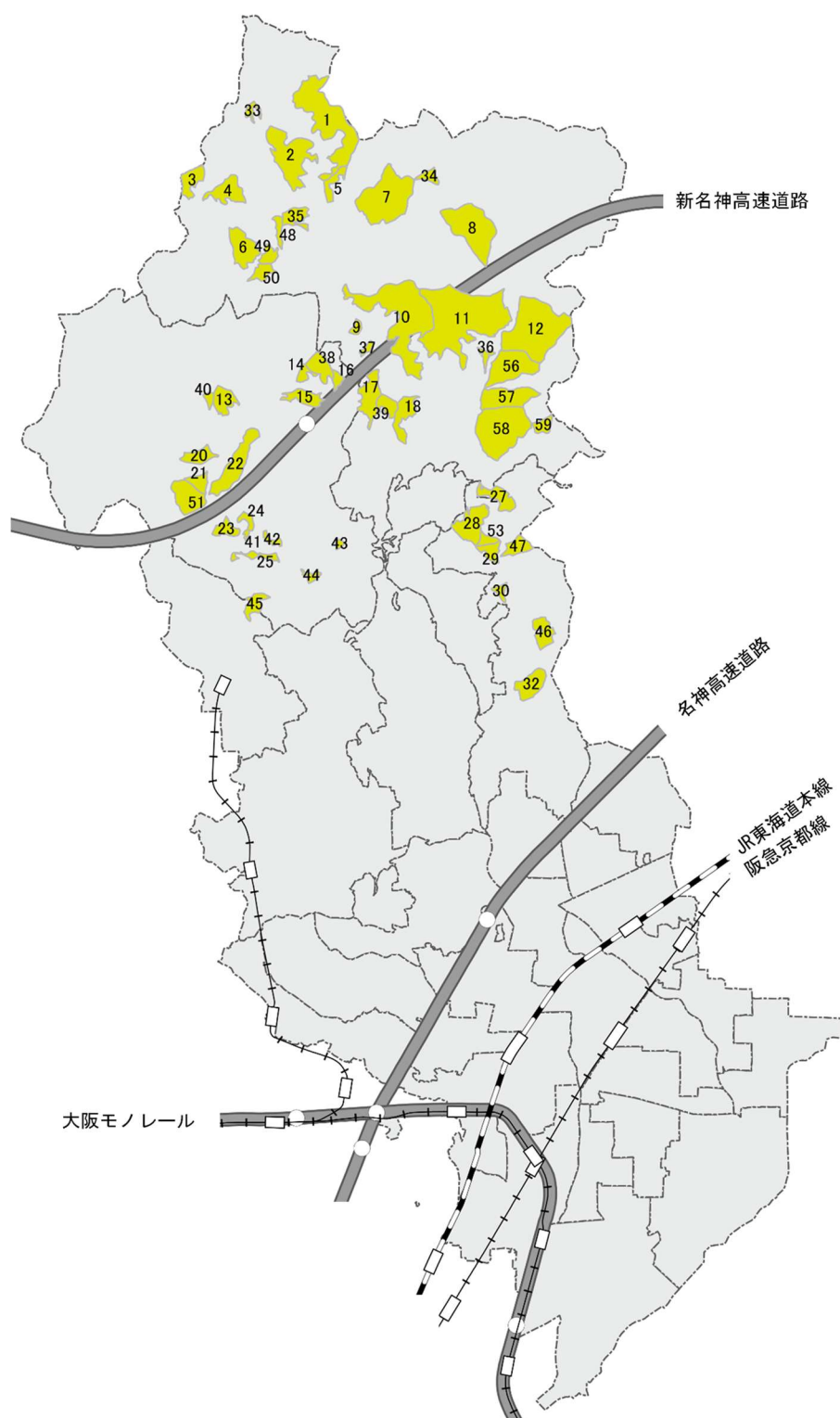
(1) 山腹崩壊危険地区(図3-1)

危険地区番号		位 置	危険地区番号		位 置
市町村	地区	大 字	市町村	地区	大 字
211	1	銭原(1)	211	39	大岩(2)
211	2	銭原(2)	211	40	泉原(3)
211	3	上音羽(1)	211	41	佐保(6)
211	4	上音羽(2)	211	42	佐保(7)
211	5	長谷	211	43	佐保(8)
211	6	上音羽(3)	211	44	佐保(9)
211	7	下音羽(1)	211	45	佐保、他(栗生岩坂)
211	8	下音羽(2)	211	46	安威(2)
211	9	忍頂寺(1)	211	47	安威(3)
211	10	忍頂寺、他(安元)	211	48	上音羽(4)
211	11	車作(1)	211	49	上音羽(5)
211	12	車作(2)	211	50	上音羽(6)
211	13	泉原(1)	211	51	佐保(10)
211	14	千提寺(1)	211	53	大門寺(2)
211	15	千提寺、泉原	211	56	車作(4)
211	16	千提寺(2)	211	57	車作(5)
211	17	大岩、安元、忍頂寺	211	58	車作(6)
211	18	大岩(1)	211	59	車作(7)
211	20	泉原(2)			
211	21	佐保(1)			
211	22	泉原、千提寺、佐保			
211	23	佐保(2)			
211	24	佐保(3)			
211	25	佐保(4)			
211	27	車作、他(生保)			
211	28	生保、大門寺			
211	29	大門寺(1)			
211	30	桑原			
211	32	安威(1)			
211	33	銭原(3)			
211	34	清阪			
211	35	下音羽(3)			
211	36	車作(3)			
211	37	忍頂寺(2)			
211	38	千提寺(3)			

大阪府地域防災計画より

図3-1 山腹崩壊危険地区

※図中の番号は、表中の地区に対応

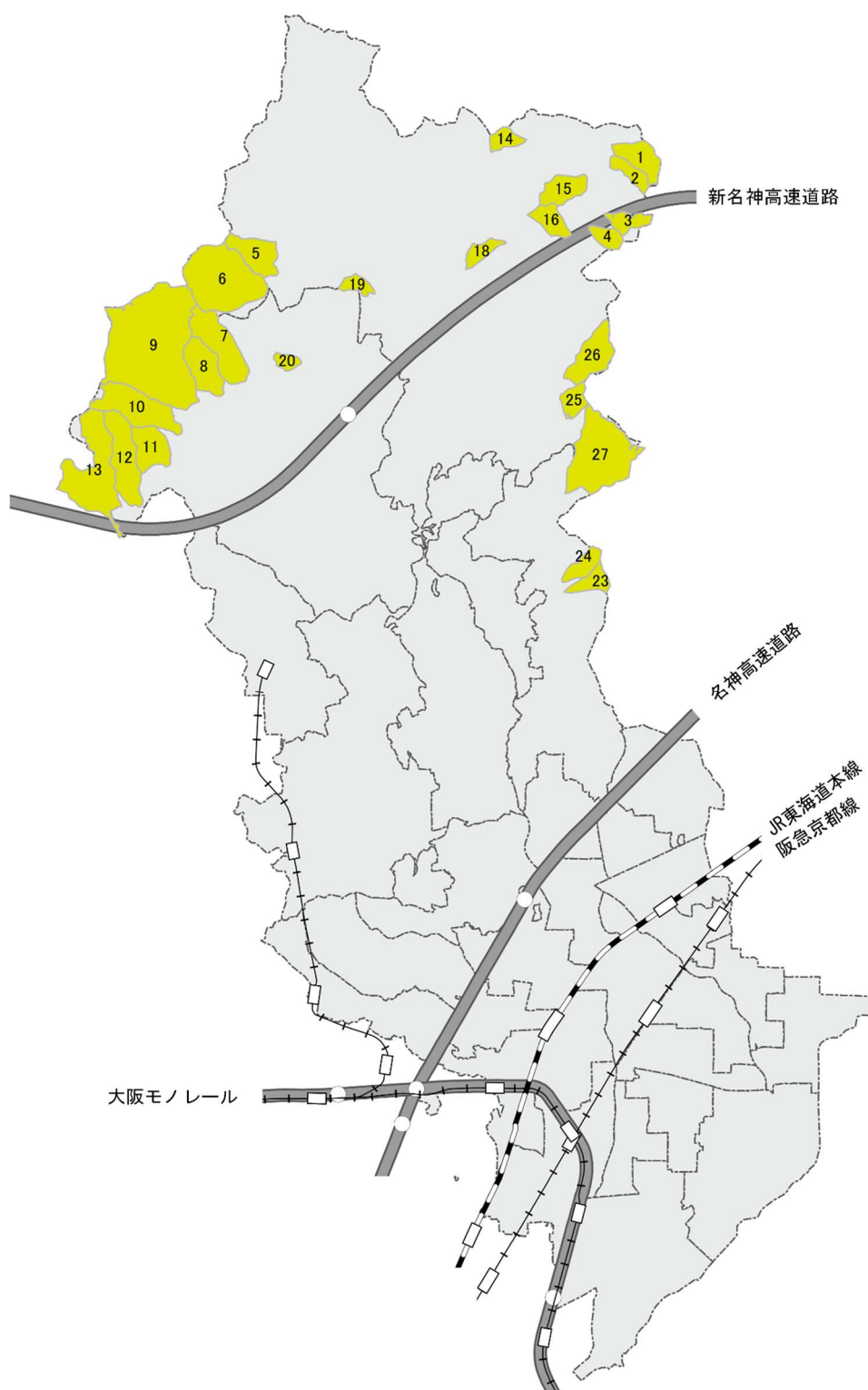


(2) 崩壊土砂流出危険地区(図3-2)

危険地区番号		位 置	危険地区番号		位 置
市町村	地区	大 字	市町村	地区	大 字
211	1	清阪(1)	211	16	下音羽(2)
211	2	清阪(2)	211	18	車作(3)
211	3	車作(1)	211	19	千提寺
211	4	車作(2)	211	20	泉原(8)
211	5	上音羽(1)	211	23	安威
211	6	上音羽(2)	211	24	桑原
211	7	泉原(1)	211	25	車作(4)
211	8	泉原(2)	211	26	車作(5)
211	9	泉原(3)	211	27	車作(6)
211	10	泉原(4)			
211	11	泉原(5)			
211	12	泉原(6)			
211	13	泉原(7)			
211	14	銭原			
211	15	下音羽(1)			

大阪府地域防災計画より

図3-2 崩壊土砂流出危険地区
 ※図中の番号は、表中の地区に対応



避難情報発令基準

1 洪水時の避難情報の発令基準対象河川と水位

河川区分	洪水予報河川			水位周知河川		その他河川(※1)	河川管理者が 発表する情報	警戒レベル相当情報	危険度
河川名	淀川	安威川(上流)	安威川(下流)	茨木川	女瀬川	大正川			
水位観測点	枚方	太田橋	千歳橋	幣久良橋	天堂橋	生駒橋			
観測点所在地	枚方市桜町3-32	茨木市西太田町29	茨木市庄一丁目	茨木市耳原三丁目	高槻市東五百住3丁目	摂津市昭和園3			
氾濫開始相当水位	8.65m	—	4.91m	6.08m	4.09m	—	氾濫発生情報	警戒レベル5相当	高 ↑ ↓ 低
氾濫危険水位	5.50m	3.00m	4.00m	3.80m	3.05m	5.60m	氾濫危険情報	警戒レベル4相当	
避難判断水位	5.40m	2.80m	3.65m	2.35m	1.60m	4.30m	氾濫警戒情報	警戒レベル3相当	
氾濫注意水位	4.50m	2.25m	3.25m	2.00m	1.50m	3.25m	氾濫注意情報(※2)	警戒レベル2相当	

※1 勝尾寺川及び佐保川流域については、過去の水位上昇の傾向を考慮し、茨木川幣久良橋で判断する。

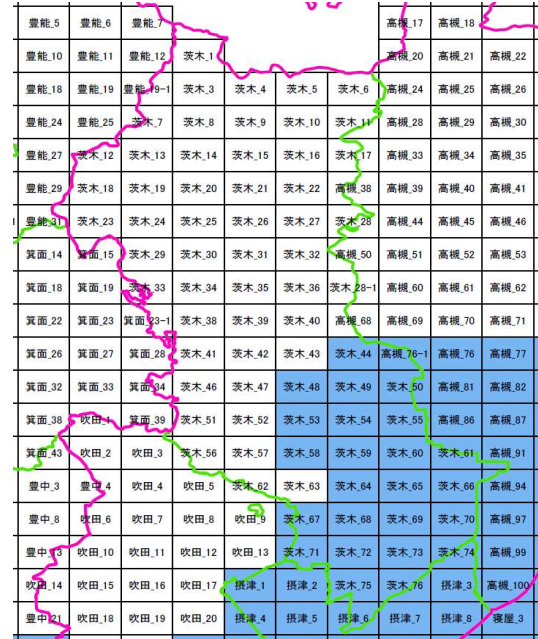
※2 水位周知河川は水防警報が発表される。

2 洪水時の避難情報の発令基準

- (1) 高齢者等避難(警戒レベル3)
→基準となる水位観測点の水位が避難判断水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき など
- (2) 避難指示(警戒レベル4)
→基準となる水位観測点の水位が氾濫危険水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき など
- (3) 緊急安全確保(警戒レベル5)
→破堤、氾濫が発生したとき など

3 土砂災害危険度情報に関するメッシュ(茨木市域)

<メッシュ位置図>



<茨木市域該当メッシュ番号>

ラベル	メッシュ番号	ラベル	メッシュ番号	ラベル	メッシュ番号
茨木_1	52353402	茨木_21	52352463	箕面_23-1	52352421
豊能_19-1	52352491	茨木_22	52352464	茨木_38	52352422
茨木_3	52352492	高槻_38	52352465	茨木_39	52352423
茨木_4	52352493	豊能_31	52352359	茨木_40	52352424
茨木_5	52352494	茨木_23	52352450	高槻_68	52352425
茨木_6	52352495	茨木_24	52352451	茨木_41	52352412
茨木_7	52352481	茨木_25	52352452	茨木_42	52352413
茨木_8	52352482	茨木_26	52352453	茨木_43	52352414
茨木_9	52352483	茨木_27	52352454	箕面_34	52352401
茨木_10	52352484	茨木_28	52352455	茨木_46	52352402
茨木_11	52352485	箕面_15	52352440	茨木_47	52352403
茨木_12	52352470	茨木_29	52352441	茨木_51	52351492
茨木_13	52352471	茨木_30	52352442	茨木_52	52351493
茨木_14	52352472	茨木_31	52352443	吹田_3	52351481
茨木_15	52352473	茨木_32	52352444	茨木_56	52351482
茨木_16	52352474	茨木_33	52352431	茨木_57	52351483
茨木_17	52352475	茨木_34	52352432	吹田_5	52351472
茨木_18	52352460	茨木_35	52352433	茨木_62	52351473
茨木_19	52352461	茨木_36	52352434	茨木_63	52351474
茨木_20	52352462	茨木_28-1	52352435	吹田_9	52351463

※ 土砂災害の判定除外メッシュ

※ メッシュ番号は1kmメッシュ番号

4 土砂災害時の避難情報発令基準

土砂災害に関する危険度分布		警戒レベル相当情報	避難情報
メッシュの色	発表時の状況		
災害切迫	実況値が大雨特別警報(土砂災害)の基準値以上となった場合	警戒レベル5相当	緊急安全確保(警戒レベル5)
危険	実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合	警戒レベル4相当	避難指示(警戒レベル4)
警戒	実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の基準以上となる場合	警戒レベル3相当	高齢者等避難(警戒レベル3)
注意	実況値又は2時間先までの予測値が大雨注意報の基準以上となる場合	警戒レベル2相当	—

資料第5号 気象庁震度階級関連解説表・長周期地震動階級関連解説表

(1) 気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうち、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

(2) 長周期地震動階級関連解説表

● 高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
長周期地震動階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないうちと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

気象庁ホームページより

茨木市地震被害想定調査結果

(1)想定地震

起震断層:有馬一高槻構造線活断層系

地震の規模:マグニチュード7.5±0.5

(2)想定時期

冬季の夕刻

図6-1 震度分布図

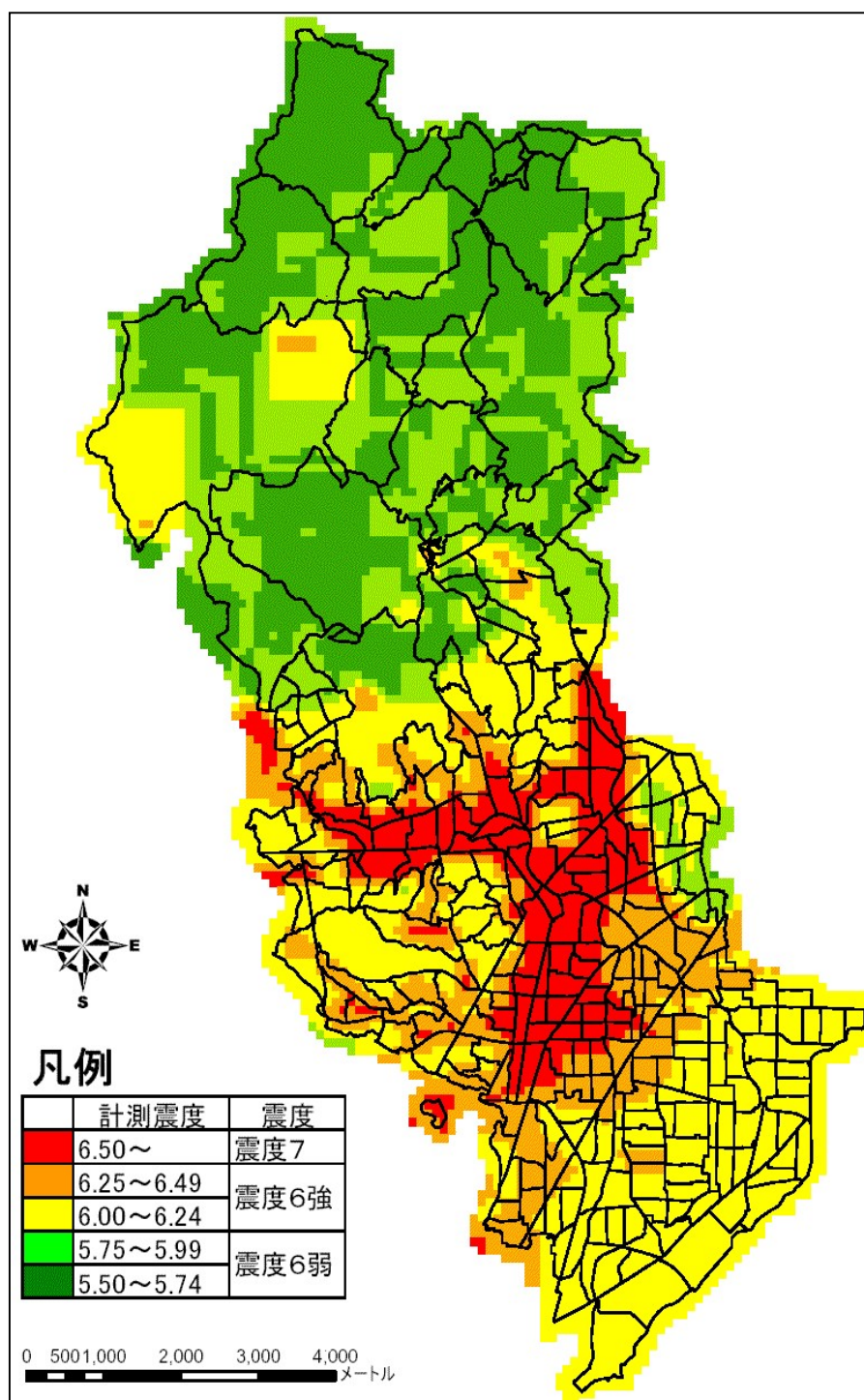


図6-2 建物倒壊数予測図

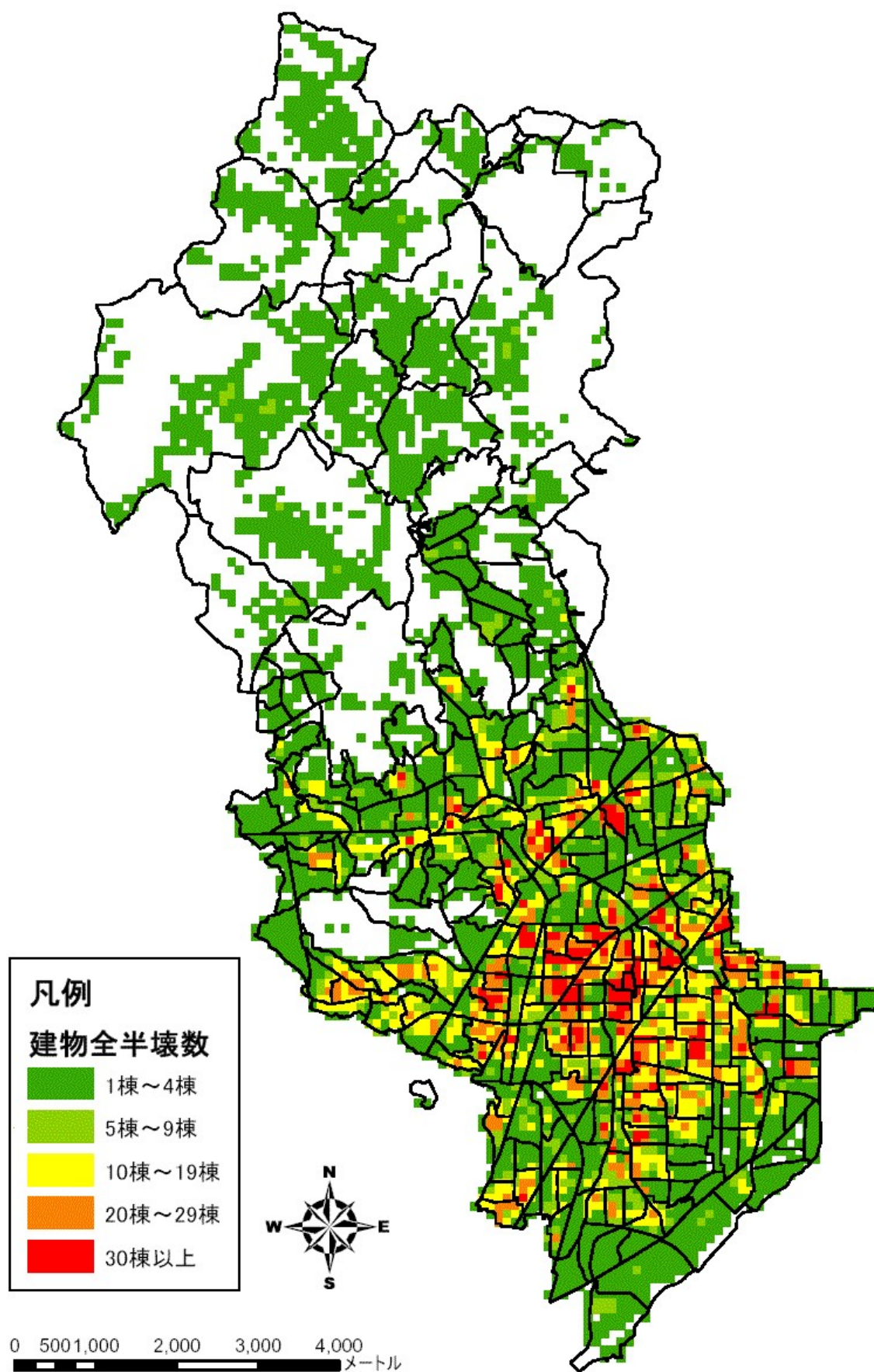
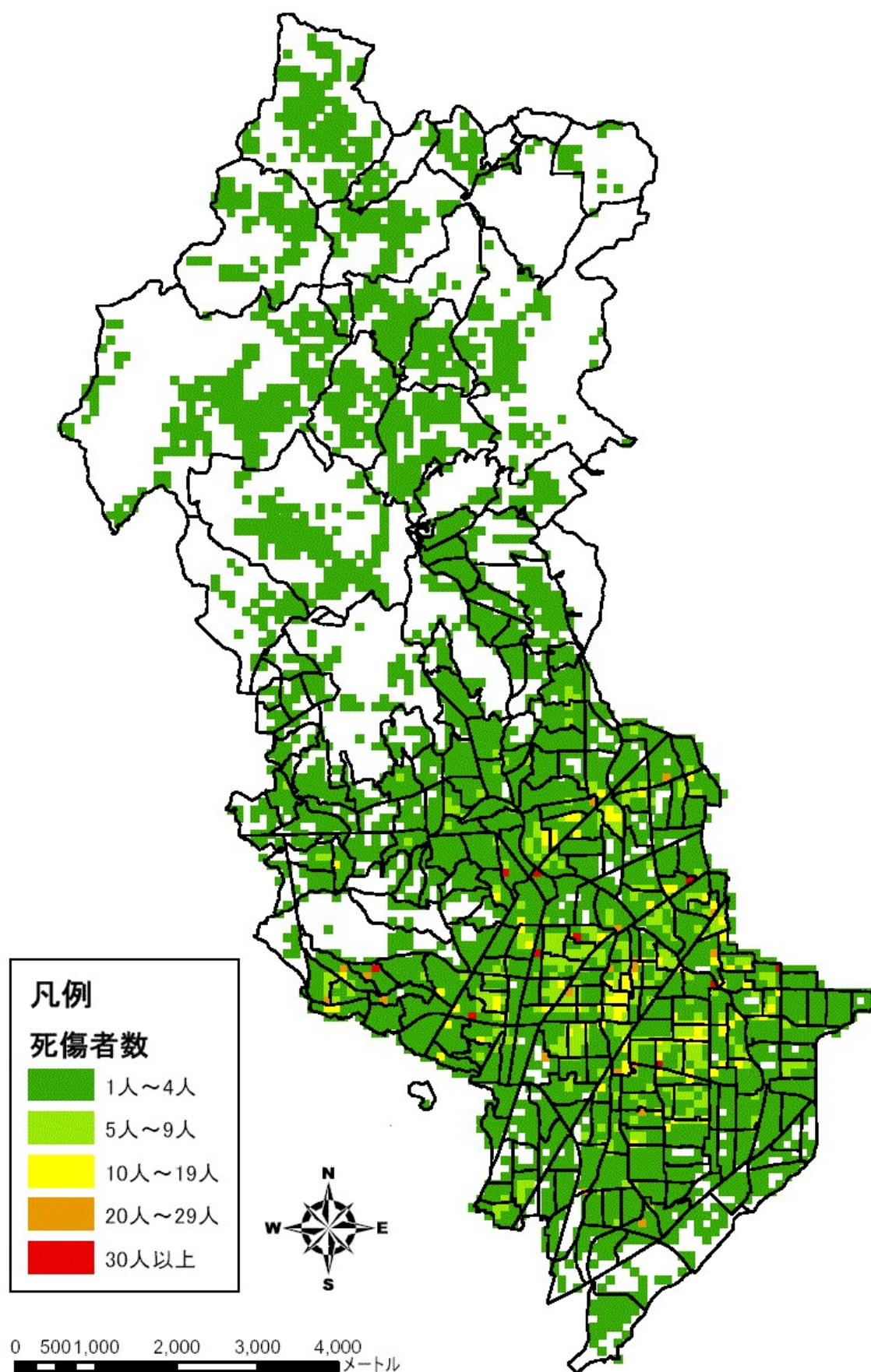


図6-3 人の被害予測図



大阪府地震被害想定調査結果

●前提条件

1 想定地震

海溝型地震のほか、大阪府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、大阪府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層を対象としている。

- ・直下型地震
 - ①上町断層帯
 - ②生駒断層帯
 - ③有馬高槻断層帯
 - ④中央構造線断層帯
- ・海溝型地震
 - ⑤東南海・南海地震
 - ⑥南海トラフ巨大地震

2 想定地震発生時の条件

- ・季節、時間：冬の夕刻、平日午後6時
- ・気象条件：晴れ、平均風速2.4m/s

●想定結果（茨木市域分を抜粋）

想定地震	①上町断層帯	②生駒断層帯	③有馬高槻断層帯	④中央構造線断層帯	⑤東南海・南海地震	⑥南海トラフ巨大地震
地震の規模	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)
	7.5程度	7.0～7.5	7.5±0.5	8.0程度	8.5前後	9.0前後
	計測震度	計測震度	計測震度	計測震度	計測震度	計測震度
	5弱～6強	5弱～6強	5弱～7	4～5弱	4～6弱	最大6弱
建物全半壊棟数	全壊 9,409 棟	全壊 5,874 棟	全壊 10,332 棟	全壊 5 棟	全壊 174 棟	全壊 422 棟
	半壊 9,928 棟	半壊 7,557 棟	半壊 11,497 棟	半壊 13 棟	半壊 441 棟	半壊 4,221 棟
炎上出火件数	12 (20) 件	6 (14) 件	11 (20) 件	0 (5) 件	0 (6) 件	0 (0) 件
死傷者数	死者 150 人	死者 57 人	死者 119 人	死者 0 人	死者 0 人	死者 14 人
	負傷者 2,712 人	負傷者 2,598 人	負傷者 3,576 人	負傷者 3 人	負傷者 125 人	負傷者 661 人
り災者数	83,815 人	56,336 人	88,979 人	59 人	1,724 人	公表されず
避難所生活者数	24,307 人	16,338 人	25,804 人	18 人	500 人	22,243 人
ライフライン	停電	47.2 %	17.2 %	34.4 %	0.0 %	0.6 %
	ガス供給停止	69.2 %	11.5 %	100.0 %	0.0 %	0.0 %
	水道断水	57.4 %	56.7 %	54.1 %	0.0 %	2.7 %
	電話不通	13.5 %	1.8 %	1.8 %	0.1 %	0.0 %

(注) ※上町断層帯における地震は、茨木市にもっとも影響のある地震帯を想定。

※出火件数は、1日間(括弧内は3日間)の件数。

※①～⑤の被害想定は、平成19年3月「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」に基づく。

※⑥の被害想定は、平成24・25年度に実施された「大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」の報告に基づく。

※⑥の避難所生活者数は、発災1か月後の避難所及び避難所以外の避難者数をいう。

災害時援助協定等締結一覧

令和 5 年 1 月現在

No.	締結年月日	締結先	協定名称
1	昭和39年8月20日	吹田市	吹田市・茨木市消防相互応援協定
2	昭和39年12月1日	島本町	名神高速道路内の茨木市・島本町間における消防相互応援に関する協定
3	昭和40年2月1日	摂津市	茨木市・摂津市消防相互応援協定
4	昭和40年6月22日	吹田・守口・高槻・枚方・門真・摂津・大東・交野・島本・寝屋川・四条畷の各市町・枚方寝屋川消防組合・守口市門真市消防組合	大阪府北ブロック消防相互応援協定
5	昭和54年6月7日	吹田市・豊中市・池田市・川西市・伊丹市・宝塚市	縦貫道路茨木市・宝塚インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定
6	平成12年3月1日	日本郵便株式会社 茨木郵便局	災害時における相互協力に関する協定
7	平成18年6月14日	京都中部広域消防組合・亀岡市	京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定
8	平成18年7月1日	高槻市・島本町・乙訓消防組合・湖南広域行政組合・京都市・大津市	名神高速道路消防応援協定
9	平成18年8月1日	乙訓消防組合	名神高速道路における茨木市と乙訓消防組合の消防相互応援協定
10	平成18年12月21日	茨木市安全サポートボランティア協会	災害時における応急対策業務に関する協定
11	平成19年5月25日	茨木市建設災害ボランティア会	災害時における応急対策業務に関する協定
12	平成19年5月25日	茨木市建築組合	災害時における公共施設の調査等に関する協定
13	平成19年11月1日	茨木市緊急時災害対策協力会「みどり会」	災害時における応急対策業務に関する協定
14	平成20年9月19日	株式会社東海大阪レンタル	災害時における応急対策機械の提供に関する協定
15	平成20年9月27日	イオンリテール株式会社	災害時における支援協力に関する協定
16	平成21年4月1日	株式会社アビスファーマシー	災害等発生時における物資の供給に関する協定
17	平成21年12月2日	西日本電信電話株式会社 大阪支店	災害用備蓄物資保管場所の使用に関する協定書
18	平成21年12月18日	コーナン商事株式会社	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定
19	平成22年2月1日	高槻市	高槻市・茨木市消防相互応援協定
20	平成22年3月1日	株式会社平和堂	災害時における物資の供給に関する協定
21	平成22年3月19日	白石薬品株式会社	災害等発生時における物資の供給に関する協定
22	平成22年4月1日	大阪市	大阪市・茨木市航空消防応援協定
23	平成22年4月1日	大阪市	救急医療相談業務に係る応援協定
24	平成22年10月16日	高槻砕石株式会社	災害時における応急対策業務に関する協定

災害時援助協定等締結一覧

令和5年1月現在

No.	締結年月日	締結先	協定名称
25	平成22年12月1日	茨木砕石株式会社	災害時における応急対策業務に関する協定
26	平成23年4月1日	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	災害救助犬の出動に関する協定
27	平成23年10月31日	大和紙器株式会社	災害時における物資の供給に関する協定
28	平成24年1月11日	茨木市高齢者サービス事業所連絡会	大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定書
29	平成24年5月28日	ばら制定都市会議加盟都市（28自治体）	ばら制定都市会議加盟都市の災害時における支援体制
30	平成24年12月12日	大阪府電気工事工業組合	災害時における電気設備等の応急復旧等の応援に関する協定（公共施設等）
31	平成25年1月11日	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定書
32	平成25年4月1日	タミネ株式会社	災害時における救援物資提供に関する覚書
33	平成25年5月1日	株式会社読売新聞大阪本社	水害時等における緊急一時避難施設としての使用に関する協定
34	平成25年6月19日	株式会社原三松堂	災害時における飲料水の提供に関する覚書
35	平成25年7月1日	株式会社ENEOSフロンティア関西直営事業部	災害時における石油類燃料の供給及び防災活動への協力に関する協定
36	平成25年9月1日	吹田市、高槻市、摂津市、島本町	三島地域災害時相互応援に関する協定書
37	平成25年10月1日	株式会社ジェイコムウエスト	災害時等の緊急放送における協定
38	平成25年11月1日	豊中市	名神高速道路内の豊中・茨木インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定
39	平成25年12月12日	株式会社スギ薬局	災害時における生活物資の供給協力に関する協定
40	平成26年3月10日	茨木市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する協定
41	平成26年4月1日	アサヒ飲料株式会社	災害時における救援物資提供に関する覚書
42	平成26年4月1日	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	災害時における救援物資提供に関する覚書
43	平成26年4月1日	株式会社伊藤園	災害時における救援物資提供に関する覚書
44	平成26年4月18日	立命館大学・イオンリテール株式会社	茨木市、立命館大学及びイオンリテール株式会社の相互連携協力による災害に強いまちづくりに関する協定
45	平成26年7月18日	国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ
46	平成26年8月1日	株式会社キリン堂	災害時における生活物資の供給協力に関する協定
47	平成26年10月7日	赤帽大阪府軽自動車運送協同組合	災害時における物資の自動車輸送に関する協定書

災害時援助協定等締結一覧

令和5年1月現在

No.	締結年月日	締結先	協定名称
48	平成26年12月12日	一般社団法人茨木市医師会	災害時における医療救護活動に関する協定書
49	平成27年1月23日	株式会社茨木ゴルフセンター	水害時等における緊急一時避難施設としての使用に関する協定
50	平成27年3月31日	茨木測量設計業協会	災害時における応急対策業務に関する協定
51	平成27年4月1日	株式会社山久	災害時における救援物資提供に関する覚書
52	平成27年7月1日	北摂7市3町等	北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書
53	平成27年9月1日	大阪府下市町村	大阪府下広域消防相互応援協定
54	平成27年12月21日	一般社団法人全国防災共助協会	減災を目的とした防災ARに関する協定書
55	平成28年2月26日	一般社団法人日本石材産業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書
56	平成28年2月26日	阪神救助犬協会	捜索災害救助犬の出動に関する協定
57	平成28年3月24日	大阪府と北摂3市並びに神安土地改良区	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定
58	平成28年4月1日	箕面市・豊能町	茨木市・箕面市・豊能町消防相互応援協定
59	平成28年4月1日	株式会社コスモフーズ	災害時における救援物資提供に関する覚書
60	平成28年4月1日	株式会社スターベンディング	災害時における救援物資提供に関する覚書
61	平成28年4月1日	近畿中央ヤクルト販売株式会社	災害時における救援物資提供に関する覚書
62	平成28年4月15日	株式会社小山紙器	災害等における物資の供給に関する協定
63	平成28年7月1日	一般社団法人大阪府ベストコントロール協会	災害時等における衛生害虫等の駆除業務等の協力に関する協定書
64	平成28年10月17日	西日本電信電話株式会社	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書
65	平成28年11月11日	株式会社セブニーイレブン・ジャパン	茨木市と株式会社セブニーイレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定書
66	平成28年12月9日	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
67	平成28年12月15日	茨木産業開発株式会社茨木ドライビングスクール	災害時における石油類燃料の給油に関する協定
68	平成29年2月8日	茨木給食株式会社	災害時の炊き出しその他食品の給与のための協力に関する協定書
69	平成29年2月14日	学校法人大阪経済大学 日本赤十字社近畿ブロック血液センター	災害時等における施設利用の協力に関する協定
70	平成29年3月15日	ゴウダ株式会社	災害時における緊急一時避難施設としての使用並びに物資の供給に関する協定
71	平成29年3月27日	茨木市水道工事業協同組合	災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書

災害時援助協定等締結一覧

令和5年1月現在

No.	締結年月日	締結先	協定名称
72	平成29年7月13日	全国青年市長会	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱
73	平成29年12月6日	高槻市・箕面市・池田市・川西市	新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定
74	平成30年3月27日	学校法人藍野大学	福祉避難所及び災害時一時避難場所としての学校法人藍野大学所有施設の使用に関する協定
75	平成30年3月29日	イオン株式会社	茨木市とイオン株式会社との包括連携協定
76	平成30年11月29日	ヤマト運輸株式会社 北大阪主管支店	災害時における救援物資の輸送等に関する協定書
77	平成30年12月14日	学校法人 追手門学院	茨木市災害時一時避難場所としての学校法人追手門学院所有施設の使用に関する協定
78	平成31年2月18日	一般社団法人茨木市歯科医師会	災害時における歯科医師等の医療救護活動に関する協定書
79	平成31年3月18日	一般社団法人茨木市薬剤師会	災害時における茨木市薬剤師会会員等の医療救護活動に関する協定書
80	平成31年4月1日	豊中市・吹田市・高槻市・箕面市・池田市・摂津市・島本町・能勢町・大阪広域水道企業団	上水道事業相互応援に関する覚書
81	平成31年4月1日	大阪広域水道企業団、泉北水道企業団、大阪府内32市町、大阪府	大阪広域水道震災対策相互応援協定
82	平成31年4月1日	アイテック株式会社	水道施設の災害等に伴う応援協定書
83	令和元年5月16日	学校法人大阪医科薬科大学	茨木市と学校法人大阪医科薬科大学との連携協力に関する基本協定書
84	令和元年5月23日	一般社団法人 大阪府LPガス協会三島支部茨木部会	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定
85	令和元年11月6日	公益社団法人大阪府鍼灸師会 茨木地域	災害時の避難所等における人的支援に関する協定書
86	令和元年11月7日	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	茨木市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携と協力に関する協定書
87	令和元年11月12日	大塚製薬株式会社	茨木市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定書
88	令和元年12月11日	株式会社グランネット	Googleマイビジネスを活用した指定避難所情報の提供に関する覚書
89	令和元年12月19日	学校法人行岡保健衛生学園	茨木市と学校法人行岡保健衛生学園との連携協力に関する協定書
90	令和2年1月16日	株式会社ホンダ北大阪	災害時における災害援助物資の提供に関する協定
91	令和2年2月17日	施行時特例市	施行時特例市災害時相互応援に関する協定書
92	令和2年2月28日	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定
93	令和2年3月18日	西日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	災害時における電動車両等の支援に関する協定
94	令和2年3月31日	大阪ガスネットワーク株式会社	災害対応力強化に関する協力・連携に関する協定書
95	令和3年2月5日	太陽工業株式会社	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書

災害時援助協定等締結一覧

令和5年1月現在

No.	締結年月日	締結先	協定名称
96	令和3年2月12日	株式会社資生堂大阪茨木工場	災害用物資の寄贈に関する協定書
97	令和3年2月24日	株式会社WORLD CABIN	災害時における新型コロナウイルス感染症患者の移送支援に関する協定書
98	令和3年3月4日	三協フロンテア株式会社	災害時における救援物資の供給に関する協定書
99	令和3年3月24日	イオンタウン株式会社 株式会社ダイエー	災害援助物資及び一時避難場所の提供に関する協定書
100	令和3年4月1日	ダイドー ドリンク株式会社	災害対応型自動販売機に関する覚書
101	令和3年4月1日	関西キリンビバレッジサービス株式会社	災害対応型自動販売機に関する覚書
102	令和3年5月17日	株式会社アンダーウッド	水害時における緊急一時避難場所の提供に関する協定書
103	令和3年8月10日	株式会社三徳リテールシステム	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書
104	令和3年8月10日	ビジョン株式会社	茨木市とビジョン株式会社との連携と協力に関する協定書
105	令和4年3月22日	マイタウンサービス株式会社	水道施設の災害等に伴う応援協定書
106	令和4年3月31日	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会茨木病院	茨木市災害医療センターにおける医療救護活動等に関する協定書
107	令和4年7月1日	大阪土地家屋調査士会北摂支部	災害発生時における支援協力に関する協定書
108	令和4年10月11日	関西電力送配電株式会社	災害時における緊急交通路の確保及び停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書
109	令和4年10月25日	株式会社ケイシン	災害時における救援物資の輸送等に関する協定書
110	令和4年10月26日	大阪府トラック協会河北支部東三島輸送協議会	災害時における物資の輸送に関する協定
111	令和4年11月1日	福山通運株式会社 茨木支店	災害時における救援物資の輸送等に関する協定
112	令和4年11月10日	大阪府	災害時の避難ビルとしての使用に関する協定書
113	令和4年11月16日	茨木市建築組合	災害時における住宅の修理等に関する協定
114	令和4年11月17日	近畿中央ヤクルト販売株式会社	茨木市と近畿中央ヤクルト販売株式会社との連携と協力に関する協定書
115	令和5年1月6日	学校法人行岡保健衛生学園	水害時における緊急一時避難場所の提供に関する協定書

資料第9号

災害時医療救護班の救護所別編成一覧表

令和4年度

指定医療救護所		医師	歯科医師	薬剤師	合計
本部	保健医療センター	15	11	22	48
1	養精中学校	37	22	18	77
2	沢池小学校	28	14	8	50
3	豊川中学校	8	4	4	16
4	山手台小学校	3	3	4	10
5	北中学校	9	3	6	18
6	三島小学校	12	12	10	34
7	東雲中学校	23	10	4	37
8	大池小学校	27	22	14	63
9	葦原小学校	17	12	5	34
10	天王小学校	17	6	6	29
合計		196	119	101	416

※主として指定医療救護所の周辺に所在する医療機関等に勤務する茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会に所属する医師、歯科医師、薬剤師の見込人数を記載したものであり、実際の配置人数を表すものではない。

※災害時医療救護班に従事する人員が不足する場合は、他県等からの医療救護班の応援要請を行う。

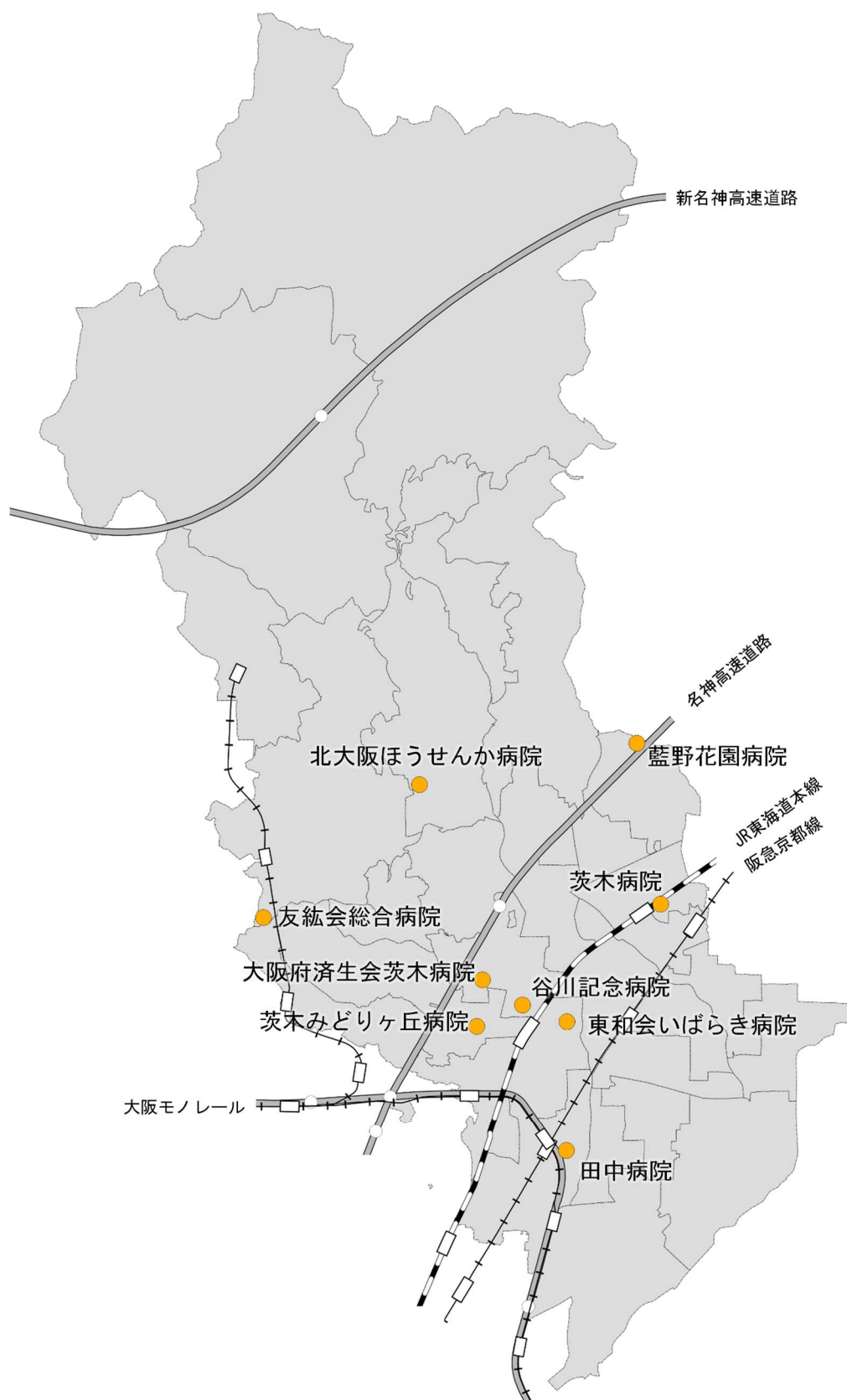
資料第10号

市内の二次救急告示病院一覧表(図10-1)

令和5年1月現在

病院名	TEL	所在地
大阪府済生会茨木病院	622-8651	見付山二丁目1番45号
田中病院	635-5831	東奈良三丁目16番31号
東和会いばらき病院	623-0234	駅前三丁目6番23号
友紘会総合病院	641-2488	西豊川町25番1号
茨木みどりヶ丘病院	622-1515	中穂積三丁目2番41号
北大阪ほうせんか病院	643-6921	室山一丁目2番2号
谷川記念病院	622-3833	春日一丁目16番59号
藍野花園病院	641-4100	花園二丁目6番1号
茨木病院	622-2721	総持寺一丁目4番1号

図10-1 市内の二次救急告示病院



緊急交通路・避難地・避難路・避難所等一覧表

【用語の説明】

緊急交通路	災害発生時に救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するために災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために、府県間を連絡する主要道路や防災拠点等を連絡する主要道路等をあらかじめ選定するもの。大阪府が選定する広域緊急交通路と、茨木市が選定する地域緊急交通路がある。災害時には緊急通行車両以外の通行の禁止・制限が行われる。
広域避難地	大震火災等の災害が発生した場合において、周辺地区からの避難者を収容し、市街地大火から避難者の生命を保護する場所。被害の状況、防災関連施設の配置に応じて、防災拠点の役割を担う場合もある。受入可能人数については、1人あたり1㎡で計算する。
一時避難地	大震火災等の災害が発生した場合において、主として近隣の住民の緊急避難の場所、広域避難地へ至る避難中継地、適当な便益施設等の建築物がある場合は帰宅困難者の一時滞在地等となる場所。受入可能人数については、1人あたり2㎡で計算する。
指定一般避難所	災害の危険性があり、避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等が滞在し、避難生活をするための施設で、災害の種類に関わらず指定する。受入可能人数については、1人当たり1.65㎡で計算する。
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所で、地震、洪水、土砂災害等の災害の種類ごとに指定する。指定避難所との重複指定も可能。
指定福祉避難所	指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を保護し、避難する施設として指定する。
災害協定に基づく福祉避難施設	災害発生時に指定避難所での生活に特別な配慮を要する人を受け入れるための避難施設で、その設置運営について市と協定を締結した福祉施設のことをいう。 なお、二次的な避難施設であるため、災害発生後、最初から開設はせず、必要に応じて開設する。
避難路	(1) 広域避難地に通じる避難路 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な、原則として幅員が15m以上の道路 (2) 土砂災害の警戒避難に係る避難路 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法に基づき、指定緊急避難場所等の避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路

資料第11号

緊急交通路・避難地・避難路・避難所等一覧表

【府が選定する広域緊急交通路一覧】（図11-1）

番号	広域緊急交通路	市域の区間	
1	名神高速道路	花園二丁目	～ 穂積台
2	新名神高速道路	大字車作	～ 大字栗生岩阪
3	近畿自動車道	下穂積二丁目	～ 横江二丁目
4	国道171号	東太田一丁目	～ 清水二丁目
5	主要地方道茨木摂津線	美穂ヶ丘	～ 南春日丘七丁目
6	主要地方道大阪中央環状線	横江二丁目	～ 下穂積二丁目
7	主要地方道大阪高槻京都線	宇野辺二丁目	～ 畑田町
8	主要地方道大阪高槻京都線（新）	横江二丁目	～ 目垣二丁目

【市が選定する地域緊急交通路一覧】（図11-1）

番号	地域緊急交通路	市域の区間	
A	主要地方道八尾茨木線	別院町	～ 別院町
B	主要地方道茨木寝屋川線	桑田町	～ 宮島一丁目
C	府道余野茨木線	東福井三丁目	～ 上郡二丁目
D	府道忍頂寺福井線	大字福井	～ 東福井三丁目
E	府道南千里茨木停車場線	南春日丘三丁目	～ 西駅前町
F	府道鳥飼八丁富田線	目垣三丁目	～ 学園南町
G	府道茨木停車場線	駅前一丁目	～ 駅前一丁目
H	府道枚方茨木線	駅前三丁目	～ 元町
I	市道松下町西穂積線	松下町	～ 見付山二丁目
J	市道駅前三丁目若草線	駅前三丁目	～ 若草町
K	市道駅前一丁目学園南線	駅前一丁目	～ 桑田町
L	市道沢良宜西一丁目玉島台線	美沢町	～ 玉島台

【災害用物資輸送拠点一覧】

	番号	施設名	所在地
第一次物資輸送拠点	1	茨木市立南市民体育館	島 三 丁 目
第二次物資輸送拠点	2	中央公園（地下）駐車場	駅 前 四 丁 目

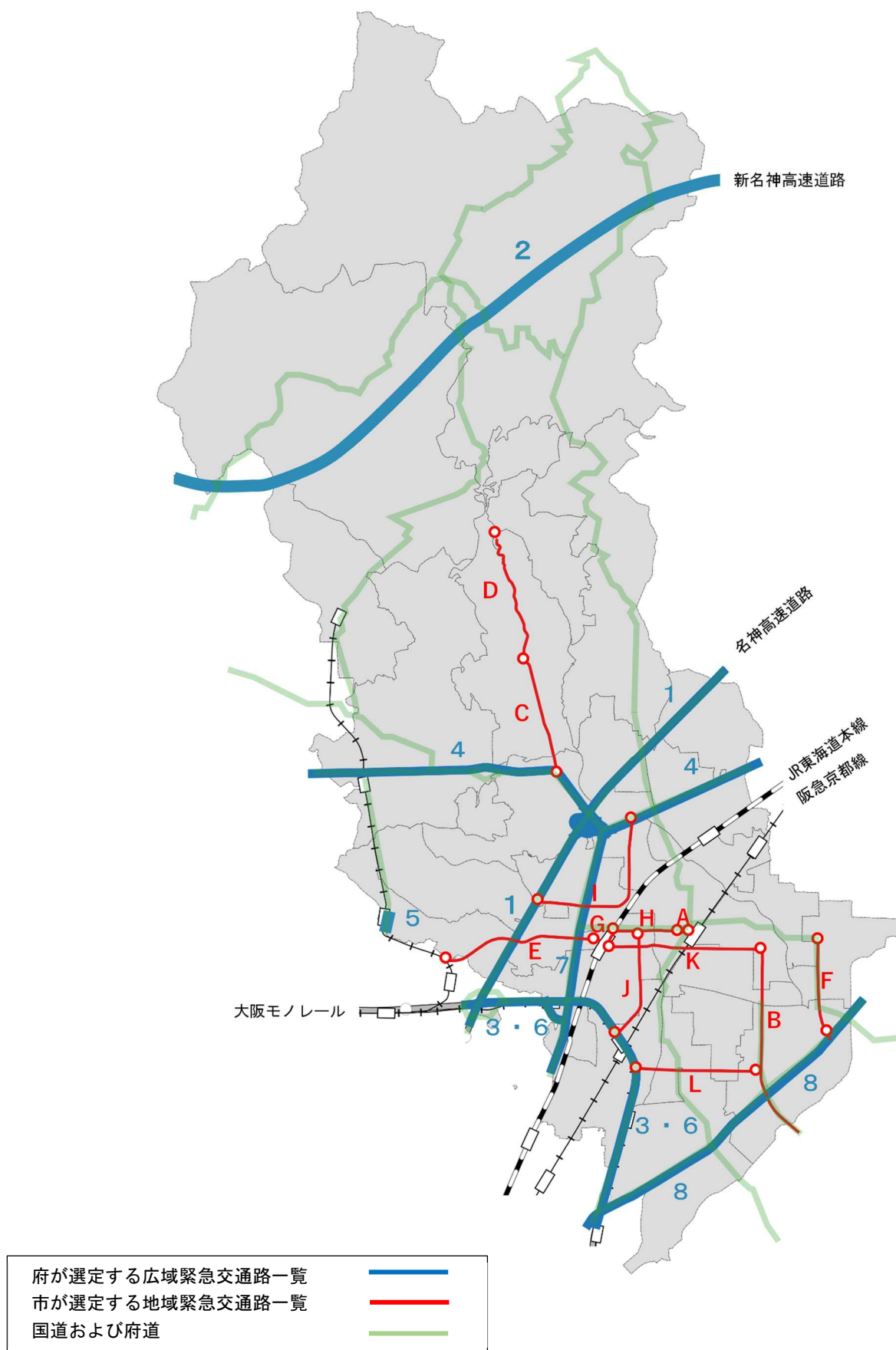
【災害時用臨時ヘリポート一覧】

番号	ヘリポート名	所在地
1	大阪経済大学茨木グラウンド	大 字 福 井
2	安威川河川敷（右岸・左岸）	橋の内二丁目、中村町
3	西河原公園北運動広場	城 の 前 町

【市災害医療センター】

名 称	所 在 地
大阪府済生会茨木病院	見 付 山 二 丁 目 1 番 45 号

図11－1 府が選定する広域緊急交通路・市が選定する地域緊急交通路
 ※図中の番号及びアルファベットは、表中の番号に対応



【参考】【茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画に定める耐震診断義務化対象路線】（図11-2）

1. 市が指定する耐震診断義務化対象路線（大阪府北部広域防災拠点から府の指定路線を經由して各施設を結ぶ路線）

番号	施設名	路線名
A	市役所本庁舎	南千里茨木停車場線、松下町西穂積線、元町上穂積四丁目線、大手町新庄線、駅前一丁目学園南線、市役所前線
B	大阪府北部広域防災拠点	—
C	市民体育館	南千里茨木停車場線、新庄町松ヶ本線
D	東雲運動広場	南千里茨木停車場線、新庄町松ヶ本線、大手町新庄線、駅前一丁目学園南線、鳥飼八丁富田線、新堂2号線等
E	福井市民体育館	南千里茨木停車場線、国道171号、余野茨木線、西福井26号線
F	南市民体育館	南千里茨木停車場線、沢良宜東千里丘停車場線、島39号線等
G	西河原公園	南千里茨木停車場線、東太田一丁目花園二丁目線

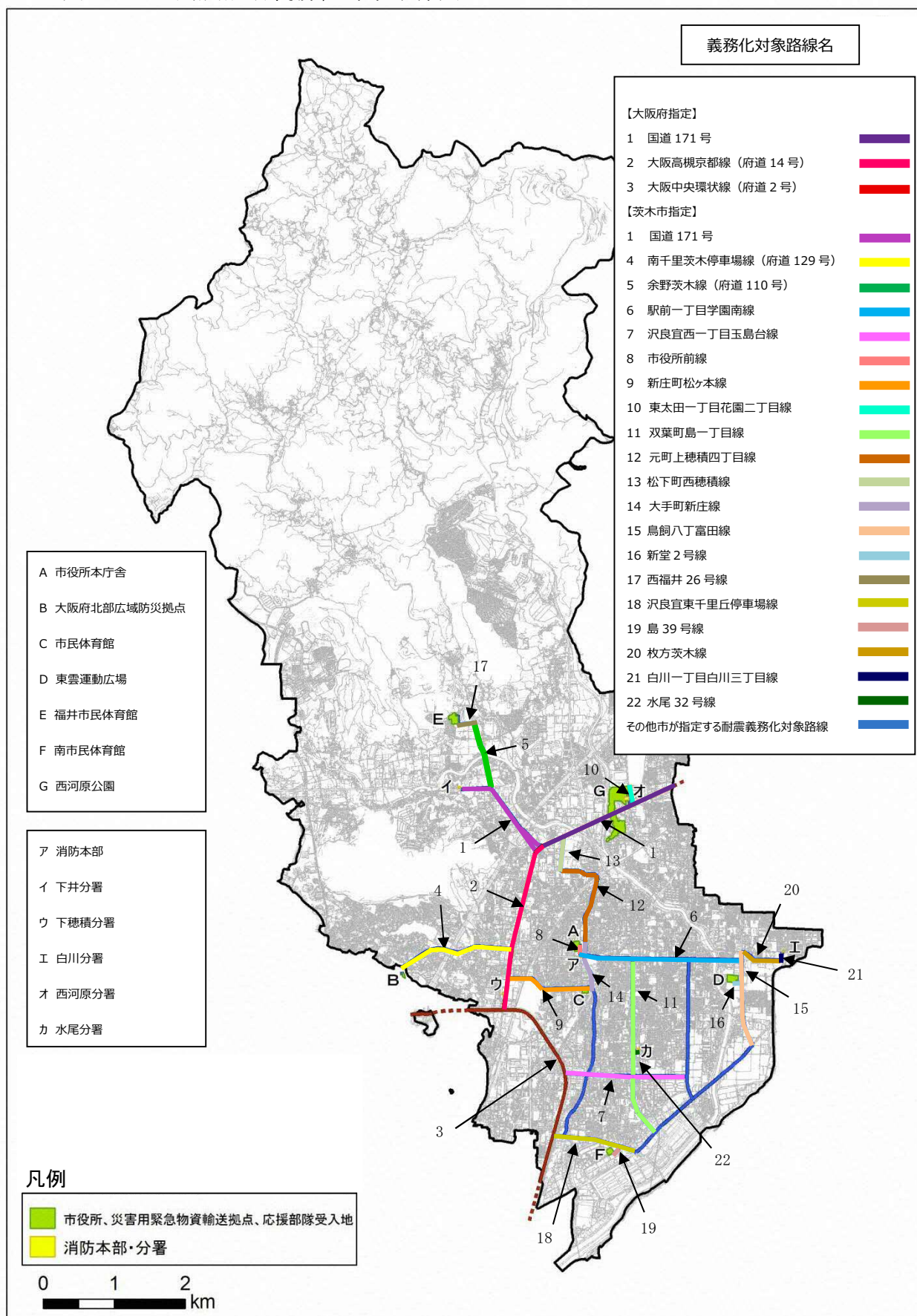
2. 市が指定する耐震診断義務化対象路線（上表の路線から本市消防各分署を結ぶ路線）

番号	施設名	路線名
ア	消防本部	—
イ	下井分署	国道171号
ウ	下穂積分署	—
エ	白川分署	鳥飼八丁富田線、枚方茨木線、白川一丁目白川三丁目線
オ	西河原分署	—
カ	水尾分署	双葉町島一丁目線、水尾32号線等

3. 府が指定する耐震診断義務化対象路線

番号	広域緊急交通路	市域の区間
1	国 道 1 7 1 号	東太田一丁目～畑田町
2	大 阪 高 槻 京 都 線	畑田町～下穂積一丁目
3	大 阪 中 央 環 状 線	下穂積二丁目～横江二丁目

図 11-2 耐震診断義務化対象路線図



【広域避難地一覧】

番号	名 称	所 在 地	全体面積(ha)	有効面積(ha)	受入可能人数(人)
1	西 穂 積 丘 陵	西 穂 積 町	44.8	33.5	335,000
2	日本万国博覧会記念公園	吹田市千里万博公園	264.0	264.0	2,640,000
3	西 河 原 公 園	西河原一～三丁目・城の前町	11.3	10.0	100,000

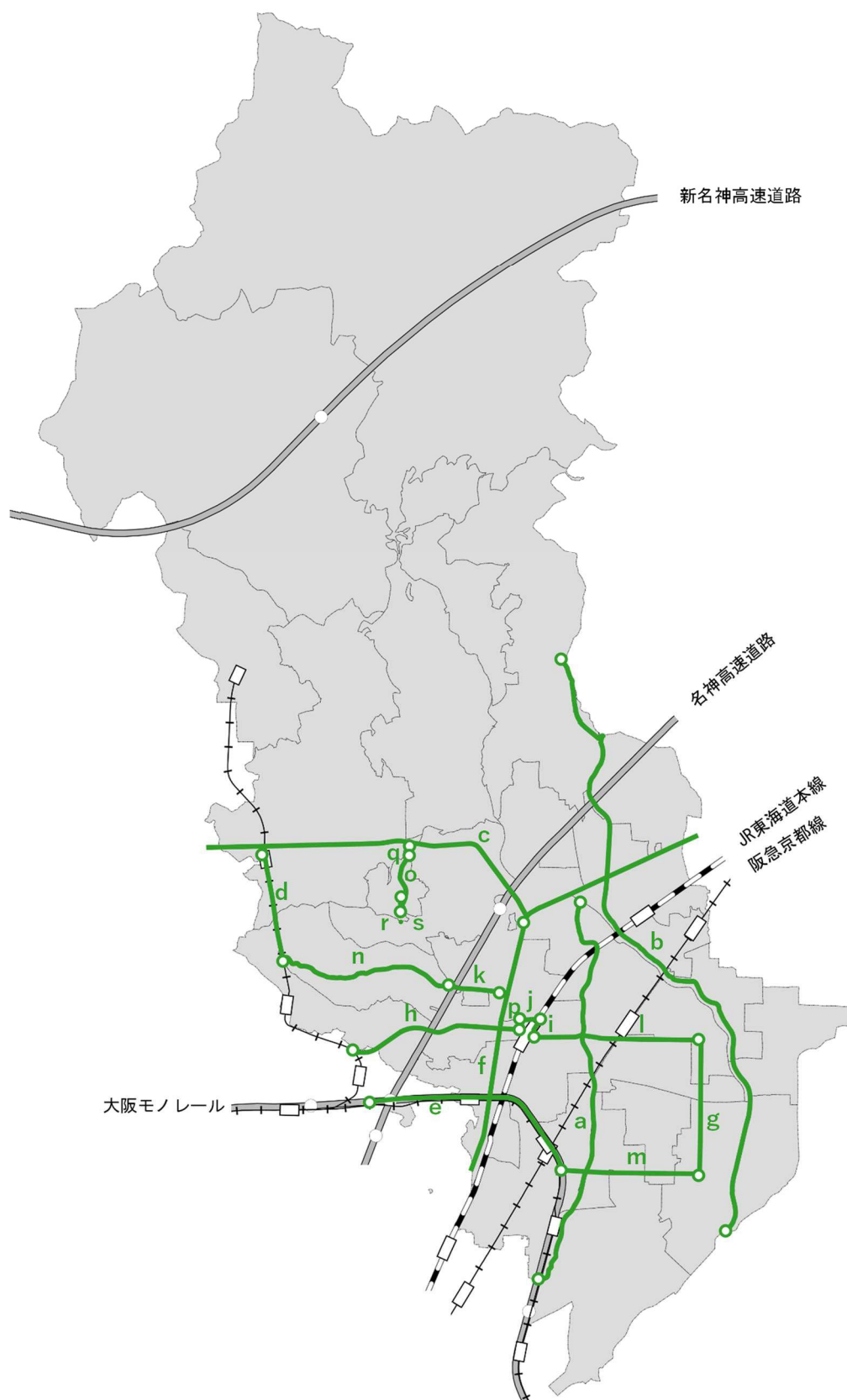
【一時避難地一覧】

番号	名 称	所 在 地	全体面積(ha)	有効面積(ha)	受入可能人数(人)
1	若 園 公 園	若園町・真砂二丁目	3.6	3.6	18,000
2	中 央 公 園	駅前三丁目・四丁目	0.8	0.8	3,750
3	上 穂 積 公 園	上 穂 積 三 丁 目	1.0	1.0	5,000
4	三 島 公 園	三 島 町	0.4	0.1	500
5	桑 田 公 園	桑 田 町	1.0	0.6	3,000
6	水 尾 公 園	水 尾 一 丁 目	1.7	1.7	8,500
7	郡 山 公 園	新 郡 山 一 丁 目	2.4	1.0	5,000
8	耳 原 公 園	耳 原 三 丁 目	4.5	0.5	2,500
9	松 沢 池 公 園	南 春 日 丘 四 丁 目	0.5	0.5	2,500
10	沢 良 宜 公 園	横 江 二 丁 目	1.1	1.0	5,000
11	あ さ ぎ 里 山 公 園	彩 都 あ さ ぎ 五 丁 目	2.4	1.0	5,000
12	島 ふ れ あ い 公 園	島 三 丁 目	1.0	1.0	5,000
13	彩 都 西 公 園	彩 都 や ま ぶ き 一 丁 目	5.2	1.8	9,000
14	岩 倉 公 園	岩 倉 町	1.5	0.6	3,000

【広域避難地に通じる避難路一覧】（図11-3）

番号	路線名等	市域の区間
a	元茨木川緑地	田中町 ～ 横江二丁目
b	安威川河川敷（緑地）	花園二丁目 ～ 東野々宮町
c	国道171号	東太田一丁目 ～ 清水二丁目
d	主要地方道茨木摂津線	豊川三丁目 ～ 北春日丘四丁目
e	主要地方道大阪中央環状線	美沢町 ～ 下穂積二丁目
f	主要地方道大阪高槻京都線	宇野辺二丁目 ～ 畑田町
g	主要地方道茨木寝屋川線	桑田町 ～ 玉島一丁目
h	府道南千里茨木停車場線	南春日丘三丁目 ～ 西駅前町
i	府道茨木停車場線	駅前一丁目 ～ 駅前一丁目
j	府道枚方茨木線	駅前三丁目 ～ 春日一丁目
k	市道松下町西穂積線	上穂積一丁目 ～ 西穂積町
l	市道駅前一丁目学園南線	駅前一丁目 ～ 桑田町
m	市道沢良宜西一丁目玉島台線	美沢町 ～ 玉島台
n	市道北春日丘北線	大字中穂積 ～ 北春日丘四丁目
o	市道郡山団地中央線	郡山二丁目 ～ 新郡山一丁目
p	市道西駅前町春日一丁目線	西駅前町 ～ 西駅前町
q	市道豊原2号線	豊原町 ～ 豊原町
r	市道新郡山11号線	新郡山一丁目 ～ 新郡山一丁目
s	市道新郡山15号線	新郡山一丁目 ～ 新郡山一丁目

図11-3 広域避難地に通じる避難路
 ※図中のアルファベットは、表中の番号に対応



広域避難地に通じる避難路

【土砂災害の警戒避難に係る避難路】（図11-4）

令和5年1月時点

番号	路 線 名 称	区 間	延長 (m)	対象地域	避 難 先
1	国道171号	南清水町交差点～ 豊川橋北交差点	920	豊川五丁目	豊川いのち・愛・ゆ めセンター
2	府道茨木・摂津線	大字大岩583-1北東 ～大字車作160-26	6,200	大字車作・大字安 元・大字忍頂寺・ 大字大岩・大字千 提寺	忍頂寺小学校
3	府道茨木・摂津線	馬場バス停～彩都 西駅前交差点	1,900	大字栗生岩阪・大 字佐保	彩都西小学校
4	府道茨木・摂津線	大阪大学北門～南 春日丘七丁目12番 北東	300	美穂ヶ丘	沢池小学校
5	府道茨木・亀岡線	長ヶ橋北詰交差点 ～桑原橋北交差点	600	大字桑原	山手台小学校
6	府道茨木・能勢線	栗生間谷東二丁目 交差点～宿久庄四 丁目21番南東	1,300	宿久庄四丁目・宿 久庄六丁目・宿久 庄七丁目	彩都西小学校
7	市道東福井三丁目 安威三丁目線	安威三丁目13番南 東～東福井三丁目 交差点	1,600	大字桑原・安威四 丁目・安威三丁目	福井小学校
8	府道豊中・亀岡線	清阪浄水場付近～ 忍頂寺交差点	2,100	大字清阪	忍頂寺小学校
9	府道豊中・亀岡線	大字泉原773地先～ 大字泉原3498-1	1,500	大字泉原	清溪小学校
10	府道茨木・亀岡線	安威北壱橋～安威 三丁目13番南東	1,100	大字桑原・安威四 丁目・安威三丁目	福井小学校
11	府道余野・車作線	銭原バス停～見山 郵便局付近	2,100	大字銭原・大字長 谷・大字下音羽	見山公民館
12	府道余野・茨木線	北辰出張所付近～ 馬場バス停	3,300	大字泉原・大字佐 保	清溪小学校・彩都小 学校
13	府道余野・茨木線	福井郵便局前交差 点～東福井三丁目 交差点	900	西福井四丁目・東 福井二丁目	福井小学校
14	府道忍頂寺・福井 線	的田バス停付近～ 山手台七丁目1番南 西	350	大字大岩	山手台小学校
15	府道忍頂寺・福井 線	上福井バス停～東 福井三丁目交差点	130	東福井四丁目	福井小学校
16	府道南千里・茨木 停車場線	春日丘交番前交差 点～中穂積三丁目 2番南東	900	紫明園・南春日丘 一丁目・穂積台	沢池小学校
17	市道野外活動セン ター前線	大字銭原1068-3番 地先～銭原バス停	450	大字銭原	忍頂寺小学校
18	市道下音羽上音羽 線	大字上音羽480番地 先～大字下音羽97- 1番地先	1,400	大字上音羽・大字 下音羽	見山公民館
19	市道泉原千提寺線	大字千提寺150-3番 地先～大字泉原 3498-1番地先	1,400	大字千提寺	清溪小学校

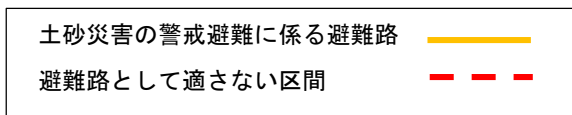
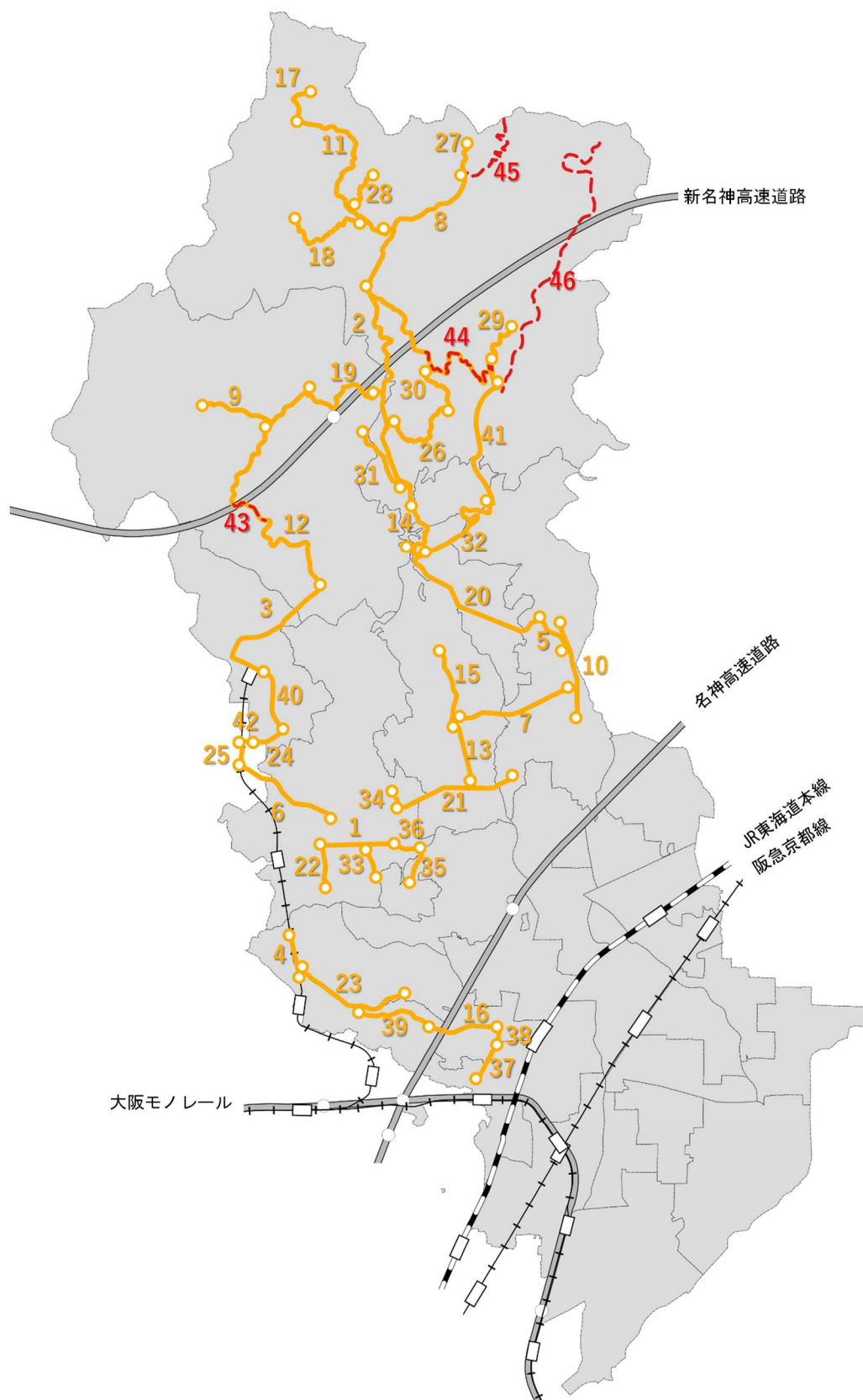
番号	路 線 名 称	区 間	延長 (m)	対象地域	避 難 先
20	市道山手台中央線	山手台七丁目1番南 西～桑原橋北交差 点	2,100	大字車作・大字安 元・大字佐保・大 字桑原・山手台 二・四・七丁目	山手台小学校
21	市道安威一丁目宿 久庄二丁目線	北中学校西角～宿 久庄一丁目5番南東	1,500	西安威一・二丁 目・室山二丁目	福井小学校
22	市道南清水町豊川 二丁目線	南清水町交差点～ 豊川いのち・愛・ ゆめセンター	500	豊川五丁目	豊川いのち・愛・ゆ めセンター
23	市道北春日丘南線	南春日丘七丁目12 番北東～北春日丘 二丁目14番南東	1,600	美穂ヶ丘・南春日 丘七丁目・北春日 丘二・四丁目	沢池小学校
24	市道福井栗生間谷 線	箕面市境～彩都あ さぎ四丁目交差点	450	宿久庄四・六・七 丁目	彩都西小学校
25	府道茨木・摂津線	栗生間谷東二丁目 交差点～彩都栗生 橋交差点	300	宿久庄四・六・七 丁目	彩都西小学校
26	市道大岩本線	大字大岩144-2番地 先～大字大岩1086 番地先	1,300	大字大岩	山手台小学校
27	市道清阪本線	大字清阪81-3番地 先～清阪浄水場付 近	400	大字清阪	見山公民館
28	市道長谷中央南線	大字長谷152番地先 ～長谷口バス停	550	大字長谷	見山公民館
29	市道車作本線	大字車作542-1番地 先～大字車作344番 地先	650	大字車作	忍頂寺小学校
30	市道安元大岩線	大字安元39-3番地 先～大字大岩1086 番地先	800	大字安元	忍頂寺小学校
31	市道大岩千提寺線	大字千提寺389-1番 地先～茨木警察石 川駐在所	900	大字大岩	忍頂寺小学校・山手 台小学校
32	市道山手台七丁目 生保線	山手台七丁目1番南 西～生保138-30地 先	1,700	大字車作・大字安 元・大字生保・大 字福井	山手台小学校
33	市道新郡山二丁目 豊川線	藤の里交差点～井 口台20番南西	450	豊川一丁目	豊川いのち・愛・ゆ めセンター
34	市道藤の里一丁目 宿久庄一丁目線	宿久庄一丁目5番北 東～宿久庄一丁目5 番南東	120	室山二丁目	福井小学校
35	市道郡山団地中央 線	新郡山2丁目1番北 ～茨木市宿川原町 交差点	400	宿川原・新郡山二 丁目	豊川いのち・愛・ゆ めセンター
36	市道下井町宿川原 線	茨木市宿川原町交 差点～豊川橋北交 差点	300	宿川原町・新郡山 二丁目	豊川いのち・愛・ゆ めセンター
37	市道下穂積一丁目 宇野辺線	中穂積三丁目2番南 東～下穂積四丁目9 番南東	800	穂積台	沢池小学校

番号	路 線 名 称	区 間	延長 (m)	対象地域	避 難 先
38	市道下穂積一丁目 郡五丁目線	中穂積三丁目1番北 東～中穂積三丁目2 番南東	250	紫明園・穂積台	沢池小学校
39	市道松沢池南線	南春日丘六丁目1番 北東～南春日丘二 丁目7番北東	1,000	紫明園・穂積台・ 南春日丘一・三・ 五丁目	沢池小学校
40	市道あさぎ大通り 線	彩都西駅前交差点 ～彩都あさぎ四丁 目交差点	850	宿久庄四・六・七 丁目	彩都小学校
41	府道茨木・亀岡線	車作160-26地先～ 生保138-30地先	1,700	大字車作	山手台小学校
42	箕面市道山麓線	彩都栗生橋交差点 ～箕面市境	120	宿久庄四・六・七 丁目	彩都西小学校

【避難路として適さない区間】（図11-4）

番号	路 線 名 称	区 間	対象地域	規制理由
43	府道余野・茨木線	免山	大字佐保	異常気象時通行規制 区間
44	府道茨木・摂津線	車作～安元	大字車作	異常気象時通行規制 区間
45	府道豊中・亀岡線	清阪	大字清阪	異常気象時通行規制 区間
46	府道茨木・亀岡線	車作～清阪	大字車作・大字清阪	異常気象時通行規制 区間

図11-4 土砂災害の警戒避難に係る避難路・避難路として適さない区間
 ※図中の番号は、表中の番号に対応



【指定一般避難所及び指定緊急避難場所一覧】

番号	施設名	電話番号	所在地	受入可能面積(m ²)	受入可能人数(人)	指定緊急避難場所の指定				
						洪水	土砂災害	地震	大規模火災	内水氾濫
1	茨木小学校	624-3132	片桐町8番40号	590.8	358	○		○	○	○
2	茨木公民館	625-7807	東宮町1番19号	456.0	276			○	○	○
3	茨木高等学校	622-3423	新庄町12番1号	1228.0	744	○		○	○	○
4	養精中学校	622-6345	駅前四丁目7番60号	648.9	393			○	○	○
5	生涯学習センターきらめき	624-8182	畑田町1番43号	724.9	439	○		○	○	○
6	市民体育館	626-3821	小川町2番1号	2062.0	1249	○		○	○	○
7	東奈良小学校	633-9648	東奈良二丁目5番36号	590.8	358	○		○	○	○
8	中条小学校	622-2729	新中条町7番12号	582.1	352	○		○	○	○
9	春日丘高等学校	623-2061	春日二丁目1番2号	1025.0	621			○	○	○
10	春日小学校	622-2358	上穂東町5番18号	569.7	345	○		○	○	○
11	茨木工科高等学校	623-1331	春日五丁目6番41号	1236.6	749			○	○	○
12	畑田小学校	627-0686	畑田町3番31号	590.8	358			○	○	○
13	春日コミュニティセンター	626-6541	上穂積二丁目13番30号	631.6	382			○	○	○
14	西中学校	622-2658	見付山二丁目5番4号	1142.1	692			○	○	○
15	春日丘小学校	622-2515	中穂積三丁目3番43号	584.3	354			○	○	○
16	穂積小学校	627-5277	下穂積二丁目6番62号	590.8	358	○		○	○	○
17	沢池小学校	625-6300	南春日丘三丁目11番6号	590.8	358		○	○	○	○
18	西陵中学校	625-4781	南春日丘一丁目19番6号	697.8	422			○	○	○
19	茨木西高等学校	625-5711	紫明園10番68号	1345.2	815			○	○	○
20	西小学校	622-3485	北春日丘三丁目12番23号	590.8	358			○	○	○
21	郡小学校	643-4121	郡五丁目26番23号	590.8	358	○		○	○	○
22	郡山小学校	643-5345	新郡山二丁目30番18号	590.8	358			○	○	○
23	豊川いのち・愛・ゆめセンター	643-2069	豊川四丁目4番28号	708.8	429		○	○	○	○
24	豊川小学校	643-5916	宿久庄五丁目14番5号	587.2	355			○	○	○
25	豊川中学校	643-1567	藤の里一丁目16番8号	697.8	422	○		○	○	○
26	福井小学校	643-5173	東福井二丁目4番20号	590.8	358	○	○	○	○	○
27	福井多世代交流センター	643-1300	東福井二丁目23番22号	208.0	126			○	○	○
28	福井市民体育館	641-4961	西福井三丁目30番45号	767.0	464			○	○	○
29	見山公民館	649-3109	大字下音羽163番地	178.9	108		○	○	○	○
30	清溪小学校	649-2025	大字泉原857番地	590.8	358		○	○	○	○
31	忍頂寺小学校	649-3014	大字忍頂寺31番地2	590.8	358		○	○	○	○
32	山手台小学校	649-1282	山手台四丁目9番4号	590.8	358		○	○	○	○
33	北陵中学校	649-4641	山手台一丁目23番10号	697.8	422			○	○	○
34	安威小学校	643-5128	安威二丁目21番23号	590.8	358	○		○	○	○
35	北中学校	643-9191	南安威三丁目10番3号	701.6	425			○	○	○
36	耳原小学校	641-1900	耳原二丁目20番55号	590.8	358	○		○	○	○
37	太田小学校	643-8384	花園一丁目21番26号	590.8	358			○	○	○
38	太田中学校	641-2557	花園一丁目6番10号	697.8	422			○	○	○
39	太田公民館	623-9076	太田三丁目6番18号	594.7	360	○		○	○	○

番号	施設名	電話番号	所在地	受入可能面積(m ²)	受入可能人数(人)	指定緊急避難場所の指定				
						洪水	土砂災害	地震	大規模火災	内水氾濫
40	西河原小学校	622-3303	西河原北町7番33号	590.8	358			○	○	○
41	三島小学校	624-5261	三島町3番13号	590.8	358	○		○	○	○
42	三島コミュニティセンター	625-6474	西河原二丁目7番12号	501.0	303	○		○	○	○
43	三島中学校	626-2145	西河原一丁目17番10号	701.6	425	○		○	○	○
44	西河原多世代交流センター	623-9343	西河原二丁目17番4号	149.0	90			○	○	○
45	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	626-5660	総持寺二丁目5番36号	572.5	347	○		○	○	○
46	庄栄小学校	622-4711	庄二丁目26番5号	590.8	358	○		○	○	○
47	東小学校	633-2541	鮎川二丁目5番23号	590.8	358	○		○	○	○
48	白川公民館	632-7870	鮎川一丁目8番17号	486.0	294	○		○	○	○
49	白川小学校	633-1191	白川一丁目4番1号	590.8	358	○		○	○	○
50	東雲中学校	633-6966	学園南町21番7号	701.1	424	○		○	○	○
51	玉島小学校	632-3160	玉島二丁目11番23号	590.8	358	○		○	○	○
52	平田中学校	633-1501	平田一丁目8番20号	698.0	423	○		○	○	○
53	玉島公民館	633-1020	平田二丁目25番9号	388.0	235	○		○	○	○
54	北摂つばさ高等学校	633-2000	玉島台2番15号	1080.0	654	○		○	○	○
55	中津小学校	634-3478	中津町10番15号	612.9	371	○		○	○	○
56	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	632-7411	桑田町24番21号	200.0	121			○	○	○
57	大池小学校	632-8663	大池一丁目5番8号	592.3	358	○		○	○	○
58	大池コミュニティセンター	633-8071	舟木町11番35号	642.5	389	○		○	○	○
59	東中学校	632-8414	末広町7番4号	655.5	397	○		○	○	○
60	水尾小学校	633-3792	水尾四丁目7番16号	590.8	358	○		○	○	○
61	玉櫛小学校	634-2144	水尾三丁目1番51号	702.0	425	○		○	○	○
62	南中学校	633-1601	若園町6番41号	698.2	423	○		○	○	○
63	葦原小学校	633-7680	新和町13番50号	590.8	358	○		○	○	○
64	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	635-7667	沢良宜浜三丁目12番19号	382.1	231	○		○	○	○
65	玉櫛コミュニティセンター	633-0105	沢良宜東町5番39号	703.0	426	○		○	○	○
66	天王小学校	625-6205	天王二丁目13番57号	590.8	358	○		○	○	○
67	天王中学校	632-5781	沢良宜西三丁目8番5号	697.8	422			○	○	○
68	蔵垣内会館	624-6530	蔵垣内三丁目11番23号	161.5	97			○	○	○
69	彩都西小学校	641-2481	彩都あさぎ五丁目8番1号	812.1	492		○	○	○	○
70	東市民体育館	633-5701	学園町4番18号	1569.7	951	○		○	○	○
71	彩都西中学校	640-1331	彩都あさぎ四丁目6番7号	1148.4	696			○	○	○
72	市民総合センター（クリエイトセンター）	624-1726	駅前四丁目6番16号	724.4	439			○	○	○
73	男女共生センターローズWAM	620-9920	元町4番7号	264.1	160	○		○	○	○
74	豊川コミュニティセンター	641-8910	藤の里二丁目16番8号	364.6	220			○	○	○
75	南市民体育館	630-0111	島三丁目8番19号	2113.2	1280	○		○	○	○

【指定福祉避難所一覧】

番号	施設名	電話番号	所在地
1	障害福祉センターハートフル	620-9818	片桐町4番26号
2	障害者生活支援センターともしび園	623-7795	西穂積町8番2号
3	あけぼの学園	627-6010	西穂積町8番11号
4	障害者就労支援センターかしの木園	626-5912	春日一丁目15番22号
5	男女共生センターローズWAM	620-9920	元町4番7号
6	学校法人藍野大学	621-3764	高田町1番22号

【災害協定に基づく福祉避難施設一覧】

・茨木市高齢者サービス事業所連絡会に属する届出施設

番号	事業所名	所在地
1	特別養護老人ホーム茨木荘	丑寅二丁目1番5号
2	通所介護事業所やまゆり苑	大字泉原37番地6
3	老人保健施設清溪苑	大字泉原38番地1
4	デイサービスコティ東彩都	大字佐保266番地
5	特別養護老人ホーム春風	南安威二丁目10番5号
6	茨木特別養護老人ホームラガール	大字安威12番地
7	在宅複合型老人介護施設天兆園	安威二丁目10番11号
8	いっぷく	西福井四丁目4番22号
9	特別養護老人ホーム常清の里	清水一丁目28番22号
10	特別養護老人ホーム豊川の郷	豊川四丁目35番31号
11	特別養護老人ホーム庄栄エルダーセンター	庄二丁目7番38号
12	庄栄エルダーデイサービスセンター	庄二丁目7番38号
13	グループホーム末広	庄二丁目5番1号
14	介護老人保健施設あいの苑	東太田四丁目5番20号
15	特別養護老人ホーム春日丘荘	南春日丘七丁目11番22号
16	春日丘荘デイサービスセンター	南春日丘七丁目11番22号
17	春日丘荘グループホーム	南春日丘七丁目11番22号
18	特別養護老人ホーム春日丘荘「彩の家」	南春日丘七丁目11番48号
19	介護老人保健施設ひまわり	南春日丘七丁目9番18号
20	特別養護老人ホーム聖和荘	畑田町11番25号
21	軽費老人ホーム真華苑	北春日丘一丁目24番32号
22	介護老人保健施設ライフポート茨木	見付山二丁目1番39号
23	特別養護老人ホーム春菊苑	見付山一丁目10番25号
24	養護老人ホーム光華苑	見付山一丁目10番25号
25	デイサービスセンター静華苑	見付山一丁目11番1号
26	アクティブネットワーク複合型サービス笑みの家	片桐町11番16号
27	アクティブネットワークデイサービスセンター	片桐町11番16号

番号	事業所名	所在地
28	おさんぽ	清水一丁目12番9号
29	じんないケアセンター喜楽	中津町5番3号
30	デイサービスセンター未来	寺田町8番20号
31	特別養護老人ホームコムシェいばらき	玉島一丁目28番1号
32	地域密着型特別養護老人ホームコムシェいばらき佳のか	新堂二丁目2番5号
33	介護老人保健施設たんぽぽ	真砂三丁目21番27号
34	五十鈴ケアセンター	平田二丁目10番17号
35	Charm（チャーム）南いばらき	東奈良三丁目16番16号
36	デイサービス癒す手	東奈良二丁目17番33号
37	プレザンメゾン茨木	水尾一丁目14番5号
38	カリエール茨木	東太田四丁目6番16号
39	ケアハウスグリーンビラいばらき	大字泉原62番地
40	まどか茨木	寺田町5番14号
41	メディカルホームボンセジュール茨木万博公園	西豊川町25番2号
42	たかとりデイサービス	南春日丘一丁目1番1号
43	そんぽの家 茨木東奈良	東奈良三丁目8番13号
44	そんぽの家 茨木島	島四丁目8番8号
45	地域密着型介護老人福祉施設みやけの里	丑寅二丁目1番8号
46	グループホームここからさくら苑南茨木	沢良宜西一丁目6番19号
47	小規模多機能ホーム水尾の家	水尾一丁目12番55号
48	グループホームみさき花園	花園二丁目24番17号
49	ほほえみの郷車作	大字車作323番地1
50	ほほえみの郷豊川	豊川四丁目3番10号
51	小規模多機能型居宅介護ぱるの家	三島丘一丁目6番70号1
52	グループホームぽっぽ大手町	大手町2番30号
53	グループホームふじい	見付山一丁目3番29号
54	小規模多機能センターなでしこ	見付山一丁目3番29号
55	小規模多機能センターききょう	見付山一丁目11番1号
56	小規模多機能センターはぎ	見付山一丁目11番18号
57	住宅型有料老人ホームぼのぼの彩都	彩都あさぎ四丁目4番20号
58	有料老人ホームグループハウスエーガイヤ	中穂積二丁目10番23号
59	なごみケアサポート	安威二丁目14番8号
60	茨木ケアセンター ラガール	太田東芝町2番9号
61	デイサービス 八重	総持寺駅前町11番15号
62	リハビリランドあき	山手台7丁目2番30号
63	双子家	大字銭原598番地
64	パナソニックエイジフリーケアセンター茨木 総持寺・小規模多機能	橋の内二丁目12番31号

・茨木市障害福祉サービス事業所連絡会に属する届出施設

	事業所名	所在地
1	茨木療護園	大字安元27番地
2	茨木学園	大字泉原37番地の1
3	第2茨木学園	大字泉原70番
4	サンライズ	大字泉原37番地の1
5	障がい者サポートセンターしみず	清水一丁目28番15号
6	地域支援センターあゆむ	豊川四丁目3番7号
7	エルヘルパーステーション	庄二丁目7番38号
8	いばらき自立支援センター「ぽかぽか」	真砂玉島台8番20号

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内における災害時要配慮者利用施設一覧表

【学校】

令和5年1月現在

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
1	保育幼稚園総務課	茨木幼稚園	茨木市片桐町6番25号	幼稚園型認定こども園(市立)	○	
2	保育幼稚園総務課	福井幼稚園	茨木市東福井二丁目2番32号	幼稚園型認定こども園(市立)	○	
3	保育幼稚園総務課	太田幼稚園	茨木市太田二丁目9番23号	幼稚園型認定こども園(市立)	○	
4	保育幼稚園総務課	水尾幼稚園	茨木市真砂二丁目3番2号	幼稚園型認定こども園(市立)	○	
5	保育幼稚園総務課	玉島幼稚園	茨木市平田二丁目36番4号	幼稚園(市立)	○	
6	保育幼稚園総務課	東雲幼稚園	茨木市学園南町17番33号	幼稚園(市立)	○	
7	保育幼稚園総務課	庄栄幼稚園	茨木市総持寺一丁目1番17号	幼稚園(市立)	○	
8	保育幼稚園事業課	認定こども園天王学園幼稚園	茨木市大正町3番15号	幼稚園型認定こども園(私立)	○	
9	保育幼稚園事業課	安威幼稚園	茨木市南安威二丁目3番23号	幼稚園(私立)	○	
10	保育幼稚園事業課	鮎川幼稚園	茨木市鮎川三丁目3番24号	幼稚園(私立)	○	
11	保育幼稚園事業課	茨木東邦幼稚園	茨木市橋の内二丁目10番2号	幼稚園(私立)	○	
12	保育幼稚園事業課	茨木みのり幼稚園	茨木市水尾三丁目1番41号	幼稚園(私立)	○	
13	保育幼稚園事業課	大阪体育大学浪商幼稚園	茨木市学園町1番1号	幼稚園(私立)	○	
14	保育幼稚園事業課	春日幼稚園	茨木市下穂積三丁目7番29号	幼稚園(私立)	○	
15	保育幼稚園事業課	常磐会短期大学付属 茨木高美幼稚園	茨木市小川町7番3号	幼稚園(私立)	○	
16	保育幼稚園事業課	めぐみ幼稚園	茨木市春日三丁目12番8号	幼稚園(私立)	○	
17	保育幼稚園事業課	りんでん幼稚園	茨木市白川一丁目11番1号	幼稚園(私立)	○	

【社会福祉施設】

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
1	障害福祉課	茨木療護園	茨木市大字安元27番地	生活介護		○
2	障害福祉課	西河原コミュニティキャンパス	茨木市西太田町3番18号	就労継続支援B 生活介護	○	
3	障害福祉課	とんぼ作業所	茨木市南目垣一丁目11番6号	生活介護	○	
4	障害福祉課	第2とんぼ作業所	茨木市鮎川四丁目19番14号 メゾーネ茨木1階	就労継続支援B	○	
5	障害福祉課	いばらき自立支援センター 「ぼかいぼかい」	茨木市真砂玉島台8番20号	生活介護	○	
6	障害福祉課	いばらき自立支援センター 「どかどか」	茨木市五十鈴町7番29号	生活介護	○	
7	障害福祉課	マイウェイいばらきワークきらり	茨木市東野々宮町10番29号	就労継続支援B 生活介護	○	
8	障害福祉課	やごの家	茨木市小柳町10-20	就労継続支援B 生活介護	○	
9	障害福祉課	ちいきひろばサン	茨木市春日一丁目8番24号	就労継続支援B 生活介護	○	
10	障害福祉課	ゆず	茨木市真砂二丁目10番23号A-3	生活介護	○	
11	障害福祉課	短期入所あゆ	茨木市鮎川五丁目18番1号	短期入所	○	
12	障害福祉課	就労支援センターオンワーク	茨木市総持寺一丁目4番1号	就労移行支援 就労継続支援B 就労定着支援	○	
13	障害福祉課	就労支援センターオンワーク	茨木市総持寺一丁目2番20号	自立訓練	○	
14	障害福祉課	NPO法人大阪精神障害者就労支 援ネットワークアクアクララ北大阪	茨木市五日市一丁目6番17号	就労継続支援A 就労定着支援	○	
15	障害福祉課	ジョブステージ	茨木市横江2-8-43 C-POINTビル1A	就労継続支援A	○	
16	障害福祉課	ワークステージ	茨木市横江二丁目8番43号1B	就労継続支援B	○	
17	障害福祉課	ライフステージ	茨木市横江二丁目8-43 C-POINTビル302	生活介護	○	
18	障害福祉課	すてっぷべーす	茨木市駅前三丁目7番14号 2階	就労継続支援A	○	
19	障害福祉課	わーくべーす	茨木市駅前三丁目7番14号	就労継続支援B	○	
20	障害福祉課	たゆたう	茨木市星見町17番24号 シンフォニア星見1階	就労継続支援B	○	

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
21	障害福祉課	さきはう	茨木市稲葉町6番33号1階	生活介護	○	
22	障害福祉課	ハーモニー	茨木市元町3番5号	就労継続支援B	○	
23	障害福祉課	わかあゆ	茨木市本町1番19号	就労継続支援B	○	
24	障害福祉課	若園支援センター	茨木市真砂三丁目18番20号	就労継続支援B	○	
25	障害福祉課	茨木市立障害福祉センター ハートフル	茨木市片桐町4番26号	生活介護	○	
26	障害福祉課	あおぞらワーキングテラス	茨木市並木町18番40号 ハイツ並木102号室	就労継続支援A	○	
27	障害福祉課	あい・あい塾	茨木市安威二丁目4番1号	生活介護 短期入所	○	
28	障害福祉課	地域活動支援センター ひまわりの杜	茨木市三島町1番10号	地域活動支援センター	○	
29	障害福祉課	ファーム大岩の杜	茨木市三島町1番10号	就労継続支援B	○	
30	障害福祉課	ラ・レコルト茨木	茨木市永代町8番8号 国里ビル205号	就労移行支援 就労定着支援	○	
31	障害福祉課	トライステップ茨木	茨木市西河原二丁目10番20号1階	就労継続支援A	○	
32	障害福祉課	リールスライフ茨木玉島台	茨木市真砂玉島台5番9号 ボルトボヌール1階	生活介護	○	
33	障害福祉課	リールぶらす	茨木市鮎川四丁目27番25号 ウイングビュー 鮎川1階	生活介護 短期入所	○	
34	障害福祉課	地域活動支援センター 菜の花	茨木市総持寺一丁目2番20号	地域活動支援センター	○	
35	障害福祉課	地域活動支援センター なんでも	茨木市上泉町5番16号 泉屋マンション101	地域活動支援センター	○	
36	障害福祉課	ドリームケアデイセンター茨木	茨木市下穂積三丁目12番27号 ハイツ中秀	生活介護	○	
37	障害福祉課	7style	茨木市下穂積二丁目4番32号	就労継続支援B	○	
38	障害福祉課	おしごとひろば えん	茨木市小柳町17-27	就労継続支援B	○	
39	障害福祉課	福祉ネイルスペースPetal	茨木市大手町9-26 吉川ビル2A号室	就労継続支援B	○	
40	障害福祉課	小規模多機能ホーム大手町ゆとり	茨木市大手町2番30号	生活介護	○	
41	障害福祉課	就労継続支援B型事業所ベアーズ	茨木市大池一丁目14番23号 ハーモニー大池101	就労継続支援B	○	
42	障害福祉課	デイサービスとんとん	茨木市若園町2番41号	生活介護	○	
43	障害福祉課	ウェルジョブ	茨木市末広町1番1号 6階	就労移行支援	○	
44	障害福祉課	atelier con・ton	茨木市本町2番2号	生活介護	○	
45	障害福祉課	すずらん アニメーションスタジオ	茨木市舟木町5番14号 YNビル4階・5階	就労継続支援B	○	
46	障害福祉課	デイサービスセンター 若園けいあいの里	茨木市若園町5番6号 若園ハイツG号室	生活介護	○	
47	障害福祉課	グリーン	茨木市真砂一丁目13番30号 ドゥ茨木101	就労継続支援B	○	
48	障害福祉課	オリエンタルワークス	茨木市末広町4-41 プロッサム茨木1階101号	就労継続支援A	○	
49	障害福祉課	けあらーず茨木指定通所介護事業所	茨木市駅前四丁目4番28号	生活介護	○	
50	障害福祉課	ポエムハート	茨木市駅前二丁目1番16号 JR茨木中央ビル3階	就労継続支援A	○	
51	障害福祉課	self-A・アムール	茨木市小柳町13番17号 ヘラルダー90 1階	就労継続支援A・B	○	
52	障害福祉課	ディアフレンズ	茨木市宮島二丁目2番37号	就労継続支援B	○	
53	障害福祉課	橋の内コミュニティキャンパス	茨木市橋の内3-24-6	生活介護	○	
54	障害福祉課	エンジョイ・ラボ	茨木市鮎川二丁目13番1号	就労継続支援A・B	○	
55	障害福祉課	ハートフェルト・フローラル・プロジェクト茨木	茨木市沢良宜浜一丁目15番29号	就労継続支援B	○	
56	障害福祉課	アプロ生活支援事業所	茨木市鮎川二丁目32番25号 アライブ21-101	生活介護	○	
57	障害福祉課	皐月荘	茨木市太田二丁目5番26号	短期入所	○	
58	障害福祉課	JSN茨木	茨木市春日一丁目1番5号 アルジェント八崎2階	就労移行支援 就労定着支援	○	
59	障害福祉課	ショートステイあい	茨木市玉櫛二丁目5番8号	短期入所	○	
60	障害福祉課	地域生活総合支援センターあい	茨木市玉櫛二丁目5番8号	就労継続支援B 生活介護	○	

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
61	障害福祉課	すずらん	茨木市駅前一丁目3番7号 長屋ビル101号	就労移行支援 就労定着支援	○	
62	障害福祉課	茨木市立障害者就労支援センター かしの木園	茨木市春日一丁目15番22号	自立訓練 就労継続支援B	○	
63	障害福祉課	シリウス	茨木市真砂一丁目3番15号 吉田マ ンション東雲パートI 301号室	共同生活援助	○	
64	障害福祉課	スピカ	茨木市真砂一丁目3番15号 吉田マ ンション東雲パートI 101号室	共同生活援助	○	
65	障害福祉課	ベガ	茨木市真砂一丁目3番15号 吉田マ ンション東雲パートI 201号室	共同生活援助	○	
66	障害福祉課	さわらぎさつきはうす	茨木市沢良宜西4-6-22	共同生活援助	○	
67	障害福祉課	あいあい・みしま	茨木市竹橋町15番40号 マンションラヴィング1-E	共同生活援助	○	
68	障害福祉課	あいあい・みしま2-D	茨木市竹橋町15番40号 マンションラヴィング2-D	共同生活援助	○	
69	障害福祉課	ペンギンハウス1-A	茨木市竹橋町15番40号 マンションラヴィング1-A	共同生活援助	○	
70	障害福祉課	ペンギンハウス1-D	茨木市竹橋町15番40号 マンションラヴィング1-D	共同生活援助	○	
71	障害福祉課	マーメイドハウス101	茨木市大池1-10-36-101	共同生活援助	○	
72	障害福祉課	マーメイドハウス205	茨木市大池一丁目10番36号 ヴィラコトブキ205号	共同生活援助	○	
73	障害福祉課	ピーチハウス102	茨木市庄2-7-20 ヴェルドミール茨木102号	共同生活援助	○	
74	障害福祉課	ピーチハウス105	茨木市庄2-7-20 ヴェルドミール茨木105号	共同生活援助	○	
75	障害福祉課	ピーチハウス203	茨木市庄二丁目7番20号 ヴェルドミール茨木203号	共同生活援助	○	
76	障害福祉課	マリンハウス309	茨木市玉櫛2-3 14棟309号室	共同生活援助	○	
77	障害福祉課	マリンハウス110	茨木市玉櫛1-5 13棟110号室	共同生活援助	○	
78	障害福祉課	マリンハウス101	茨木市玉櫛二丁目9番15-101号	共同生活援助	○	
79	障害福祉課	ひだまりハウス	茨木市玉櫛二丁目5番8号	共同生活援助	○	
80	障害福祉課	こもれびハウス	茨木市玉櫛二丁目5番8号	共同生活援助	○	
81	障害福祉課	おひさまハウス	茨木市玉櫛二丁目5番8号	共同生活援助	○	
82	障害福祉課	グループホームふれあいぼつぽ	茨木市松ケ本町6番37号1009	共同生活援助	○	
83	障害福祉課	グループホームふれあいぼつぽ1	茨木市松ケ本町6番37号520	共同生活援助	○	
84	障害福祉課	グループホームふれあいぼつぽ2	茨木市松ケ本町6番37号919	共同生活援助	○	
85	障害福祉課	グループホーム春日	茨木市春日三丁目11番25号	共同生活援助	○	
86	障害福祉課	エソラノ	茨木市平田台13-1	共同生活援助	○	
87	障害福祉課	Any	茨木市平田台13番20号	共同生活援助	○	
88	障害福祉課	saie	茨木市末広町15-10	共同生活援助	○	
89	障害福祉課	365	茨木市下穂積2-1-19	共同生活援助	○	
90	障害福祉課	Prelude	茨木市橋の内3丁目3番3号シティ コーポ橋の内101号、104号、105号、 106号、202号、203号、205号、206号	共同生活援助	○	
91	障害福祉課	シブクノ	茨木市玉櫛1-7-18	共同生活援助	○	
92	障害福祉課	hidamari	茨木市玉櫛1-7-18	共同生活援助	○	
93	障害福祉課	GIFT	茨木市水尾二丁目7番38号	共同生活援助	○	
94	障害福祉課	生活支援センターあゆ	茨木市鮎川5-18-1 1階	共同生活援助	○	
95	障害福祉課	生活支援センター第二あゆ	茨木市鮎川5-18-1 2階	共同生活援助	○	
96	障害福祉課	生活支援センターわかあゆ	茨木市鮎川5-18-1 1階	共同生活援助	○	
97	障害福祉課	生活支援センター第二わかあゆ	茨木市鮎川5-18-1 2階	共同生活援助	○	
98	障害福祉課	東奈良ホーム	茨木市東奈良1-2 府営茨木東奈良 住宅11棟302号	共同生活援助	○	
99	障害福祉課	東奈良ホーム2	茨木市東奈良1-2 府営茨木東奈良 住宅11棟303号	共同生活援助	○	
100	障害福祉課	よつばホーム	茨木市東奈良1-5-28	共同生活援助	○	
101	障害福祉課	グループホームピース401号	茨木市玉水町7番 府営茨木玉水住 宅第3棟401号	共同生活援助	○	
102	障害福祉課	グループホームピース501号	茨木市玉水町7番 府営茨木玉水住 宅第3棟501号	共同生活援助	○	

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
103	障害福祉課	グループホームホープ201号	茨木市東奈良1-2 府営茨木東奈良住宅10-201	共同生活援助	○	
104	障害福祉課	グループホームホープ503号	茨木市東奈良1-2 府営茨木東奈良住宅10-503	共同生活援助	○	
105	障害福祉課	グループホーム多歌多架	茨木市玉櫛一丁目9番 府営茨木玉櫛住宅第5棟504号室	共同生活援助	○	
106	障害福祉課	わおん茨木園田	茨木市園田町18番13号	共同生活援助	○	
107	障害福祉課	グループホームたぬきのお家	茨木市寺田町9番14号	共同生活援助	○	
108	障害福祉課	グループホームたぬきのお家末広2F	茨木市末広町3番21号レジデンス茨木206号室	共同生活援助	○	
109	障害福祉課	グループホームたぬきのお家末広1F	茨木市末広町3番21号レジデンス茨木106号室	共同生活援助	○	
110	障害福祉課	グループホームたぬきのお家並木301	茨木市並木町22-29-301	共同生活援助	○	
111	障害福祉課	グループホームたぬきのお家並木303	茨木市並木町22-29-303	共同生活援助	○	
112	障害福祉課	グループホームパトラレ茨木園田	茨木市園田町18-7	共同生活援助	○	
113	障害福祉課	gnu茨木真砂	茨木市真砂三丁目4番7号	共同生活援助	○	
114	長寿介護課	あゆPLUSリハ	茨木市鮎川三丁目1番5号	通所介護	○	
115	長寿介護課	アライブケア東雲	茨木市鮎川三丁目5番25号	通所介護	○	
116	長寿介護課	パナソニック エイジフリーケアセンター茨木鮎川・ショートステイ	茨木市鮎川四丁目26番22号	短期入所生活介護	○	
117	長寿介護課	パナソニック エイジフリーケアセンター茨木鮎川・デイサービス	茨木市鮎川四丁目26番22号	通所介護	○	
118	長寿介護課	ケアハウスグリーンピラいばらき	茨木市泉原62番	特定施設入居者生活介護		○
119	長寿介護課	ビーナスプラス稲葉	茨木市稲葉町18番22号	地域密着型通所介護	○	
120	長寿介護課	デイサロンのたごころ 永代町	茨木市永代町9番5-101号	地域密着型通所介護	○	
121	長寿介護課	グループホームソラスト茨木駅前	茨木市駅前一丁目9番23号	認知症対応型共同生活介護	○	
122	長寿介護課	認知症対応型デイサービスソラスト茨木駅前	茨木市駅前一丁目9番23号	認知症対応型通所介護	○	
123	長寿介護課	けあらーず茨木指定通所介護事業所	茨木市駅前四丁目4番28号	地域密着型通所介護	○	
124	長寿介護課	デイサービスかなで	茨木市駅前四丁目5番14号	地域密着型通所介護	○	
125	長寿介護課	駅前横丁おこめ	茨木市駅前四丁目5番15号アルテローゼン・ガリカ	地域密着型通所介護	○	
126	長寿介護課	デイサービス太陽	茨木市大住町1番1号	地域密着型通所介護	○	
127	長寿介護課	茨木サービス付き高齢者住宅ラガール	茨木市太田東芝町2番8号	サービス付き高齢者住宅	○	
128	長寿介護課	茨木グループホームラガール	茨木市太田東芝町2番9号	認知症対応型共同生活介護	○	
129	長寿介護課	茨木ケアセンターラガールデイサービス	茨木市太田東芝町2番9号	通所介護	○	
130	長寿介護課	茨木小規模多機能施設ラガール	茨木市太田東芝町2番9号	小規模多機能型居宅介護	○	
131	長寿介護課	茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガール	茨木市太田東芝町2番9号	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	
132	長寿介護課	茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガールショートステイ	茨木市太田東芝町2番9号	短期入所生活介護	○	
133	長寿介護課	デイサービスきたえるーむ茨木太田	茨木市太田二丁目4番26号	通所介護	○	
134	長寿介護課	ツクイ茨木太田	茨木市太田二丁目5番14号	通所介護	○	
135	長寿介護課	グループホームぽっぽ大手町	茨木市大手町2番30号	認知症対応型共同生活介護	○	
136	長寿介護課	特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ	茨木市大手町2番30号	地域密着型通所介護	○	
137	長寿介護課	小規模多機能ホーム大手町ゆとり	茨木市大手町2番30号	小規模多機能型居宅介護	○	
138	長寿介護課	そんぼの家S 茨木春日	茨木市春日四丁目6番14号	サービス付き高齢者住宅	○	
139	長寿介護課	リハビリデイサービスコル	茨木市春日四丁目10番14号アレフボリス1階	地域密着型通所介護	○	
140	長寿介護課	アクティブネットワークデイサービスセンター	茨木市片桐町11番16号1F	地域密着型通所介護	○	
141	長寿介護課	アクティブネットワーク看護小規模多機能 笑みの家	茨木市片桐町11番16号2F	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	○	
142	長寿介護課	住宅型有料老人ホームハーモニー茨木1号館	茨木市上郡二丁目6番28号	住宅型有料老人ホーム	○	
143	長寿介護課	住宅型有料老人ホームハーモニー茨木2号館	茨木市上郡二丁目6番28号	住宅型有料老人ホーム	○	

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
144	長寿介護課	アスナル茨木ケアセンター	茨木市蔵垣内三丁目18番11号	サービス付き高齢者住宅	○	
145	長寿介護課	アスナル茨木	茨木市蔵垣内三丁目18番12号	地域密着型通所介護	○	
146	長寿介護課	デイサービス にご	茨木市蔵垣内三丁目22番23号-1F	地域密着型通所介護	○	
147	長寿介護課	ほほえみの郷車作	茨木市車作323番地1	小規模多機能型居宅介護		○
148	長寿介護課	たなごころ	茨木市桑田町9番18号	地域密着型通所介護	○	
149	長寿介護課	デイサービスセンターボン・ヌフ	茨木市小柳町6番16号	地域密着型通所介護	○	
150	長寿介護課	サンコティ茨木	茨木市小柳町9番24号	サービス付き高齢者住宅	○	
151	長寿介護課	ひだまりデイサービスセンター	茨木市沢良宜西一丁目4番7号	地域密着型通所介護	○	
152	長寿介護課	グループホーム ここからさくら苑南茨木	茨木市沢良宜西一丁目6番19号	認知症対応型共同生活介護	○	
153	長寿介護課	デイサービス結	茨木市沢良宜西二丁目2番7号	地域密着型通所介護	○	
154	長寿介護課	ハピリス西さわらぎ	茨木市沢良宜西二丁目7番22号	地域密着型通所介護	○	
155	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム ハートらいふ茨木	茨木市沢良宜浜一丁目15番28号	住宅型有料老人ホーム	○	
156	長寿介護課	エイジフリーハウス 茨木沢良宜	茨木市沢良宜東町6番13号	サービス付き高齢者住宅	○	
157	長寿介護課	パナソニックエイジフリーケアセン ター茨木沢良宜・小規模多機能	茨木市沢良宜東町6番13号	小規模多機能型居宅介護	○	
158	長寿介護課	リハビリデイ サービス茨木	茨木市沢良宜東町13番14号	地域密着型通所介護	○	
159	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム スーパー・コート茨木さくら通り	茨木市沢良宜東町19番36号	住宅型有料老人ホーム	○	
160	長寿介護課	デイサービスばん福	茨木市島二丁目11番25号	地域密着型通所介護	○	
161	長寿介護課	そんぼの家 茨木島	茨木市島四丁目8番8号	特定施設入居者生活介護	○	
162	長寿介護課	一花	茨木市下穂積三丁目10番11号の2	認知症対応型通所介護	○	
163	長寿介護課	ネクストライフデイサービス	茨木市宿川原町2番11号	通所介護	○	○
164	長寿介護課	グループホーム末広	茨木市庄二丁目5番1号	認知症対応型共同生活介護	○	
165	長寿介護課	特別養護老人ホーム 庄栄エルダーセンター	茨木市庄二丁目7番38号	介護老人福祉施設	○	
166	長寿介護課	社会福祉法人秀幸福社会 庄栄エルダーセンター	茨木市庄二丁目7番38号	短期入所生活介護	○	
167	長寿介護課	庄栄エルダーデイサービスセンター	茨木市庄二丁目7番38号	通所介護・認知症対応型通所介護	○	
168	長寿介護課	デイサービス白川	茨木市白川一丁目3番27号	地域密着型通所介護	○	
169	長寿介護課	地域密着型特別養護老人ホーム コ ムシェいばらき佳のか	茨木市新堂二丁目2番5号	地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護	○	
170	長寿介護課	認知症対応型グループホーム コムシェいばらき佳のか	茨木市新堂二丁目2番5号	認知症対応型共同生活介護	○	
171	長寿介護課	デイサービス 八重	茨木市総持寺駅前町11番15号	地域密着型通所介護	○	
172	長寿介護課	ヒューマンライフケア南茨木	茨木市玉櫛二丁目22番18号	地域密着型通所介護	○	
173	長寿介護課	特別養護老人ホーム コムシェいばらき	茨木市玉島一丁目28番1号	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	○	
174	長寿介護課	老人デイサービスセンター コムシェいばらき	茨木市玉島一丁目28番1号	地域密着型通所介護	○	
175	長寿介護課	いく歩デイサービス玉島	茨木市玉島二丁目12番33号	地域密着型通所介護	○	
176	長寿介護課	まどか茨木	茨木市寺田町5番14号	特定施設入居者生活介護	○	
177	長寿介護課	デイサービスセンター未来	茨木市寺田町8番20号	認知症対応型通所介護	○	
178	長寿介護課	デイサービスはなのき 茨木	茨木市寺田町11番9号	通所介護	○	
179	長寿介護課	じんないケアセンター喜楽	茨木市中津町5番3号	通所介護	○	
180	長寿介護課	アイ並木デイサービス	茨木市並木町22番3号 イースト並木104号	地域密着型通所介護	○	
181	長寿介護課	西河原デイサービスセンター	茨木市西河原二丁目17番4号	通所介護	○	
182	長寿介護課	エイジフリーハウス 茨木総持寺	茨木市橋の内二丁目12番31号	サービス付き高齢者住宅	○	
183	長寿介護課	パナソニック エイジフリーケアセン ター茨木総持寺・小規模多機能	茨木市橋の内二丁目12番31号	小規模多機能型居宅介護	○	
184	長寿介護課	特別養護老人ホーム 聖和荘	茨木市畑田町11番25号	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	○	
185	長寿介護課	グループホームみさき花園	茨木市花園二丁目24番17号	認知症対応型共同生活介護	○	
186	長寿介護課	羽衣デイサービスみしま丘	茨木市東太田一丁目1番2-103号	通所介護	○	
187	長寿介護課	はつらつ	茨木市東太田一丁目1番ローレルハ イツ茨木総持寺2号棟112号	通所介護	○	
188	長寿介護課	デイサービスセンター ドゥライフ茨木	茨木市東中条町1番6号	通所介護	○	

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
189	長寿介護課	茶話本舗デイサービス東中条	茨木市東中条町13番18号 エステートハイノ1階	地域密着型通所介護	○	
190	長寿介護課	デイサービス癒す手	茨木市東奈良二丁目17番33号	通所介護	○	
191	長寿介護課	そんぼの家 茨木東奈良	茨木市東奈良三丁目8番13号	特定施設入居者生活介護	○	
192	長寿介護課	南茨木デイサービスセンター	茨木市東奈良三丁目16番14号	通所介護	○	
193	長寿介護課	Charm(チャーム)南いばらき	茨木市東奈良三丁目16番16号	特定施設入居者生活介護	○	
194	長寿介護課	エイジフリーハウス 茨木平田台	茨木市平田台2番1号	サービス付き高齢者住宅	○	
195	長寿介護課	パナソニックエイジフリーケアセン ター茨木平田台・小規模多機能	茨木市平田台2番1号	小規模多機能型居宅介護	○	
196	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム 五十鈴ケアセンター 五十鈴の郷	茨木市平田二丁目10番17号	住宅型有料老人ホーム	○	
197	長寿介護課	五十鈴ケアセンター	茨木市平田二丁目10番17号	通所介護	○	
198	長寿介護課	ほしみデイサービス	茨木市星見町17番20号 星見九番館1階	通所介護	○	
199	長寿介護課	レッツ倶楽部茨木本町	茨木市本町6番9号	地域密着型通所介護	○	
200	長寿介護課	ビーナスクラブ真砂	茨木市真砂一丁目10番17号	通所介護	○	
201	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム 真砂庵	茨木市真砂二丁目9番21号	住宅型有料老人ホーム	○	
202	長寿介護課	ほっとすまいる デイサービスセンター	茨木市真砂二丁目9番21号	認知症対応型通所介護	○	
203	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム ラ・ルス・フェリス茨木	茨木市真砂三丁目16番12号	住宅型有料老人ホーム	○	
204	長寿介護課	介護老人保健施設 たんぽぽ	茨木市真砂三丁目21番27号	介護老人保健施設 短期入所療養介護	○	
205	長寿介護課	サンファミリー茨木	茨木市真砂玉島台8番8号	サービス付き高齢者住宅	○	
206	長寿介護課	ロイヤルホーム茨木	茨木市西田中町3番31号	サービス付き高齢者住宅	○	
207	長寿介護課	はっぴーらいふ茨木	茨木市真砂玉島台10番8号	サービス付き高齢者住宅	○	
208	長寿介護課	グループホームお多福の家	茨木市真砂玉島台10番26号	認知症対応型共同生活介護	○	
209	長寿介護課	小規模多機能型居宅介護ばるの家	茨木市三島丘一丁目6番70号の1	小規模多機能型居宅介護	○	
210	長寿介護課	デイ100総持寺	茨木市三島町二丁目1番101号	地域密着型通所介護	○	
211	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム ミライエ茨木	茨木市水尾一丁目2番13号	住宅型有料老人ホーム	○	
212	長寿介護課	小規模多機能ホーム水尾の家	茨木市水尾一丁目12番55号	小規模多機能型居宅介護	○	
213	長寿介護課	介護付有料老人ホーム プレザンメゾン茨木	茨木市水尾一丁目14番5号	特定施設入居者生活介護	○	
214	長寿介護課	デイサービスセンターけいあいの里	茨木市目垣三丁目12番5号	通所介護	○	
215	長寿介護課	デイサービスはーと&はあと	茨木市若草町5番31号	通所介護	○	
216	長寿介護課	デイサービスわかぐさ	茨木市若草町8番1号	地域密着型通所介護	○	
217	長寿介護課	デイサービスセンター 若園けいあいの里	茨木市若園町5番6号 若園ハイツG号室	地域密着型通所介護	○	
218	長寿介護課	グリーンライフ茨木若園	茨木市若園町28番17号	特定施設入居者生活介護	○	
219	長寿介護課	MYYケアリング茨木	茨木市若園町38番1号	サービス付き高齢者住宅	○	
220	子育て支援課	すくすく親子教室	茨木市春日三丁目13-5	児童発達支援事業所	○	
221	子育て支援課	さくらんぼる〜む	茨木市並木町1-6 茨木スクエアビル201・202	児童発達支援事業所	○	
222	子育て支援課	ひまわり	茨木市庄一丁目13-27	放課後等デイサービス	○	
223	子育て支援課	発達支援センターとんぼ	茨木市真砂二丁目10-2B棟1号	放課後等デイサービス	○	
224	子育て支援課	スリーケア真砂こどもセンター	茨木市真砂一丁目13-2 エクセルハイムⅢ103	児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス	○	
225	子育て支援課	ハイトップファミリー真砂	茨木市真砂一丁目28-17	放課後等デイサービス	○	
226	子育て支援課	フォルテ ひまわり	茨木市庄一丁目7-27 ピアフォルテ101・102・103	放課後等デイサービス	○	
227	子育て支援課	リールスメディカル 茨木玉島台	茨木市真砂玉島台5-9 ボルトボヌール1階	児童発達支援及び 放課後等デイサービス	○	
228	子育て支援課	発達サポートセンター つむぎ	茨木市駅前一丁目8-201階右側	放課後等デイサービス	○	
229	子育て支援課	ジョイジョイ	茨木市水尾二丁目7-18	児童発達支援及び 放課後等デイサービス	○	
230	子育て支援課	こども発達支援センター風	茨木市東奈良三丁目16-14	児童発達支援及び 放課後等デイサービス	○	
231	子育て支援課	わくわくクラブ 茨木校	茨木市双葉町13-25	児童発達支援及び 放課後等デイサービス	○	

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
232	子育て支援課	なないろKids	茨木市春日三丁目14-41	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
233	子育て支援課	放課後等デイサービス 輝 茨木館	茨木市横江二丁目8-43	放課後等デイサービス	○	
234	子育て支援課	こども発達サポート セーの	茨木市中総持寺町5-4	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
235	子育て支援課	ブレイン 茨木教室	茨木市元町2-20	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
236	子育て支援課	ブレインジム茨木駅前教室	茨木市元町1-9	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
237	子育て支援課	こたふくの部屋	茨木市真砂玉島台10-26	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
238	子育て支援課	なないろHome	茨木市西田中町7-15	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
239	子育て支援課	放課後等デイサービス ナーチャーハーツ	茨木市橋の内二丁目2-26	放課後等デイサービス	○	
240	子育て支援課	コペルプラス茨木教室	茨木市駅前三丁目2-5	児童発達支援	○	
241	子育て支援課	かたぐるま 南茨木	茨木市東奈良二丁目17-18	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
242	子育て支援課	放課後等デイサービス ウィズ・ユア茨木	茨木市小柳町10-17	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
243	子育て支援課	Lien(リアン)茨木	茨木市本町6-8	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
244	子育て支援課	なないろStudy	茨木市春日四丁目5-11	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
245	子育て支援課	なないろKids2nd	茨木市春日三丁目14-41	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
246	子育て支援課	こどもサポート教室「きらり」 阪急茨木校	茨木市永代町8-8 国里メディカルビル502・503	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
247	子育て支援課	あばろ放課後等支援事業所	茨木市鮎川二丁目32-25 アライブ21 102	放課後等デイサービス	○	
248	子育て支援課	児童デイサービス みのり	茨木市別院町7-5三友ビル302	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
249	子育て支援課	アスト体操クラブ児童発達支援・放課後等デイサービス	茨木市主原町5-15	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
250	子育て支援課	リールスきつず朋	茨木市真砂二丁目16番15号	児童発達支援及び放課後等デイサービス	○	
251	子育て支援課	ちゃちゃはうす	茨木市下穂積一丁目6-21 コーポエコー103	地域子育て支援拠点事業のうち一時預かり事業を実施する施設	○	
252	子育て支援課	ばれっとひろば大池	茨木市舟木町16-35 第3コーポタカイ1F	地域子育て支援拠点事業のうち一時預かり事業を実施する施設	○	
253	子育て支援課	ふくろうニコニコ広場	茨木市南耳原一丁目5-13 ボヌール・プラザ202	地域子育て支援拠点事業のうち一時預かり事業を実施する施設	○	
254	子育て支援課	ふわふわのおうち	茨木市豊川一丁目34-3	地域子育て支援拠点事業のうち一時預かり事業を実施する施設	○	
255	子育て支援課	子育てすこやかセンター	茨木市沢良宜浜三丁目12-5	地域子育て支援拠点事業のうち一時預かり事業を実施する施設	○	
256	保育幼稚園総務課	春日保育所	茨木市西田中町1番6号	保育所(市立)	○	
257	保育幼稚園総務課	中央保育所	茨木市宮元町2番34号	保育所(市立)	○	
258	保育幼稚園総務課	沢良宜保育所	茨木市沢良宜浜三丁目13番27号	保育所(市立)	○	
259	保育幼稚園総務課	待機児童保育室あゆみ	茨木市学園町2番1号	認可外保育施設	○	
260	保育幼稚園総務課	待機児童保育室みらい	茨木市西河原二丁目16番17号	認可外保育施設	○	
261	保育幼稚園総務課	スマイルキッズ茨木	茨木市大手町10番25号	認可外保育施設	○	
262	保育幼稚園総務課	保育所ちびっこランド東茨木園	茨木市中津町4番12号 コノミヤ茨木店2階	認可外保育施設	○	
263	保育幼稚園総務課	こどもの森はいく舎 AMO茨木園	茨木市別院町3番18号 ブラムY1F	認可外保育施設	○	
264	保育幼稚園総務課	都市型保育園 ボボラー大阪茨木園	茨木市松下町3番2号	認可外保育施設	○	
265	保育幼稚園総務課	ぽっぽふれあい保育園	茨木市大手町2番36号	認可外保育施設	○	
266	保育幼稚園総務課	ミント保育園	茨木市真砂一丁目12番7号 2F	認可外保育施設	○	
267	保育幼稚園総務課	茨木はぐみ保育園	茨木市下中条町12番4号 バームスクエア三井	認可外保育施設	○	
268	保育幼稚園総務課	保育所ちびっこランド 南茨木園	茨木市宇野辺1-4-5 ネオ茨木プラザレジデンス	認可外保育施設	○	

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
269	保育幼稚園総務課	SPオーク保育園	茨木市舟木町5-12 ホワイトビル2階	認可外保育施設	○	
270	保育幼稚園総務課	あいナーサリースクール	茨木市南安威二丁目3番23号	認可外保育施設	○	
271	保育幼稚園総務課	大谷学園幼稚園	茨木市別院町3番31号	認可外保育施設	○	
272	保育幼稚園総務課	特定非営利活動法人はっちぽっち 子育て・子育て支援「ほっとメイト」	茨木市沢良宜浜三丁目14番1号	認可外保育施設	○	
273	保育幼稚園総務課	保育ルーム うさぎぐみ	茨木市平田二丁目8番5号	認可外保育施設	○	
274	保育幼稚園総務課	ぽっかぽかほうす(元町)	茨木市元町6番2号	認可外保育施設	○	
275	保育幼稚園総務課	ほっとすまいるデイサービスセンター	茨木市真砂二丁目9番21号	認可外保育施設	○	
276	保育幼稚園総務課	ふくろうニコニコ広場 (ニコニコ保育ルーム)	茨木市南耳原一丁目5-13 ボヌールプラザ202号室	認可外保育施設	○	
277	保育幼稚園総務課	こどもとmanabo	茨木市下中条町7-8	認可外保育施設	○	
278	保育幼稚園総務課	恵仁会田中病院内保育所	茨木市東奈良三丁目16番31号	認可外保育施設	○	
279	保育幼稚園総務課	近畿中央ヤクルト販売(株) 茨木北保育所	茨木市中河原町6番21号	認可外保育施設	○	
280	保育幼稚園総務課	茨木ドライビングスクール内保育施設	茨木市桑田町20番57号	認可外保育施設	○	
281	保育幼稚園事業課	鮎川保育園	茨木市鮎川二丁目22番20号	保育所(私立)	○	
282	保育幼稚園事業課	さくらんぼこども園	茨木市寺田町12番16号	保育所(私立)	○	
283	保育幼稚園事業課	玉島保育園	茨木市平田二丁目36番13号	保育所(私立)	○	
284	保育幼稚園事業課	たんぼぼbambi保育園	茨木市玉櫛二丁目10番5号	保育所(私立)	○	
285	保育幼稚園事業課	てんのう中津保育園	茨木市中津町14番28号	保育所(私立)	○	
286	保育幼稚園事業課	東奈良敬愛保育園	茨木市東奈良三丁目3番1号	保育所(私立)	○	
287	保育幼稚園事業課	ひだまり保育園	茨木市園田町15番3号	保育所(私立)	○	
288	保育幼稚園事業課	きらりひだまり保育園	茨木市舟木町2番25号 エル・ボスク 1 1階	保育所(私立)	○	
289	保育幼稚園事業課	ゆめひだまり保育園	茨木市主原町3番3号 林泉第二ビル1階	保育所(私立)	○	
290	保育幼稚園事業課	マリモglobal kids分園	茨木市春日三丁目11番24号 カネカビル1階	保育所(私立)	○	
291	保育幼稚園事業課	水尾保育園	茨木市水尾一丁目12番15号	保育所(私立)	○	
292	保育幼稚園事業課	安威たんぼぼ学園	茨木市南安威二丁目1番13号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
293	保育幼稚園事業課	あいの三島こども園	茨木市三島町2番28号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
294	保育幼稚園事業課	末広認定こども園	茨木市末広町8番27号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
295	保育幼稚園事業課	たんぼぼ学園	茨木市玉櫛一丁目3番1号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
296	保育幼稚園事業課	たんぼぼ中条学園	茨木市東中条町8番6号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
297	保育幼稚園事業課	たんぼぼtriangle学園	茨木市玉櫛二丁目11番24号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
298	保育幼稚園事業課	天王こども園	茨木市大正町3番16号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
299	保育幼稚園事業課	ときのはこども園	茨木市平田一丁目29番31号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
300	保育幼稚園事業課	花たちばな認定こども園	茨木市稲葉町16番14号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
301	保育幼稚園事業課	認定こども園いぶきの丘学園	茨木市東太田一丁目4番10号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
302	保育幼稚園事業課	認定こども園おとのは学園	茨木市平田一丁目29番38号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
303	保育幼稚園事業課	認定こども園くるみ敬愛保育園	茨木市沢良宜東町14番35号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
304	保育幼稚園事業課	認定こども園しもほづみキッズ	茨木市下穂積三丁目5番30号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
305	保育幼稚園事業課	認定こども園白川敬愛保育園	茨木市白川二丁目13番25号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
306	保育幼稚園事業課	認定こども園たちばな保育園	茨木市片桐町14番10号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
307	保育幼稚園事業課	認定こども園玉櫛たちばな保育園	茨木市東奈良二丁目8番21号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
308	保育幼稚園事業課	認定こども園ちとせ学院	茨木市庄二丁目7番35号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
309	保育幼稚園事業課	認定こども園ちとせ学院Ramo	茨木市庄二丁目8番13号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
310	保育幼稚園事業課	認定こども園ちとせ学院Due南茨木	茨木市沢良宜西一丁目10番31号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
311	保育幼稚園事業課	認定こども園ちとせ学院めぐみの森	茨木市戸伏町13番35号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
312	保育幼稚園事業課	認定こども園東さくら保育園	茨木市桑田町24番18号	幼保連携型認定こども園(私立)	○	
313	保育幼稚園事業課	認定こども園いばらき大谷学園	茨木市別院町3番31号	保育所型認定こども園(私立)	○	
314	保育幼稚園事業課	きずなKID'S保育園	茨木市西田中町1番1号 パークビル1階	小規模保育事業所(私立)	○	
315	保育幼稚園事業課	きずな保育園	茨木市竹橋町15番41号 萩谷マンション1階	小規模保育事業所(私立)	○	
316	保育幼稚園事業課	けいあいルンビニ上中条	茨木市上中条一丁目5番22号	小規模保育事業所(私立)	○	
317	保育幼稚園事業課	すまいるひだまり保育園	茨木市主原町3番7号 林泉第1ビル1	小規模保育事業所(私立)	○	

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
318	保育幼稚園事業課	すみれ保育園	茨木市沢良宜西一丁目4番1号 エミネス南茨木1階	小規模保育事業所(私立)	○	
319	保育幼稚園事業課	第2保育園なないろ	茨木市横江一丁目2番8号	小規模保育事業所(私立)	○	
320	保育幼稚園事業課	第2保育園なないろ真砂園	茨木市真砂二丁目16番12号 ヴィラローザ奥谷102	小規模保育事業所(私立)	○	
321	保育幼稚園事業課	保育所さうだいで	茨木市真砂一丁目2番36号	小規模保育事業所(私立)	○	
322	保育幼稚園事業課	ポッポ保育園上中条校	茨木市上中条一丁目4番9号 ツインハイツ上中条1階	小規模保育事業所(私立)	○	
323	保育幼稚園事業課	ポッポ保育園下穂積校	茨木市下穂積三丁目3番25号 Avanti下穂積1階	小規模保育事業所(私立)	○	
324	保育幼稚園事業課	マリモcity保育園	茨木市駅前3丁目6番2号 Box Five1階	小規模保育事業所(私立)	○	
325	保育幼稚園事業課	ヤクルトひよっこ保育園茨木	茨木市小川町8番22号 NOMURAビル3-A号	事業所内保育事業所	○	

【医療施設】

番号	茨木市の担当課	施設名	所在地	サービス種別	災害リスク	
					水害	土砂災害
1	医療政策課	医療法人恵仁会 田中病院	茨木市東奈良三丁目16番31号	病院	○	
2	医療政策課	医療法人東和会 東和会いばらき病院	茨木市駅前三丁目6番23号	病院	○	
3	医療政策課	医療法人恒昭会 藍野花園病院	茨木市花園二丁目6番1号	病院	○	
4	医療政策課	医療法人清風会 茨木病院	茨木市総持寺一丁目4番1号	病院	○	
5	医療政策課	医療法人和倉会 サンタマリア病院	茨木市新庄町13番15号	病院	○	
6	医療政策課	茨木医誠会病院	茨木市畑田町11番25号	病院	○	
7	医療政策課	医療法人 大崎医院	茨木市別院町7番33号	有床診療所	○	
8	医療政策課	医療法人稲風会 鈴木医院	茨木市駅前三丁目5番21号	有床診療所	○	
9	医療政策課	医療法人 橋井会 江川産婦人科 医院	茨木市総持寺二丁目1番5号	有床診療所	○	
10	医療政策課	橋本診療所	茨木市島三丁目6番6号	有床診療所	○	

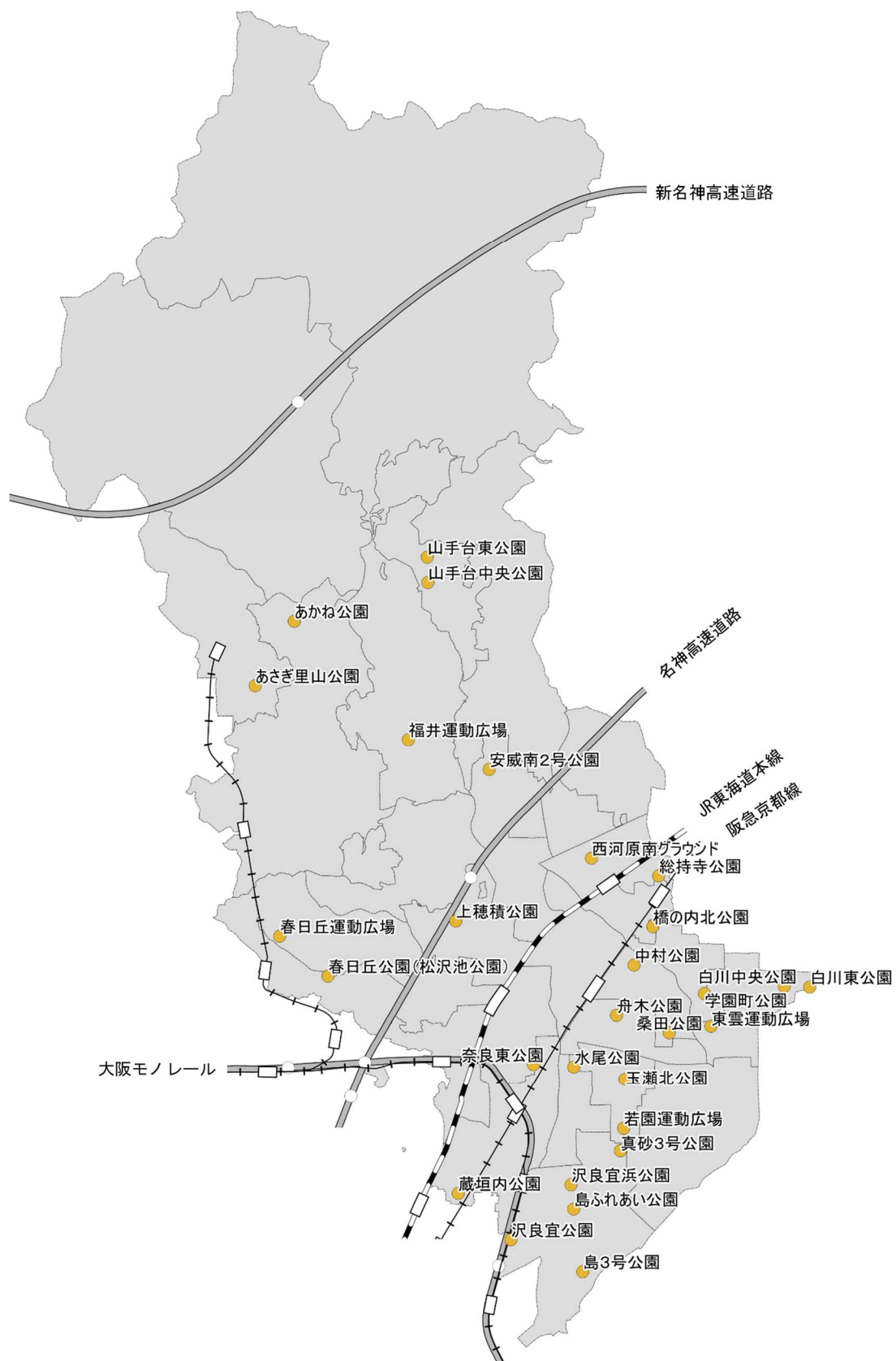
資料第13号

応急仮設住宅建設候補地一覧表(図13-1)

令和5年1月現在

名称	所在地	面積(m ²)	備考
西河原南グラウンド	西河原二丁目	4,650	グラウンド
東雲運動広場	新堂一丁目6番	9,826	グラウンド
福井運動広場	西福井三丁目30番	9,500	グラウンド
若園運動広場	若園町、真砂二丁目	10,000	グラウンド
春日丘運動広場	北春日丘四丁目12番	8,336	グラウンド
上穂積公園	上穂積三丁目	9,700	
水尾公園	水尾一丁目	17,000	
桑田公園	桑田町	10,000	
中村公園	中村町	4,100	
安威南2号公園	南安威二丁目	2,600	
総持寺公園	総持寺駅前町	2,900	
春日丘公園(松沢池公園)	南春日丘二丁目、四丁目	5,100	
白川中央公園	白川二丁目	2,200	
白川東公園	白川三丁目	5,400	
橋の内北公園	橋の内二丁目	5,100	
玉瀬北公園	玉瀬町	1,700	
学園町公園	学園町	4,300	
舟木公園	舟木町	2,400	
奈良東公園	奈良町	2,900	
真砂3号公園	真砂三丁目	2,600	
沢良宜浜公園	沢良宜浜三丁目	2,300	
蔵垣内公園	蔵垣内三丁目	1,000	
沢良宜公園	横江二丁目	11,000	
島ふれあい公園	島三丁目	10,000	
島3号公園	宮島二丁目	20,000	
あさぎ里山公園	彩都あさぎ五丁目	24,400	
あかね公園	彩都あかね2番	33,100	
山手台中央公園	山手台四丁目	17,000	
山手台東公園	山手台五丁目	2,500	
計(29か所)		241,612	

図13-1 応急仮設住宅建設候補地



重要物資の備蓄	府の備蓄基準量	市の備蓄基準量
(a) アルファ化米等 避難所生活者及び避難所生活者以外の想定食料需給に基づき3食分を市及び府が1/2ずつ備蓄する。	46,448食	46,448食
(b) 高齢者用食 避難所生活者のうち、要配慮高齢者等の3食分を市及び府が1/2ずつ備蓄する。 (人口比率5%で算出)	2,323食	2,323食
(c) 毛布 避難所生活者1人あたり2枚分を市及び府が1/2ずつ備蓄する。	25,804枚	25,804枚
(d) 育児用調整粉乳(乳アレルギーに対応したものを含む) 避難所生活者のうち乳児の1日分を市及び府が1/2ずつ備蓄する。 (人口比率1.6%、人工授乳率70%で算出)	18,786g	18,786g
(e) 哺乳瓶(使い切りタイプ) 避難所生活者のうち乳児1人あたり5回分を市が備蓄する。府は予備分を備蓄する。 (人口比率1.6%、人工授乳率70%で算出)	—	1,446本
(f) 乳児・小児用おむつ 避難所生活者のうち乳児・小児1日分(8枚)を市及び府が1/2ずつ備蓄する。 (人口比率2.5%で算出)	2,581枚	2,581枚
(g) 大人用おむつ 避難所生活者のうち必要者の1日分(8枚)を市及び府が1/2ずつ備蓄する。 (人口比率0.5%で算出)	517枚	517枚

重要物資の備蓄	府の備蓄基準量	市の備蓄基準量
(h) 簡易トイレ 避難所生活者100人に1個、市はボックス型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。	130基	130基
(i) 生理用品 避難所生活者（女性）のうち必要者の1日分を市及び府が1／2ずつ備蓄する。 (12歳～51歳人口比率48%、女性人口比率52%、月経周期5/32、1日5枚で算出)	2,516枚	2,516枚
(j) トイレットペーパー 避難所生活者1人あたり1日分（7.5m）を市及び府が1／2ずつ備蓄する。	96,765m	96,765m
(k) マスク 避難所生活者1人あたり3日分を市及び府が1／2ずつ備蓄する。	38,706枚	38,706枚

大阪府地域防災計画より

応援要請先一覧表

関係区分	活動機関	電話番号
大阪府	大阪府茨木土木事務所	6 2 7 - 1 1 2 1
	大阪府北部農と緑の総合事務所	6 2 7 - 1 1 2 1
	大阪府茨木保健所	6 2 4 - 4 6 6 8
大阪府警察	大阪府茨木警察署	6 2 2 - 1 2 3 4
指定地方行政機関	近畿農政局大阪府拠点	0 6 - 6 9 4 3 - 9 6 9 1
	近畿地方整備局大阪国道工事事務所	0 6 - 6 9 3 2 - 1 4 2 1
指定公共機関及び 指定地方公共機関等	西日本旅客鉄道(株) 茨木駅	6 2 2 - 5 3 7 0
	西日本電信電話(株) 関西支店	0 6 - 6 4 9 0 - 1 3 2 4
	日本赤十字社大阪府支部	0 6 - 6 9 4 3 - 0 7 0 5
	西日本高速道路(株) 関西支社大阪高速道路事務所	0 6 - 6 8 7 7 - 4 8 5 5
	大阪ガスネットワーク(株) 北東部事業部	9 6 6 - 5 3 4 2
	日本通運(株) 大阪支店大阪北ビジネス部	6 4 3 - 5 0 9 1
	関西電力送配電(株) 大阪支社 大阪北電力本部高槻配電営業所	0 8 0 0 - 7 7 7 - 3 0 8 1
	阪急電鉄(株) 高槻市駅	6 7 5 - 0 1 0 9
	大阪モノレール(株)	0 6 - 6 3 1 9 - 9 9 6 1
	阪急バス(株) 茨木営業所	6 4 3 - 6 3 0 1
	淀川右岸水防事務組合	0 6 - 6 3 0 2 - 8 7 2 1
	神安土地改良区	6 3 4 - 2 5 5 1
	日本郵便(株) 茨木郵便局	6 2 4 - 8 7 0 2
	その他の公共的団体	
	茨木市医師会事務局	6 2 2 - 2 0 0 1
	茨木市歯科医師会事務局	6 2 4 - 5 6 0 1
	茨木市薬剤師会事務局	6 2 5 - 2 4 8 1
	社会福祉法人茨木市社会福祉協議会	6 2 7 - 0 0 3 3

昭和38年8月3日
茨木市条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、茨木市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 茨木市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて茨木市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充て、その定数は35人以内とする。

- (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関(法第2条第4号の指定地方行政機関をいう。)の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部門の職員のうちから指命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 市の区域において業務を行なう指定公共機関(法第2条第5号の指定公共機関をいう。)又は指定地方公共機関(法第2条第6号の指定地方公共機関をいう。)の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者
- (9) その他市長が特に必要と認め任命する者

6 委員(前項第4号から第6号までに掲げる委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任させるものとする。

(議事)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事

項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則(昭和49年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の茨木市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により最初に任命された委員の任期については、同条第6項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

(目的)

第1 この規程は、茨木市防災会議条例（昭和38年茨木市条例第26号）第5条の規定に基づき、茨木市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(代理出席)

第3 茨木市防災会議条例第3条第5項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる委員（第8号にあっては、自主防災組織を構成する者に限る。）が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員の属する機関の職員が代理者として会議に出席し、審議に加わることができる。

(会長の職務代理)

第4 会長に事故があるときは、委員である防災事務担当の茨木市副市長がその職務を代理する。

(会議の特例)

第5 会長は、会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を各委員に回付することにより、会議に代えることができる。

2 前項に規定する議事の決定については、第2第3項の規定を準用する。

(専決等)

第6 会長は、会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、会議の処理すべき事項について専決処分することができる。

2 前項の規定によるもののほか、会長は、軽微な事項について専決処分することができる。

3 一部の機関のみに関係ある事項については、会長は、当該機関に属する委員と協議して処分することができる。

4 会長は、第1項の規定により専決処分したときは、次の会議において報告し承認を求めなければならない。

5 会長は、第2項及び第3項の規定により専決処分したときは、書面にて委員に報告しなければならない。

(庶務)

第7 会議の庶務は、茨木市総務部危機管理課において処理する。

(補則)

第8 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和4年8月9日から施行する。

茨木市災害対策本部条例

昭和38年8月3日
茨木市条例第25号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、茨木市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

茨木市防災会議委員一覧表

令和5年1月現在

会長:茨木市長

	選任区分(茨木市防災会議条例第3条第5項)	所 属
1	第1号	市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
2	第2号	近畿農政局大阪府拠点総括農政推進官
3		大阪府茨木土木事務所長
4		大阪府茨木土木事務所参事兼地域支援・企画課長
5		大阪府北部農と緑の総合事務所長
6	第3号	大阪府茨木保健所次長
7	第7号	大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
8		大阪府茨木警察署長
9		日本郵便(株)茨木郵便局長
10		西日本旅客鉄道(株)茨木駅長
11		西日本電信電話(株)関西支店設備部長
12		西日本高速道路(株)関西支社大阪高速道路事務所長
13		大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部保全チームマネジャー
14		日本通運(株)大阪支店大阪北ロジスティクス部長
15		関西電力送配電(株)大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所所長
16		阪急電鉄(株)高槻市駅統括駅長
17		阪急バス(株)茨木営業所長
18	第8号	淀川右岸水防事務組合事務局長
19		神安土地改良区理事長
20		自主防災組織連絡会代表幹事
21		茨木市聴力障害者協会副会長
22	第9号	茨木市市民活動センター所長
23	第4号	社会福祉法人茨木市社会福祉協議会会長
24		茨木市医師会会長
25		茨木市副市長
26		茨木市副市長
27		茨木市危機管理監
28		茨木市総務部長
29		茨木市企画財政部長
30		茨木市市民文化部市民生活相談課長
31		茨木市健康医療部長寿介護課長
32	第5号	茨木市福祉部長
33	第6号	茨木市建設部長
34		教育長
		茨木市教育長
		消防長及び消防団長
		茨木市消防長
		茨木市消防団長

No	戸別受信機設置場所一覧
1	茨木小学校
2	茨木公民館
3	茨木高等高校
4	養精中学校
5	生涯学習センターきらめき
6	市民体育館
7	東奈良小学校
8	中条小学校
9	春日丘高等学校
10	春日小学校
11	茨木工科高等学校
12	畑田小学校
13	春日コミュニティセンター
14	西中学校
15	春日丘小学校
16	穂積小学校
17	沢池小学校
18	西陵中学校
19	茨木西高等学校
20	西小学校
21	郡小学校
22	郡山小学校
23	豊川小学校
24	豊川中学校
25	福井小学校
26	福井多世代交流センター
27	福井市民体育館
28	見山公民館
29	山手台小学校
30	北陵中学校
31	安威小学校
32	北中学校
33	耳原小学校
34	太田小学校
35	太田中学校
36	太田公民館
37	西河原小学校
38	三島小学校
39	三島コミュニティセンター
40	三島中学校
41	西河原多世代交流センター
42	庄栄小学校

No	戸別受信機設置場所一覧
43	東小学校
44	白川公民館
45	白川小学校
46	東雲中学校
47	玉島小学校
48	平田中学校
49	玉島公民館
50	北摂つばさ高等学校
51	中津小学校
52	高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき
53	大池小学校
54	大池コミュニティセンター
55	東中学校
56	水尾小学校
57	玉櫛小学校
58	南中学校
59	葦原小学校
60	葦原多世代交流センター
61	玉櫛コミュニティセンター
62	天王小学校
63	天王中学校
64	蔵垣内会館
65	彩都西小学校
66	東市民体育館
67	彩都西中学校
68	市民総合センター(クリエイトセンター)
69	男女共生センター ローズWAM
70	清溪公民館
71	竜王山荘
72	豊川いのち・愛・ゆめセンター分館
73	豊川コミュニティセンター
74	庄栄コミュニティセンター
75	南市民体育館
76	清溪小学校
77	忍頂寺小学校
78	あけぼの学園
79	保健医療センター
80	豊川いのち・愛・ゆめセンター
81	総持寺いのち・愛・ゆめセンター
82	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター
83	危機管理課

No	屋外拡声子局設置場所一覧
1	茨木小学校
2	東奈良小学校
3	中条小学校
4	春日小学校
5	畑田小学校
6	春日丘小学校
7	穂積小学校
8	沢池小学校
9	西小学校
10	郡小学校
11	郡山小学校
12	豊川小学校
13	福井小学校
14	山手台小学校
15	安威小学校
16	耳原小学校
17	太田小学校
18	太田中学校
19	西河原小学校
20	三島小学校
21	三島中学校
22	庄栄小学校
23	東小学校
24	白川小学校
25	東雲中学校
26	玉島小学校
27	平田中学校
28	中津小学校
29	大池小学校
30	東中学校
31	水尾小学校
32	玉櫛小学校
33	葦原小学校
34	天王小学校
35	天王中学校
36	彩都西小学校
37	清溪公民館
38	清溪小学校
39	茨木公民館
40	養精中学校

※ 見山公民館はアンサーバックのみ

No	屋外拡声子局設置場所一覧
41	市民体育館
42	春日コミュニティセンター
43	西中学校
44	西陵中学校
45	豊川中学校
46	福井多世代交流センター
47	福井市民体育館
48	北陵中学校
49	北中学校
50	太田公民館
51	白川公民館
52	玉島公民館
53	高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき
54	南中学校
55	玉櫛コミュニティセンター
56	蔵垣内会館
57	東市民体育館
58	彩都西中学校
59	豊川いのち・愛・ゆめセンター
60	豊川コミュニティセンター
61	南市民体育館
62	忍頂寺小学校
63	三島コミュニティセンター
64	大字佐保
65	大字銭原
66	大字上音羽(1)
67	大字上音羽(2)
68	大字大岩(1)
69	大字大岩(2)
70	大字長谷
71	大字安元
72	大字粟生岩阪
73	大字千提寺
74	大字生保
75	大字桑原
76	大字清阪
77	大字大門寺
78	大字下音羽
79	大字車作
80	大字泉原

移動系無線設備

半固定局	16局
携帯局	25局
車携帯局	41局
半固定局(水道事業分)	5局
携帯局(水道事業分)	6局
車携帯局(水道事業分)	21局

資料第21号

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和5年1月

救 助 の 種 類		救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の期間
避難所及び 応急仮設住 宅の供与	避難所	イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用とする。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他適切な方法により実施する。 ハ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり330円以内とする。 ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。 ホ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（建設型応急住宅）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（賃貸型応急住宅）、又はその他適切な方法により供与するもの。 イ 建設型応急住宅 （1）設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能。 （2）一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。 （3）同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための	完成の日から2年以内

救 助 の 種 類		救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の期間
		施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (4) 福祉仮設住宅を建設型応急住宅として設置できる。 (5) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 (6) 供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。 (7) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 ロ 賃貸型応急住宅 (1) 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額。 (2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 (3) 供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とする。	
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものである。 ロ 被災者が直ちに食することができる現物による。 ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり1,180円以内とする。	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	イ 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うもの。 ロ 支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品	災害発生の日から10日以内

救 助 の 種 類	救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の期間
	ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は夏季（4月から9月までの期間）及び冬季（10月から3月までの期間）とし、災害発生の日をもって決定する。	

区 分	期別	世 帯 区 分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに 加算する額
住家の全壊、全焼 又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
	冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
住家の半壊、半焼 又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬季	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救 助 の 種 類		救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の期間
医療及び助産	医 療	イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。 ロ 救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。 ハ 次の範囲内において行う。 （1）診療 （2）薬剤又は治療材料の支給 （3）処置、手術その他の治療及び施術 （4）病院又は診療所への収容 （5）看護 ニ 支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	災害発生の日から14日以内
	助 産	イ 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行う。 ロ 次の範囲内において行う。 （1）分べんの介助 （2）分べん前及び分べん後の処置 （3）脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 ハ 支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。	分べんした日から7日以内
被災者の救出		一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。 二 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理		一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。	災害発生の日から3月以内 （ただし、国

救 助 の 種 類	救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の期間
	二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 655,000円 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷による被害を受けた世帯 318,000円	の災害対策本部が設置された場合は6月)
生業に必要な資金の貸与	一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するもの。 三 貸与できる額は、次の額以内とする。 イ 生業費 一件当たり 30,000円 ロ 就職支度費 一件当たり 15,000円 四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付す。 イ 貸与期間 2年以内 ロ 利 子 無利子	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは破損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 三 支出できる費用は、次の額以内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内

救 助 の 種 類	救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の期間
	受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具費及び通学用品費 (1) 小学校児童 一人当たり 4,700円 (2) 中学校生徒 一人当たり 5,000円 (3) 高等学校等生徒 一人当たり 5,500円	
埋 葬	一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のも のを行う。 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内におい て行う。 イ 棺(付属品を含む。) ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つば及び骨箱 三 支出できる費用は、一体につき大人213,800円以内、小人 170,900円以内とする。	災害発生の日 から10日 以内
死体の搜索	イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情 により既に死亡していると推定される者に対して行う。 ロ 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具 等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地 域における通常の実費とする。	災害発生の日 から10日 以内
死体の処理	イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬 を除く。)を行う。 ロ 次の範囲内において行う。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 ハ 検案は、原則として救護班において行う。 ニ 支出できる費用は、次に掲げるところによる。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、 一体当たり3,500円以内とする。 (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容 するための既存の建物を利用する場合は当該施設の 借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用で きない場合は、一体当たり5,400円以内とする。この場 合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等 の経費が必要であるときは、当該地域における通常 の実費を加算することができる。 (3) 救護班において検案ができない場合は、当該地域の	災害発生の日 から10日 以内

救 助 の 種 類	救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の期間
	慣行料金の額以内とする。	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去	一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が138,300円以内とする。	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 イ 被災者（法第4条2項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救済用物資の整理配分 二 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	一 令第4条第1号から第4号までに規定する者。（政令に規定する者） （1）医師、歯科医師又は薬剤師 （2）保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 （3）土木技術者又は建築技術者 （4）大工、左官又はとび職 イ 日当 法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 ロ 時間外勤務手当 職種ごとに、日当に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 ハ 旅費 職種ごとに、日当に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とする。	

救 助 の 種 類	救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の期間
	二 令第4条第5号から第10号までに規定する者。 (政令に規定する者) (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業員 (10) 港湾運送業者及びその従業者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。	
救助事務費	一 支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる経費とする。 イ 時間外勤務手当 ロ 賃金職員等雇上費 ハ 旅費 ニ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料) ホ 使用料及び賃借料 ヘ 通信運搬費 ト 委託費 二 各年度において、支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。 イ 30,000,000円以下の部分の金額については100分の10 ロ 30,000,000円を超え60,000,000円以下の部分の金額については100分の9 ハ 60,000,000円を超え100,000,000円以下の部分の金額については100分の8 ニ 100,000,000円を超え200,000,000円以下の部分の金額	

救 助 の 種 類	救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の期間
	については100分の7 ホ 200,000,000円を超え300,000,000円以下の部分の金額 については100分の6 ヘ 300,000,000円を超え500,000,000円以下の部分の金額 については100分の5 ト 500,000,000円を超える部分の金額については100分の4 三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く)の合計額をいう。	

茨木市の災害履歴

1 風水害の履歴

茨木市に大きな被害をもたらした風水害は、台風・梅雨前線及び台風くずれの低気圧に伴う暴風雨・集中豪雨によるものが多く、茨木市では風水害がしばしば発生している。

明治以降の主な風水害は次のとおりである。

- (1) 明治から昭和10年代の水害
淀川や茨木市域を流れる安威川、佐保川及び茨木川が氾濫し市南部地域に多くの被害が生じている。
- (2) 室戸台風（昭和9年9月21日）
- (3) ジェーン台風（昭和25年9月3日）
- (4) 台風13号（昭和28年9月25日）
- (5) 第2室戸台風（昭和36年9月16日）
- (6) 昭和42年7月9日の集中豪雨
- (7) 昭和47年7月と9月の豪雨
- (8) 昭和55年7月24日の集中豪雨
- (9) 台風10号（昭和58年9月28日）
- (10) 台風21号（平成30年9月4日）

茨木市の災害履歴をみると、昭和50年代以降は台風による大きな風水害はほとんどなかったが、平成30年台風21号では近隣の枚方観測所で観測史上1位の最大瞬間風速40.2毎秒を記録し、大阪府内では一時的に約90万軒が停電するとともに、市内でも風害により住家や公共施設で多数の被害が発生した。昭和9年の室戸台風や昭和25年のジェーン台風などの記録でも、台風は大きな被害を生じさせている。

昭和42～61年の主な水害時の家屋被災状況を町丁目別にみると家屋全壊、半壊及び一部破損は土砂くずれによるものが多いため山地・丘陵部の町丁目に多発している。また浸水被害は低地の中でも地盤高の低い氾濫平野と後背低地に分布する町丁目では被害が大きくなっている。床上浸水戸数が多い地域は宮元町・竹橋町・永代町・上中条一丁目及び春日一丁目である。

竹橋町・永代町及び別院町などは昭和42年、43年、44年の水害で浸水被害が出ており浸水被害の反復性を実証している。

茨木市の風水害履歴から特徴をまとめると次のとおりである。

- (1) 明治、大正及び昭和10年頃までは淀川や安威川などの破堤による外水氾濫で被害が生じることが多く、昭和10年以降は小河川及び用水路の溢水などの内水氾濫による被害が主体となった。
- (2) 明治元年5月の水害を除くと、水害の発生時期は6月～10月に集中している。これは、水害は梅雨前線と台風によってもたらされることが多いためである。
- (3) 昭和42年までは、大被害を生じさせた風水害が発生している。昭和43年以降は、被害の規模がやや小さくはなったが、ほとんど毎年のように水害が発生しており、平成9年8月7日には、1時間降雨量99mmを観測する局地的な集中豪雨により、中穂積、下穂積、南春日丘地区などで浸水被害が出ている。
- (4) 平成30年台風21号では、後述の大阪府北部を震源とする地震による被害も重なり、風害による住家や公共施設への被害のほか、倒木等多数発生し、甚大な被害を被った。

2 土砂災害の履歴

土砂災害は、地すべり、崩壊及び土石流に大きく分類されるが茨木市で発生した土砂災害は、豪雨に伴った崩壊がほとんどである。山地部と丘陵部で多く発生し、家屋や道路などに被害を与えている。

昭和42年7月9日には、山地部と丘陵部を中心に家屋全壊流失10戸の被害が生じている。被害のほとんどが土砂くずれ（崩壊）によるものであり、特に車作（4戸）及び大門寺（2戸）では複数発生し、春日丘では家屋全壊に伴って負傷者がでている。道路被害も75ヶ所（市道のみ）発生しているが、原因は路肩崩壊と法面崩壊が多い。

昭和47年7月12日には、土砂くずれ（崩壊）が車作・安元・佐保などの山地部と西安威一～二丁目・豊川五丁目・北春日丘二～四丁目・南春日丘三丁目などの丘陵地で発生し、全域で山地崩壊33ヶ所、道路崩壊132ヶ所の被害となった。

昭和55年7月24日には、佐保で土砂くずれにより住家1戸が半壊し負傷者2名が生じている。

昭和43年7月2日、昭和44年6月25日、昭和47年9月16日、昭和58年9月28日、昭和60年6月21日～7月3日、平成9年7月13日、平成11年6月29日～30日の豪雨でも、道路や山地で崩壊が発生している。特に平成30年7月豪雨では、北部地域を中心に多数の土砂崩れが発生し、府道茨木摂津線で発生した土砂崩れを受け、市では周辺住民に対して避難指示（緊急）を発令した。

以上の茨木市の土砂災害履歴をまとめると、次のようなことがいえる。

- (1) 昭和42年7月9日の集中豪雨では、土砂災害により家屋全壊や負傷者など多くの被害を出したが、以後30年間は土砂災害による大きな被害は生じていない。
- (2) 昭和42年以後平成30年までは、大きな土砂災害はほとんど発生していないが、毎年のように、道路や山地などに中・小規模な被害が生じており、平成26年以降は避難勧告等を頻繁に発令するようになった。

3 地震災害の履歴

茨木市は平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震において、約8,000件の一部破損（屋根瓦のズレや壁の破損など）被害を受けた。平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、死者1人、負傷者102人、住家被害は全壊3棟、半壊95棟、一部損壊13,510棟のほか、公共施設でも多数の被害が生じ、避難者は延べ6,264人にのぼるなど、大阪府内では高槻市に次ぐ大きな被害を被った。

これ以前には、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの海溝型巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年）また、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年など）及び濃尾地震（1891年）等により、少なからず地震災害が発生していると推定されている。

表 大阪府域の主な地震被害

年 月 日	名称または 震央の地名	マグニチュード	府域の震度 (推定含む)	府域の被害概要
887. 8. 26	南海道沖	8.0～8.5	－	津波による死者多数
1361. 8. 3	南海道沖	8 ¹ / ₄ ～8.5	－	四天王寺倒壊、津波による死者数百名。
1510. 9. 21	摂津河内	6.5～7.0	－	河内藤井寺、その他2社倒壊。人家の被害多数
1579. 2. 25	摂津	6.0	－	四天王寺の鳥居崩壊
1596. 9. 5	京都及び畿内 (伏見地震)	7 ¹ / ₂	4	堺で死者600人、大阪も人家被害多数
1662. 6. 16	琵琶湖西岸	7 ¹ / ₄ ～7.6	5	高槻城・岸和田城破損。大阪で若干の死者
1707. 10. 28	宝永地震 (東南海道沖)	8.4	6	大阪で死者約750人、他に津波により死者多数、 船舶被害1300、落橋50
1854. 12. 23	安政東海地震	8.4	5	大阪で倒壊200軒。
1854. 12. 24	安政南海地震	8.4	5～6	津波による死者多数、船舶被害1800、落橋10
1891. 10. 28	濃尾地震	8.0	5	死者24人、負傷者94人、全壊1011棟、半壊708棟
1899. 3. 7	紀伊半島南東部	7.0	4	大阪砲兵工廠、小学校等損傷
1927. 3. 7	北丹後地震	7.3	4	死者21人、負傷者126人、全壊127棟、半壊117棟
1936. 2. 21	河内大和地震	6.4	5	死者8人、負傷者52人、全壊18棟、半壊89棟
1944. 12. 7	東南海地震	7.9	4	大阪市内で死者6人、負傷者120人、 全壊122棟、半壊（小破を含む）2500棟
1946. 12. 21	南海地震	8.0	4	死者32人、負傷者46人、全壊261棟、半壊217棟
1952. 7. 18	吉野地震	6.8	4	死者2人、負傷者75人、全壊9棟、半壊7棟
1995. 1. 17	平成7年(1995年) 兵庫県南部地震	7.3	4	死者31人、負傷者3589人、全壊895棟、 半壊7,232棟
2018. 6. 18	大阪府北部を震源 とする地震	6.1	6弱	死者6人、負傷者369人、全壊21件、大規模半壊7件、 半壊610件、一部損壊61,885件

4 火災の履歴

(1) 大規模火災（3,000㎡以上）

昭和60年5月31日 電気器具製造工場 6,468㎡

(2) 危険物火災

昭和39年9月14日 燃料店 1,631㎡

(3) 大規模林野火災（5ha以上）

昭和43年3月18日 大門寺向山 7.47ha

(4) 一般火災（1,000㎡以上）

年月日	場所または施設	焼損面積
S. 27. 6. 6.	本町 (市場)	1,508 ㎡
S. 40. 1. 3.	安威 (旅館)	1,339 ㎡
S. 43. 4. 29.	田中町 (工場)	2,115 ㎡
S. 43. 8. 22.	駅前一丁目 (遊戯場)	1,086 ㎡
S. 44. 7. 21.	舟木町 (市場)	2,528 ㎡
S. 45. 5. 24.	見付山二丁目 (中学校)	2,127 ㎡
S. 57. 9. 6.	本町 (市場)	1,455 ㎡
H. 5. 6. 6.	南安威二丁目 (倉庫)	1,682 ㎡
H. 8. 7. 21.	北春日丘一丁目 (住宅付店舗)	1,610 ㎡
H. 16. 5. 12.	東太田四丁目 (工場)	1,327 ㎡